岩国市立地適正化計画
改定版

多様な魅力を活力に変え
安心・快適に暮らせる持続可能な都市

令和７年３月
岩 国 市

ごあいさつ

本市は、県内で２番目となる広大な市域面積を有している中、人口増加を背景とした住宅地の拡大や商業施設の分散立地など、都市機能を有する市街地が拡散してきましたが、急速な人口減少や少子高齢化が進行し、一定の人口密度に支えられてきた医療、福祉、商業等の生活サービスの提供が困難になることが懸念されており、都市機能と構造の転換が求められています。

そこで、本市においては、様々な生活サービス施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によってこれらの施設にアクセスできる環境の実現を目指し、令和２年３月に策定した「岩国市立地適正化計画」に基づき、「コンパクト・プラス・ネットワーク」に向けたまちづくりを進めてまいりました。

また、令和５年には第３次岩国市総合計画を策定し、「ともに歩み、ともに創り、ともに輝く、交流とにぎわいのまち岩国」をまちづくりの将来像に掲げ、市民が安心して暮らし続けることができるために、様々な取組を進めているところです。

一方で、近年全国各地で水災害が頻発・激甚化の傾向をみせており、本市においても例外ではなく、過去に甚大な被害を及ぼす水災害に見舞われてきました。

そのため、この度、本計画の評価・見直しを行い、都市再生特別措置法の改正も踏まえ、従来の「コンパクト・プラス・ネットワーク」に加え、計画的かつ着実に防災減災対策に取り組むために、本計画に「防災指針」を位置づけることといたしました。

今後も、「多様な魅力を活力に変え　安心・快適に暮らせる持続可能な都市」を目標とし、地域間や他都市との交流・連携を図りつつ、各地域の実情に沿ったまちづくりを進めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の改定に当たり、パブリックコメントにご協力いただいた市民の皆様をはじめ、岩国市立地適正化計画推進協議会や岩国市都市計画審議会の委員の皆様、関係機関・団体の皆様から貴重なご意見、ご提案を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

令和７年３月

岩 国 市 長　福田良彦

目　　次

第１章　立地適正化計画について

１．立地適正化計画の制度について 2
２．岩国市立地適正化計画策定の必要性と目的 4
３．本計画の位置付け 6
４．計画対象区域 6
５．目標年次 6
６．防災指針策定の背景 7

第２章　岩国市の現状と課題

１．現状と課題を整理する視点 10
２．岩国市の現状と将来見通し 11
２－１．人口及び人口密度の状況 11
２－２．市街化の動向 22
２－３．都市施設の整備状況 26
２－４．公共交通の運行状況 31
２－５．生活サービス施設の立地状況 36
２－６．災害リスクの状況 39
２－７．財政の状況 48
２－８．市民アンケートでの居住意向 50
３．岩国市の現状と集約型都市づくりに向けた課題の整理 51

第３章　岩国市立地適正化計画の基本方針

１．岩国市立地適正化計画の目標と実現に向けた方針 56
２．岩国市立地適正化計画で定める事項 58
２－１．拠点 58
２－２．公共交通軸 62
２－３．居住区域 64
２－４．各居住区域における災害に対する取組方針 66
【参考】岩国市立地適正化計画の目標や実現に向けた方針の体系 67

第４章　誘導区域
１．にぎわい居住区域（居住誘導区域）　70
１－１．にぎわい居住区域（居住誘導区域）の考え方　70
１－２．にぎわい居住区域（居住誘導区域）の設定方針　71
１－３．にぎわい居住区域（居住誘導区域）の設定方法・設定基準　72
１－４．にぎわい居住区域（居住誘導区域）の設定図　75
【参考】国による居住誘導区域の設定の考え方と本市での指定状況　77
２．都市機能誘導区域　78
２－１．都市機能誘導区域の考え方　78
２－２．都市機能誘導区域の設定方針　79
２－３．都市機能誘導区域の設定方法・設定基準　80
２－４．都市機能誘導区域の設定図　83
【参考】市街化区域・用途地域内の誘導区域等の区分図　85
【参考】市街化区域・用途地域内に対する各誘導区域の指定状況　87

第５章　誘導施設
１．誘導施設の設定方針　90
２．誘導施設の設定　90
【参考】都市機能誘導区域の区分図（拠点別）　91
【参考】生活サービス施設の機能からみた誘導・立地の在り方　93

第６章　防災減災対策の取組方針
１．防災減災対策の考え方（防災指針）　96
２．誘導区域内の災害に対する考え方　96
３．誘導区域内の災害リスク分析と課題の整理　98
４．誘導区域内の災害リスクの回避又は低減に対する取組方針　104

第７章　誘導施策・防災減災施策
１．居住を誘導するための施策　110
２．誘導施設の立地を誘導するための施策　112
３．防災減災対策を推進するための施策　114
４．施策の実施に向けて岩国市が講ずる施策　117
５．低未利用土地等に対する対応方針　120
６．防災減災対策にかかる実施プログラム　122
７．届出制度　124
【参考】岩国市における集約型都市の実現に向けた各種計画の展開イメージ　126

第８章　計画の推進に関する事項
１．目標値設定 128
２．進行管理 130
３．評価体制とスケジュール 132

参考資料
１．誘導区域の設定における評価指標図（策定当時） 134
２．災害リスク別課題と取組方針図 146
３．岩国市立地適正化計画の策定及び改定の経過 171
４．協議会委員名簿 174
５．市民アンケート調査結果 176
６．用語解説 198

コラム
・流域治水と本市の近年の主な水災害について 7
・DID（人口集中地区）面積が拡大し、その中の人口密度が減るとどうなるか？ 22
・土砂災害について 39
・浸水時の注意と避難行動について 44
・高潮と津波の違いについて 47
・災害情報の収集や活用について 100
・本市における地震対策について 103
・地震による液状化について 107

本文中に ＊ 印の付いている用語は、巻末に用語解説を掲載しています。

第１章

立地適正化計画について

1. 立地適正化計画の制度について
2. 岩国市立地適正化計画策定の必要性と目的
3. 本計画の位置付け
4. 計画対象区域
5. 目標年次
6. 防災指針策定の背景

第１章　立地適正化計画について

１．立地適正化計画の制度について

（１）立地適正化計画制度創設の経緯

近年、我が国の都市では、人口減少・少子高齢化が進行する中、中心市街地の空洞化による都市機能の低下や、低密度な市街地の拡散による生活サービス機能の低下などが生じていることから、都市のあり方の転換が求められており、今後のまちづくりにおいては、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっております。

これらの課題に対しては、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活サービス施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくことが重要視されています。

こうした中、都市再生特別措置法*（以下「都市再生法」という。）が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、2014（平成26）年８月に立地適正化計画制度が創設されました。

（２）立地適正化計画とは

立地適正化計画は、都市再生法に定められている「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」を指すものであり、都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランの一部とみなされ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向け、一定の人口密度に支えられた居住や医療、福祉、商業、公共交通等の多様な都市機能がまとまって立地するよう、既存の都市機能の維持や緩やかな立地の誘導を行うとともに、公共交通との連携によるまちづくりを推進することを目的とするマスタープランとなります。

（３）立地適正化計画で定める主な事項

立地適正化計画では、従来の都市計画の基本的な方針を前提に、居住誘導区域や都市機能誘導区域などを定め、緩やかに市街地の再編を目指します。

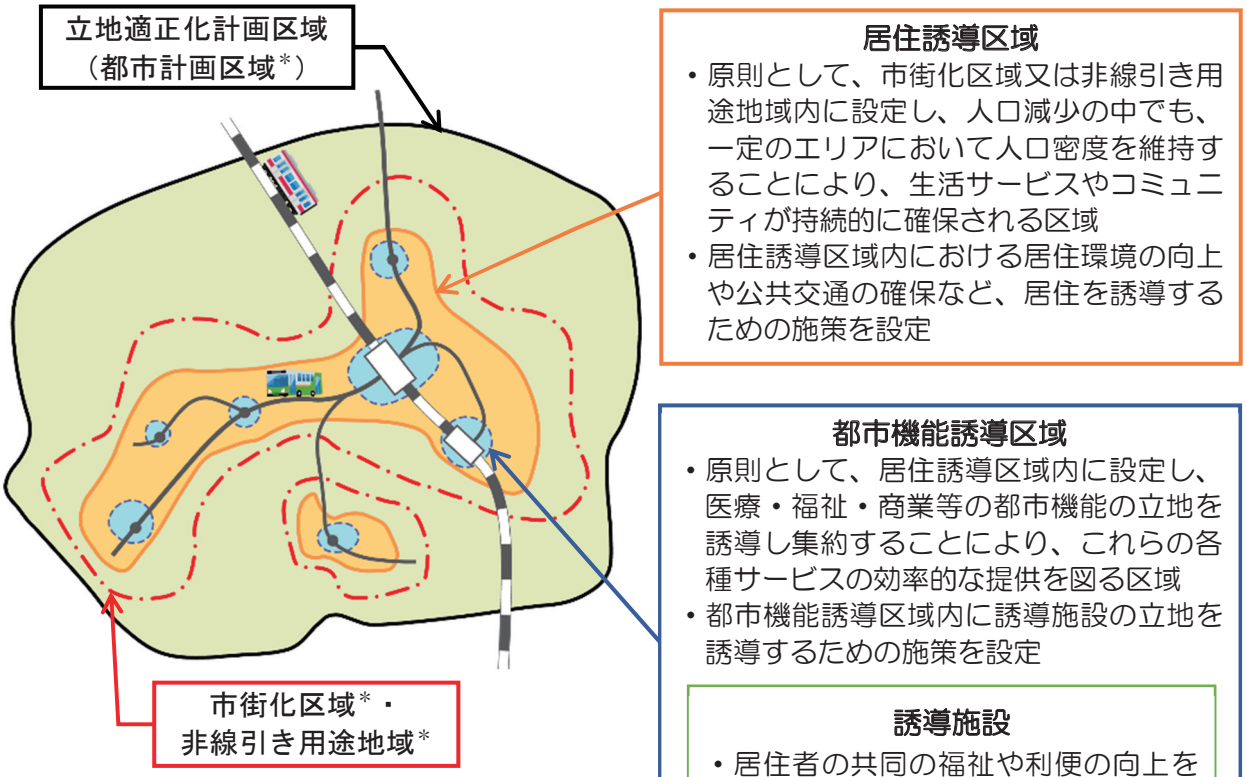

図 1-1　立地適正化計画の区域イメージ

■居住誘導区域と都市機能誘導区域の関係

・都市機能誘導区域は、原則、居住誘導区域内に定めるものです。

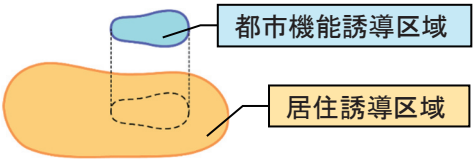

２．岩国市立地適正化計画策定の必要性と目的

本市は、山口県下で２番目に大きい市域面積を有しており、岩国地域や由宇地域、玖珂・周東地域など、一定の都市機能を有する市街地が各地域で形成されています。

人口は、1980（昭和55）年の約16.4万人をピークに減少が続いており、2050（令和32）年にはピーク時の約半数の約8.3万人となることが推計されています。この人口規模は、現状の2020（令和２）年の約12.9万人からは約35.7%減少するものであり、1925（大正14）年の約10.7万人を下回る見込みです。

こうした状況の中で、多くの人々が住み、集い、働く場所である市街地環境について、人口増加を背景に形成されてきた状況のまま、公共における社会資本や民間による生活サービスを維持することは、困難であると考えています。

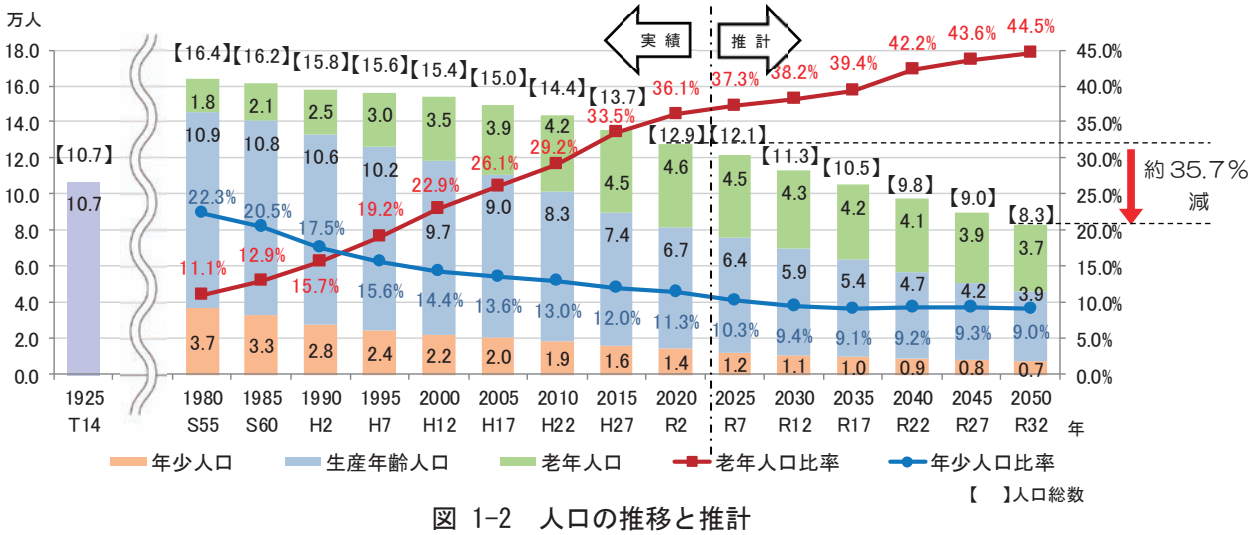

図 1-2　人口の推移と推計

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）

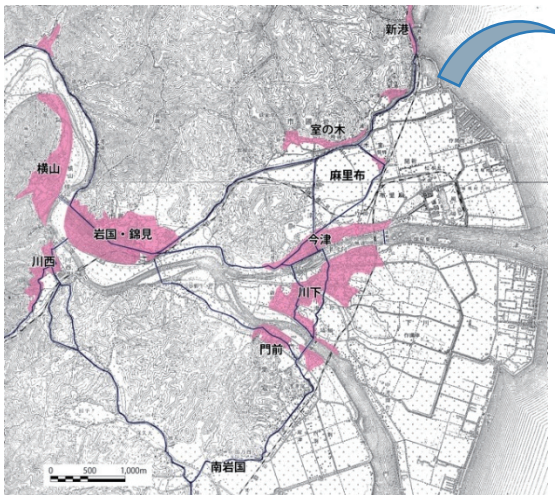

1925（大正 14）年頃の市街地（岩国地域）

人口の増加とともに市街地は拡大し、現在の市街地が形成。

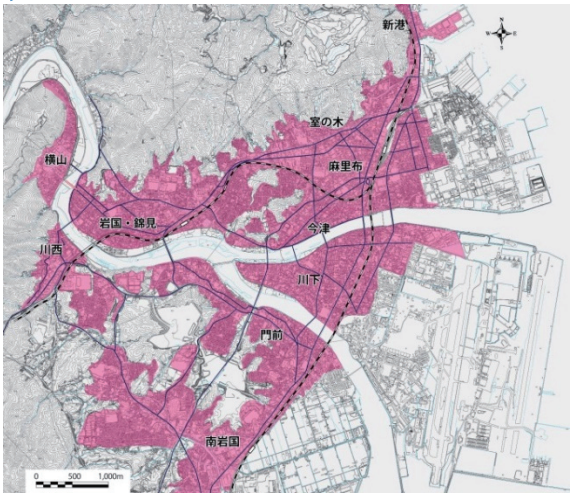

現在の市街地（岩国地域）

人口が減少する中で、拡大していった市街地は元の形に戻らない。
今後の市街地の形は？
そこでの暮らしは？

図 1-3　市街地の変遷

そのため、本市では、『岩国市都市計画マスタープラン*』（2017(平成29)年３月改訂）において、集約型都市づくりを目標に掲げ、その実現に向けた取組を進めていますが、今後の更なる人口減少に対応するためには、医療・福祉施設、商業施設や住居等の多様な都市機能がまとまって立地する市街地の在り方や、都市建設・社会インフラの今後の整備の在り方に関する考え方を変えていく必要があります。

そこで、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けて創設された、都市計画マスタープランの一部とされる『立地適正化計画』を策定し、『岩国市都市計画マスタープラン』で掲げる集約型都市構造の形成に向けた具体的な区域や施策を示し、緩やかに長い時間をかけて持続可能な市街地へと再編することを目指し、**2020（令和２）年３月『岩国市立地適正化計画』を策定**しました。

今後、更なる人口減少が進む中、
このまま放っておくと･･･

まちなかでは人が減ることで、お店が閉店したり、バスの運行が廃止されたりするなど、まちに活気がなくなる可能性があります。

住宅地でも人が減ることで、空き家が増加したり、身近なお店が閉店したりするなど、まちが寂しくなる可能性があります。

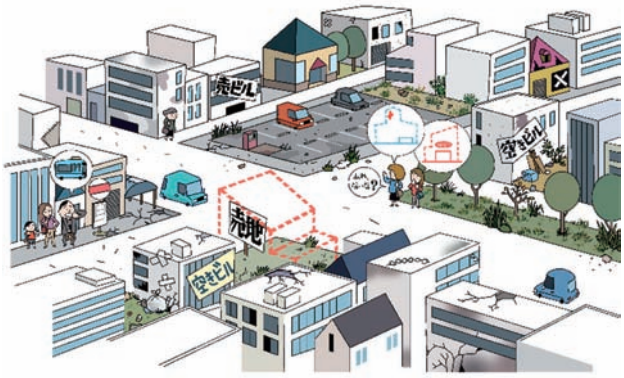

まちなか

住宅地

対策を立てて、便利なまちを維持しなくては！

立地適正化計画により、暮らしやすさの維持を目指します！

３．本計画の位置付け

本計画は、山口県が策定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針である『岩国都市計画区域マスタープラン*』『岩国南都市計画区域マスタープラン』や、本市の最上位計画である『第３次岩国市総合計画*』に即して策定された『岩国市都市計画マスタープラン』の一部であり、『岩国市人口ビジョン*』、『岩国市地域公共交通計画*』をはじめ、商業・健康・医療・子育て・公共交通・公共施設管理等に関連する個別計画の将来像や目標との連携を図ります。

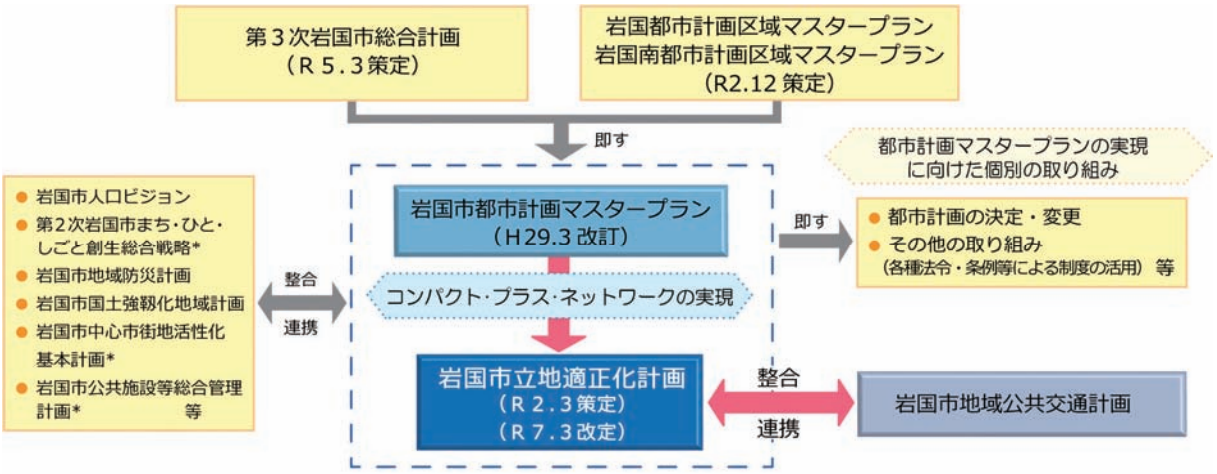

図 1-4　立地適正化計画の位置付け

４．計画対象区域

本計画の対象区域は、都市再生法に基づき、本市の都市計画区域である「岩国都市計画区域」と「岩国南都市計画区域」を対象とします。

なお、市域のうち本計画の対象とならない都市計画区域外のまちづくりについては、『第３次岩国市総合計画』や『岩国市都市計画マスタープラン』の全体構想、『第２次岩国市中山間地域振興基本計画*』などに基づく施策や事業により、各地域の実情に応じたまちづくりの実現に取り組んでいきます。

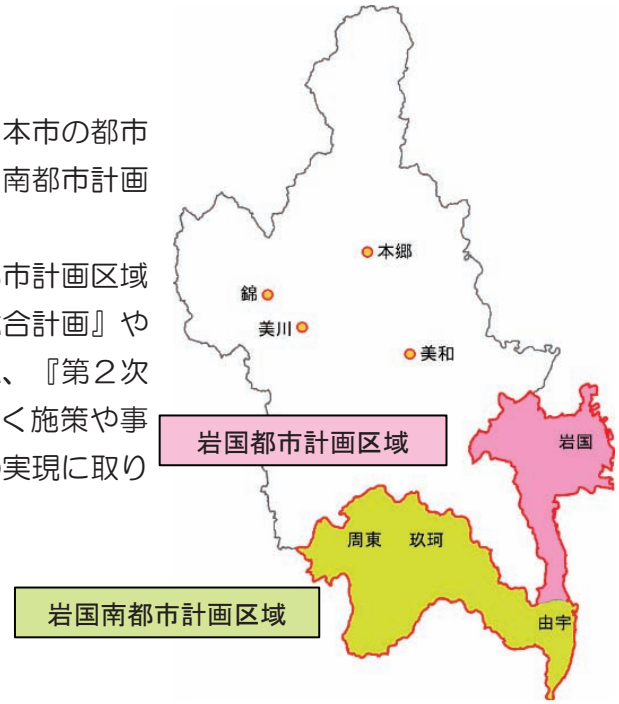

図 1-5　計画対象区域

５．目標年次

本計画の目標年次は２０４０（令和２２）年とし、『岩国市都市計画マスタープラン』等の見直しや都市施設整備の状況等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

6．防災指針策定の背景

（1）都市再生法の改正

従来の都市災害の課題に対しては、関東大震災、阪神・淡路大震災の被害を教訓とした都市火災対策が進められてきました。

一方で、2011（平成 23）年３月に発生した東日本大震災による津波被害、2018（平成 30）年７月豪雨（西日本豪雨）など、気候変動の影響により近年全国各地で、水災害が頻発・激甚化の傾向をみせています。

このような中、国において 2020（令和２）年６月に都市再生法が改正され、立地適正化計画に「防災指針」を位置づけ、居住誘導区域内における災害リスクに対して、計画的かつ着実に必要な防災減災対策に取り組むこととなりました。

（2）防災指針とは

コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域は、新たな立地抑制を図るため居住誘導区域からの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して、計画的かつ着実に必要な防災減災対策に取り組むことを示すものです。

（3）本市における改定

本市においても、2018（平成 30）年７月豪雨（西日本豪雨）のほか、2005（平成 17）年台風 14 号、2022（令和４）年台風 14 号など、甚大な被害を及ぼす大きな水災害に見舞われてきました。

そのため、本市においても、本計画に「防災指針」を位置づけるため、災害に対する課題の整理及び対策の検討を行い、防災まちづくりを推進するために岩国市立地適正化計画の改定を行いました。

コラム　流域治水と本市の近年の主な水災害について

■ 流域治水プロジェクトについて

- 流域治水プロジェクトとは、気候変動による水害リスクの増大に備え、河川管理者が実施する治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、具体的な対策をとりまとめ、流域全体で実施すべき治水対策の全体像を示すものです。
- 本市を流れる河川では、小瀬川、錦川、平田川、島田川水系にかかわる流域治水が行われています。流域治水の考え方に基づいて、河川管理者等のみならず本市を含む各関係者と連係しながら、日々、治水対策を行っております。

流域治水の内容についてはこちらから→

（出典：国土交通省　中国地方整備局　太田川河川国道事務所）

■ 2005（平成 17）年台風 14 号による被害状況

〈美川町：南桑駅周辺〉

〈岩国・横山地区：錦帯橋〉

- 人的被害としては、土砂崩れにより死者３名、負傷者３名という甚大な被害がもたらされました。
- 住宅を含む建物被害は 1,762 棟（うち住宅は 99%）にのぼり、そのうち床上浸水 731 棟、床下浸水 678 棟と、被害の大半が浸水被害となりました。
- 岩国市（当時の旧岩国市、旧美川町）に災害救助法が適用されました。

■ 2018（平成 30）年７月豪雨（西日本豪雨）による被害状況

〈川西地区：川西駅周辺〉

〈周東町：獺越地区〉

〈岩国・横山地区〉

- 本市では、７月６日から７日未明にかけて、玖珂町で１時間雨量 76 ミリを記録するなど非常に激しい雨が降り続いたことにより、各地で被害が相次いで発生しました。
- 人的被害としては、土砂崩れ等により死者２名、負傷者５名という甚大な被害がもたらされました。住宅被害は 657 棟にのぼり、全壊 13 棟、半壊 278 棟、床上浸水 53 棟、床下浸水 313 棟となりました。山口県内では本市の被害が最も大きく、災害救助法が適用されました。

第２章

岩国市の現状と課題

1. 現状と課題を整理する視点
2. 岩国市の現状と将来見通し
3. 岩国市の現状と集約型都市づくりに向けた課題の整理

第２章　岩国市の現状と課題

１．現状と課題を整理する視点

国においては、「コンパクト・プラス・ネットワーク」による集約型都市づくりを推進するため、都市全体の観点から、目指すべきまちづくりの方針を見据えながら、道路網等の都市施設、人口の集積状況、主要な公共交通路線、都市機能施設、公共施設の配置等をもとに、将来においても持続可能な都市の骨格構造を抽出することが重要とされております。

そのため、本市の都市計画区域内において、①「拠点」の形成、②「市街地」の集約・整理、③「拠点間ネットワーク」の形成の３つの視点から集約型都市づくりの方針を定める必要があるため、本章では、この３つの視点から本市の状況を把握し、現状と課題を整理します。

なお、計画対象区域が広範囲であることから、以下の３地域に分割して図面を掲載します。

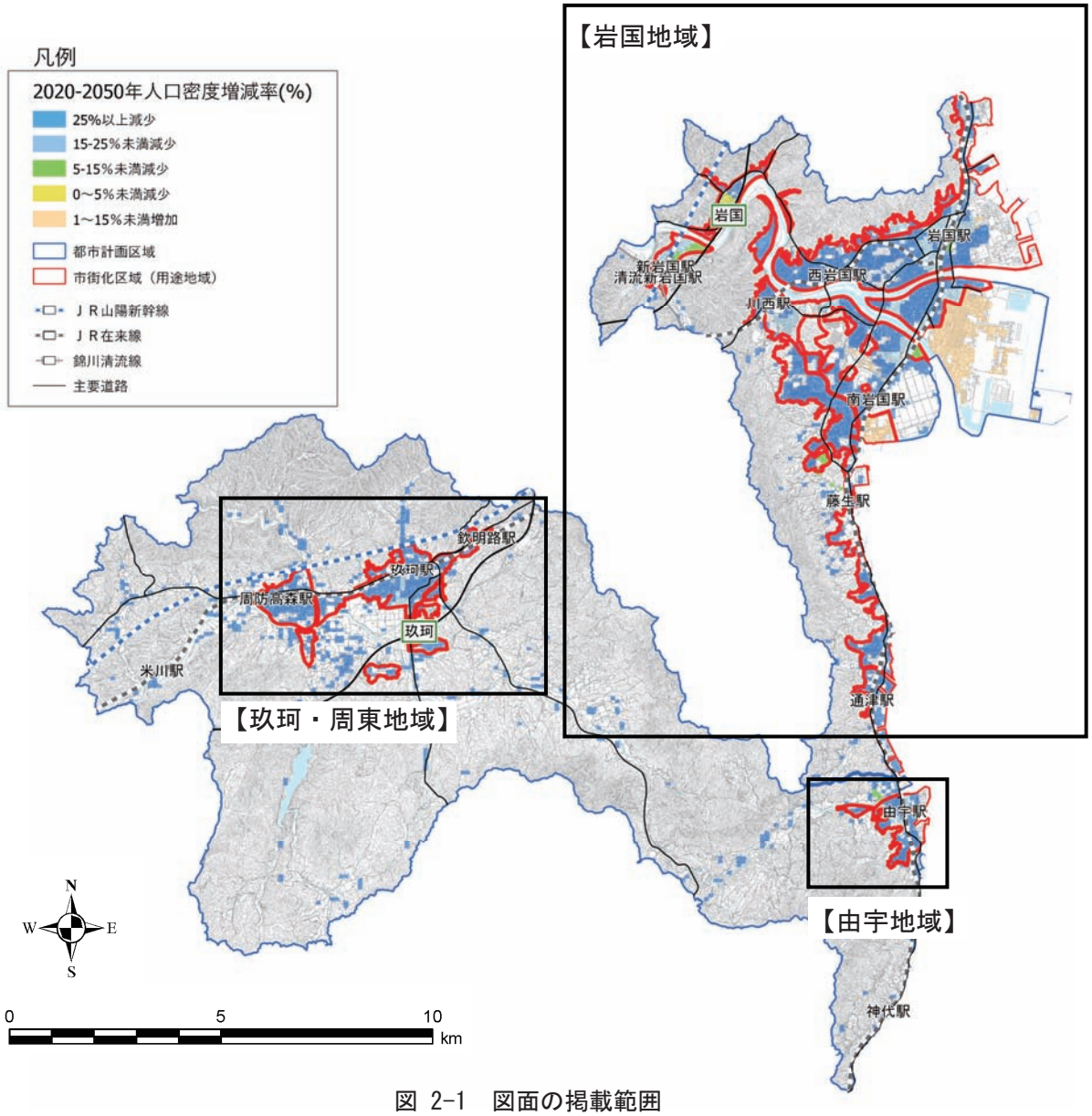

図 2-1　図面の掲載範囲

2．岩国市の現状と将来見通し

2－1．人口及び人口密度の状況

- 2020（令和2）年の本市の国勢調査人口（以下、「人口」）は 129,125 人で、減少傾向が続いています。【図 2-2】
- 2020(令和2)年の人口は、2015(平成27)年国勢調査を基にした推計人口(129,414人）より約 300 人少ない人口で推移しています。【図 2-2】
- 2050（令和 32）年の人口は、市全域で減少し、2020（令和 2）年よりも約 35.7%減少すると推計されています。【図 2-2】
- 年齢階層別人口では、少子高齢化が進行しており、1995（平成7）年に老年人口が年少人口を上回り、その差は年々広がっています。今後は、年少人口・生産年齢人口は減少し続け、老年人口も減少に転じることから、人口減少は更に進行すると推計されています。【図 2-2・表 2-1】
- 人口は岩国地域に集中する傾向にあり、2015（平成 27）年以降は 70%以上を占めていますが、その岩国地域においても 1980（昭和 55）年をピークに人口減少が進んでいます。【図 2-3】
- 人口密度も市全域で減少すると推計されており、2050（令和 32）年に、市街地の基準となる 40 人/ha 以上を維持しているのは、岩国地域では錦川沿いの市街地や南岩国地区、また、由宇・玖珂・周東地域の一部に限られています。【図 2-4～6】
- 2020（令和2）から 2050（令和 32）年にかけての人口密度増減率をみると、25%以上減少する箇所が市全域で多くみられます。【図 2-7・8】
- 高齢化は市全域で進行しており、2050（令和 32）年には、市全域で高齢化率 40%以上が広く分布し、岩国地域の城下町地区や由宇地域の丘陵部の住宅団地、周東地域の一部などでは、50%以上の地区がみられるようになります。【図 2-9～11】

■人口の推移

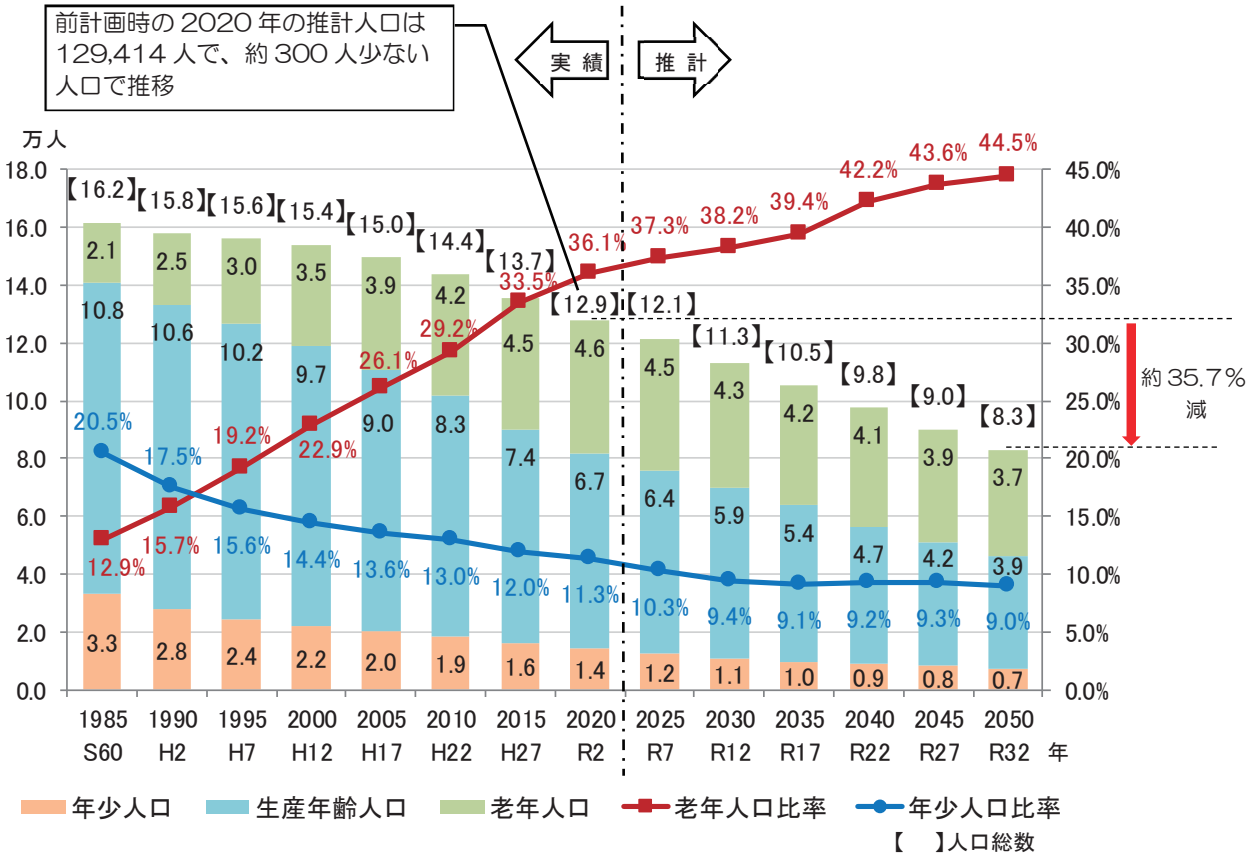

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

※実績値：総人口は年齢不詳を含んでいる。老年人口比率、年少人口比率は年齢不詳を除いて算出している。

推計値：2020(令和 2)年国勢調査を基にした推計値。3 区分人口は年齢不詳を按分して算出している。

図 2-2　年齢階層別人口と人口比率の推移

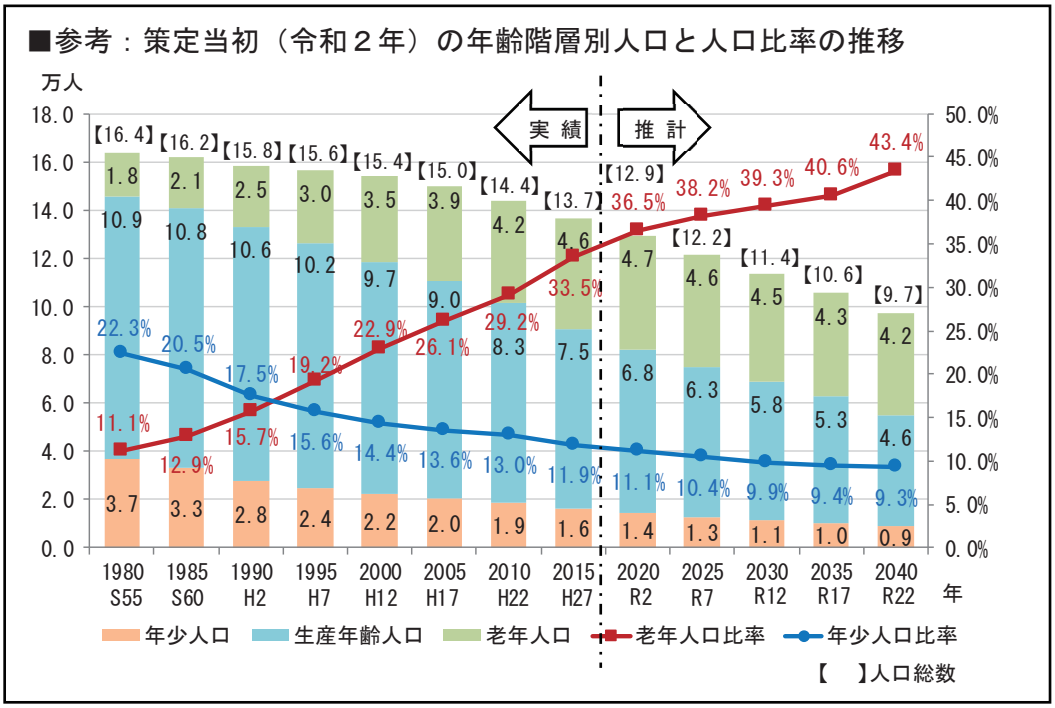

表 2-1　年齢階層別人口と人口比率の推移

（人口　単位：人）

		総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口比率	老年人口比率
1985（ S60 ）	実績値	161,682	33,102	107,731	20,840	20.5%	12.9%
1990（ H2 ）		158,293	27,660	105,580	24,814	17.5%	15.7%
1995（ H7 ）		156,347	24,441	101,909	29,954	15.6%	19.2%
2000（ H12 ）		153,985	22,142	96,588	35,218	14.4%	22.9%
2005（ H17 ）		149,702	20,294	90,269	39,035	13.6%	26.1%
2010（ H22 ）		143,857	18,596	83,058	41,912	13.0%	29.2%
2015（ H27 ）		136,757	16,187	73,838	45,401	12.0%	33.5%
2020（ R2 ）		129,125	14,495	67,305	46,114	11.3%	36.1%
2025（ R7 ）	推計値	121,264	12,435	63,617	45,212	10.3%	37.3%
2030（ R12 ）		113,227	10,667	59,296	43,264	9.4%	38.2%
2035（ R17 ）		105,377	9,625	54,224	41,528	9.1%	39.4%
2040（ R22 ）		97,684	9,023	47,462	41,199	9.2%	42.2%
2045（ R27 ）		90,185	8,360	42,485	39,340	9.3%	43.6%
2050（ R32 ）		83,047	7,484	38,619	36,944	9.0%	44.5%

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

※実績値：総人口は年齢不詳を含んでいる。年少人口比率、老年人口比率は年齢不詳を除いて算出している。

推計値：2020(令和 2)年国勢調査を基にした推計値。3 区分人口は年齢不詳を按分して算出している。

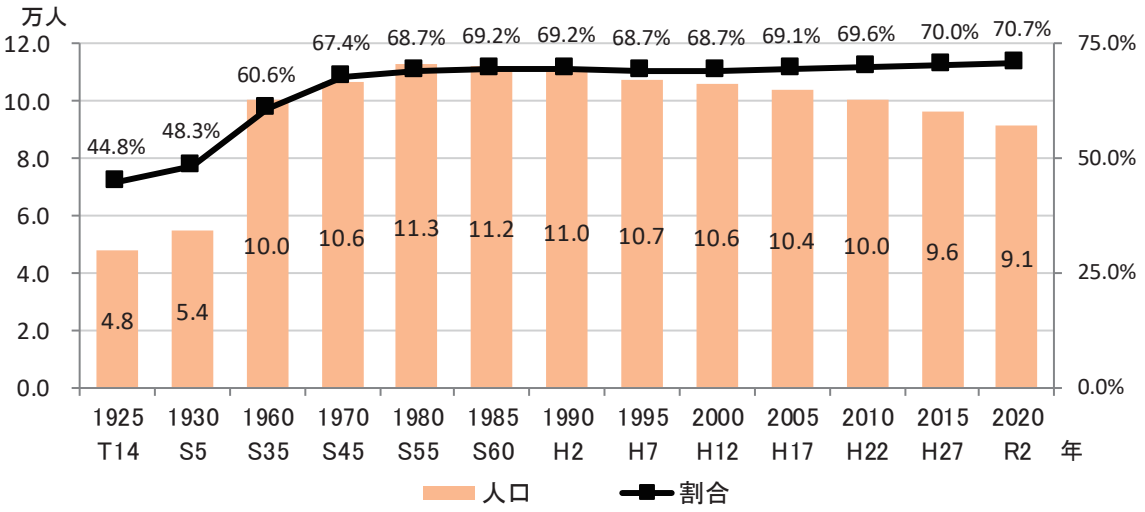

図 2-3　岩国地域の人口と本市全人口に占める割合の推移

出典：国勢調査

■人口密度

【岩国地域】2020（令和 2）年

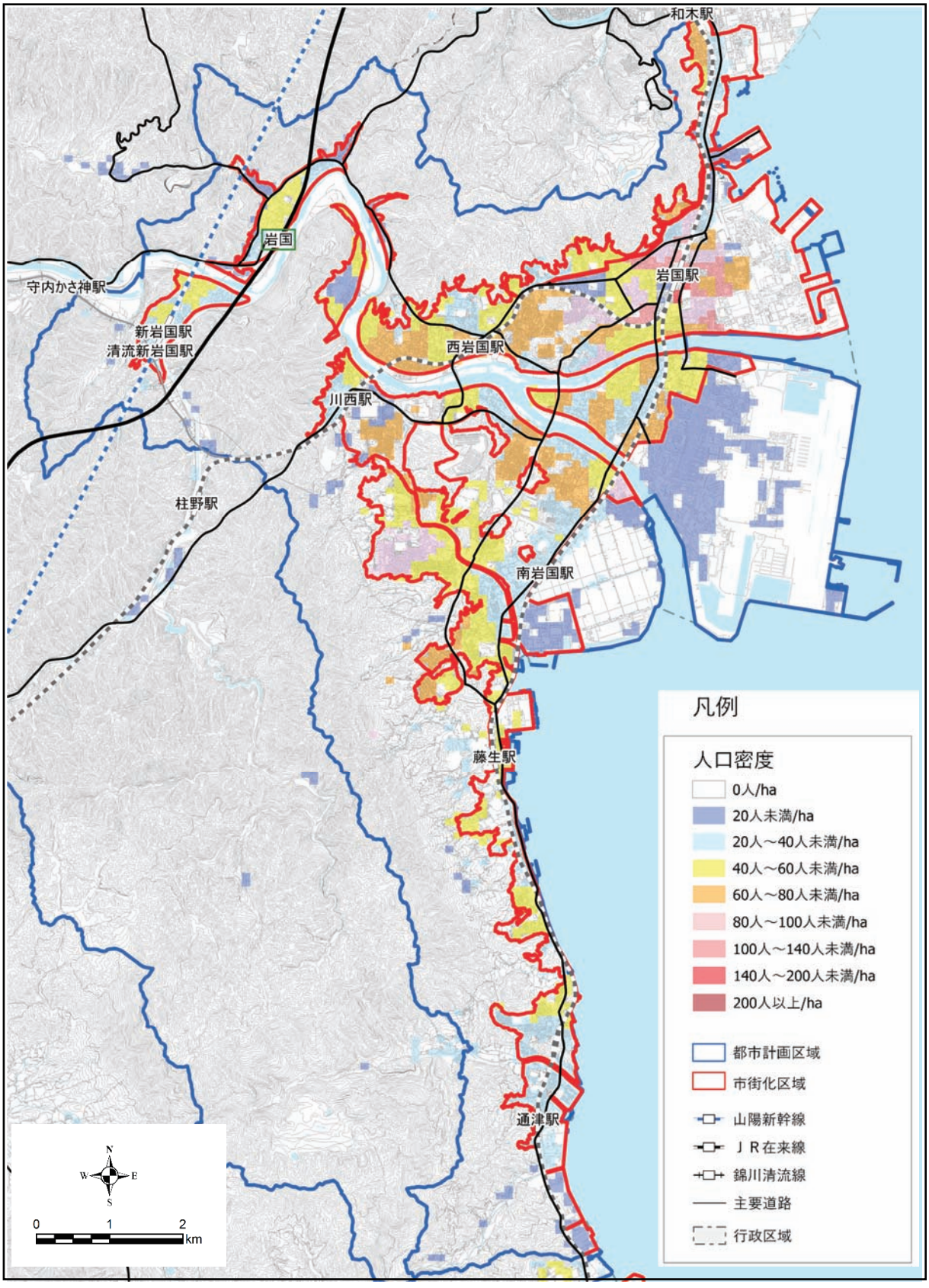

図 2-4　2020(令和2)年人口密度（100mメッシュ）

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」、
国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」

※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

■人口密度

【岩国地域】2050（令和32）年

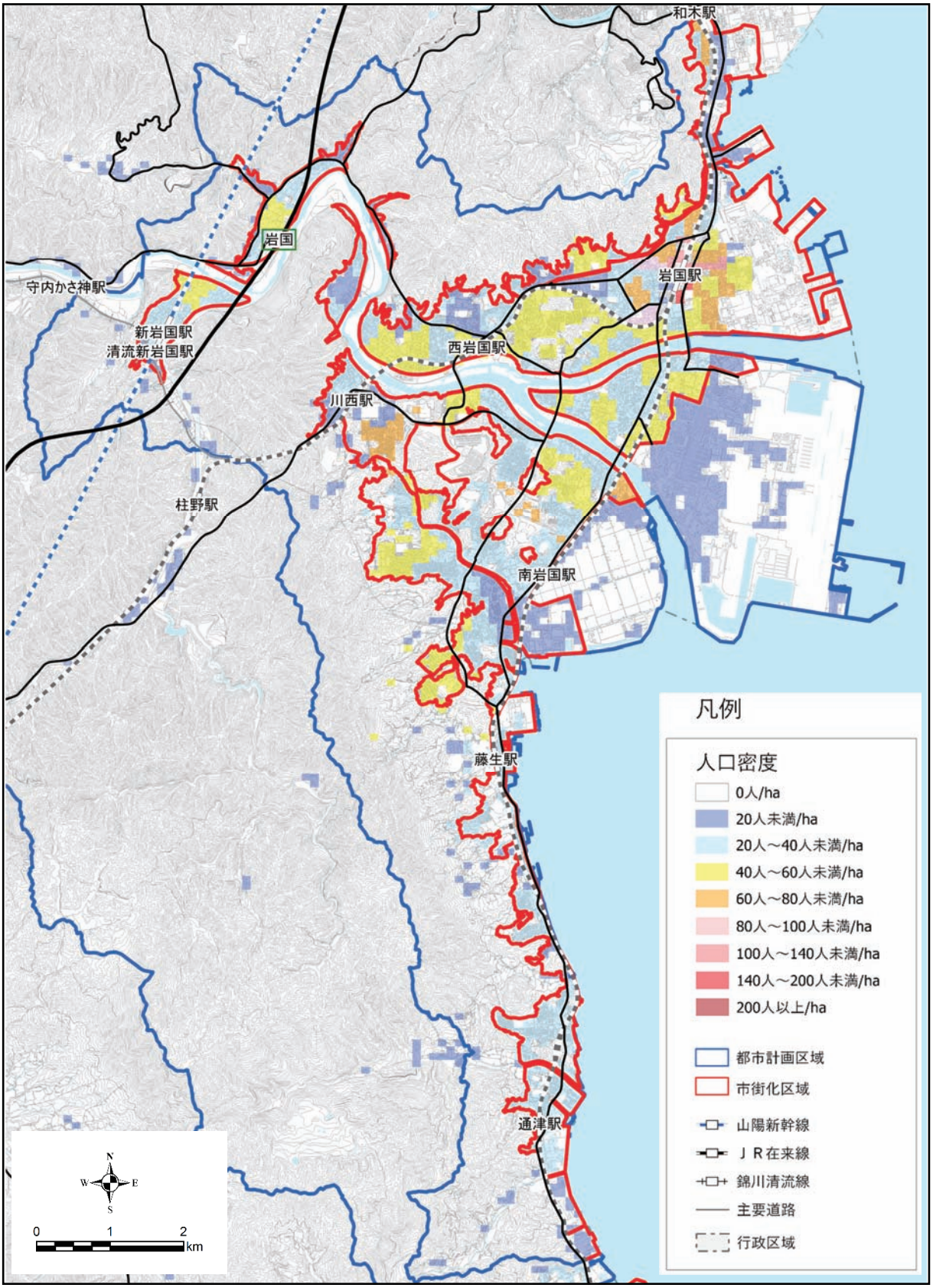

図 2-5　2050(令和32)年人口密度（100mメッシュ）

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」、
国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」

※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

■人口密度

【由宇地域】

2020（令和 2）年

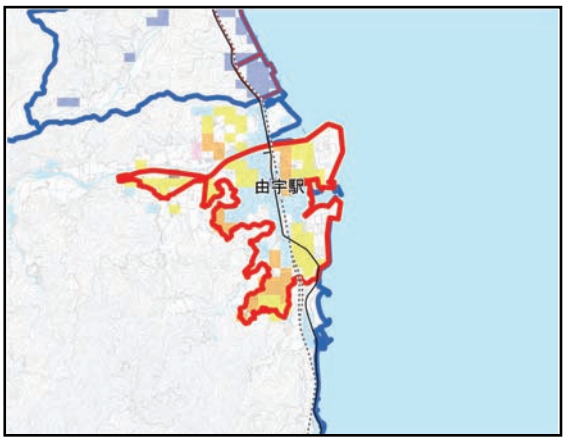

2050（令和 32）年

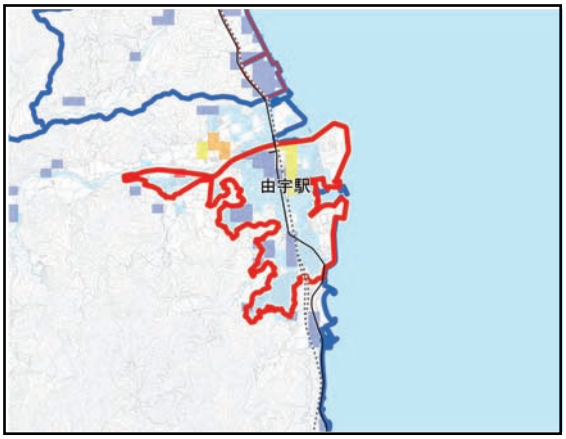

【玖珂・周東地域】

2020（令和 2）年

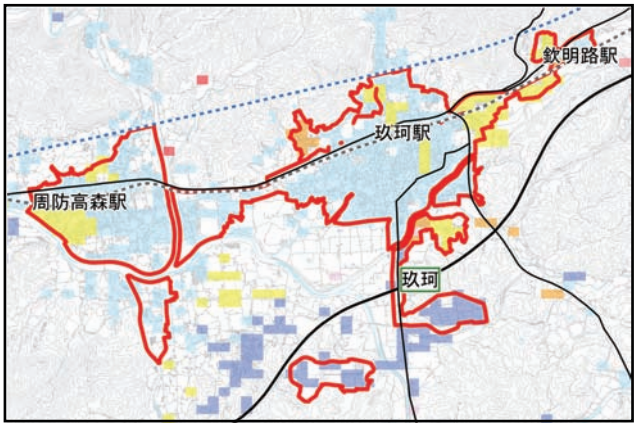

2050（令和 32）年

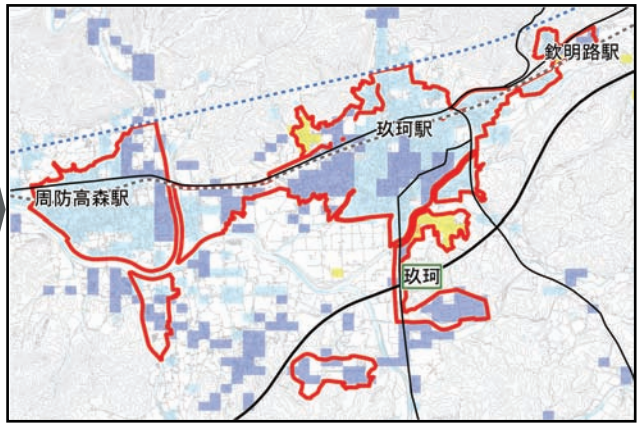

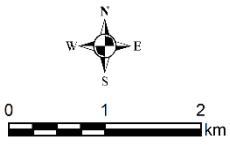

凡例

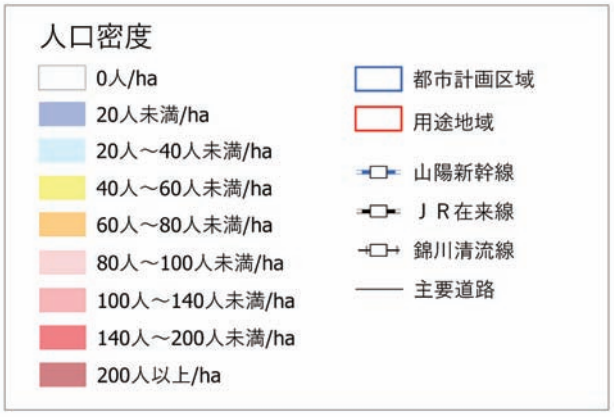

図 2-6　2020(令和2)年・2050(令和32)年人口密度（100mメッシュ）

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」、
国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」

※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

■人口密度増減率

【岩国地域】

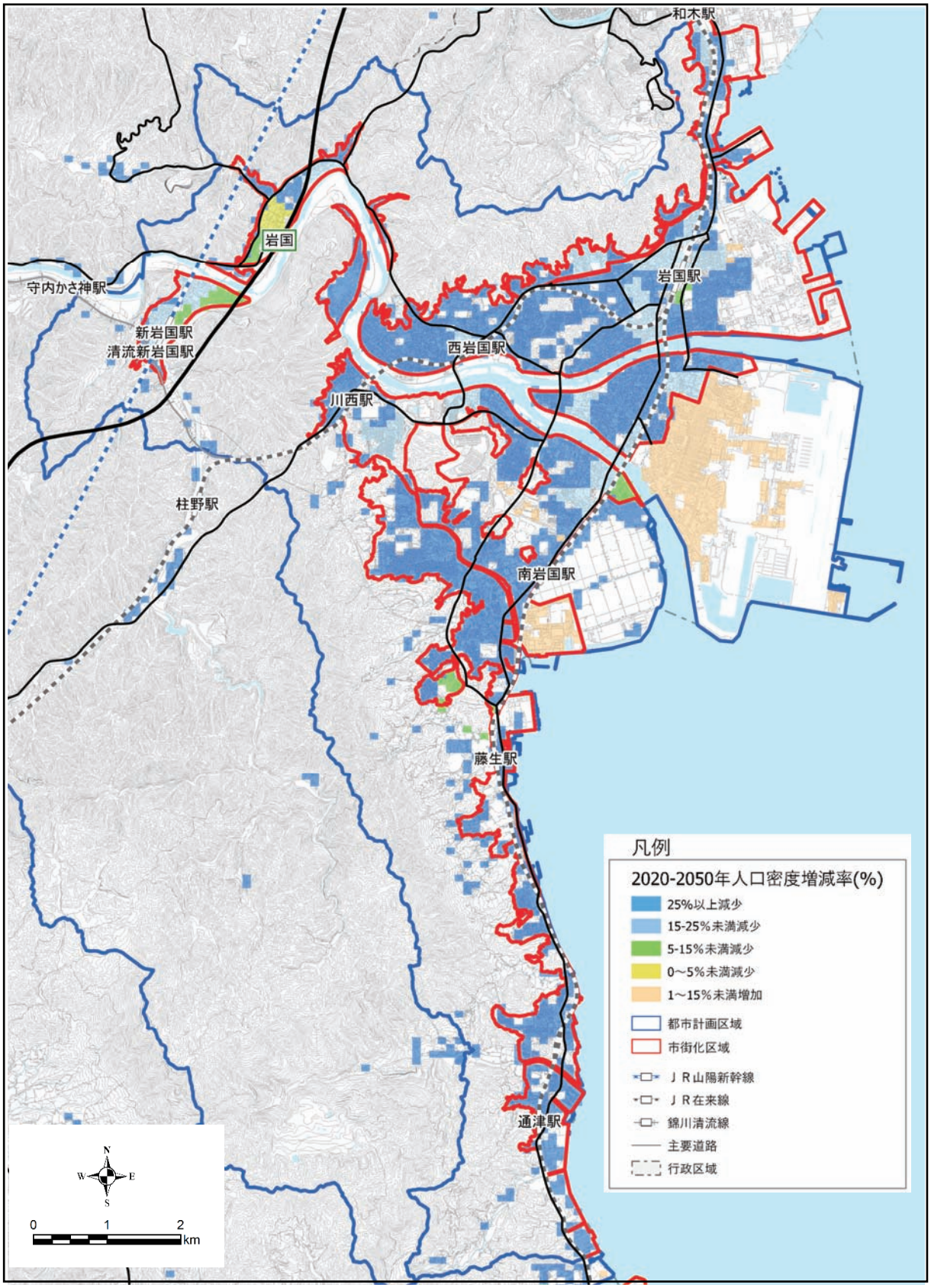

図 2-7　2020(令和2)年・2050(令和32)年人口密度増減率（100mメッシュ）－1

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」、
国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」

※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

■人口密度増減率

【由宇地域】

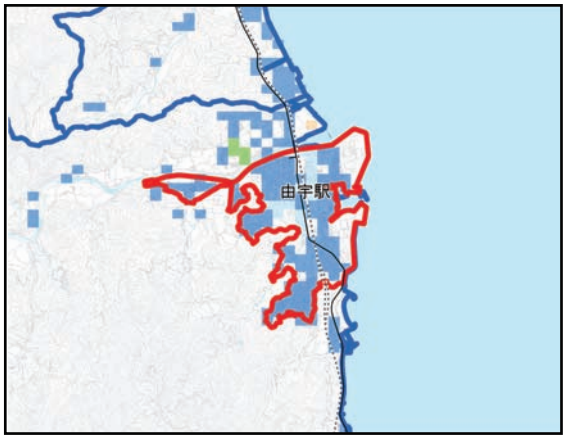

【玖珂・周東地域】

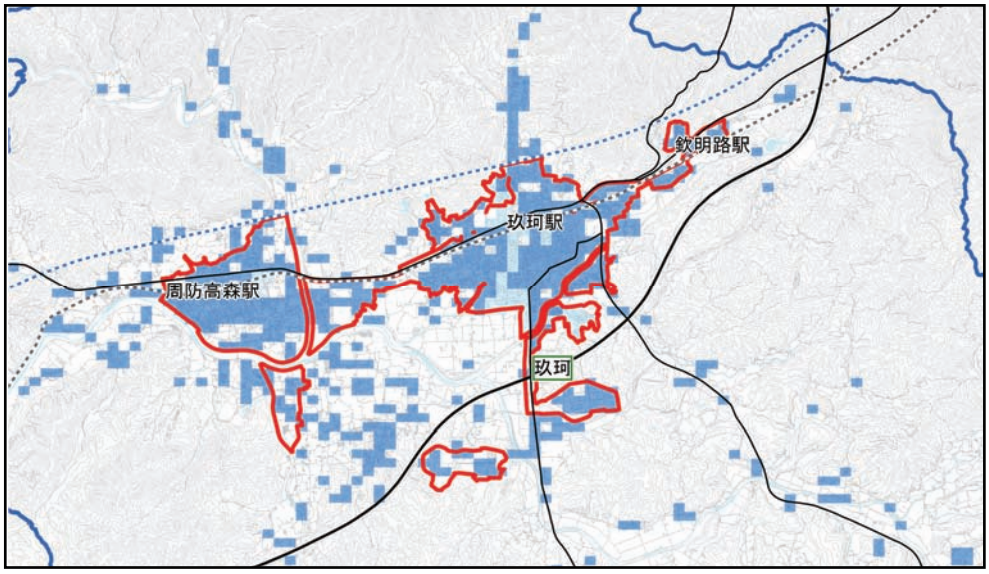

凡例

2020-2050年人口密度増減率(%)

- 25%以上減少
- 15-25%未満減少
- 5-15%未満減少
- 0～5%未満減少
- 1～15%未満増加

- 都市計画区域
- 用途地域
- ＪＲ山陽新幹線
- ＪＲ在来線
- 錦川清流線
- 主要道路

N W E S

0 1 2 km

図 2-8　2020(令和2)年・2050(令和32)年人口密度増減率（100mメッシュ）－２

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」、
国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」

※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

■高齢化率

【岩国地域】2020（令和2）年

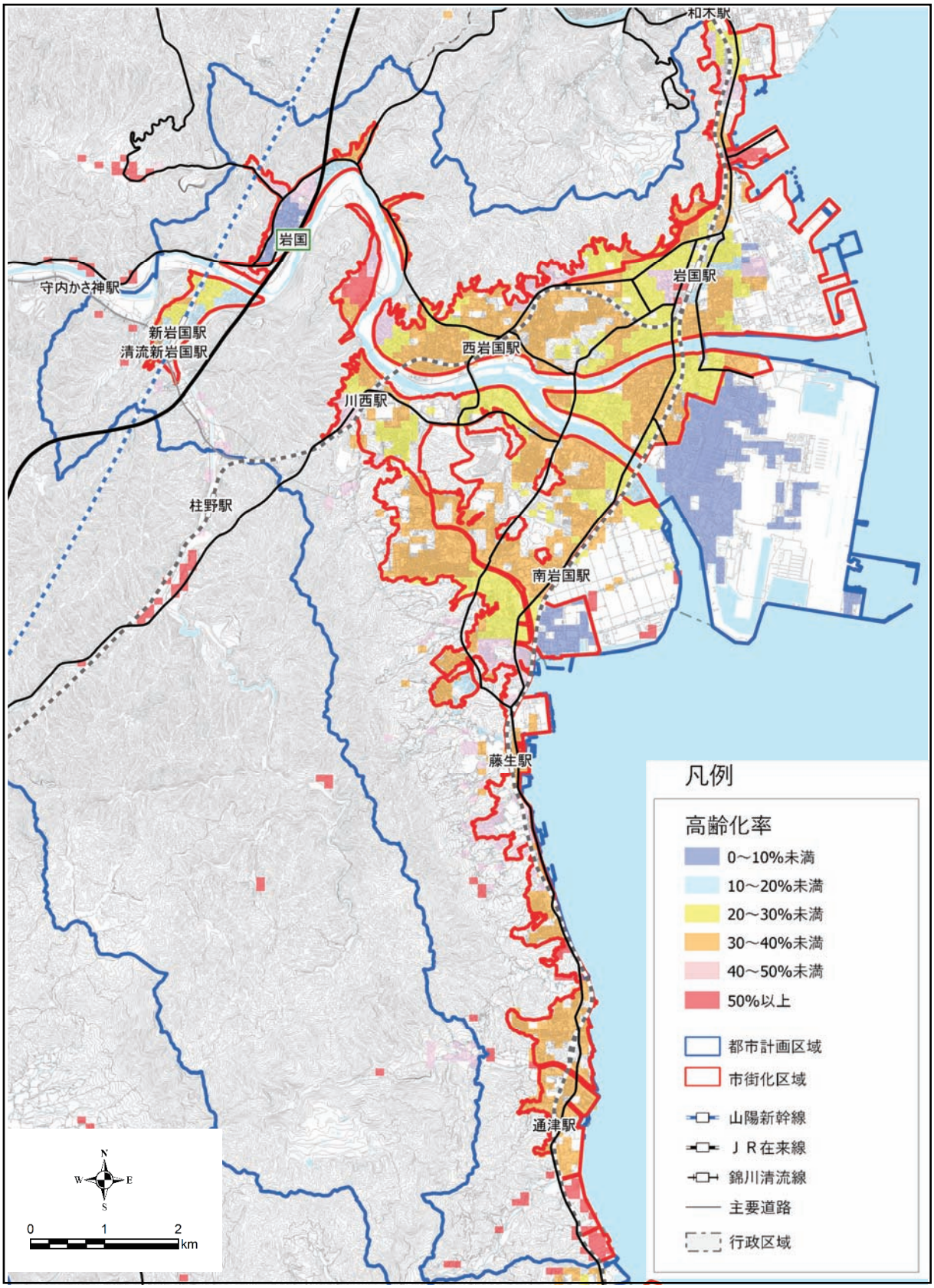

図 2-9　2020(令和2)年高齢化率（100mメッシュ）

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」、
国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」

※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

■高齢化率

【岩国地域】2050（令和32）年

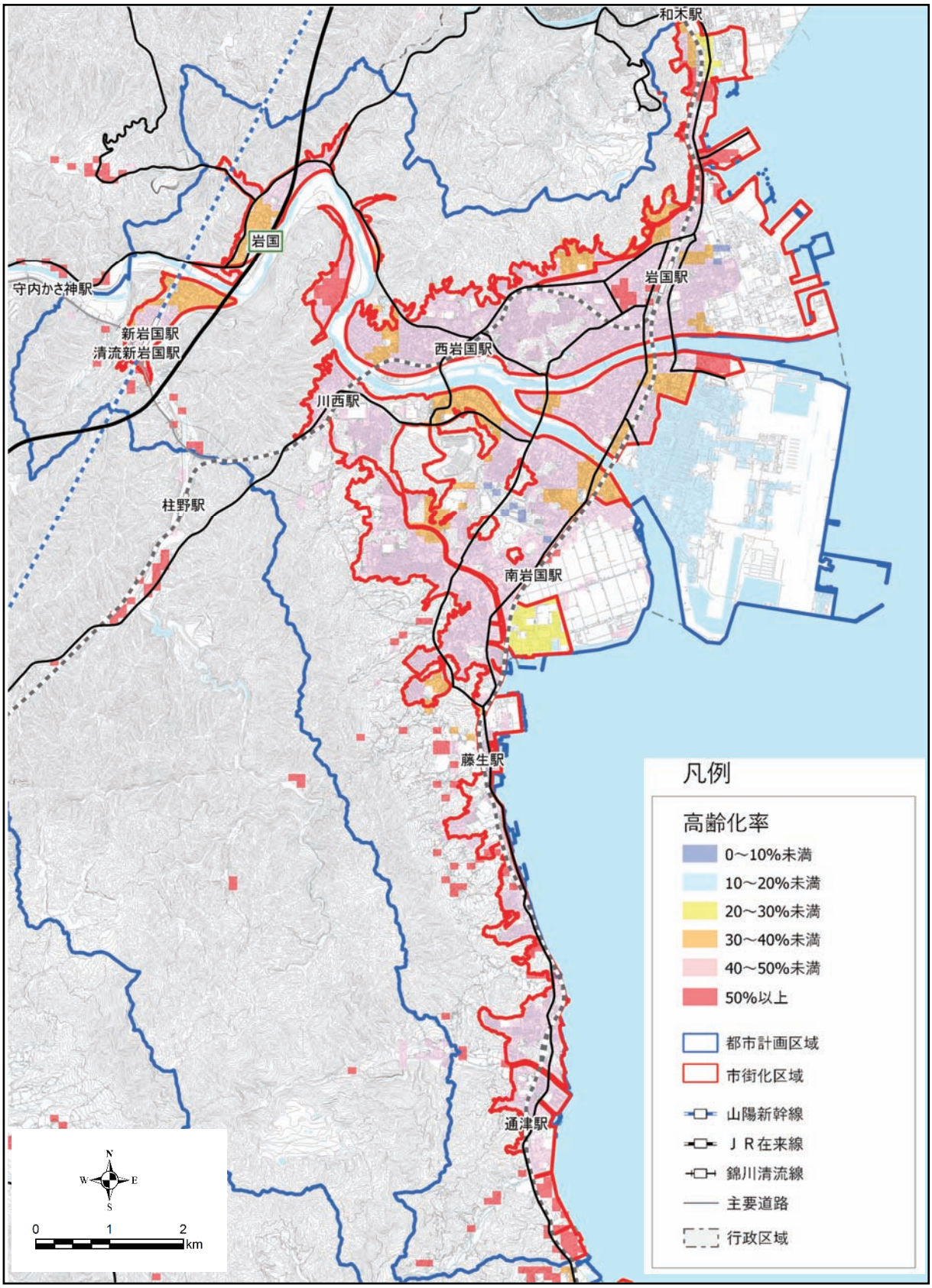

図 2-10　2050(令和32)年高齢化率（100mメッシュ）

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」、
国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」

※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

■高齢化率

【由宇地域】

2020（令和 2）年

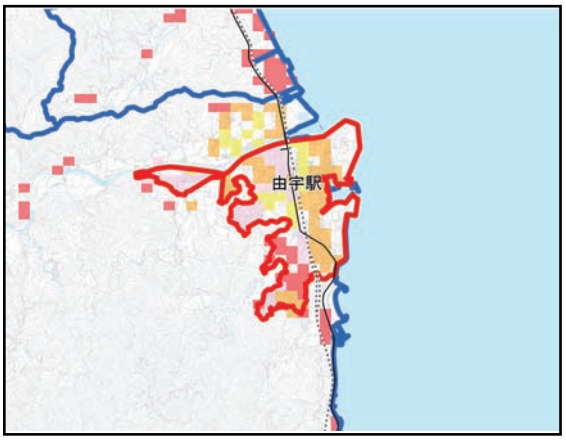

2050（令和 32）年

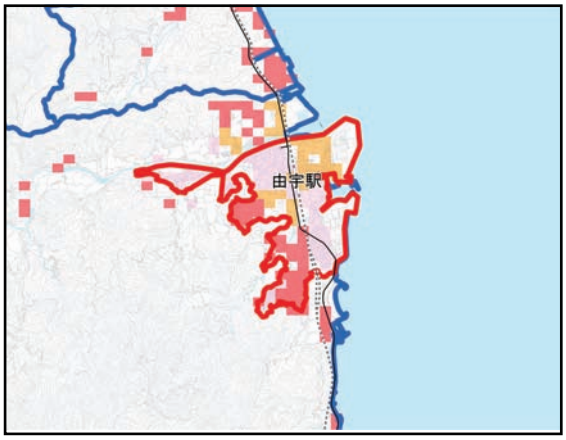

【玖珂・周東地域】

2020（令和 2）年

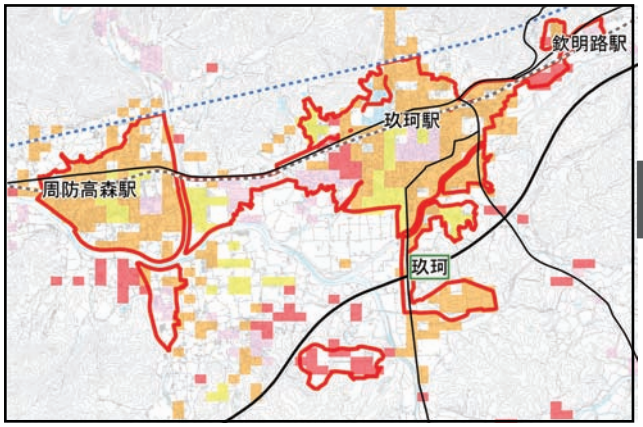

2050（令和 32）年

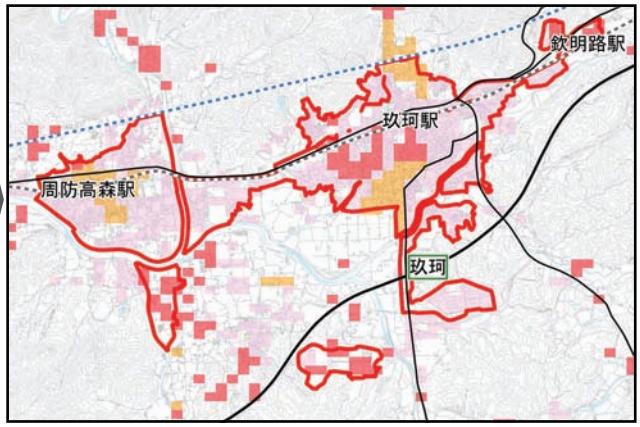

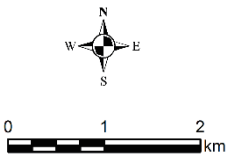

図 2-11　2020(令和2)年・2050(令和32)年高齢化率（100mメッシュ）

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」、
国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」

※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

２－２．市街化の動向

- 岩国地域は、近世期の城下町の整備と臨海部での開作により現在の市街地にあたる土地が形成され、臨海部は、紙・パルプ、繊維等の工場や石油化学コンビナートが立地する工業都市として発展するとともに、旧日本海軍による岩国飛行場の建設を経て、戦後は米軍岩国基地が置かれたことで、基地の所在するまちとして現在に至っています。
- 由宇地域は、中世から港町として栄えた地域で、近代以降の沿岸部での産業立地等に伴い、丘陵部において大規模な開発団地が整備されました。
- 玖珂・周東地域は、近世期に旧山陽道に面した内陸の交通の要衝として、玖珂宿や周防高森宿が栄え、国道２号や山陽自動車道等の広域幹線道路の整備とともに、工業団地等の整備が進んでいます。旧山陽道の宿場町や道路に沿って小規模な開発等が進み、用途地域*の縁辺部等で農地と宅地が混在する低密な市街地が形成されています。
- 人口集中地区*（以下「ＤＩＤ」という。）は岩国地域でみられますが、人口減少が進行する中、ＤＩＤ面積は、近年は緩やかになっているものの、拡大し続けています。そのため、ＤＩＤ人口密度は減少しており、市街地の低密度化が進行しています。【図 2-12・13】
- 2017（平成 29）年から 2023（令和５）年の開発許可*の状況は、岩国都市計画区域では 90.2%が市街化区域で行われており、住宅開発が多くを占めていますが、非線引き都市計画区域*である岩国南都市計画区域では、用途白地地域*での開発が 44.4%となっています。【図 2-14・15、表 2-2】

■ＤＩＤの推移

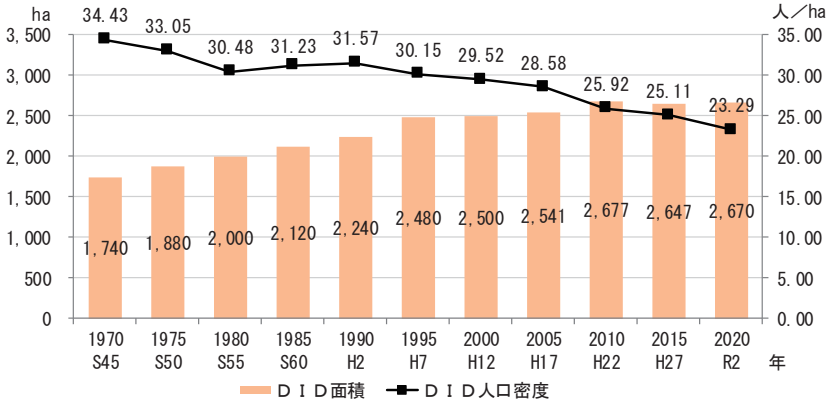

図 2-12　ＤＩＤ面積とＤＩＤ人口密度の推移

出典：国勢調査

コラム　DID（人口集中地区）面積が拡大し、その中の人口密度が減るとどうなるか？

ＤＩＤ面積が拡大しても、その中にいる人口が減少しているということは、人口が郊外に分散していることを意味しています。

このままの状態では、まちの中心部のにぎわいの低下や、拡散した市街地でのインフラ整備や維持管理による財政負担が増えるなどの問題が生じるおそれがあることから、岩国市立地適正化計画では、集約型都市づくりを目指しています。

■ＤＩＤの推移

1975（昭和 50）年

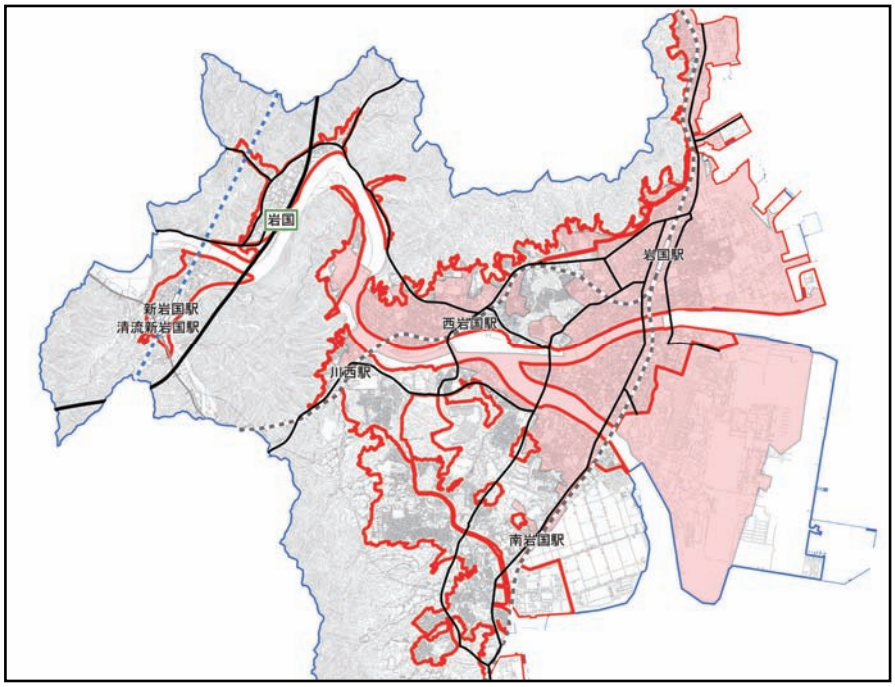

2020（令和 2）年

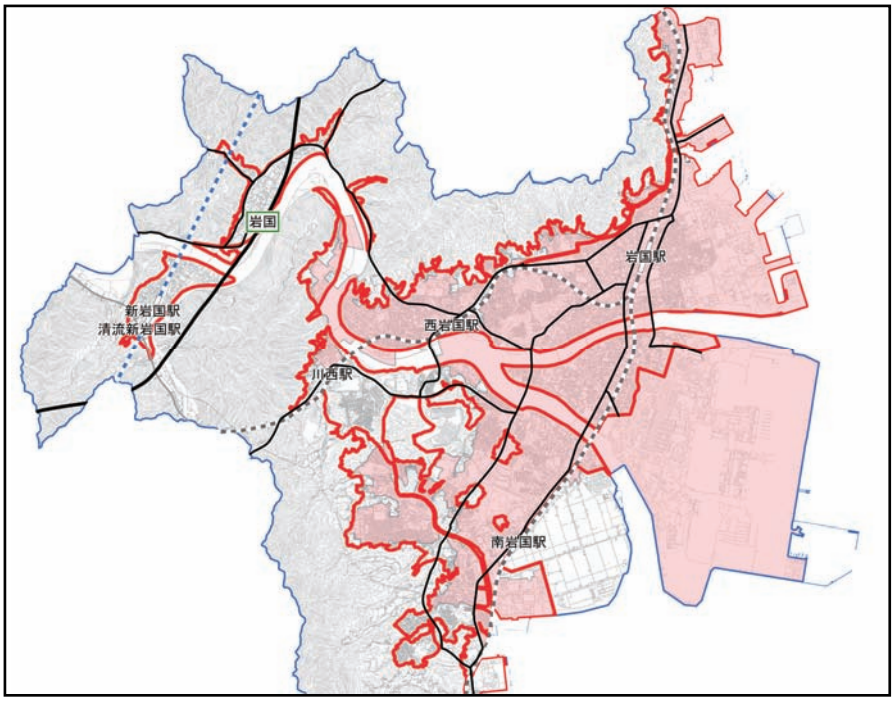

凡例

ＤＩＤの推移
ＤＩＤ
都市計画区域
市街化区域
山陽新幹線
ＪＲ在来線
錦川清流線
主要道路

N
W
E
S
0
1
2
km

図 2-13　ＤＩＤの推移

出典：国土数値情報

■開発許可の状況

【岩国地域】

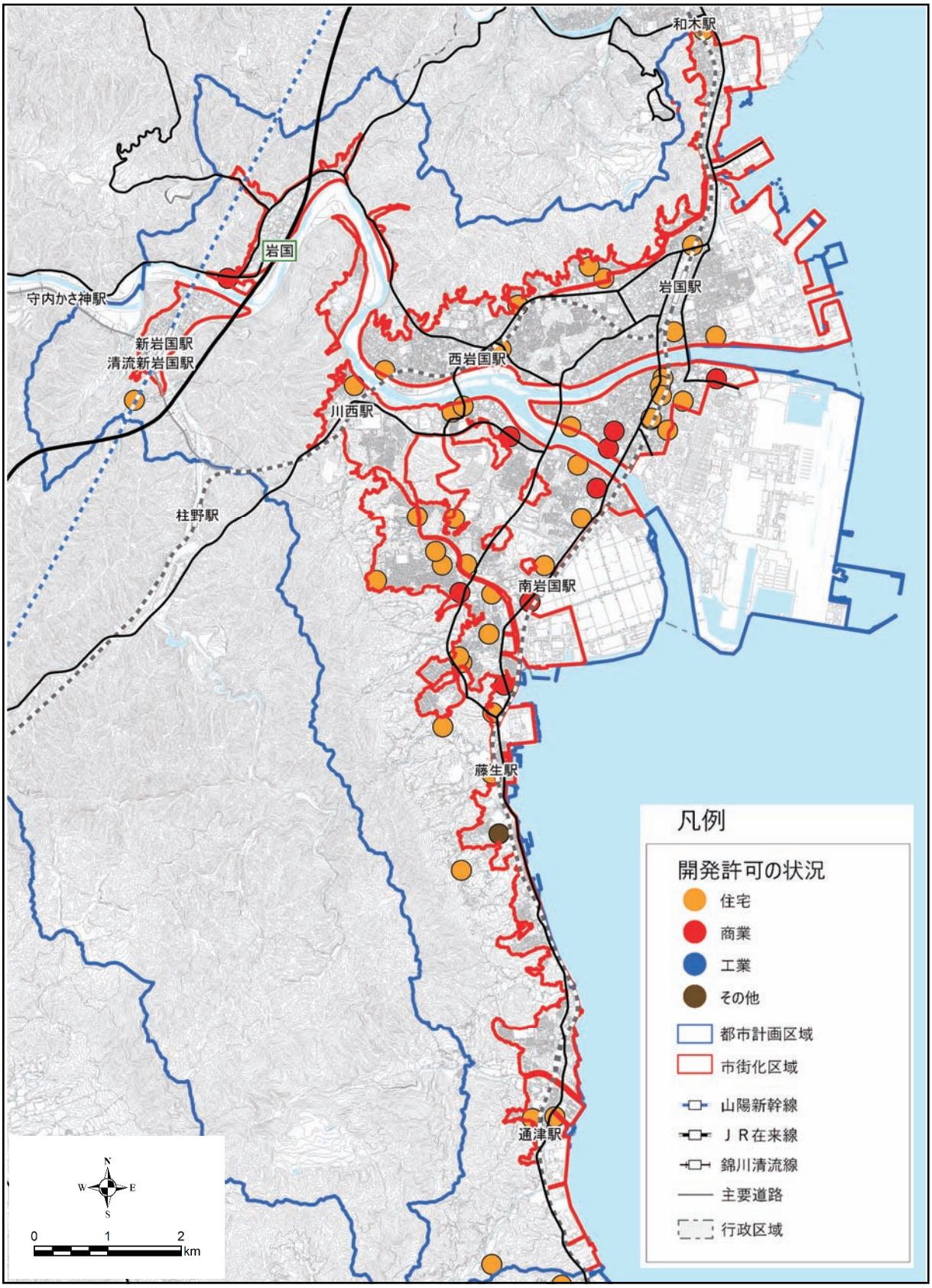

図 2-14　開発許可の状況（2017(平成29)年度～2023(令和5)年度）－1

出典：都市計画基礎調査

■開発許可の状況

【由宇地域】

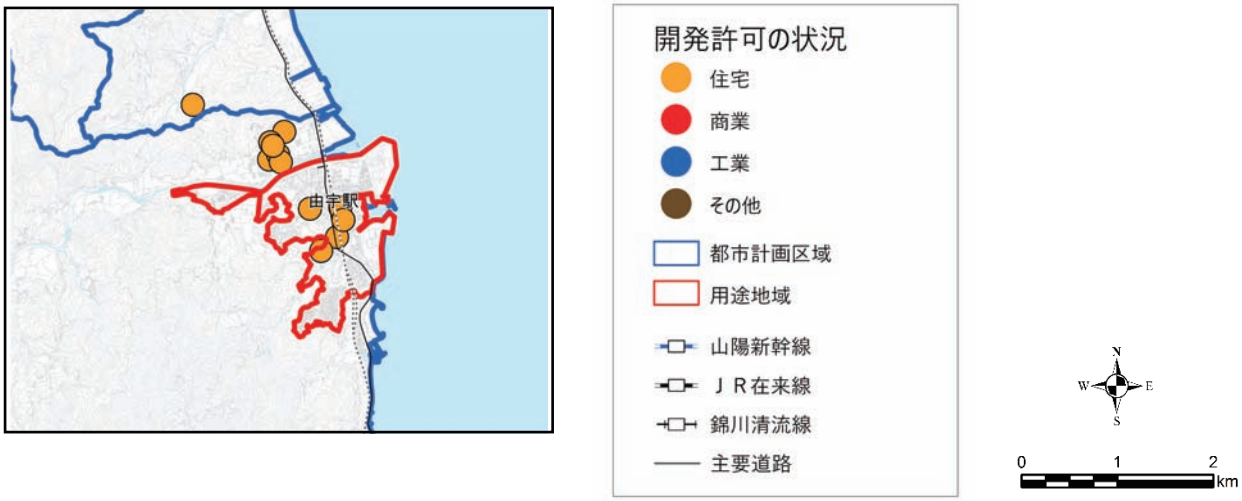

【玖珂・周東地域】

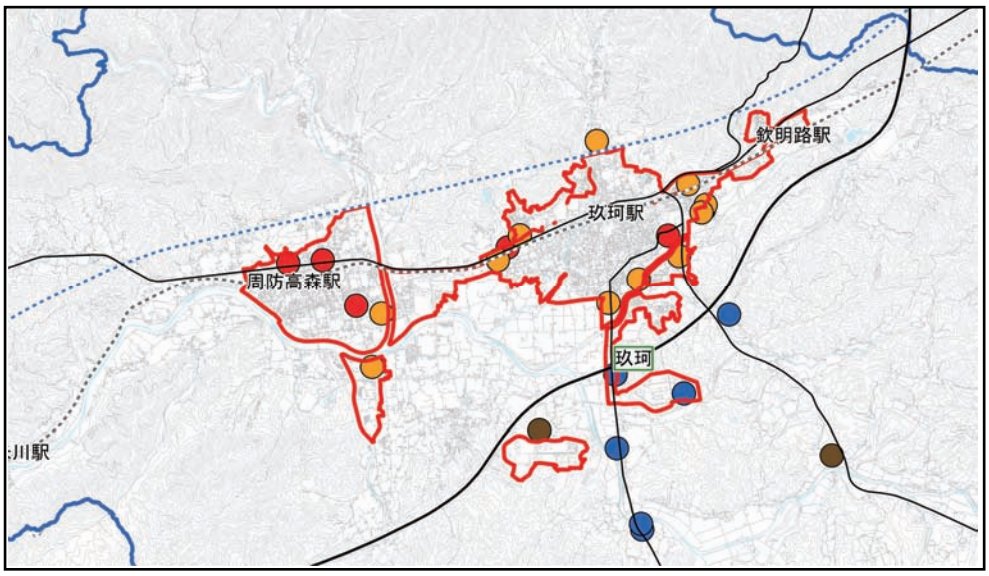

図 2-15　開発許可の状況（2017(平成29)年度～2023(令和5)年度）－２

出典：都市計画基礎調査

表 2-2　開発許可の状況（2017(平成29)年度～2023(令和5)年度）

区域名	単位	市街化区域・用途地域				小計	市街化調整区域・用途白地地域				小計	合計
		住宅	商業	工業	その他		住宅	商業	工業	その他		
岩国（線引き都計）	(件)	36	9	0	1	46	5	0	0	0	5	51
	(%)	70.6%	17.6%	0.0%	2.0%	90.2%	9.8%	0.0%	0.0%	0.0%	9.8%	100.0%
	(㎡)	82,760	27,288	0	94,039	204,088	1,655	0	0	0	1,655	205,743
岩国南（非線引き都計）	(件)	13	5	2	0	20	10	0	4	2	16	36
	(%)	36.1%	13.9%	5.6%	0.0%	55.6%	27.8%	0.0%	11.1%	5.6%	44.4%	100.0%
	(㎡)	50,682	25,979	9,521	0	86,182	17,434	0	14,455	5,203	37,092	123,274

出典：都市計画基礎調査

２－３．都市施設の整備状況

- 本市の下水道処理人口普及率は、2022（令和４）年度末時点で 36.8%となっており、普及率は年々上昇しているものの、依然として低い状況にあります。【図 2-16】
- 地域別下水道全体計画での整備率(2020(令和 2)年度末)にみると、玖珂地域は 89.9%ですが、岩国地域は 27.2%にとどまっており、地域によって公共下水道の整備率に差があります。【表 2-3、図 2-17・18】
- 道路の整備状況は、本市と他都市を結ぶ山陽自動車道、国道２号、国道 188 号、岩国南バイパスのほか、岩国地域と玖珂・周東地域を結ぶ県道岩国玖珂線（欽明路道路）、岩国地域と錦・美川地域を結ぶ国道 187 号などの主要道路が整備されています。
- 城下町や古くからの既成市街地、開発許可制度が創設される前の大規模な開発地などでは、幅員４m未満の狭あい道路が多くみられますが、川下地区では川下地区まちづくり整備計画に基づき狭あい道路整備事業を実施し、良好な市街地環境の改善に取り組んでいます。【図 2-19・20】

■公共下水道整備状況の推移

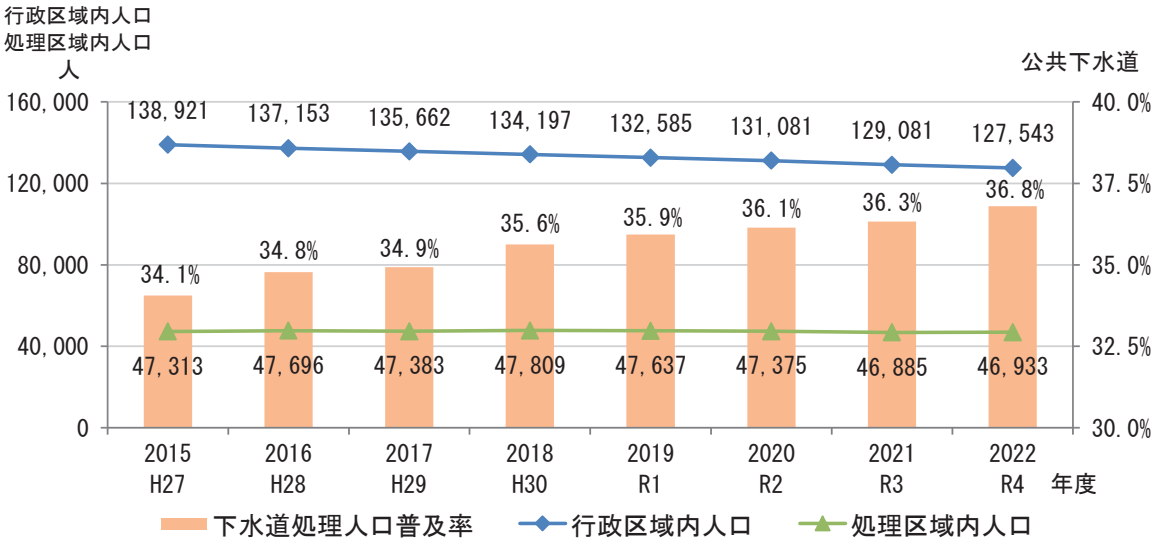

図 2-16　公共下水道整備状況の推移（各年度末時点）

出典：統計いわくに

表 2-3　公共下水道整備状況（2020(令和2)年度末）

処理区	全体計画区域面積 (ha)	事業計画区域面積 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率 全体計画 (%)	整備率 事業計画 (%)
岩国地域	2,269.5	1,225.7	618.4	27.2	50.5
由宇地域	147.0	122.9	102.3	69.6	83.2
玖珂地域	300.0	290.6	269.7	89.9	92.8
周東地域	404.7	378.8	267.4	66.1	70.6
岩国市全域	3,205.9	2,102.7	1,342.2	41.9	63.8

出典：岩国市汚水処理施設整備構想(令和4年4月)を加工

■公共下水道整備状況

【岩国地域】

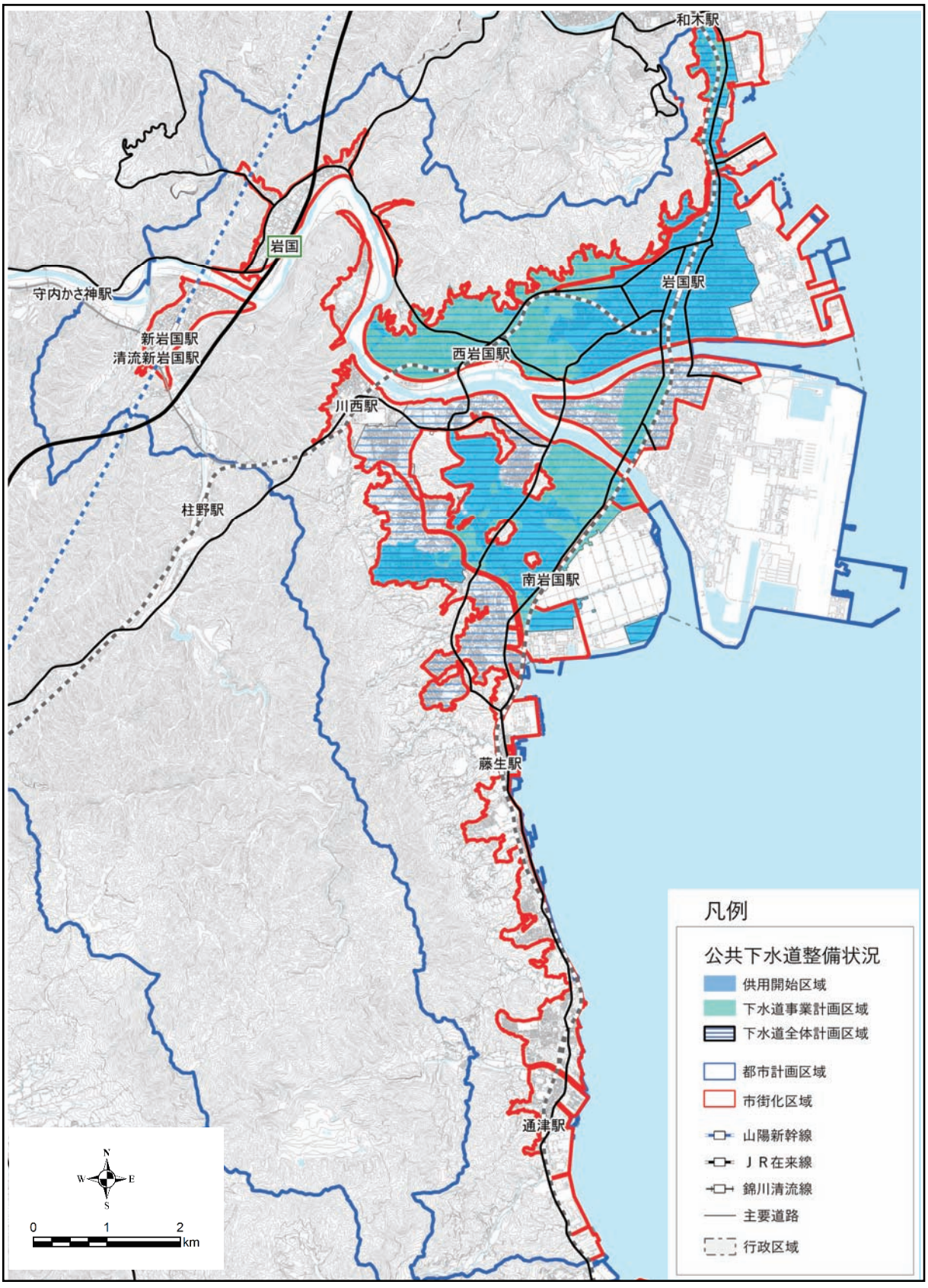

図 2-17　公共下水道整備状況－１

出典：岩国市資料

■公共下水道整備状況

【由宇地域】

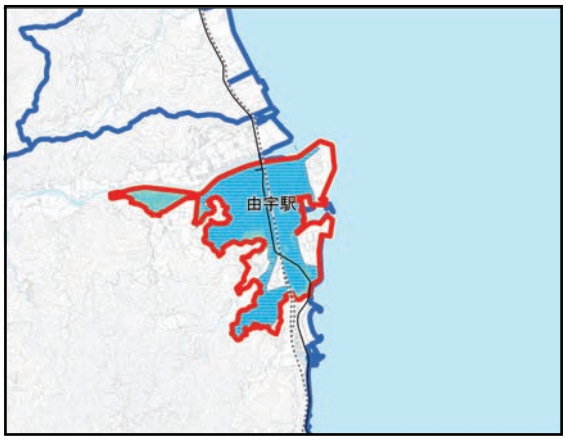

【玖珂・周東地域】

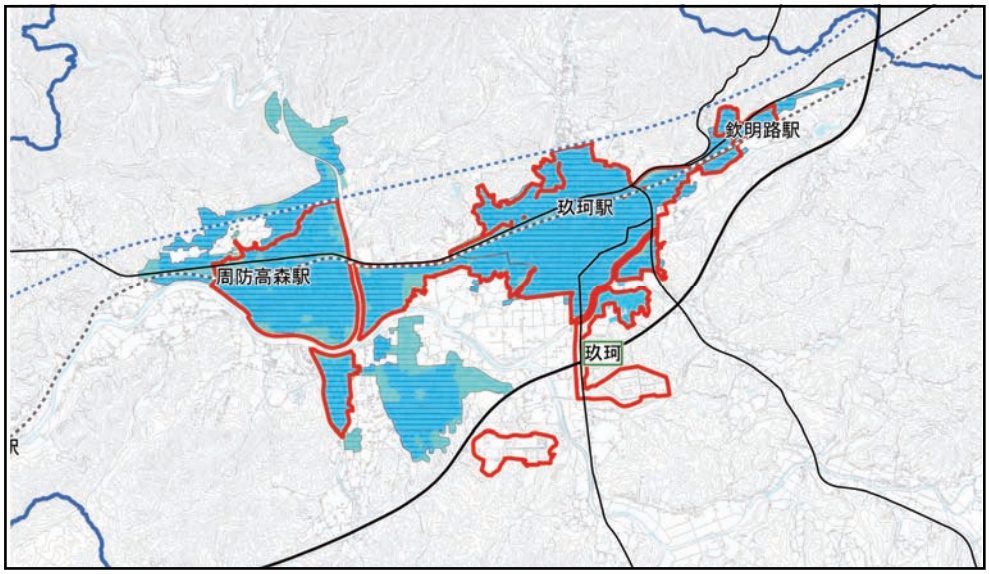

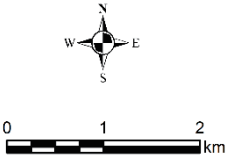

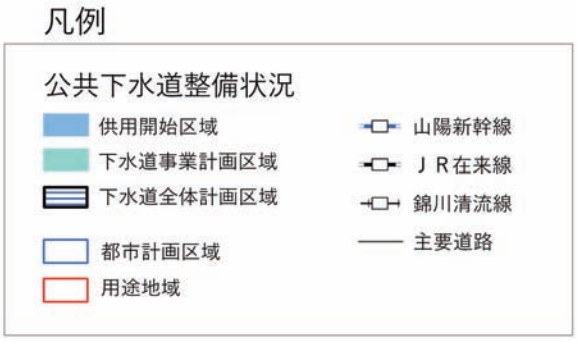

図 2-18　公共下水道整備状況－２

出典：岩国市資料

■道路整備状況

【岩国地域】

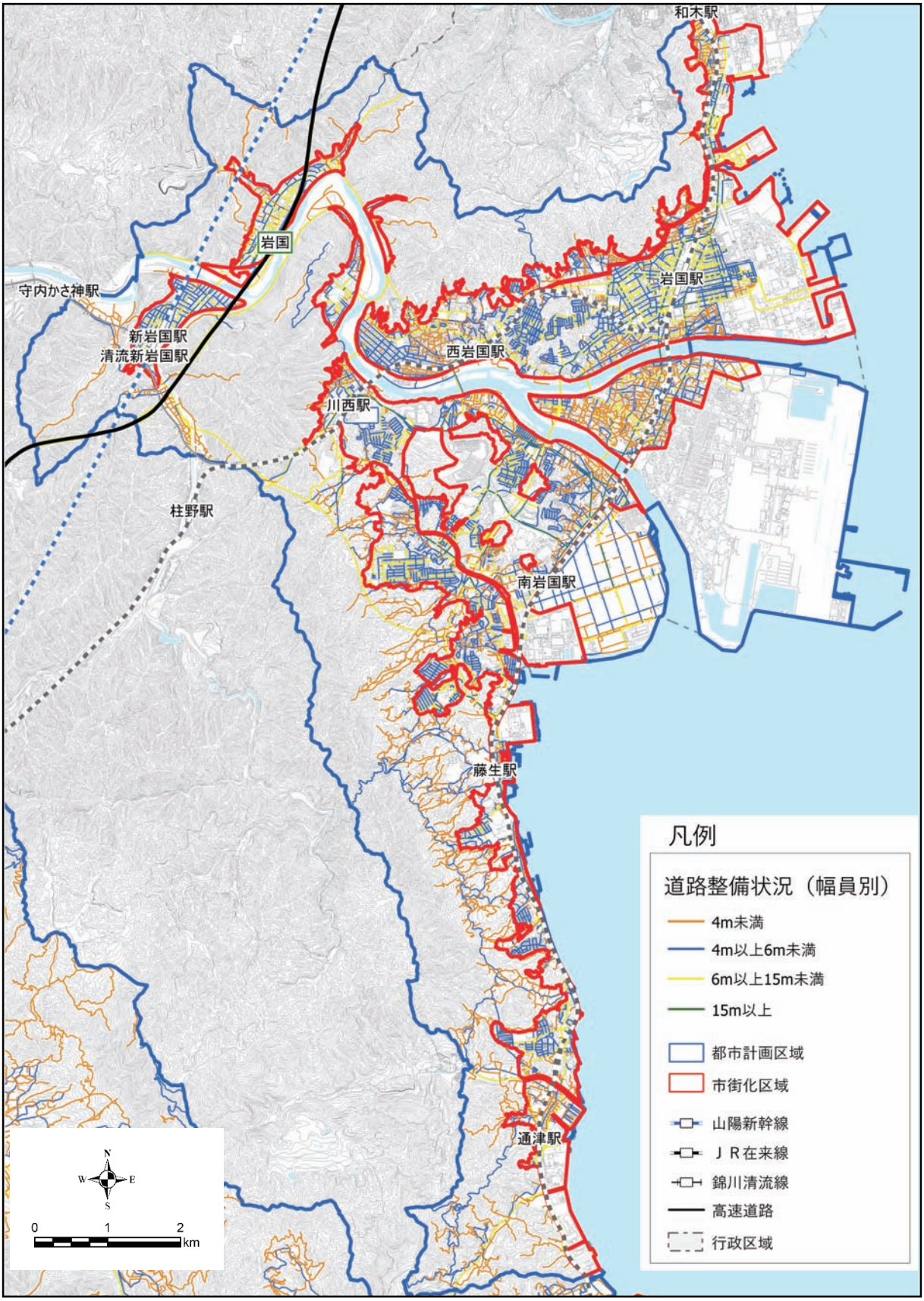

図 2-19　道路整備状況（幅員別）－１

出典：都市計画基礎調査

■道路整備状況

【由宇地域】

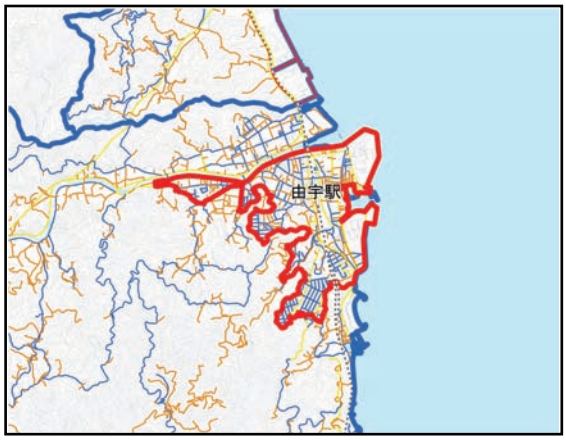

【玖珂・周東地域】

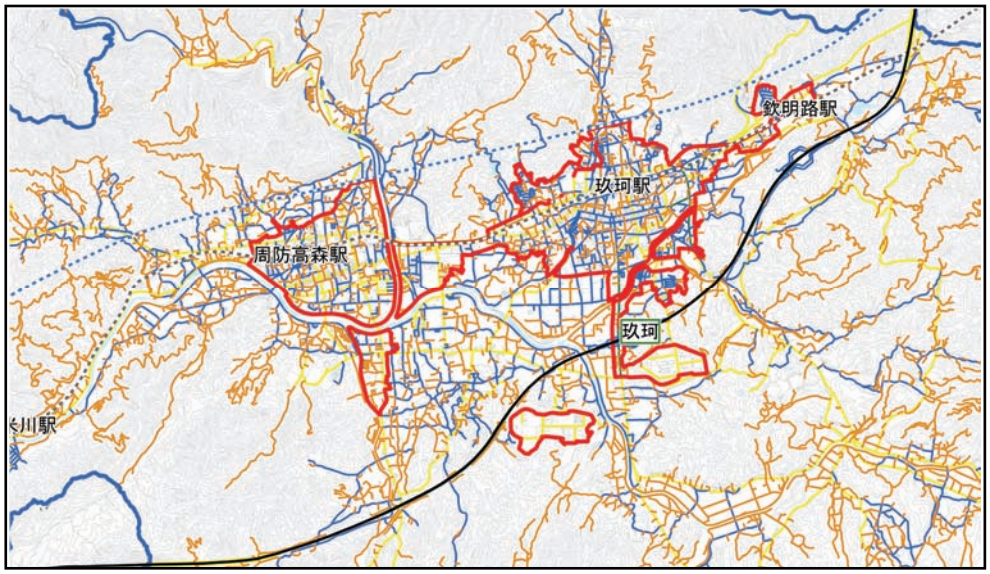

凡例

道路整備状況（幅員別）

- 4m未満
- 4m以上6m未満
- 6m以上15m未満
- 15m以上

- 都市計画区域
- 用途地域
- 山陽新幹線
- ＪＲ在来線
- 錦川清流線
- 高速道路
- 行政区域

N
W E
S

0 1 2 km

図 2-20　道路整備状況（幅員別）－２

出典：都市計画基礎調査

２－４．公共交通の運行状況

- 鉄道は、岩国駅を中心に沿岸部にはＪＲ山陽本線が運行し、内陸部にはＪＲ岩徳線が運行し、錦・美川地域には錦川清流線が運行しています。【図 2-21】
- バスは、主に岩国地域内ではいわくにバス（株）による路線バスが運行し、それ以外の地域では、防長交通、岩国市生活交通バス等が運行しています。【図 2-21】
- 岩国地域や由宇地域、玖珂・周東地域ともに、市街化区域及び用途地域内では、おおむね公共交通の利用圏域（鉄道駅から８００m圏域又はバス停から３００m圏域）に含まれていますが、横山地区や錦見地区の一部では、鉄道・バスともに利用圏域外となっている箇所がみられます。【図 2-22・23】
- 岩国地域内では、JR や錦川清流線が運行している上、バスも 1 日当たり 20 便以上運行している路線も多く、市内で最も充実している地域となりますが、由宇地域や玖珂・周東地域では、バスの１日当たりの運行便数が多くの路線で 10 便未満となっており、岩国地域と由宇・玖珂・周東地域では差があります。【図 2-22・23】
- 鉄道の利用者数の推移をみると、いずれも減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、2020（令和 2）年度は、大きく減少しています。【図 2-24】
- 路線バスの利用者数は、減少傾向にあるものの、2015（平成 27）年の岩国市交通局廃止によるいわくにバス（株）への完全移管以降、減少は緩やかになり、横ばいから減少傾向で推移していましたが、鉄道と同様に新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、2020（令和 2）年度以降は、大きく減少しています。【図 2-25】
- 生活交通バスの利用者数は、全体的に減少傾向にあります。【図 2-26】

■運行主体別路線図

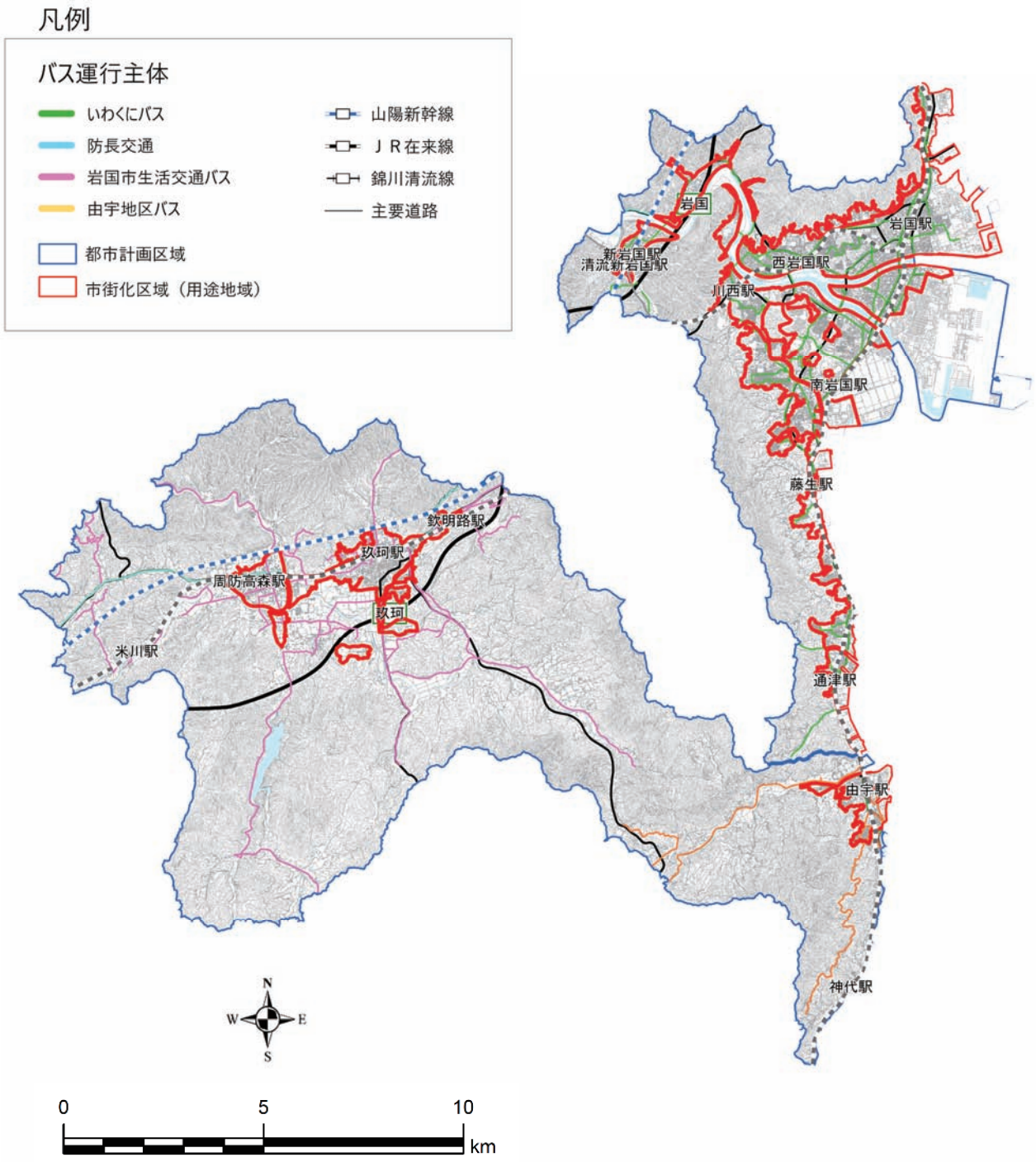

図 2-21　運行主体別路線図

出典：岩国市資料

■公共交通の運行状況と鉄道駅・バス停の利用圏域

【岩国地域】

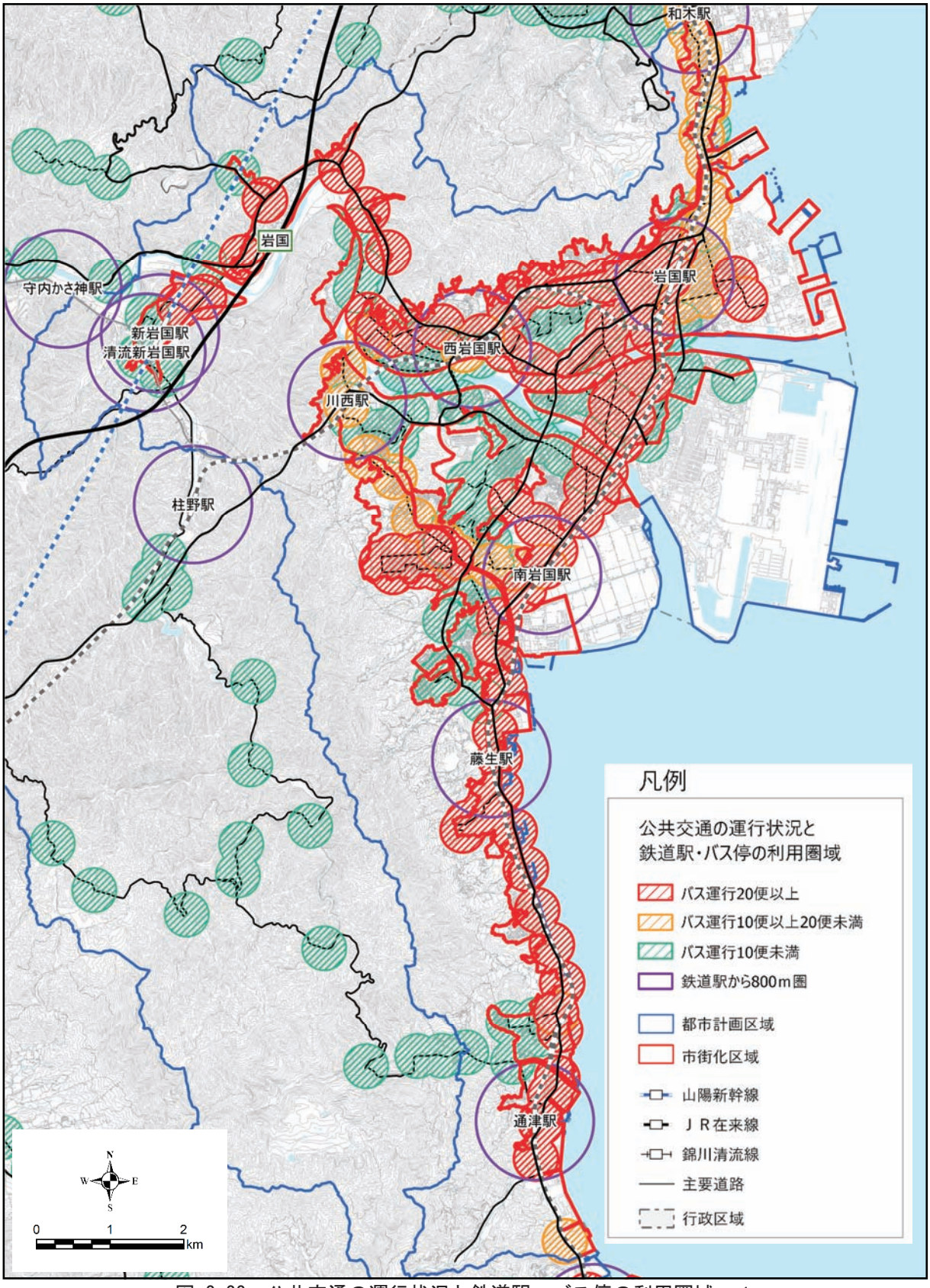

図 2-22　公共交通の運行状況と鉄道駅・バス停の利用圏域－１

出典：岩国市資料

■公共交通の運行状況と鉄道駅・バス停の利用圏域

【由宇地域】

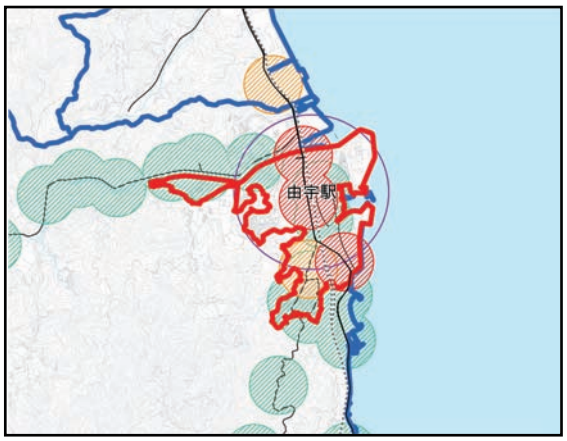

【玖珂・周東地域】

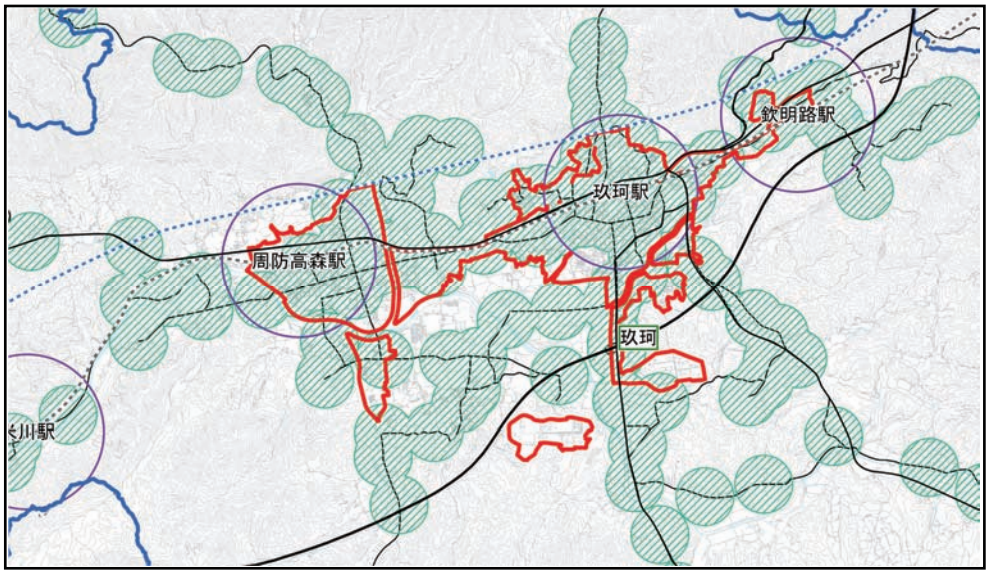

凡例

公共交通の運行状況と
鉄道駅・バス停の利用圏域

- バス運行20便以上
- バス運行10便以上20便未満
- バス運行10便未満
- 鉄道駅から800m圏
- 都市計画区域
- 用途地域
- 山陽新幹線
- ＪＲ在来線
- 錦川清流線
- 主要道路

N
W E
S

0 1 2 km

図 2-23　公共交通の運行状況と鉄道駅・バス停の利用圏域－２

出典：岩国市資料

■利用者数の推移

【鉄道】

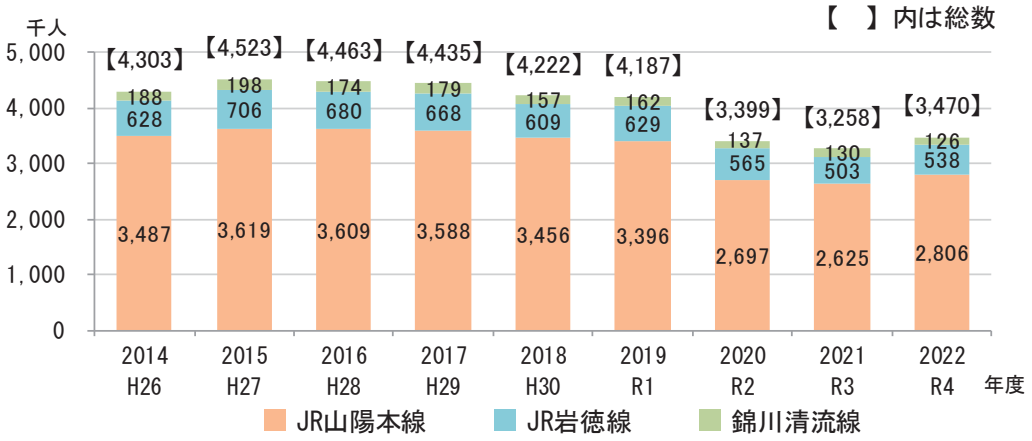

図 2-24　鉄道の利用者数の推移

出典：岩国市資料

【路線バス】

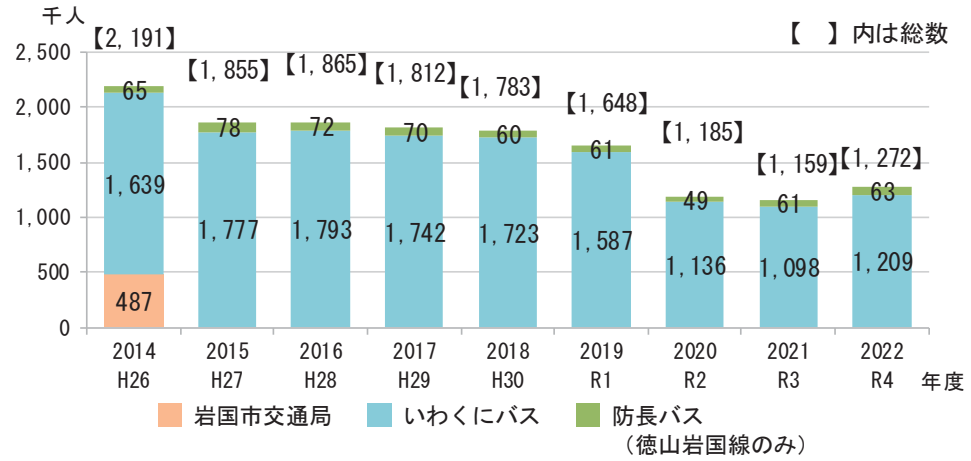

図 2-25　路線バスの利用者数の推移

出典：岩国市地域公共交通計画、岩国市資料

【生活交通バス】

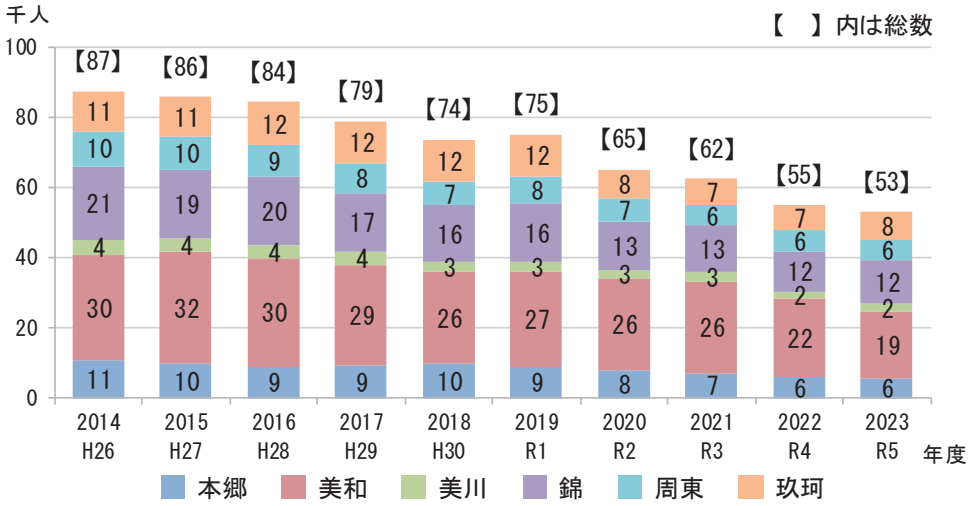

図 2-26　生活交通バスの利用者数の推移

出典：岩国市地域公共交通計画、岩国市資料

２－５．生活サービス施設の立地状況

- 本市の生活サービス施設は、市街化区域及び用途地域内の鉄道駅周辺に集積しています。また、高次都市機能*は、岩国地域に立地しているものが多くなっています。
- **公共機能・文化機能**（市役所、総合支所、支所、出張所、文化ホール、博物館、資料館、図書館、スポーツ施設、公民館、集会所、供用会館）については、岩国、由宇、玖珂・周東の各地域の中心となる鉄道駅周辺に一定程度集約して立地しています。
- **介護・福祉機能**（地域包括支援センター、通所系介護施設、入所・入居系介護施設）については、市街化区域及び用途地域内では、おおむね公共交通の徒歩圏内に立地していますが、一部の施設では徒歩圏外となっています。なお、介護・福祉機能の利用者の多くが、施設運営者側による送迎サービスを利用しています。
- **教育機能**（小・中学校、高等学校等）については、市街化区域及び用途地域内では小・中学校ともに通学圏内となっていますが、主に地区単位で利用することもあり、鉄道駅の徒歩圏ではなく、住宅地内に立地しているところも多くみられます。
- **子育て機能**（認定こども園・幼稚園・保育園、子育て支援施設）については、市街化区域及び用途地域内に多く立地しています。また、主に地区住民が利用することや、施設運営者側による送迎が行われる施設もあることから、小・中学校と同様に住宅地内などにも多く立地しています。
- **医療機能**（病院・診療所）について、市街化区域及び用途地域内に多く立地しており、玖珂・周東地域では、用途白地地域にも立地しています。
- **金融機能**（銀行、信用金庫、労働金庫、郵便局、ＪＡ）については、岩国地域は岩国駅周辺に集積しており、また、幹線道路沿いに多く立地しています。由宇地域、玖珂・周東地域については、鉄道駅の徒歩圏のみに立地しています。
- **商業機能**（スーパーマーケット、コンビニエンスストア）については、岩国駅周辺に多く立地しており、また、各鉄道駅の徒歩圏内にも立地していますが、幹線道路沿いのロードサイド型の店舗も多くみられます。

【図 2-27・28】

■生活サービス施設の分布状況

【岩国地域】

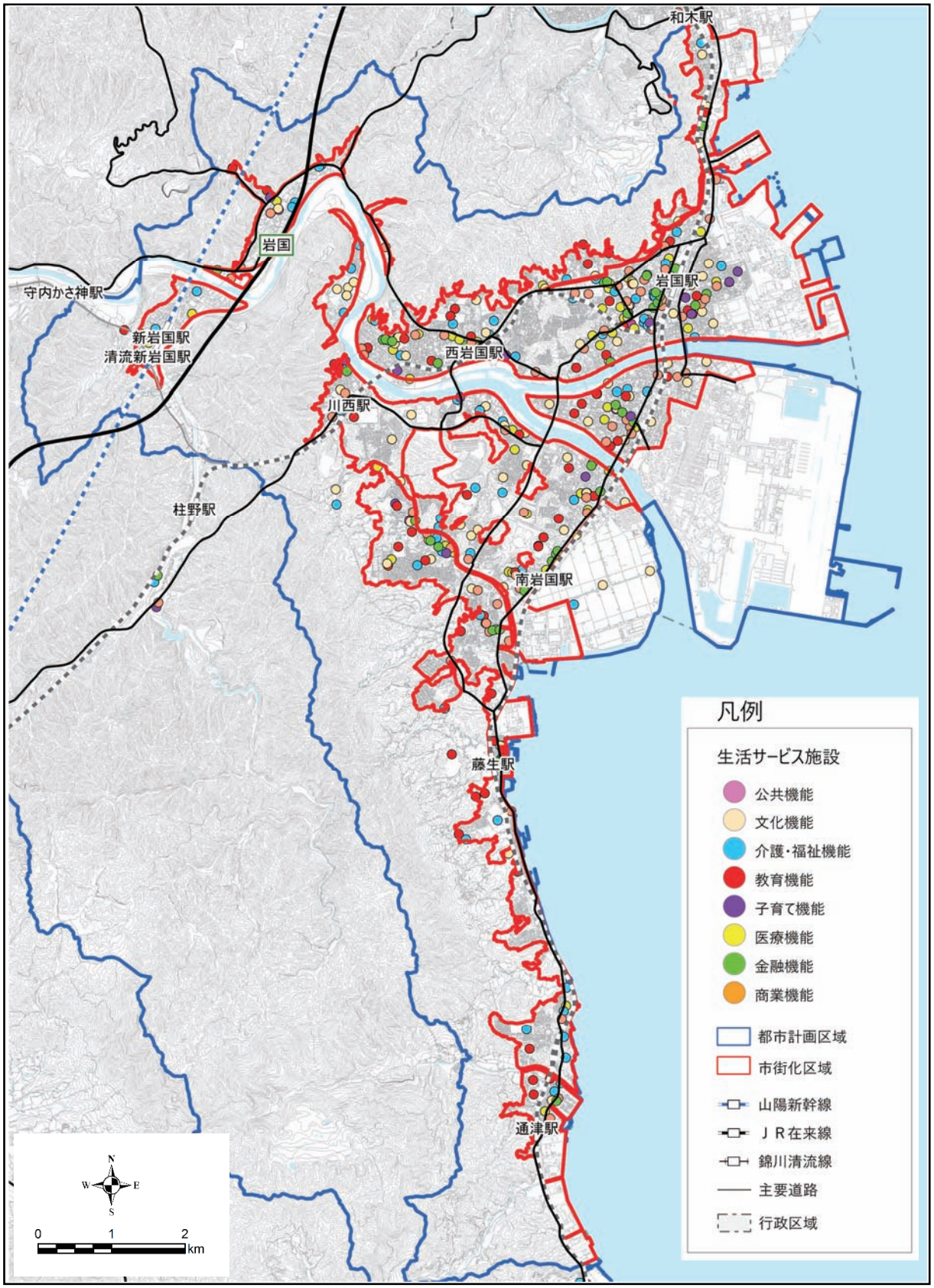

図 2-27　生活サービス施設の分布状況－１

出典：いわくにマップ等

■生活サービス施設の分布状況

【由宇地域】

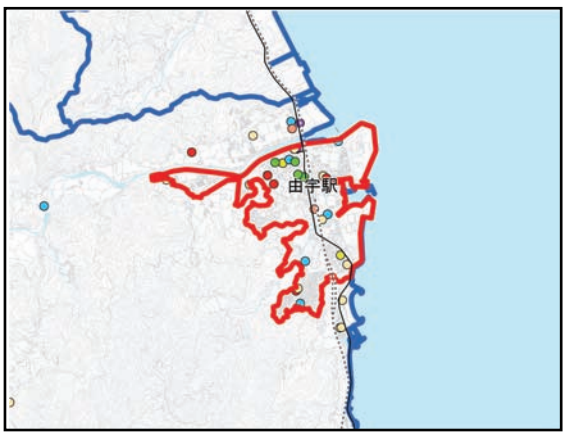

【玖珂・周東地域】

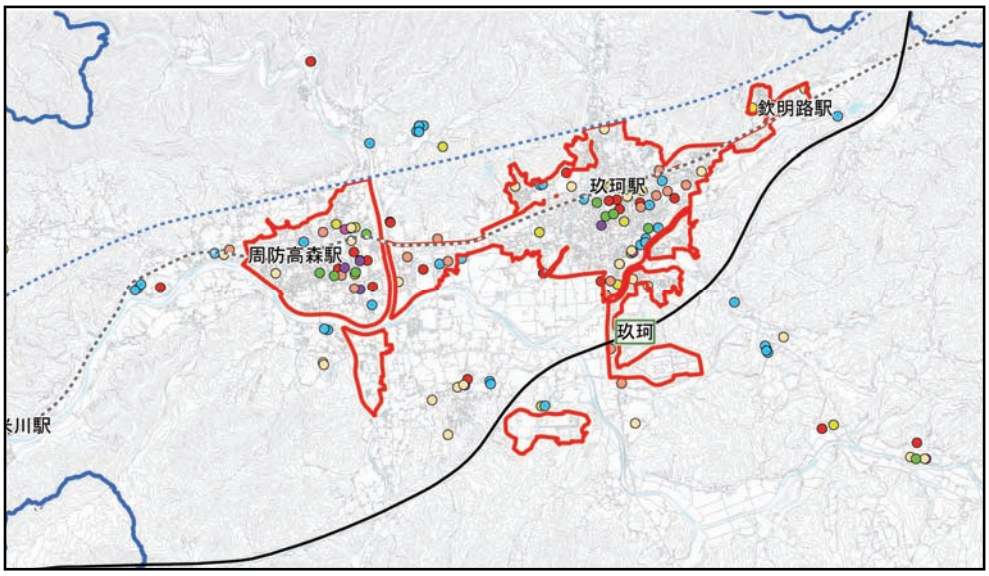

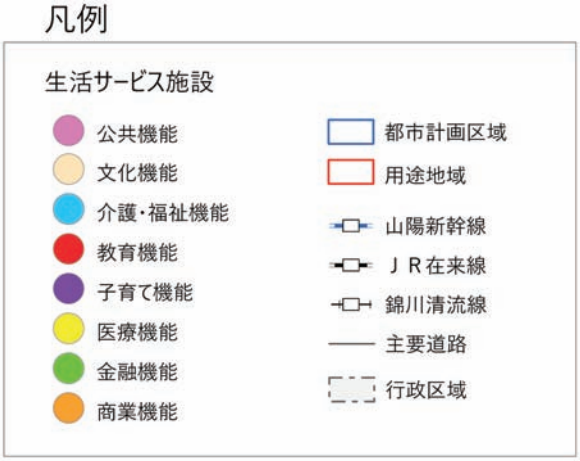

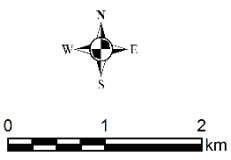

図 2-28　生活サービス施設の分布状況－２

出典：いわくにマップ等

２－６．災害リスクの状況

- **土砂災害警戒区域**＊等は、本市の山地に囲まれた地形的特性から、多くの箇所で指定されており、市街化区域内においても指定されている箇所がみられます。【図 2-29・30】
- **河川はん濫浸水想定区域**は、岩国地域では、横山地区や岩国地区、川西地区の錦川沿いの広範囲で 2.0m以上の浸水が想定されています。【図 2-31】
- また、由宇地域の由宇川沿いや、玖珂・周東地域の島田川沿いでも 2.0m以上の浸水が想定されている箇所がみられます。【図 2-32】
- **津波浸水想定区域**は、岩国地域の山陽本線より海側の大部分で浸水が想定されており、岩国駅周辺では 1.0m以上 2.0m未満となっています。【図 2-33】
- 由宇地域でも由宇駅周辺で 2.0m未満の浸水が想定されています。【図 2-33】
- **高潮浸水想定区域**は、津波浸水想定区域よりも広範囲で浸水が想定されており、麻里布地区や今津地区、川下地区、南岩国地区の大部分で 2.0m以上 5.0m未満となっています。【図 2-34】
- 由宇地域でも由宇駅周辺で 2.0m以上 5.0m未満の浸水が想定されています。【図 2-34】

コラム　土砂災害について

土砂災害とは、以下の３つの災害を指します。

■**土石流**：山腹や川底の石や土砂が、長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいいます。流れの速さは規模によって異なりますが、時速 20～40km 程度で移動し、一瞬のうちに人家などを破壊します。

■**がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）**：地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。

■**地すべり**：斜面のひとまとまりのブロックが地下水の影響と重力によって滑り面に沿って斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また、一旦動き出すと移動速度が小さい場合でもこれを完全に停止させることは非常に困難となります。

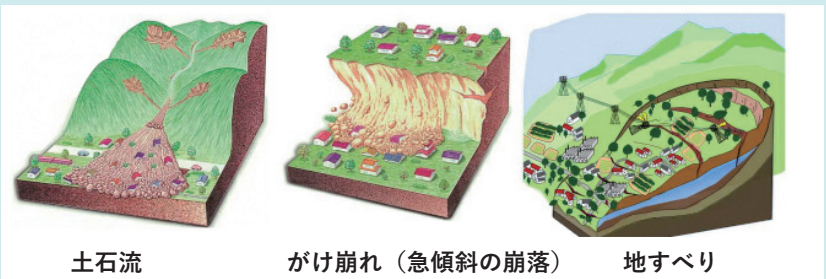

土石流　　がけ崩れ（急傾斜の崩落）　　地すべり

（出典：水災害リスクを踏まえた防災まちづくりガイドライン）

■土砂災害警戒区域等

【岩国地域】

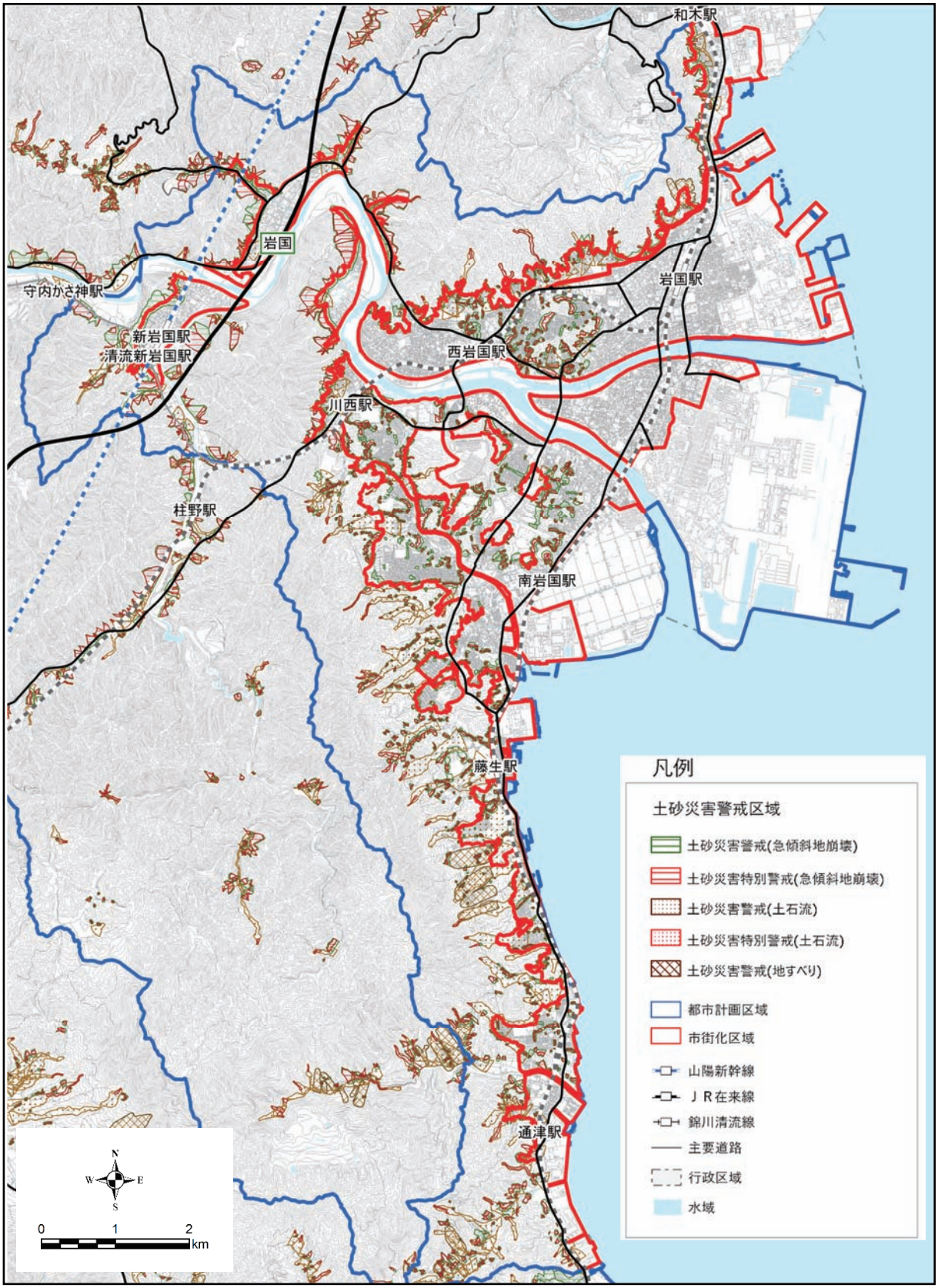

図 2-29　土砂災害警戒区域等－１

出典：岩国市ハザードマップ*

【由宇地域】

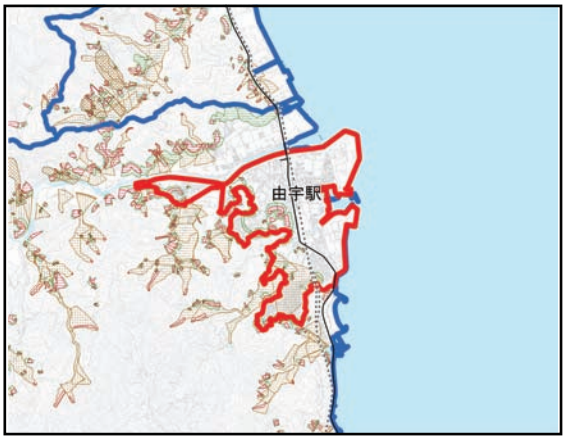

【玖珂・周東地域】

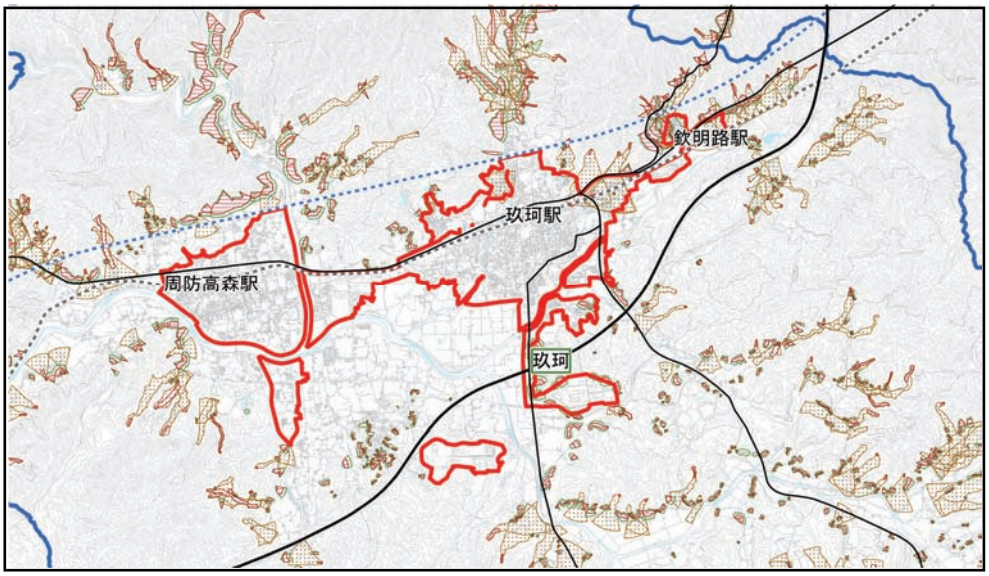

凡例

土砂災害警戒区域

- 土砂災害警戒(急傾斜地崩壊)
- 土砂災害特別警戒(急傾斜地崩壊)
- 土砂災害警戒(土石流)
- 土砂災害特別警戒(土石流)
- 土砂災害警戒(地すべり)
- 都市計画区域
- 用途地域
- 山陽新幹線
- ＪＲ在来線
- 錦川清流線
- 主要道路
- 水域

N W E S

0 1 2 km

図 2-30　土砂災害警戒区域等－２

出典：岩国市ハザードマップ

■河川はん濫浸水想定区域

【岩国地域】

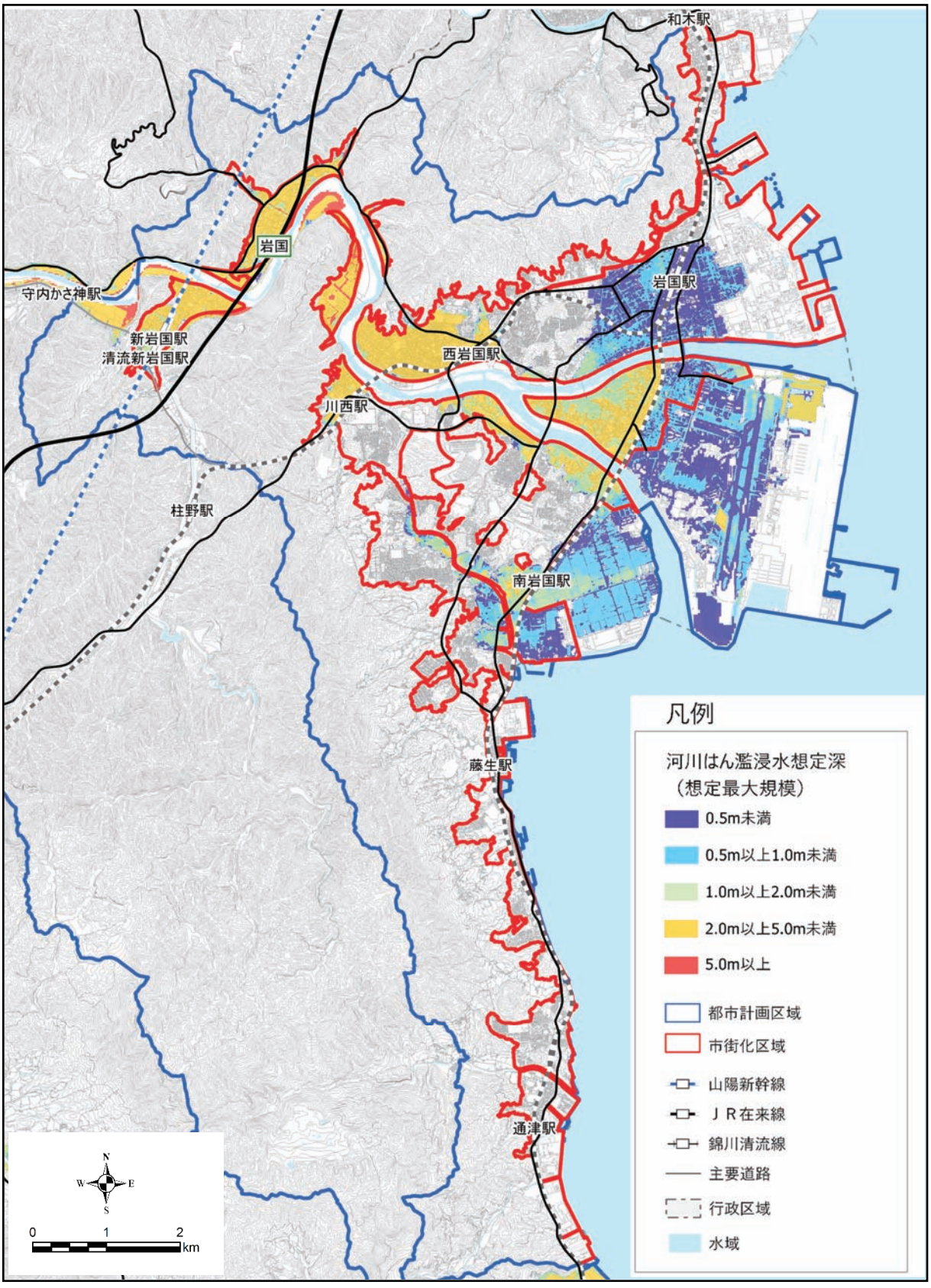

図 2-31　河川はん濫浸水想定区域－１

出典：岩国市ハザードマップ

■河川はん濫浸水想定区域

【由宇地域】

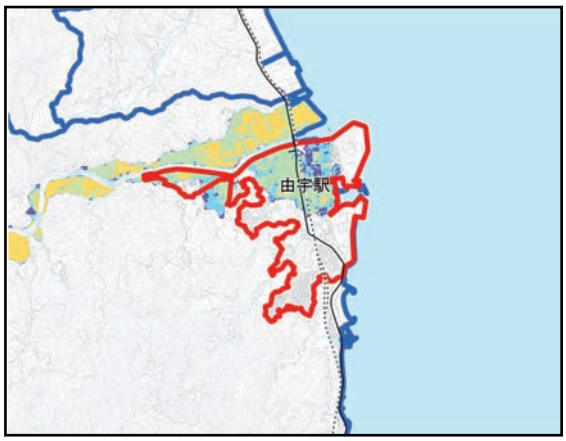

【玖珂・周東地域】

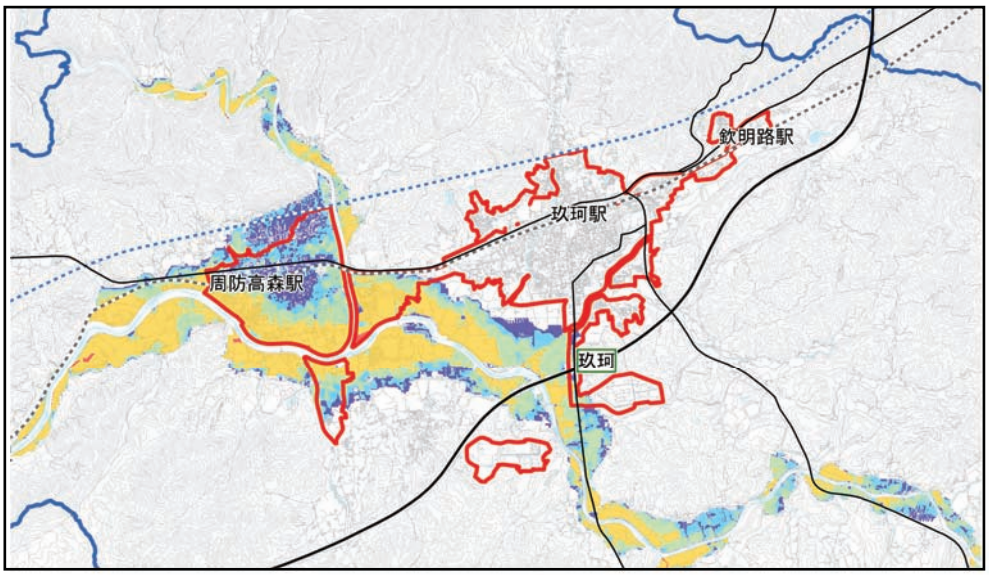

凡例

河川はん濫浸水想定深
（想定最大規模）

- 0.5m未満
- 0.5m以上1.0m未満
- 1.0m以上2.0m未満
- 2.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上

- 都市計画区域
- 用途地域
- 山陽新幹線
- ＪＲ在来線
- 錦川清流線
- 主要道路
- 行政区域
- 水域

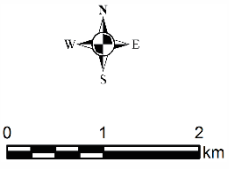

図 2-32　河川はん濫浸水想定区域－２

出典：岩国市ハザードマップ

コラム　浸水時の注意と避難行動について

■ 浸水時の注意について

浸水の深さについては、お住まいのエリアの深さが浅いからといって安心できるものではありません。浸水が浅くても流速によっては、歩行が困難となることが報告されています。

■ 大雨や台風時の避難行動について

大雨や台風といった災害の際は、市の避難情報と現状を確認し、避難が可能な状況であれば指定緊急避難場所*へ避難し、夜間や既に浸水や流速から避難が困難な場合は、自宅の２階への避難を検討しましょう。

また、大雨や台風といった災害は、テレビ等で事前に情報を得ることが可能です。お住まいのエリアや自宅などを踏まえて、市からの避難情報の前に自主的な避難を行うことも効果的であり、もしもの時に備えておくことが重要です。

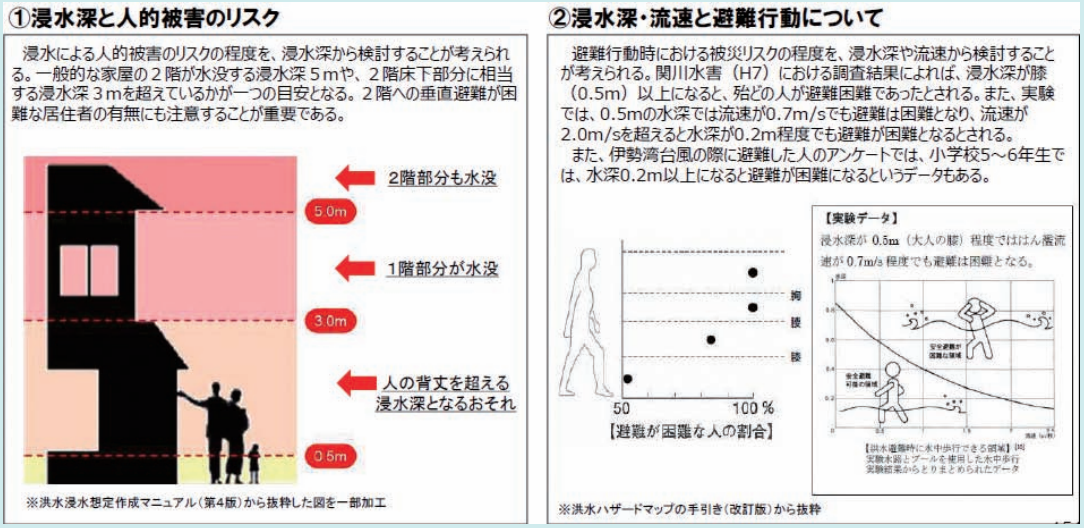

（出典：国土交通省「立地適正化計画の手引き」）

■ 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

避難情報に関するガイドラインが改正され、令和３年５月から下図の運用を実施しています。

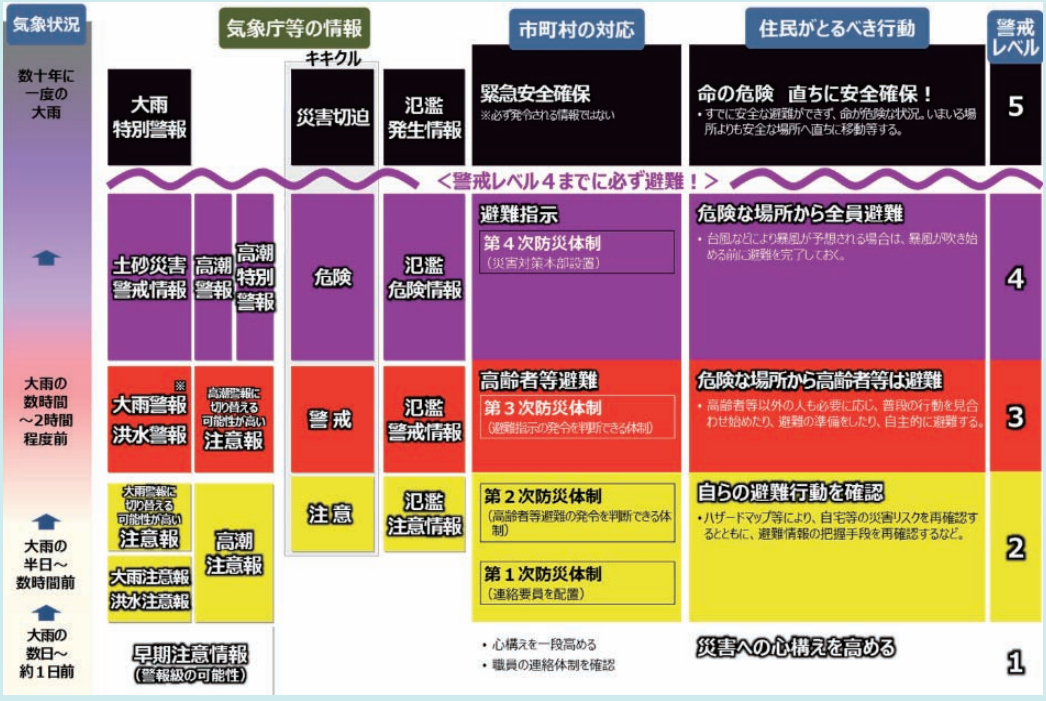

（出典：気象庁ホームページ）

■津波浸水想定区域

【岩国地域・由宇地域】

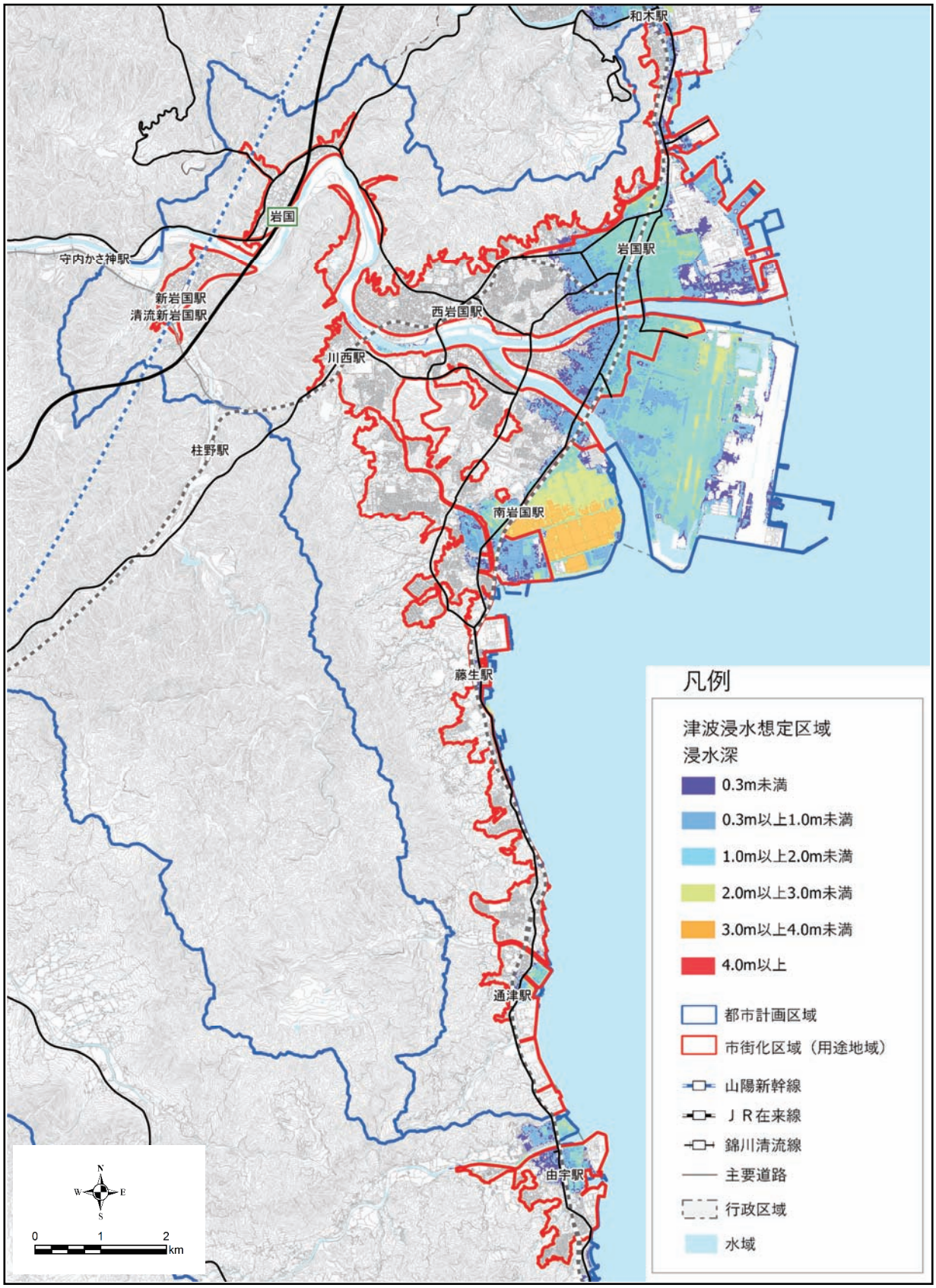

図 2-33　津波浸水想定区域

出典：岩国市ハザードマップ

■高潮浸水想定区域

【岩国地域・由宇地域】

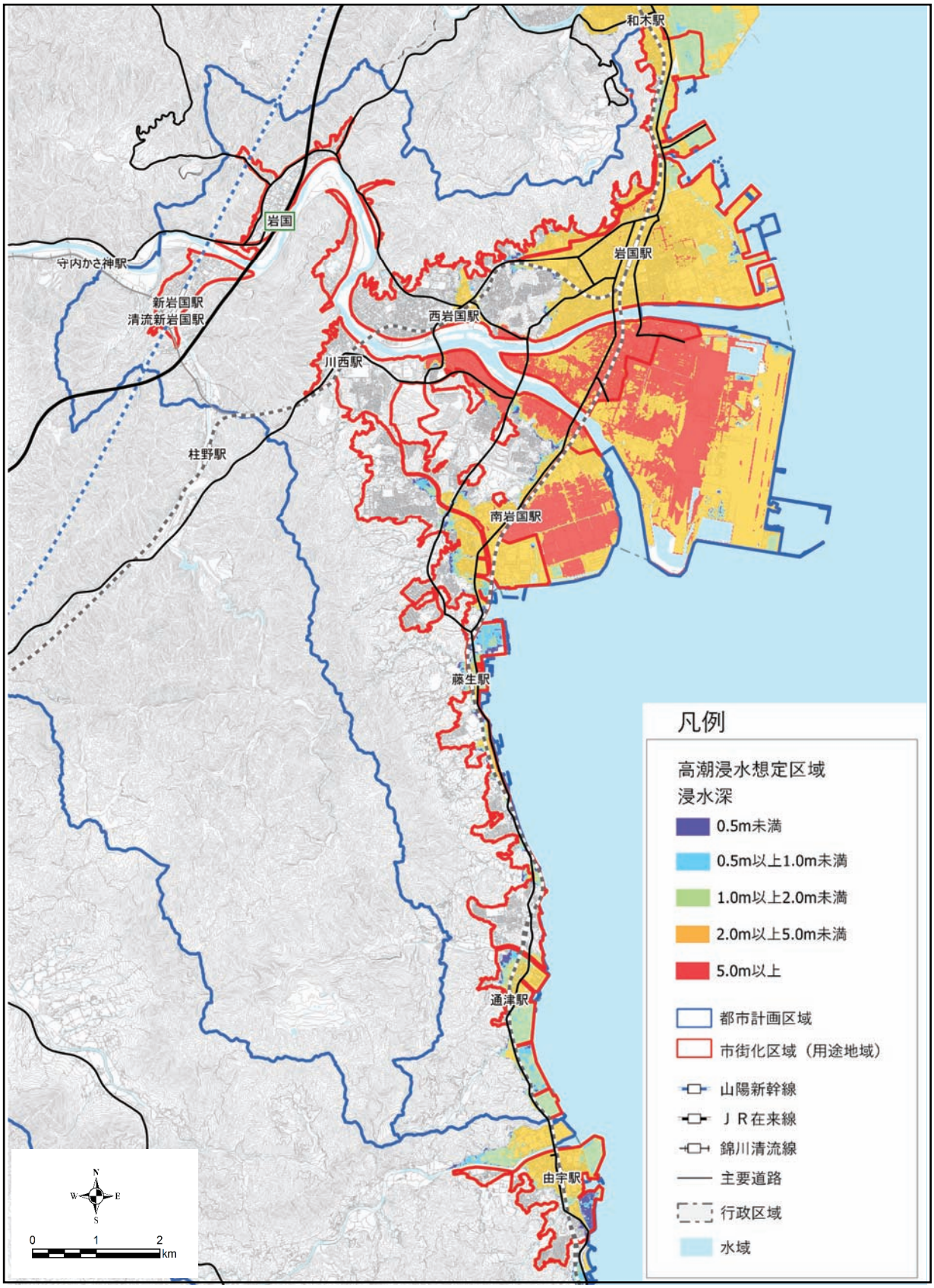

図 2-34　高潮浸水想定区域

出典：岩国市ハザードマップ

コラム　高潮と津波の違いについて

■高潮とは

台風など強い低気圧が来襲すると、波が高くなると同時に海面の水位も上昇します。これを高潮といいます。

高潮も波の一種ですが、周期が数時間と非常に長いため、波というよりむしろ海の水位が全体的に上昇する現象となります。

気象庁が発表する高潮注意報、高潮警報、高潮特別注意報、暴風警報、暴風特別警報や、都道府県が発表する高潮氾濫発生情報があります。

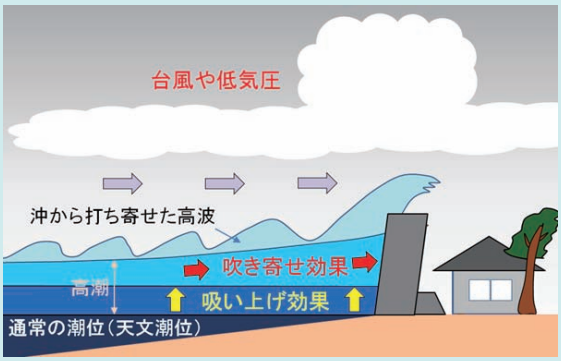

（出典：気象庁 HP・岩国市防災ガイドブック）

■津波とは

地震が起きると、震源付近では地面が持ち上げられたり、押し下げられたりします。地震が海域で発生し、震源が海底下の浅い所にあると、海底面の上下の変化は、海底から海面までの海水全体を動かし、海面も上下に変化します。このようにもたらされた海水の変化が周りに波として広がっていく現象のことを津波といいます。

気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報があります。

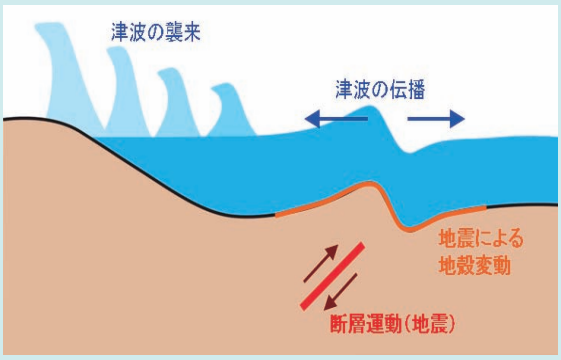

（出典：気象庁 HP・岩国市防災ガイドブック）

２－７．財政の状況

- 本市の 2022（令和 4）年度の決算状況をみると、歳入決算額は、一般会計で 718.9 億円となっており、2020（令和 2）年度以降で最小となっています。【図 2-35】
- 2022（令和 4）年度の性質別歳入をみると、市税は 187.7 億円となっており、過去 10 年間で最大となっています。国庫支出金は 158 億円で、2020（令和 2）年度以降で最小となっています。【図 2-35】
- また、市の裁量で自由に使える一般財源は 398.8 億円で、過去 10 年間で最大となっています。【図 2-35】
- 2022（令和 4）年度の歳出決算額は、全体で 690.8 億円となっており、2013（平成 25）年度からの 10 年間でみると、平均的な規模となっています。【図 2-36】
- 2022（令和 4）年度の性質別歳出をみると、投資的経費*は 68.2 億円となっており、過去 10 年間で最小となっています。【図 2-36】
- また、法律上義務付けられたものを含む義務的経費*は、過去 10 年間で増減を繰り返していますが、生活保護費や児童福祉費、老人福祉費などに充てられる扶助費 155 億円で、過去 10 年間で 2 番目に高くなっています（最大は 2021（令和 3）年度の 171.3 億円）。【図 2-36】
- 公共施設（建物）の状況は、2021（令和３）年４月時点で、延床面積のうち、52.9%が建設後 35 年以上経過しており、2023（令和 5）年度からの 40 年間で大規模修繕及び更新にかかる将来費用は、１年当たり約 75.6 億円が必要と算出されています（2011（平成 23）～2021（令和 3）年度の 11 年間でかかった費用は１年当たり約 58.9 億円）。【図 2-37】

■歳入の推移

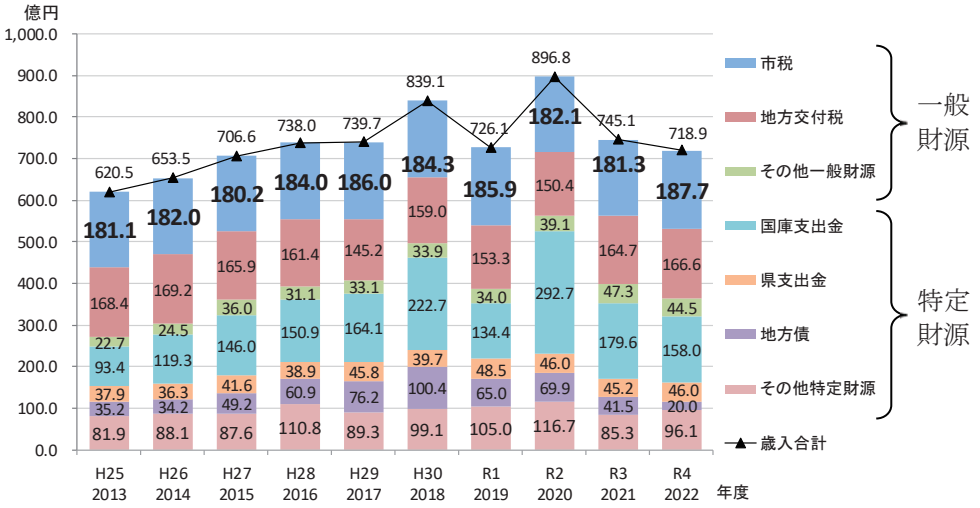

図 2-35　歳入の推移

出典：総務省決算カード

■歳出の推移

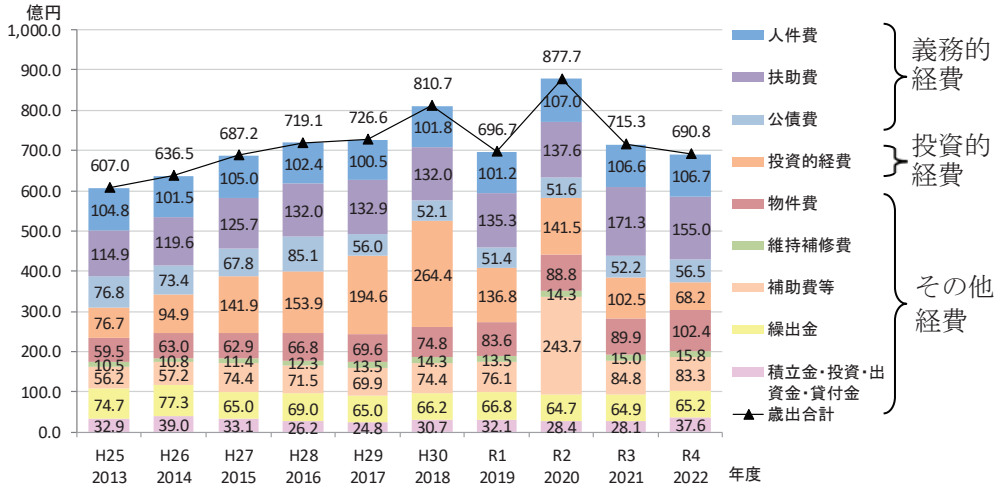

図 2-36　歳出の推移

出典：総務省決算カード

■公共施設の大規模修繕及び更新に係る将来費用

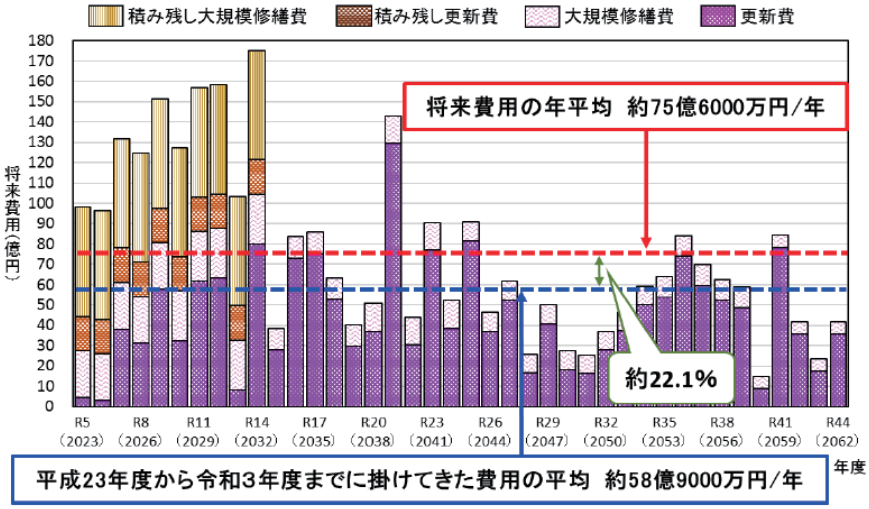

図 2-37　公共施設の大規模修繕及び更新に係る将来費用

出典：岩国市公共施設等総合管理計画（令和5年3月見直し）

２－８．市民アンケートでの居住意向

- 2017（平成 29）年度に実施した、『集約型都市づくりの実現に向けた市民アンケート調査』（配布数 5,000 人、回収率 35.2%）によると、快適な日常生活を送れる環境を実現するために重要だと思うことは、「商店等の生活に便利な施設に歩いて行ける、日常生活が便利な環境」や「鉄道やバス等の公共交通機関での移動が便利な環境」など、利便性を重視している人が多くなっています。【図 2-38】
- 将来住みたい居住環境としては、「鉄道駅の徒歩利用圏内（おおむね 800m、15 分以内）の住宅地域や商業地域」とする人が多くなっていますが、「郊外等での密度が低くゆったりとした居住環境」を望む人も一定の割合を占めています。【図 2-39】

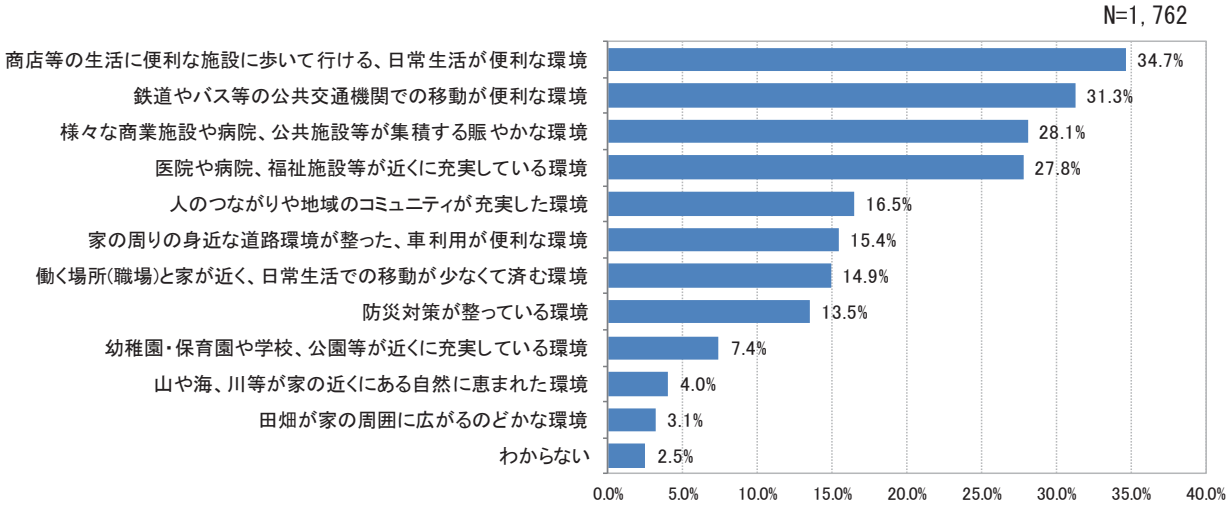

※割合は無回答を除く

図 2-38　快適な日常生活を送れる環境を実現するために重要だと思うこと（２つまで選択）

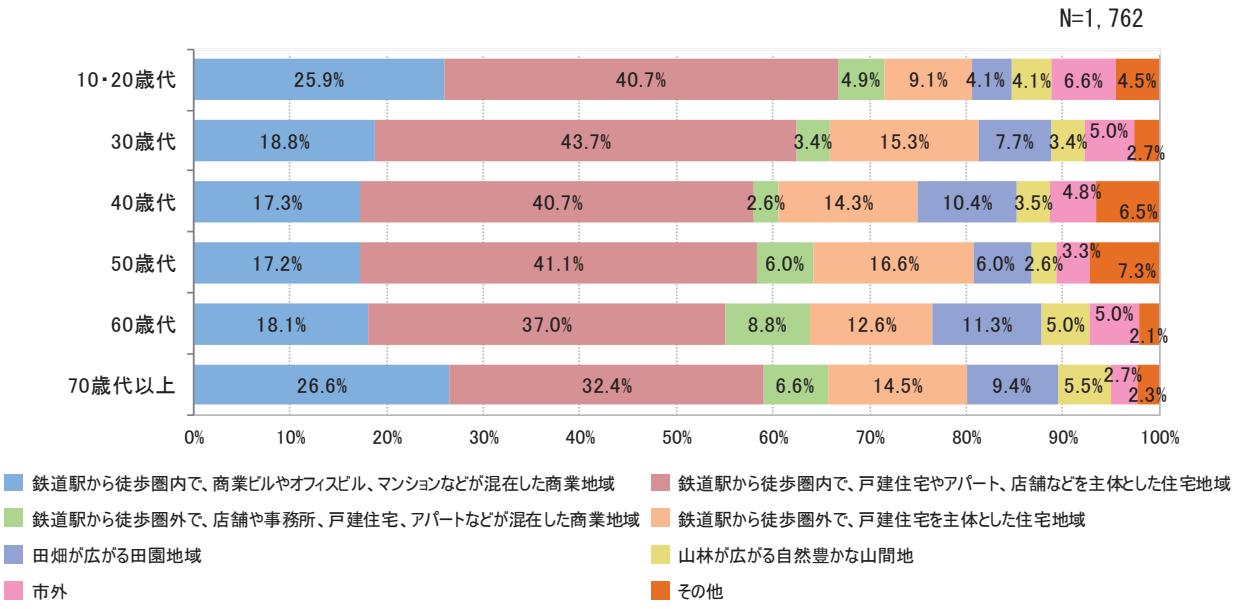

※割合は無回答を除く

図 2-39　将来住みたい場所（１つ選択）

３．岩国市の現状と集約型都市づくりに向けた課題の整理

２.で抽出した状況を踏まえ、本市の都市計画区域内における現況をもとに、集約型都市づくりに向けた課題について整理します。

（１）「拠点」の形成に向けた視点

- 生活サービス施設の中でも高次都市機能は岩国地域に集積しています。また、生活サービス施設の多くは公共交通の徒歩圏内に立地していますが、商業施設などは自家用車依存を背景に郊外の幹線道路沿いにも多く立地しており、駅周辺の商業施設の衰退が課題となっています。
- 現在、岩国駅を含む中心市街地では、にぎわいと魅力ある街づくりを牽引、推進する『岩国駅前南地区第一種市街地再開発事業』、南岩国駅周辺では、都市機能の誘導や居住環境の向上を推進する『南岩国駅前地区都市再生整備計画事業』を実施するなど、駅を中心とした「拠点」の機能充実を図っています。

「拠点」の維持・形成に向けた課題

- 人口減少が進む中、現況の都市機能を維持していくには、今以上の拡散を抑止しつつ、一定の都市機能が立地する「拠点」を維持・充実させることが必要です。
- 誰もが利用できる鉄道やバス等の公共交通ネットワークで結ばれた鉄道駅周辺やバス路線周辺を中心に、引き続き、多様な都市機能が集積する「拠点」となる市街地の形成が必要です。

（２）「市街地」の集約・整理に向けた視点

- 既成市街地や昭和30年代以降の早期に開発された丘陵部の住宅団地では、人口減少・少子高齢化が急速に進んでいます。
- また、市街化区域の縁辺部や用途白地地域では小規模な住宅開発が進み、若年ファミリー層の郊外への流出が、既成市街地等の高齢化に拍車をかけています。
- 既成市街地では、川下地区においては、『川下地区まちづくり整備計画』に基づく生活道路等の整備・改善を、岩国・横山地区においては、『城下町地区街なみ環境整備事業』に基づく住宅の修繕・修景を推進するなど、住環境改善事業を行っております。
- 下水道について、本市の普及率が低い状況の中、岩国地域は、由宇地域、玖珂地域、周東地域と比べても特に低い状況であり、安全で良好な居住環境の形成に向けて、下水道事業の推進が重要となります。

・近年、全国的に気象災害の頻発化・激甚化が進んでいる中で、本市においても、台風や豪雨による浸水等の被害が発生しています。

・山地に囲まれ、海や川に面している地理的特性から、市街化区域や用途地域内でも土砂災害警戒区域等や河川はん濫浸水想定区域、津波・高潮浸水想定区域が指定されており、そのような場所に位置する住宅地も多くみられます。

・市民の居住意向においては、利便性の高いところでの居住を求める人が多い一方で、市街地の郊外部でゆとりのある暮らしを求める人も一定程度みられます。

都市施設と市街地環境の在り方からみる課題

●人口減少・少子高齢化が進行することにより、地域コミュニティの希薄化や居住環境の悪化に伴う居住地の価値の低下などが懸念されます。効率的かつ効果的な財政投資が求められている中で、利便性の高いエリアを中心に、住環境の改善や都市施設の整備を行うことで、居住地の価値を向上させ、新たな人の呼び込みにつなげることにより、健全な市街地環境を形成していくことが必要です。

●それぞれの地域における生活環境の維持を基本としつつ、一定のエリアで居住環境の質の向上を図ることで、人口と生活サービス施設の維持による魅力的な居住地の形成が求められています。

移動がしやすく、コンパクトな市街地の在り方からみる課題

●人口の低密度化が進むと、公共交通サービスの維持が困難となることが考えられることから、一定の人口密度を維持できるように、拠点周辺に集まって暮らすことが求められています。

●徒歩や自転車と公共交通の組合せによる移動が可能な市街地環境と、公共交通サービスを維持することは両輪の関係であり、日常生活において子供から高齢者まで誰もが快適に暮らすことができる市街地の形成が求められています。

災害に対する安全性と市街地の在り方からみる課題

●本市では、土砂災害や河川浸水、津波浸水などの多くの災害リスクを抱えています。災害の頻発化・激甚化している中、自然災害に備えた、安全・安心な市街地環境への再編が必要です。

●本市の地理的特性を踏まえると、自然災害のリスクを完全に排除することは困難な状況にあります。そのため、甚大な被害が想定されるエリアでの居住を回避しつつ、残存する災害リスクに対しては、被害を低減する方策が求められています。

（3）「拠点間ネットワーク」の形成に向けた視点

・人口減少・少子高齢化が進んでいる中で、市街化区域の縁辺部や用途白地地域における住宅開発などにより、市街地の低密度化が進んでいます。

・市街化区域及び用途地域内は、おおむね公共交通の徒歩圏内にあります。路線バス、生活交通バス等の利用者数は、運行ルートの見直し等の改善を行っていますが、人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、2020（令和2）年度以降は、大きく減少しています。

「拠点間ネットワーク」の形成に向けた課題

●各拠点となる市街地への移動を徒歩や公共交通網により支えられる構造とし、日常生活における拠点の利用を促すことが求められています。

●市街地内では、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークについて、『岩国市地域公共交通計画』に基づき、維持していくことが必要です。

第３章
岩国市立地適正化計画の基本方針

1. 岩国市立地適正化計画の目標と実現に向けた方針

2. 岩国市立地適正化計画で定める事項

【参考】岩国市立地適正化計画の目標や実現に向けた方針の体系

第３章　岩国市立地適正化計画の基本方針

１．岩国市立地適正化計画の目標と実現に向けた方針

（１）岩国市立地適正化計画の目標

上位・関連計画である『第３次岩国市総合計画』及び『岩国市都市計画マスタープラン』の将来像や目標の実現に向けて、本計画において集約型都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）の実現を目指すためには、第２章において整理した課題に対応し、誰もが健康で快適に生活できる持続可能な都市を実現していく必要があります。

そのため、『岩国市立地適正化計画』の目標を次のとおり掲げます。

【上位・関連計画における都市の将来像】

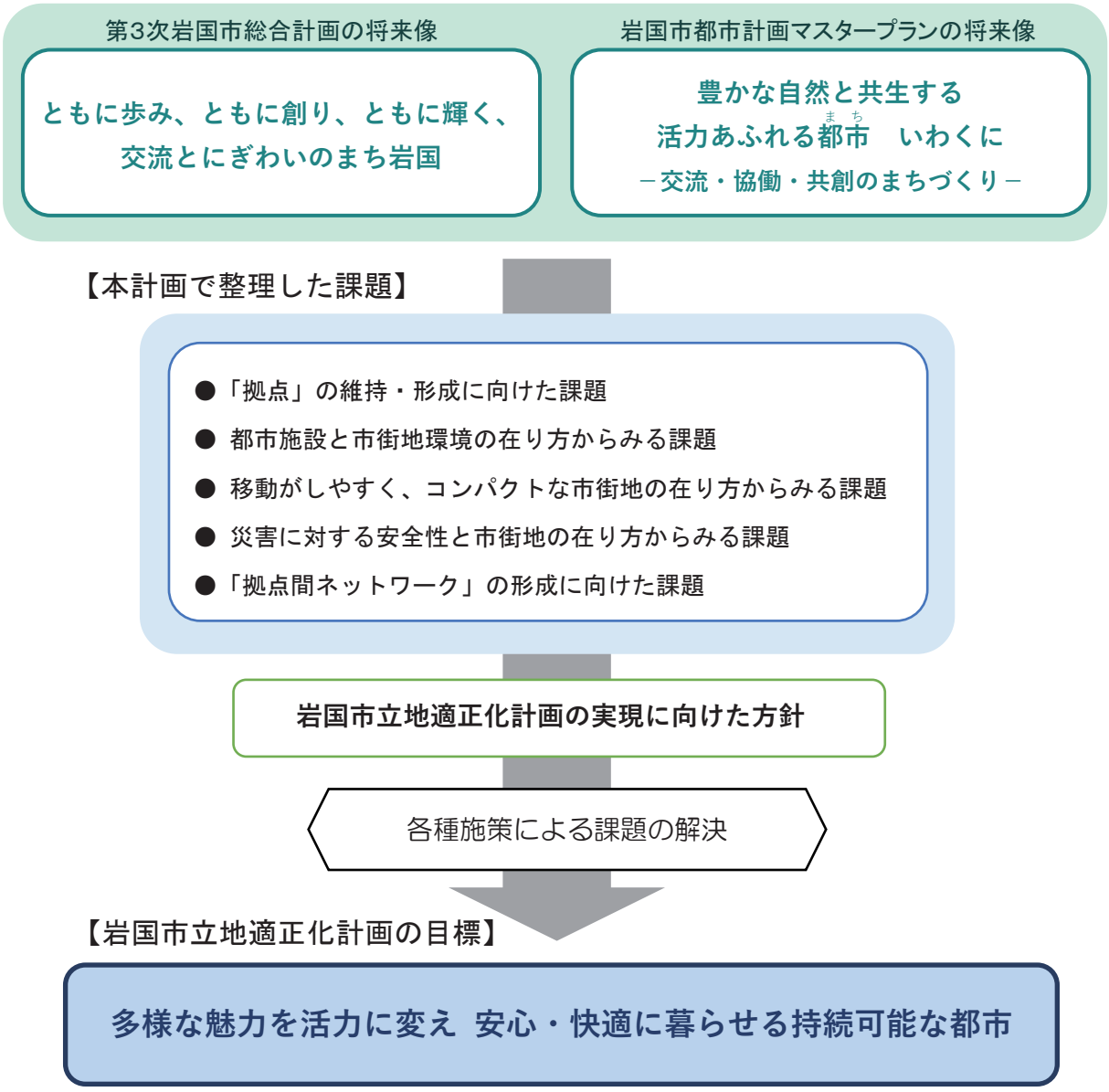

図 3-1 上位・関連計画と岩国市立地適正化計画の関係図

（２）岩国市立地適正化計画の実現に向けた方針

本計画で目標とした「多様な魅力を活力に変え　安心・快適に暮らせる持続可能な都市」の実現のため、課題解決に向け次の３つの方針を掲げ、本計画を活用した持続可能な集約型都市づくりの実現を目指します。

方針１　交流を生み出す魅力ある多様な拠点と軸の形成

人々の生活に必要な都市機能を維持・誘導することにより、快適で利便性の高い拠点の形成を目指すとともに、拠点内や拠点間における交流を生み出すことで、都市全体の活力の創出を目指します。また、拠点間をネットワークする公共交通軸の維持・形成を図ることにより、過度に自家用車利用に頼ることのない暮らしの実現につなげます。

さらに、災害発生時又は発生後の非日常時において、市民の安心・安全を支える防災機能が発揮される拠点機能の維持・強化と、拠点間のネットワークの形成を図り、安心・安全な都市づくりを目指します。

方針２　移動がコンパクトな質の高い居住環境の形成

鉄道駅やバス停等の公共交通の利便性の高いエリアを中心とした高密度な土地利用と、低密度でゆったりとした土地利用が適正に配置された、メリハリのある市街地環境へと再編し、徒歩や自転車と鉄道やバスを組み合わせた公共交通を活用した移動の効率性と利便性の高い、安心・快適に暮らせる住環境の形成を目指します。

かつての人口増加を背景に丘陵部で開発された住宅団地では、人口減少や高齢化が進行している地区がみられます。将来の更なる人口減少の予測を踏まえ、自然環境への負荷の高い丘陵部での新たな市街地開発を抑制し、平地部での人口密度の維持・増加に向けた市街地の再編による、便利で質の高い居住環境の形成を目指します。

方針３　自然災害に備えた既成市街地の再編

近年、頻発・激甚化している台風や豪雨による水災害や土砂災害等に対する都市づくりの在り方は、日常生活の延長線上で起こるものであると再認識し、県内最大の流域面積を持つ錦川の下流から河口にかけての両岸で市街地が形成されている岩国地域、由宇川に近接して市街地が広がる由宇地域、島田川に近接して市街地が広がる玖珂・周東地域などの多くの人が暮らす市街地を中心に、地域や地理的特性を踏まえて市街地の再編を行います。

あわせて、水災害や土砂災害等の自然災害に対し、防災力の向上に資する各種施策に取り組み、被害の最小限化を目指します。

２．岩国市立地適正化計画で定める事項

本計画で目指す「多様な魅力を活力に変え　安心・快適に暮らせる持続可能な都市」を実現させるため、関連計画を踏まえ、『都市計画マスタープラン』における「拠点」や『地域公共交通計画』における拠点間の移動につながる「公共交通軸」、地域の特性を踏まえた３つの「居住区域」を示します。

２－１．拠点

（１）『都市計画マスタープラン』と掲げる将来都市構造

『岩国市都市計画マスタープラン』においては、市全域を対象とした都市の将来像として、「豊かな自然と共生する　活力あふれる都市　いわくに」を掲げています。

岩国市都市計画マスタープランの将来像

豊かな自然と共生する　活力あふれる都市（まち）　いわくに
ー交流・協働・共創のまちづくりー

＜岩国市都市計画マスタープランの都市づくりの目標＞

１　都市・地域拠点の形成・充実と集約型都市づくり

○拠点の形成　　○市街地の拡散抑制による効率的な市街地の形成

２　拠点ネットワークの形成と地域循環型都市づくり

○拠点機能の役割分担　　○交通ネットワークの強化　　○農山村部と市街地部の連携

３　多様な地域資源を活かした魅力ある都市づくり

○地域の個性を活かした魅力ある都市づくり　○立地特性を活かした新たな魅力の創出
○魅力ある都市景観の形成

４　安全で安心して生活できる災害に強い都市づくり

○既成市街地内の市街地環境の改善　　○自然災害の発生抑止と被害の拡大防止
○防災対策の強化

５　自然環境と調和したみどり豊かで持続可能な都市づくり

○自然環境と生態系の保全　　○みどりを育む都市環境の形成　　○循環型社会の構築

６　市民とともにかたちづくる協働の都市づくり

○官民一体となった体制の構築　　○担い手の育成

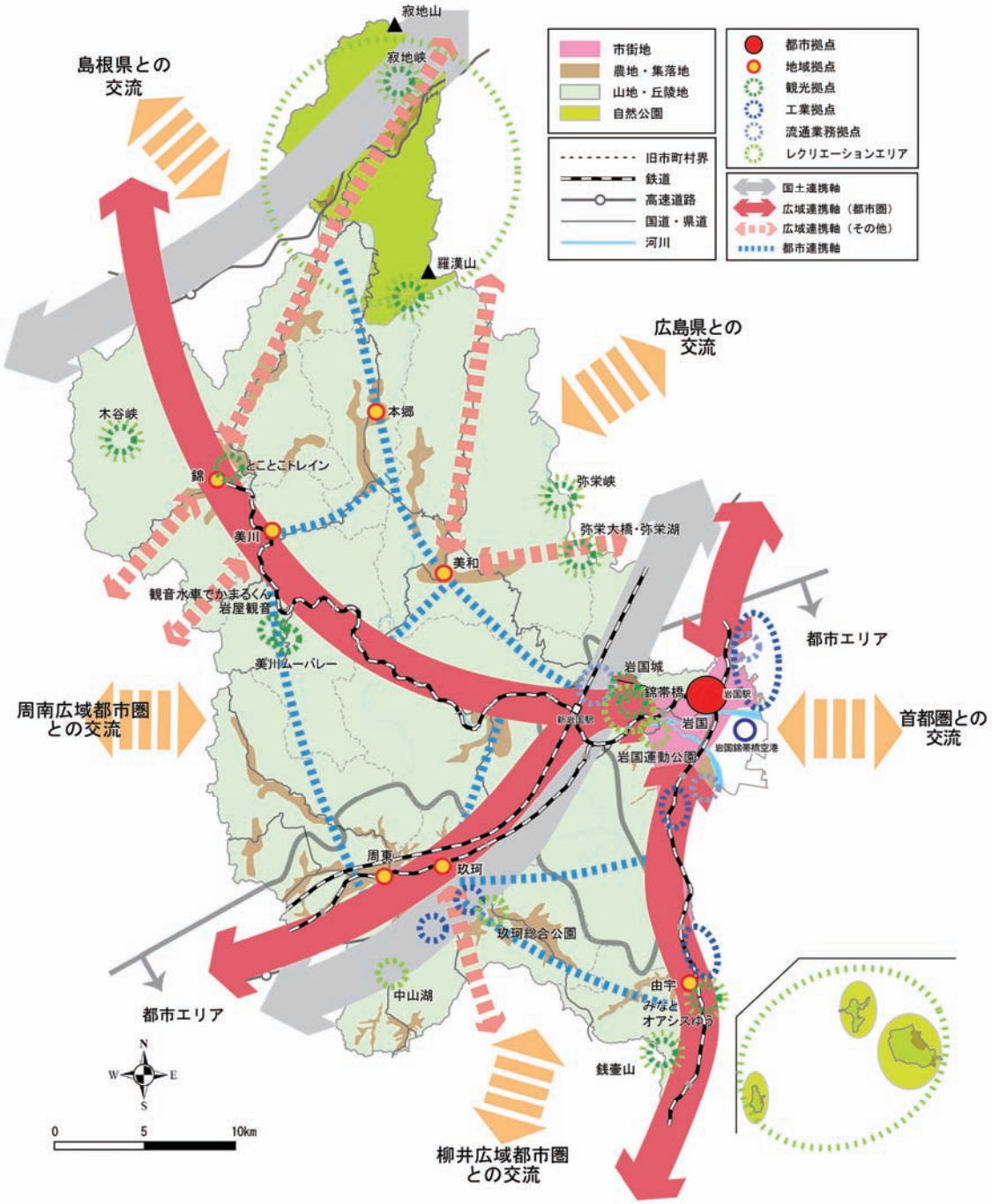

図 3-2　岩国市都市計画マスタープランで掲げる将来都市構造図

（２）拠点の設定と方針

『岩国市都市計画マスタープラン』における将来都市構造は、都市機能が集積する、本市及び地域の中心的な役割を担うエリアを「拠点」として位置付けていることから、本計画では、『岩国市都市計画マスタープラン』における全市的な観点からの「都市拠点」「地域拠点」を踏まえ、立地適正化に向けた市街地構造の拠点として大きく４種の拠点の考え方を整理したうえで、都市機能の立地状況や生活環境を加味した「拠点」を設定し方針を定めます。

立地適正化に向けた市街地構造の拠点	概要及び方針	地区名称	都市計画マスタープランでの拠点
中心拠点	・市内各所からの公共交通のアクセス性に優れ、市役所や市民文化会館などの市内で１つしかない施設や、業務施設、商業施設が集積する地区。 ・高次都市機能を提供し、市の中心としてにぎわいを創出する地区。	岩国中心拠点	都市拠点
地区拠点	・鉄道駅やバス停などの公共交通施設を有する地区単位の中心で、診療所やスーパーなどの日常生活を支える身近な生活サービス機能を有する地区。 ・旧市町の中心や地区単位の中心で、総合支所などの行政機能や診療所、スーパーなどの多様な機能の集積がみられる地区。	城下町地区拠点	―
		川下地区拠点	―
		南岩国地区拠点	―
		由宇地区拠点	地域拠点
		玖珂地区拠点	地域拠点
		周東地区拠点	地域拠点
特定機能拠点	・上記の拠点以外に、中心拠点と同様に、高次都市機能や特徴ある機能を有する地区。	医療・防災交流拠点（愛宕地区）	―
		福祉・交流拠点（黒磯地区）	―
生活拠点	・地区拠点と同様に、鉄道駅やバス停などの公共交通施設を有する地区単位の中心で、診療所やスーパーなどの日常生活において、最低限必要な施設を有する地区。 ・一つの地区内で、地区拠点ほどは施設が充実していないものの、一定の機能を有する地区。	錦見生活拠点	―
		川西生活拠点	―
		多田・藤河生活拠点	―
		御庄生活拠点	―
		藤生生活拠点	―
		通津生活拠点	―
		和木駅周辺生活拠点（岩国市内）	―

※各拠点の位置については、P.63図3-4 立地適正化の実現で目指す「拠点」と「公共交通軸」による市街地構造を参照

◆拠点における暮らし方のイメージ

中心拠点

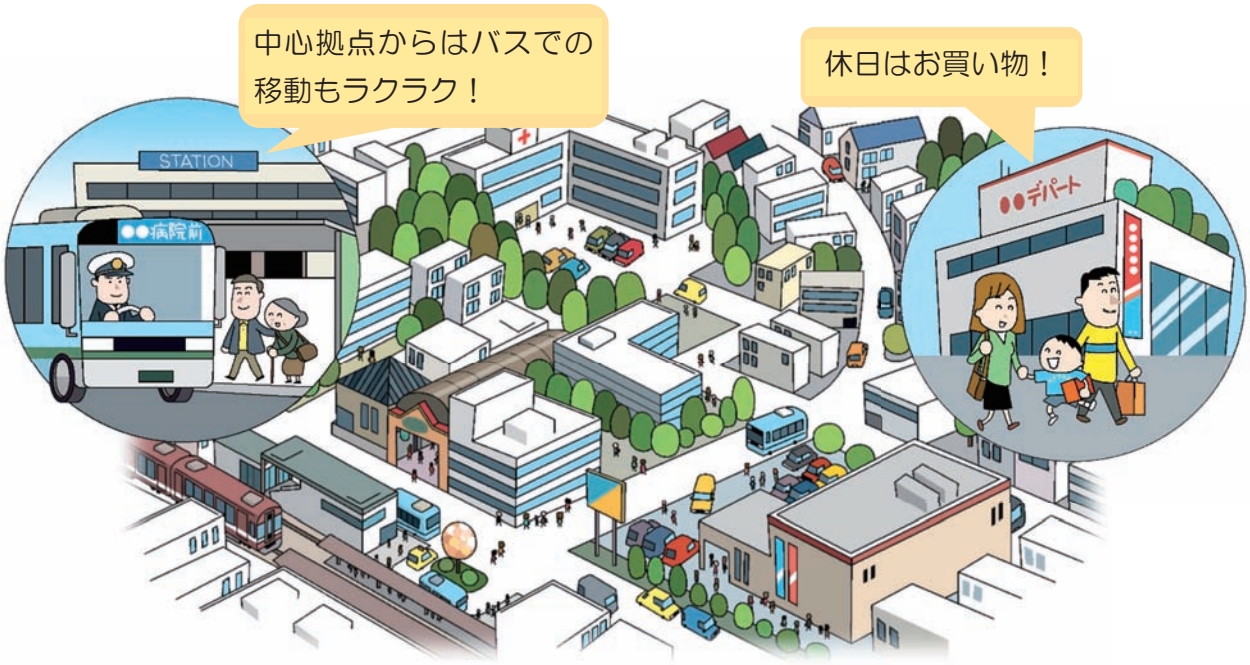

地区拠点

２－２．公共交通軸

（１）『地域公共交通計画』で掲げる地域公共交通網の将来イメージ

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中、地域公共交通の利用者数は減少傾向にあります。一方で、地域公共交通は、日常生活を営む上で、欠かせない移動手段であり、暮らしを支える社会基盤の一つとして維持、充実を図る必要があります。

本市では、『岩国市地域公共交通計画』を定め、市全域を対象に地域公共交通の基本方針と、地域公共交通体系の将来のイメージを示しています。

（対象：市全域）

＜基本方針＞

変わりゆく地域の暮らしとまちのすがたに対応した
持続可能な公共交通の構築

＜計画目標＞　１　地域の暮らしと産業を支え続ける公共交通サービスの整備
２　公共交通を守り育てる意識・体制づくり

図 3-3 岩国市地域公共交通計画で掲げる将来イメージ図

（２）公共交通軸の設定と方針

本計画における公共交通軸は、各拠点と連携することにより、過度に自家用車利用に頼ることのない暮らしを実現するため、『岩国市地域公共交通計画』の将来イメージを踏まえ設定し、市街地内における拠点間の移動の維持・充実を図ります。

軸	方　針
公共交通軸	・岩国中心拠点から南岩国地区拠点や由宇地区拠点などの瀬戸内海沿いに分布する地区拠点間では、鉄道（山陽本線）とバスによる公共交通ネットワークの維持・充実を図る。 ・岩国中心拠点から城下町地区拠点、多田・藤河生活拠点、御庄生活拠点間では、バスネットワークの維持・充実を図り、岩国中心拠点から御庄生活拠点にかけては錦川清流線（一部・岩徳線）の維持・充実を図る。 ・岩国中心拠点から玖珂地区拠点や周東地区拠点間では、鉄道（岩徳線）による公共交通ネットワークを維持し、各地区間はバスネットワークの維持・充実を図る。

図 3-4 立地適正化の実現で目指す「拠点」と「公共交通軸」による市街地構造

２－３．居住区域

本計画における居住区域は、人口密度や身近な暮らしの利便性の違いなど市街地の特性から、３つのタイプの居住区域の位置づけを行い、メリハリのある市街地環境の維持・形成を図ります。

なお、都市再生法に基づく居住誘導区域を「にぎわい居住区域」とし、本計画において任意で設定する区域を「ゆとり居住区域」及び「自然・田園居住区域」とします。

各区域の居住イメージについては、以下のとおりです。

（１）にぎわい居住区域（市街化区域、用途地域内）で目指す暮らし方

- 各地区の市街地環境を活かしつつ高い人口密度の維持を図るため、新たな住宅開発等の誘導と既存ストックの有効活用等により、多くの人が集まって暮らす利便性と快適性が両立した住環境の形成を目指す。
- 高い人口集積の維持により、身近な生活を支える官・民の生活サービス施設の立地の維持・誘導を図ることで、にぎわいのある市街地環境の形成を目指す。
- 災害に対する安全性の取組方針については、本計画において、計画的かつ着実に必要な防災減災対策に取り組み、より一層の安全性の強化を目指す。

（２）ゆとり居住区域（市街化区域、用途地域内）で目指す暮らし方

- 今後の人口減少を前提に、既存の戸建住宅を中心とした良好な住環境と地域コミュニティの維持を図りつつ、新たな住宅開発等の誘導は行わず、緩やかな低密化につなげる。
- 広い敷地を持った住宅地や畑付き住宅地等、周囲には自然地が広がる、ゆったりとした静かな暮らしを楽しむ市街地環境の形成を目指す。
- 災害に対する安全性の取組方針については、既存の防災関係計画に沿った対策に取り組み、安全性の推進を目指す。

（３）自然・田園居住区域（市街化調整区域、用途白地地域内）で目指す暮らし方

- 市街化を抑制する市街化調整区域や、まとまりある市街地の形成を目指す用途地域の外に広がる非線引き用途白地地域では、農地や山林とともにある暮らしを前提とした集落地における居住は維持しつつ、営農・集落環境を阻害するような開発等を抑制することで、既存の農林業の維持と調和した住環境と生業環境の維持を目指す。
- 災害に対する安全性の取組方針については、既存の防災関係計画に沿った対策に取り組み、安全性の推進を目指す。

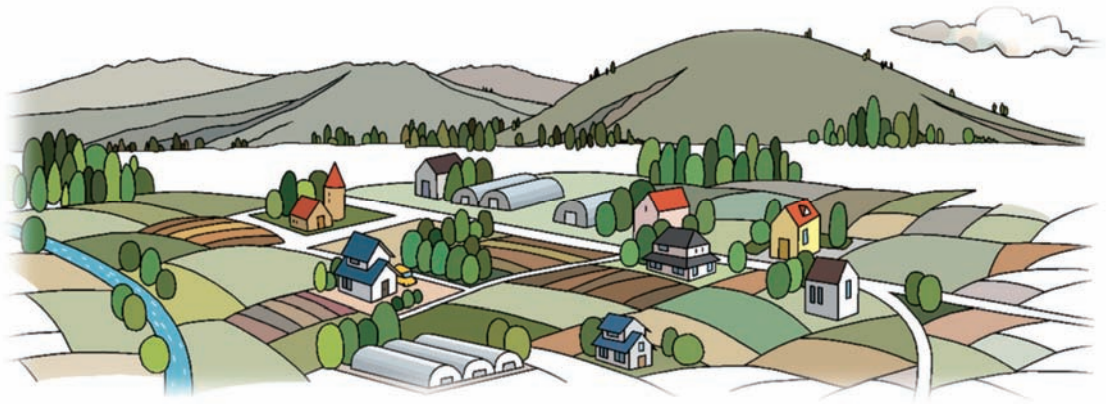

２－４．各居住区域における災害に対する取組方針

（１）本市の取組状況及び岩国市立地適正化計画における取組方針について

本市においては、市全域を対象とした防災分野の計画として、さまざまな大規模自然災害等への対応を見据えた各種防災関連計画の指針となる『岩国市国土強靱化地域計画』や、本市の災害予防や災害応急対策及び復旧・復興に関する基本計画である『岩国市地域防災計画』を策定し、防災減災対策を実施しています。

しかしながら、近年、頻発・激甚化している自然災害に対し、本市の地理的特性を踏まえると、市全域で自然災害への安全性を確保することは困難な状況にあります。

そのような状況を受け、「第１章 ６.防災指針策定の背景」のとおり、国において、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速させるため、災害ハザードエリアにおける新たな開発行為*の抑制や、既存の立地適正化計画と防災との連携強化などを盛り込んだ都市再生法の改正がなされたところです。

そのため、本計画では、国の方針に沿い、各居住区域に応じた取組方針を定め、安心・安全な市街地環境への再編を図ります。

（２）各居住区域における災害に対する取組方針

各居住区域においては、既存の防災関係計画に沿った対策を継続し、居住地における安全性の推進を実施していきます。

この取組状況に加え、本計画で目指す集約型都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）の実現のため、にぎわい居住区域（居住誘導区域）において、市民の「命」を守ることを主眼においた計画的かつ着実に必要な防災減災対策に取り組み、より一層の安全性の強化を目指します。

各居住区域の設定方針などについての詳細は、第４章で記載することとし、にぎわい居住区域での防災減災対策についての取組方針は、第６章で記載することとします。

【参考】岩国市立地適正化計画の目標や実現に向けた方針の体系

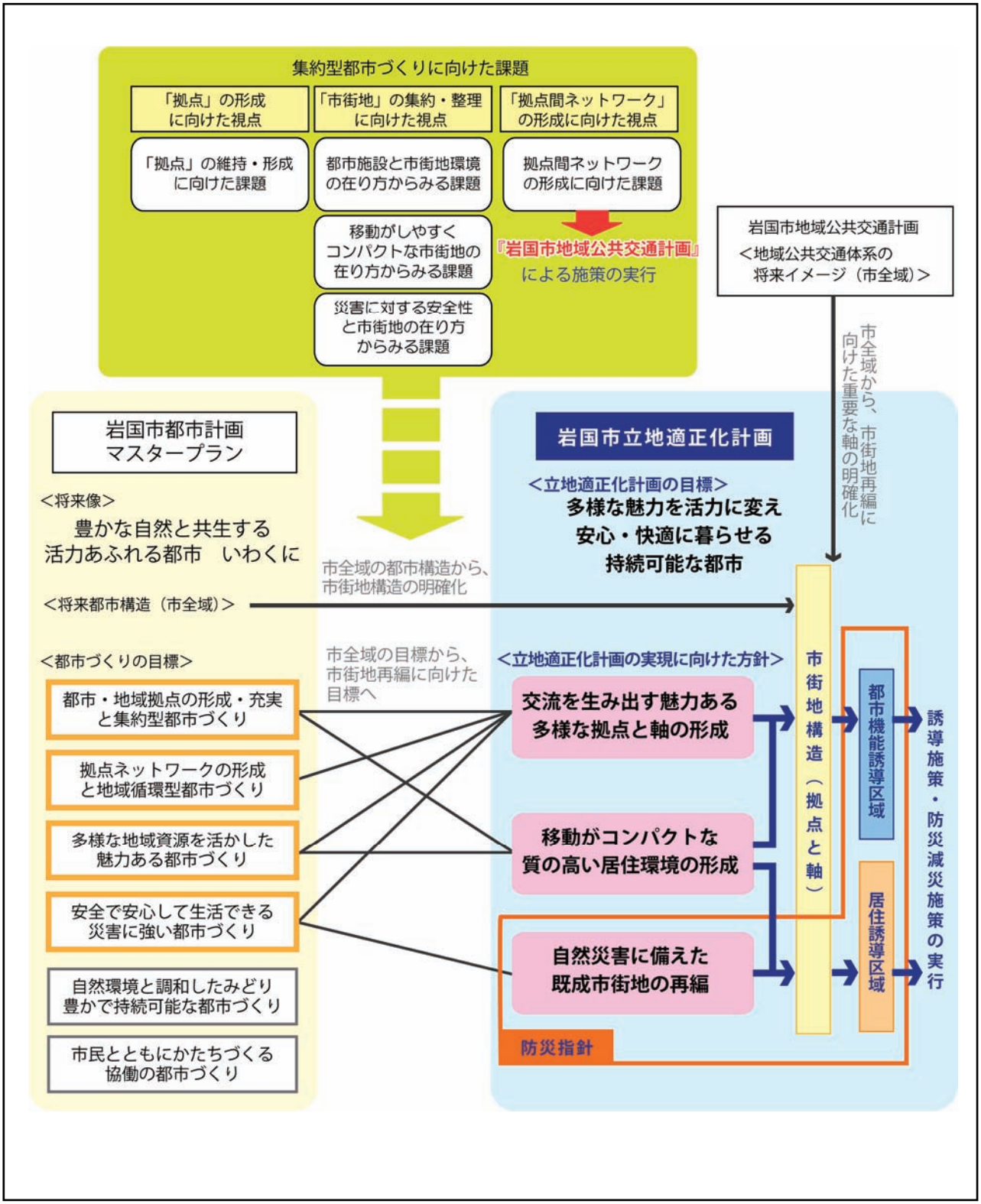

図 3-5 岩国市立地適正化計画の体系図

第４章
誘導区域

1. にぎわい居住区域（居住誘導区域）
　【参考】国による居住誘導区域の設定の
　　考え方と本市での指定状況
2. 都市機能誘導区域
　【参考】市街化区域・用途地域内の
　　誘導区域等の区分図
　【参考】市街化区域・用途地域内に対する
　　各誘導区域の指定状況

第４章　誘導区域

１．にぎわい居住区域（居住誘導区域）

本計画で目指す「多様な魅力を活力に変え　安心・快適に暮らせる持続可能な都市」を実現させるため、地域の特性に合わせた居住地選択をする中で、まちづくりの基本方針で示した３つの居住区域のうち、「にぎわい居住区域」を都市再生法に基づく居住誘導区域とし、「ゆとり居住区域」及び「自然・田園居住区域」については、本計画において任意で設定する区域とします。

そのため、本市の状況を踏まえ、国の運用指針などの方針に沿ってにぎわい居住区域（居住誘導区域）の設定を行います。

１－１．にぎわい居住区域（居住誘導区域）の考え方

にぎわい居住区域（居住誘導区域）は、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われ、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度や公共交通を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保される区域とします。

１－２．にぎわい居住区域（居住誘導区域）の設定方針

にぎわい居住区域（居住誘導区域）については、本計画における目標を踏まえ、『立地適正化計画の手引き（国土交通省）』にある居住誘導区域の望ましい区域像を参考に、以下の３つの方向性の観点から、区域を設定します。

（１）日常生活における「利便性」の維持

- 都市機能誘導区域へ容易にアクセスできることが望ましいことから、鉄道やバス等の公共交通によるアクセス性が高い区域を基本とします。
- 日常生活サービス機能を維持する必要があることから、将来にわたり人口集積が見込まれる区域を基本とします。
- にぎわい居住区域（居住誘導区域）は、居住や都市機能の立地を前提としていることから、用途地域が指定されている区域とします。ただし、居住を前提としていない工業地域や工業専用地域は除外します。
- 安全で良好な居住環境を形成する上で、都市施設の一つである下水道の整備状況は重要な要素であることから、公共下水道等の下水道施設が既に整っている区域又は整備を予定している区域を基本とします。

（２）地区の「快適性」の形成

- 中心市街地活性化対策事業、土地区画整理事業、街なみ環境整備事業等を実施している区域は、地区の魅力向上につながる住環境の改善等を目的としていることから、これらの事業を実施している又は実施を予定している区域をにぎわい居住区域に含めます。
- 都市機能誘導区域へ容易にアクセスできることが望ましいことから、公共交通結節点*である鉄道駅周辺はにぎわい居住区域に含めます。
- 既存ストックの活用を前提とした市街地の維持・形成を目指すことから、工業地や農地・山林等の非住居系の土地利用は除外します。

（３）地区の「安全性」の強化

- 岩国地域の市街地は、広範囲にわたり2.0m以上の河川はん濫や高潮等の浸水想定区域となっています。しかしながら、山地に囲まれた地理的特性や、錦川を軸に都市が形成されてきた歴史的特性を踏まえると、これらを除外してにぎわい居住区域（居住誘導区域）を設定することは困難であるといえます。そのため、浸水想定区域は、事前の避難行動が可能であることから、にぎわい居住区域（居住誘導区域）に含めます。なお、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内に残存する水災害系のリスクについては、「第６章　防災減災対策の取組方針」に沿い、浸水想定区域である旨の周知や治水対策の促進など、ソフト・ハードの対策を併せて行います。
- 土砂系災害の指定区域（土砂災害警戒区域等）は、災害の特性や事前の避難行動が可能であるか等を踏まえて、にぎわい居住区域（居住誘導区域）からの除外を判断します。また、併せて土砂系災害の指定区域である旨の周知を行います。

１－３．にぎわい居住区域（居住誘導区域）の設定方法・設定基準

（１）にぎわい居住区域（居住誘導区域）の設定方法

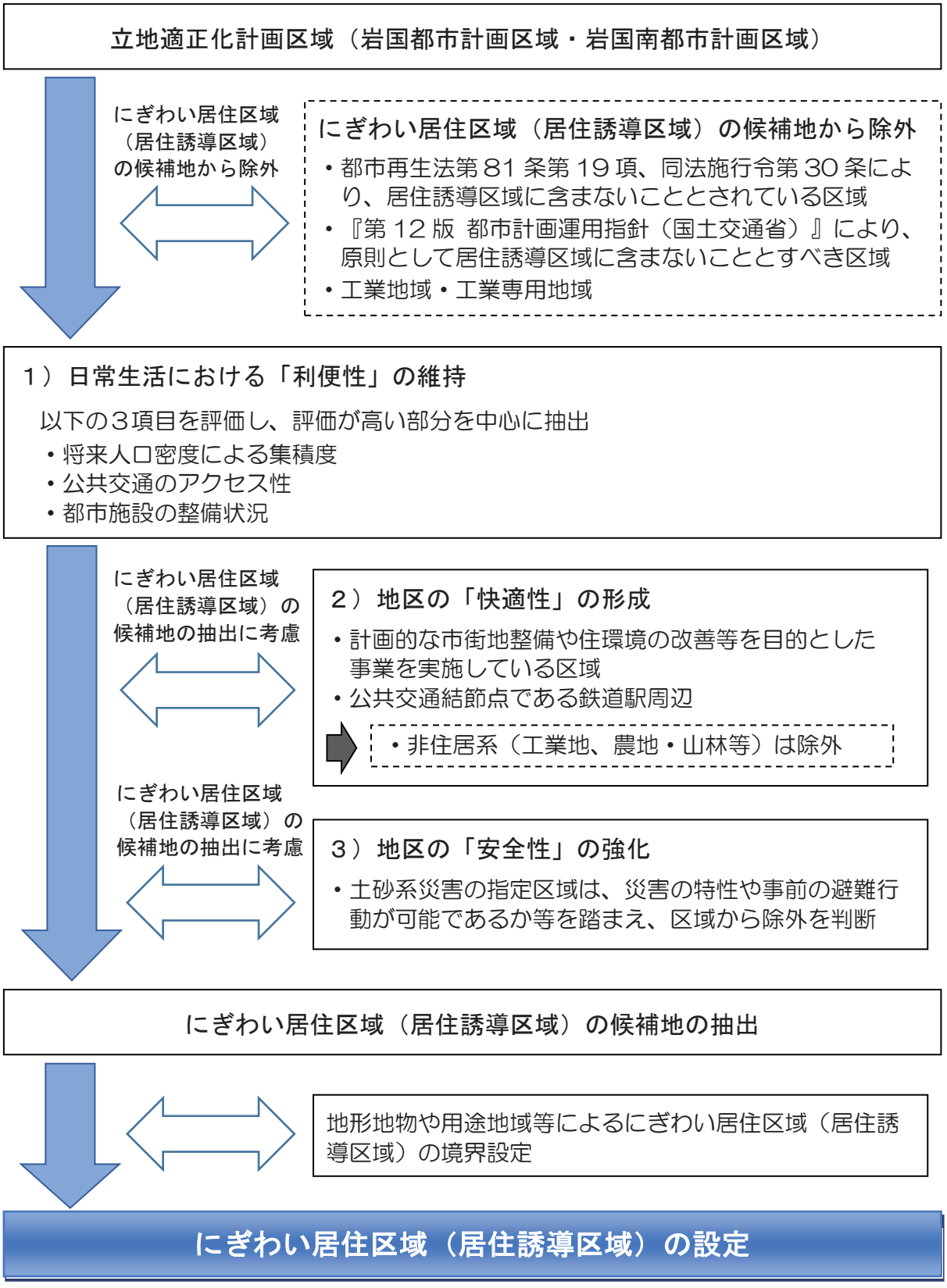

図 4-1　にぎわい居住区域（居住誘導区域）の設定に向けたフロー

（２）にぎわい居住区域（居住誘導区域）の設定基準

１）日常生活における「利便性」の評価

・「将来人口密度による集積度」、「公共交通のアクセス性」、「都市施設の整備状況」の３項目を評価し、評価が高い区域のまとまりを抽出します。

①評価指標１：将来人口密度による集積度

・将来人口（2040(令和 22)年）における人口密度が高い区域を評価します。

	評価項目
ランク１	人口密度 60 人／ha 以上
ランク２	人口密度 40 人／ha 以上 60 人／ha 未満
ランク３	人口密度 20 人／ha 以上 40 人／ha 未満

②評価指標２：公共交通のアクセス性

・公共交通の利用しやすい区域として、鉄道駅と一定の便数を有するバス停の徒歩圏内にある区域を評価します。

	評価項目
ランク１	鉄道駅から 500m圏域※1 又は 20 便/日以上※3 の バス停から 300m圏域※5
ランク２	鉄道駅から 800m圏域※2 又は 10 便/日以上※4 の バス停から 300m圏域
ランク３	10 便/日未満のバス停から 300m圏域

【評価項目の設定に当たり、参考とした基準等（以下を参考に本市の実情を踏まえ設定）】

※１：高齢者の徒歩圏は半径500m
※２：一般的な徒歩圏は半径800m（不動産の表示に関する公正競争規約施行規則により１分80mと規定）
※３：バス路線30便/日以上のバス停は、おおむねピーク時片道３便以上の路線
※４：バス路線10便/日以上のバス停は、１時間１便程度の路線
※５：バス利用者の90%の人が抵抗感なく無理なく歩けるバス停の距離が300m
参照）国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」
社団法人土木学会「バスサービスハンドブック」

③評価指標３：都市施設の整備状況

・市街地環境の形成の観点から、下水道事業の進捗状況を評価します。

	評価項目
ランク１	供用開始区域
ランク２	下水道事業計画区域
ランク３	下水道全体計画区域

※上記①～③の各評価指標図は、参考資料に掲載しています。なお、本改定においては、誘導区域の再評価は行っておりません。

２）地区の「快適性」の評価

日常生活における「利便性」の評価で抽出した区域を基本に、以下に該当する区域を候補地として含めます。

- 市街地整備事業（土地区画整理事業等）や住環境改善事業（街なみ環境整備事業等）を既に実施している区域は、良好な市街地環境の整備を目指し、政策的に投資的事業を実施していることを踏まえ、区域に含めます。
- 公共交通結節点である鉄道駅周辺は、公共交通利用者の維持及び公共交通アクセスの利便性を活かした居住を促進する観点から、区域に含めます。
- ただし、まとまりある市街地の形成を目指すことから、非住居系の土地利用（工業地や農地・山林等）や市街地としての連続性がないエリアについては、区域から除外します。

３）地区の「安全性」の評価

上記１）、２）で抽出した区域から、以下の事項を考慮して、にぎわい居住区域（居住誘導区域）を抽出します。

- 浸水想定区域については、気象庁などから発表される警報や大雨警報、高潮・津波警報等、気象状況により、事前の避難行動が可能であることから、にぎわい居住区域（居住誘導区域）に含めます。
- また、土砂災害警戒区域についても、浸水想定区域同様に事前の避難行動が可能か否かにより判断しており、大雨に起因する土石流については、にぎわい居住区域（居住誘導区域）に含めますが、急傾斜地や地すべりについては、大雨時だけではなく地震等においても発生する可能性があり、事前の予測や避難行動が困難であることから、にぎわい居住区域（居住誘導区域）から除外します。
- ただし、土石流による土砂災害警戒区域のうち、災害リスクの高い特別警戒区域が指定されている場合は、にぎわい居住区域（居住誘導区域）から除外します。
- なお、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内に残存する水災害系のリスクについては、第６章で「防災減災対策の取組方針」を示すとともに、それ以外の災害についても、住民に対して、各種災害のおそれがある区域に関する情報を本計画においても周知します。

１）～３）の基準に基づき抽出したエリアをベースに、原則として、地形地物又は用途地域界、道路端からの一定距離等により区域を設定します。

※ゆとり居住区域は、市街化区域からにぎわい居住区域（居住誘導区域）と居住を前提としていない工業地域や工業専用地域を除外した区域となります。

※自然・田園居住区域は、市街化調整区域と用途白地地域に位置付けています。ただし、市街化調整区域は、都市再生法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条により居住誘導区域に定めないと規定されており、本計画では用途白地地域も市街化調整区域と同等に扱うことから、誘導区域には図示していません。

１－４．にぎわい居住区域（居住誘導区域）の設定図

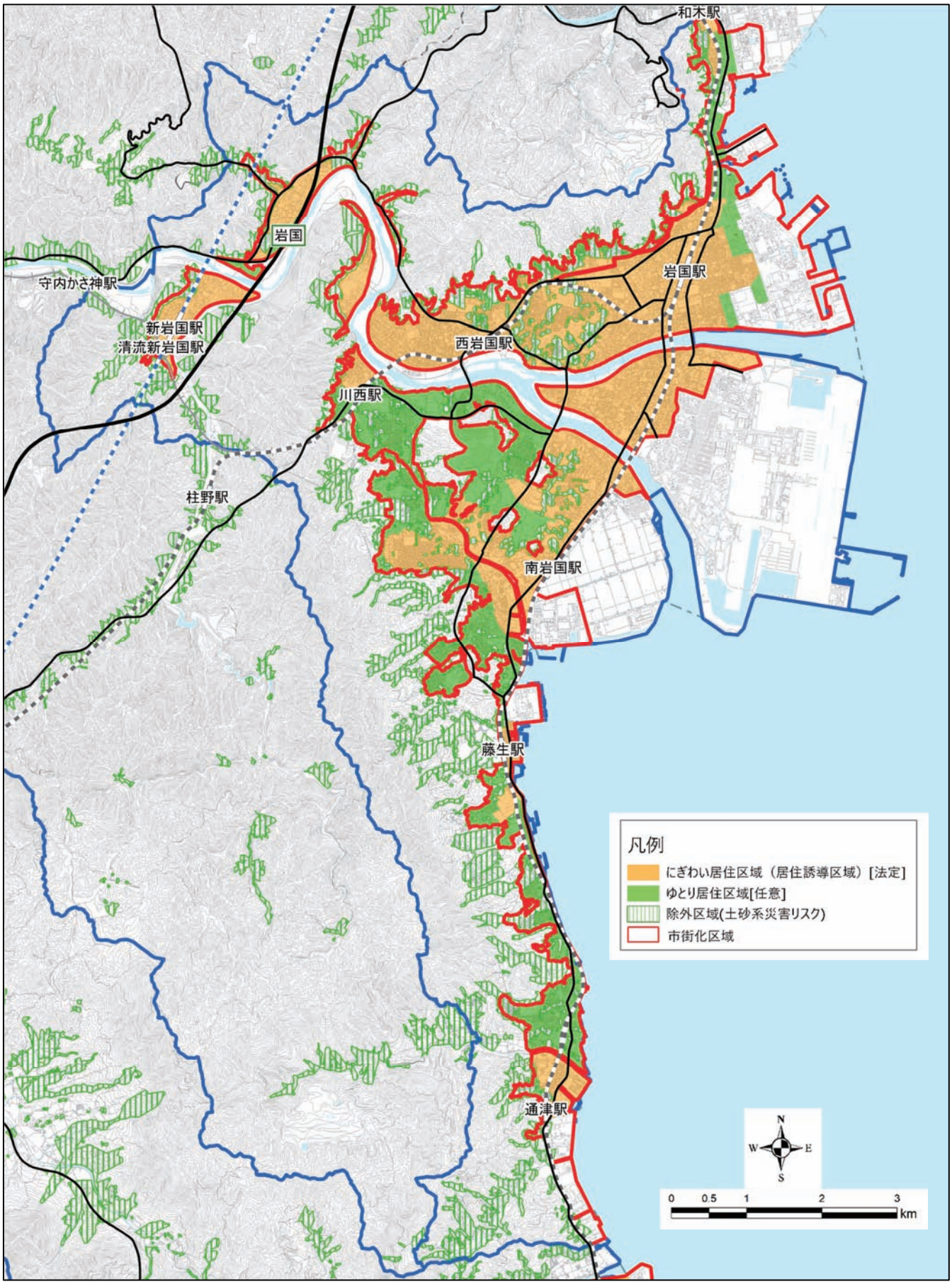

図 4-2　にぎわい居住区域（居住誘導区域）［岩国地域］

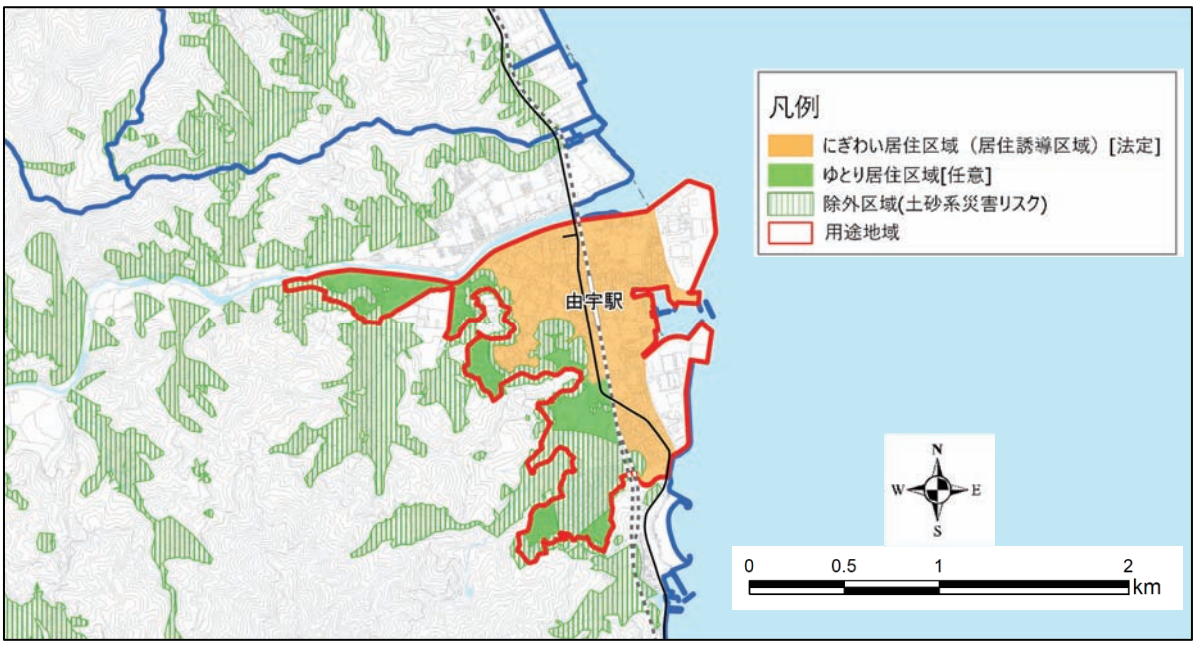

図 4-3　にぎわい居住区域（居住誘導区域）［由宇地域］

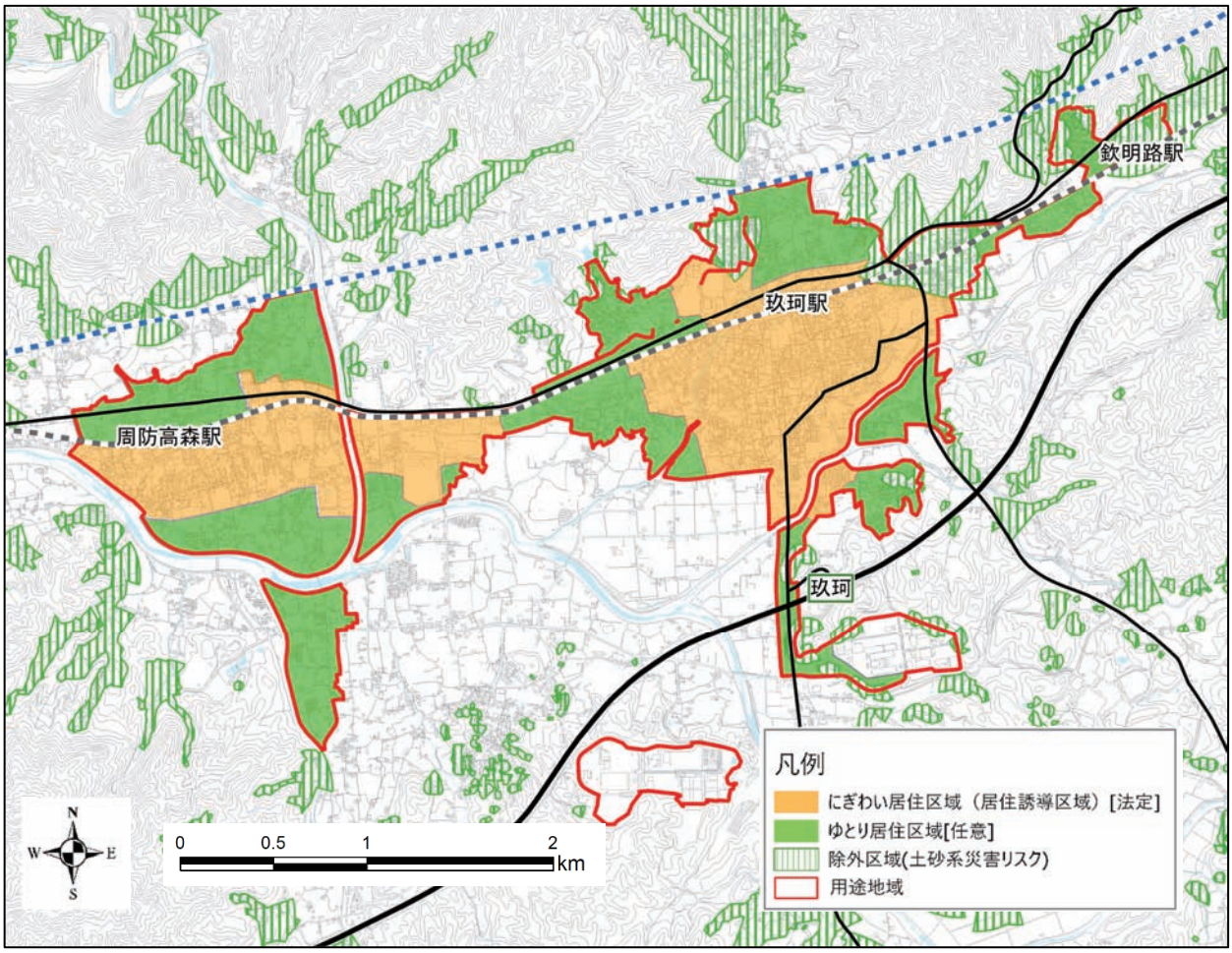

図 4-4　にぎわい居住区域（居住誘導区域）［玖珂・周東地域］

注 除外区域について
・土砂災害警戒区域のうち急傾斜地と地すべりについては、居住誘導区域から除外します。
・土砂災害警戒区域のうち土石流については、特別警戒区域が指定されている場合、居住誘導区域から除外します。

【参考】国による居住誘導区域の設定の考え方と本市での指定状況

◆居住誘導区域に含まない区域（都市再生特別措置法第81条19項、同法施行令第30条）

区域名	根拠法	本市での指定	
			誘導区域内での指定
市街化調整区域	都市計画法第７条第１項	○	×
住居建築が制限されている災害危険区域	建築基準法第39条	×	×
農用地区域*	農振法第８条	○	×
集団農地・良好な営農条件の農地	農地法第５条	×	×
自然公園特別地域	自然公園法第20条	×	×
保安林*	森林法25条・25条の２	○	×
原生自然環境保全地域・特別地区	自然環境保全法第14条第１項・25条	×	×
保安林予定森林区域・保安施設地区	森林法第30条・30条の２、第41条、第44条	×	×
地すべり防止区域（防止措置を講じた区域除く）	地すべり等防止法第３条	×	×
急傾斜地崩壊危険区域（防止措置を講じた区域除く）	急傾斜地法第３条	×	×
土砂災害特別警戒区域*（レッドゾーン）	土砂災害防止法第９条	○	×
浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法第56条	×	×

◆原則、居住誘導区域に含まない区域（都市計画運用指針12版）

区域名	根拠法	本市での指定	
			誘導区域内の指定
津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）	津波防災地域づくり法第72条	×	×
災害危険区域（住居建築禁止区域を除く）	建築基準法第39条	×	×

◆居住を誘導することが適当ではないと判断される場合、原則、居住誘導区域に含めない区域（都市計画運用指針12版）

区域名	根拠法	本市での指定	
			誘導区域内の指定
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害防止法第７条第１項	○	○※1
津波災害警戒区域（イエローゾーン）	津波防災地域づくり法第53条第１項	○	○※2
浸水想定区域	水防法第15条第１項４号	○	○※2
急傾斜地の崩壊・土砂災害の発生のおそれがある土地	土砂災害防止法第７条・第４条	×	×
津波浸水想定区域	津波防災地域づくり法第８条第１項	○	○※2
都市浸水想定区域	特定都市河川浸水被害対策法第４条第２項第４号	×	×

※１　地震・降雨に起因する急傾斜地・地すべりは、誘導区域から除外し、降雨に起因する土石流は、気象状況により災害発生が予測でき、事前避難が可能という観点から誘導区域に含めることとしている。

※２　検討の結果、降雨に起因する災害リスクは、気象状況により災害発生が予測でき、事前避難の時間を確保することが可能という観点から誘導区域に含めることとしている。

２．都市機能誘導区域

本計画で目指す「多様な魅力を活力に変え　安心・快適に暮らせる持続可能な都市」を実現させるため、医療・福祉・商業等の都市機能の立地を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域とします。

そのため、本市の状況や国の運用指針などの方針に沿って、都市機能誘導区域の設定を行います。

２－１．都市機能誘導区域の考え方

都市機能誘導区域は、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することとなっています。

また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲を区域として設定します。

２－２．都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域は、一般的には医療、福祉、子育て支援、商業等の日常生活サービス施設の立地を図りながら、都市エリアにおける拠点となる地区に定めることとされています。

また、都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に定めることとされています。

本市は、市の中枢を担う中心拠点、各地区の中心的な役割を担う地区拠点、身近な生活を支える生活拠点といった役割に応じた階層的な拠点と、医療・防災交流拠点や福祉・交流拠点といった高次の都市機能や特徴ある機能を有する拠点の２つのタイプの拠点を有しています。

本計画では、これらの拠点をもとに、より安心・安全で持続可能な市街地環境を支える役割を担う拠点の形成につながるよう、以下の設定方針に基づき、都市機能誘導区域を定めることとします。

都市機能誘導区域については、都市機能誘導区域の望ましい区域像を踏まえ、以下の２つの方向性の観点から、区域を設定します。

（１）日常時の「交流を創出する」ポテンシャルを持つ地区の維持と、コンパクトな生活圏の形成

- 自家用車依存の高い本市において、高齢化の進行を見据えると、生活サービス施設の集積を図る都市機能誘導区域は、公共交通との関係性が重要な条件となることから、公共交通によるアクセス性の高い区域を基本とします。
- 都市機能誘導区域では、様々な日常生活サービスを享受できることが重要な条件となることから、多様な都市機能の集積がある区域を基本とします。
- 誘導施設の誘導に当たっては、多様な土地利用の受皿となる用途地域が指定されている区域を基本とします。

（２）非日常時（災害発生時・発生後）における防災力の形成

- 都市機能誘導区域の設定に当たっては、洪水や土砂系災害時に、広域的な視点から、防災上、拠点となる公共施設の立地を考慮します。
- 病院や大規模商業施設は、災害発生後の医療救護活動や物資の調達など、非日常時においても行政と連携した支援の役割が求められる施設となることから、これらの施設の立地を考慮します。
- また、上記施設の立地とあわせて、災害時・災害発生後、重要な役割を担うネットワークを形成する道路網を考慮します。

２－３．都市機能誘導区域の設定方法・設定基準

（１）都市機能誘導区域の設定方法

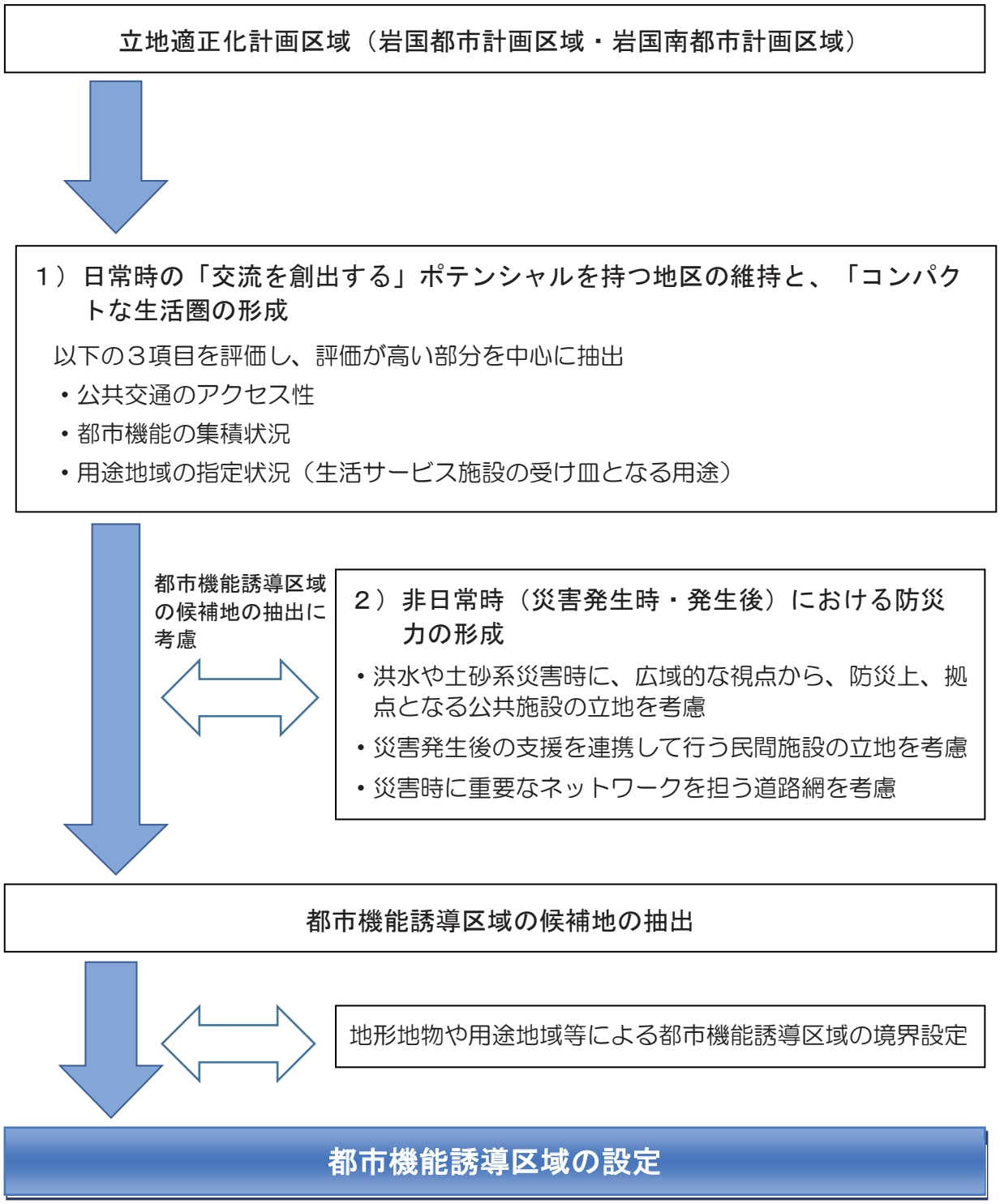

図 4-5　都市機能誘導区域の設定に向けたフロー

（２）都市機能誘導区域の設定基準

１）日常時の「交流を創出する」ポテンシャルを持つ地区の維持と、コンパクトな生活圏の評価

・「公共交通のアクセス性」、「都市機能の集積状況」、「用途地域の指定状況」の３項目を評価し、評価が高い区域のまとまりを抽出します。

①評価指標１：公共交通のアクセス性

・公共交通の利用しやすい区域として、鉄道駅と一定の便数を有するバス停の徒歩圏内にある区域を評価します。

	評価項目
ランク１	鉄道駅から 500m圏域※1 又は 20 便/日以上※3 の バス停から 300m圏域※5
ランク２	鉄道駅から 800m圏域※2 又は 10 便/日以上※4 の バス停から 300m圏域
ランク３	10 便/日未満のバス停から 300m圏域

【評価項目の設定に当たり、参考とした基準等（以下を参考に本市の実情を踏まえ設定）】

※１：高齢者の徒歩圏は半径500m
※２：一般的な徒歩圏は半径800m（不動産の表示に関する公正競争規約施行規則により1分80mと規定）
※３：バス路線30便/日以上のバス停は、おおむねピーク時片道３便以上の路線
※４：バス路線10便/日以上のバス停は、１時間１便程度の路線
※５：バス利用者の90%の人が抵抗感なく無理なく歩けるバス停の距離が300m
参照）国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」、社団法人土木学会「バスサービスハンドブック」

②評価指標２：都市機能の集積状況

・既に都市機能が集積している区域を評価します。
・既存の都市機能で、徒歩圏域（半径 800m圏内）に入っている都市機能の要素の数を評価します。

都市機能	生活サービス施設
公共機能	市役所、総合支所、支所、出張所、図書館、博物館、資料館、 文化ホール・会館、スポーツ施設
保健・医療機能	保健センター、病院、診療所（診療科目に内科があるもの）
介護・福祉機能	地域包括支援センター、高齢者福祉施設、通所系介護施設、 入所・入居系介護施設
子育て機能	認定こども園、幼稚園、保育園、子育て支援施設
商業機能	商業施設(1,000 ㎡以上)、コンビニエンスストア
金融機能	金融機関

	評価項目
ランク１	都市機能が５～６要素
ランク２	都市機能が３～４要素
ランク３	都市機能が１～２要素

③評価指標３：用途地域の指定状況

・誘導施設の立地が可能な商業系・住居系の用途地域を評価します。

	評価項目
ランク１	商業地域 近隣商業地域
ランク２	準住居地域 第二種住居地域 第一種住居地域
ランク３	第二種中高層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種低層住居専用地域

※上記①～③の各評価指標図は、参考資料に掲載しています。なお、本改定においては、誘導区域の再評価は行っておりません。

２）非日常時（災害発生時・発生後）における防災力の評価

・災害時に防災上の拠点となる公共施設や、災害発生後に医療救護活動や物資の調達などの役割を果たす病院や大規模商業施設の立地を考慮します。

・災害時に重要な役割を担うネットワークを形成する道路網を踏まえた区域とします。

１）～２）の基準に基づき抽出したエリアをベースに、原則として、地形地物又は用途地域界、道路端からの一定距離等により区域を設定します。

２－４．都市機能誘導区域の設定図

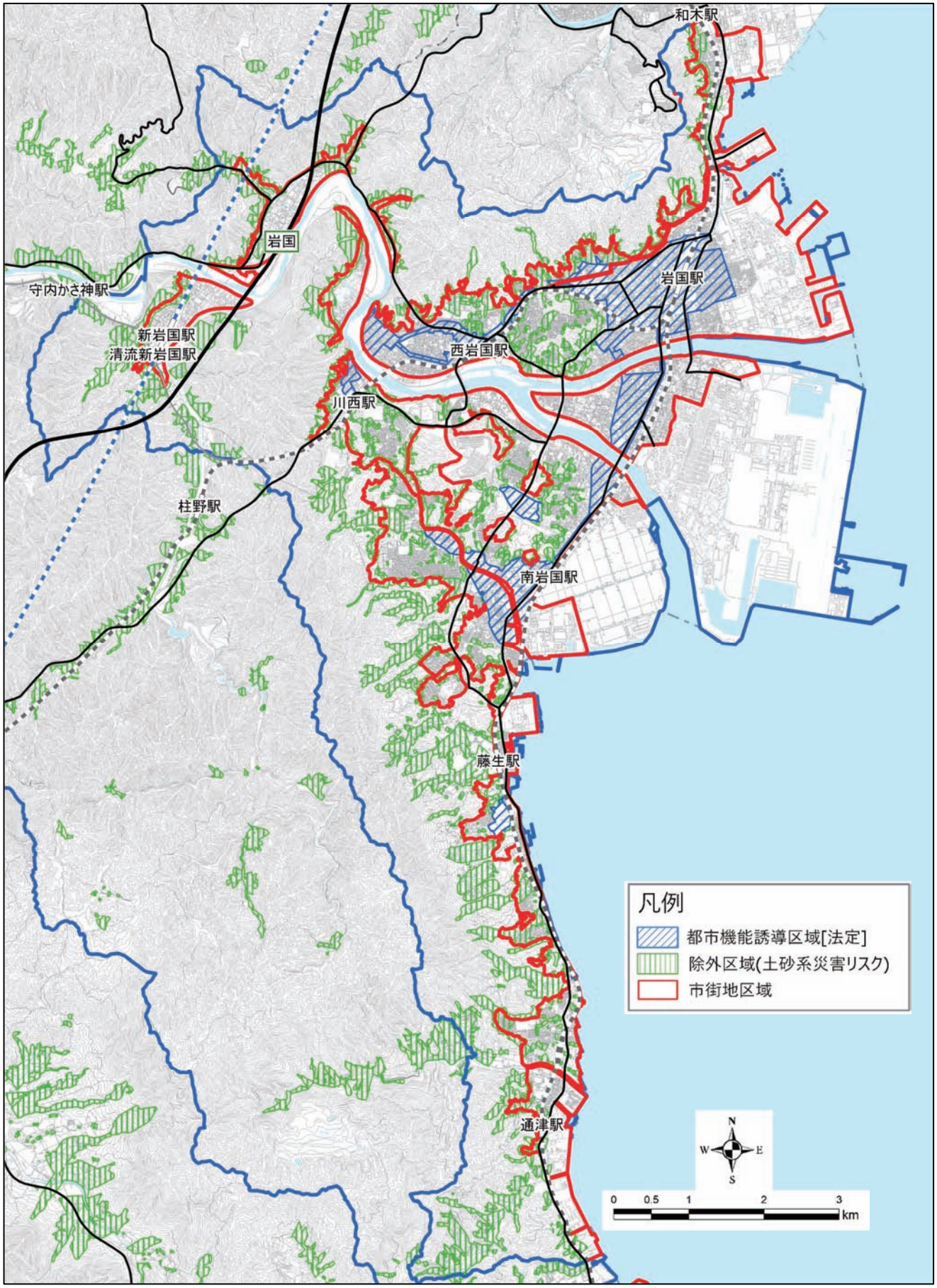

図 4-6　都市機能誘導区域の区分図［岩国地域］

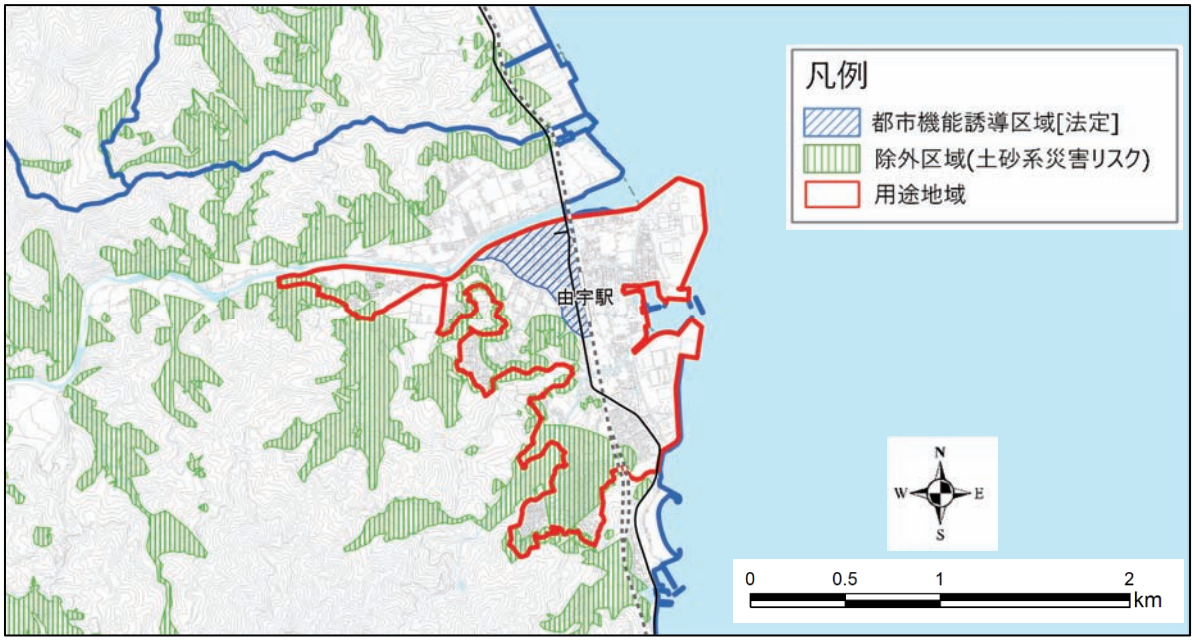

図 4-7　都市機能誘導区域の区分図［由宇地域］

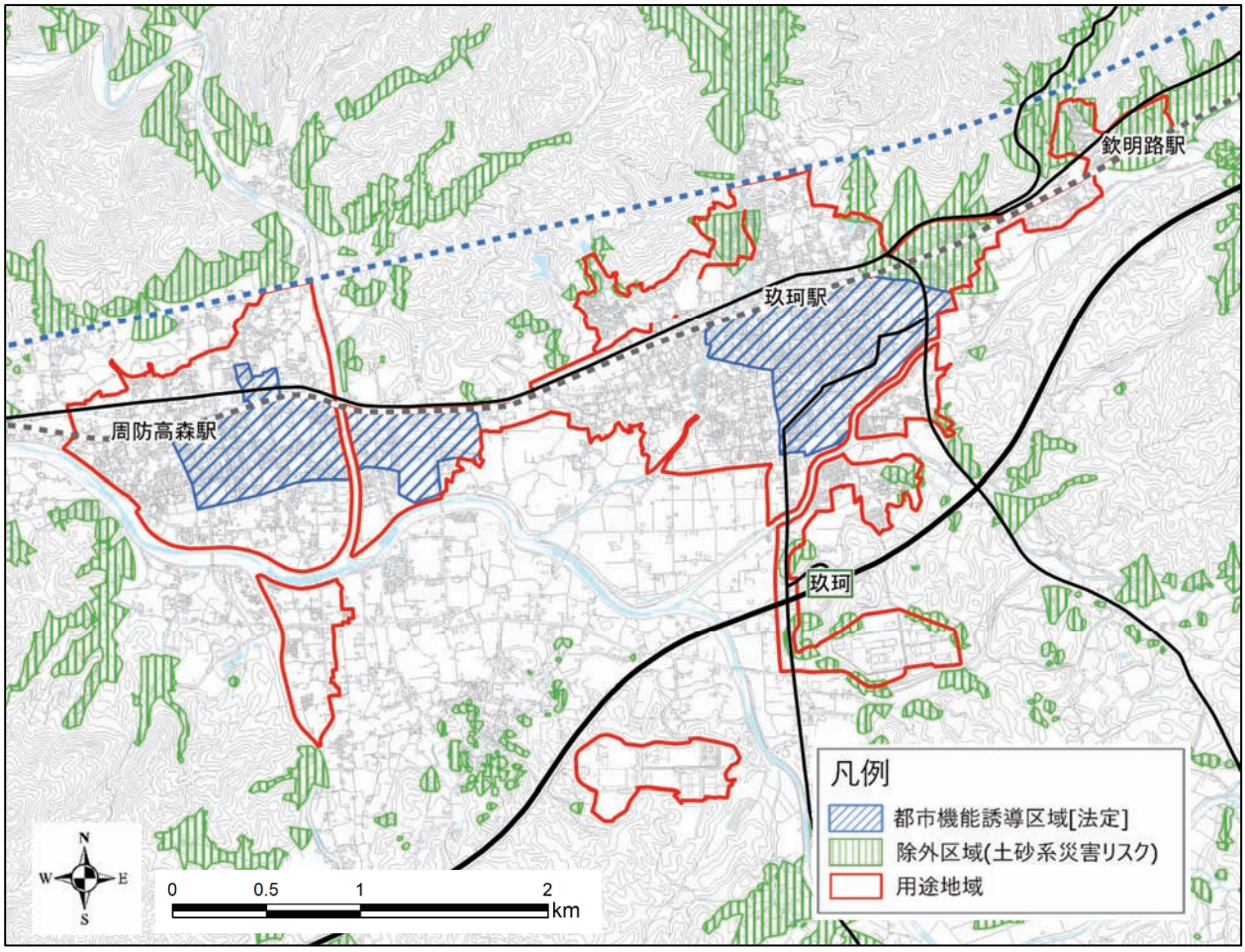

図 4-8　都市機能誘導区域の区分図［玖珂・周東地域］

【参考】市街化区域・用途地域内の誘導区域等の区分図

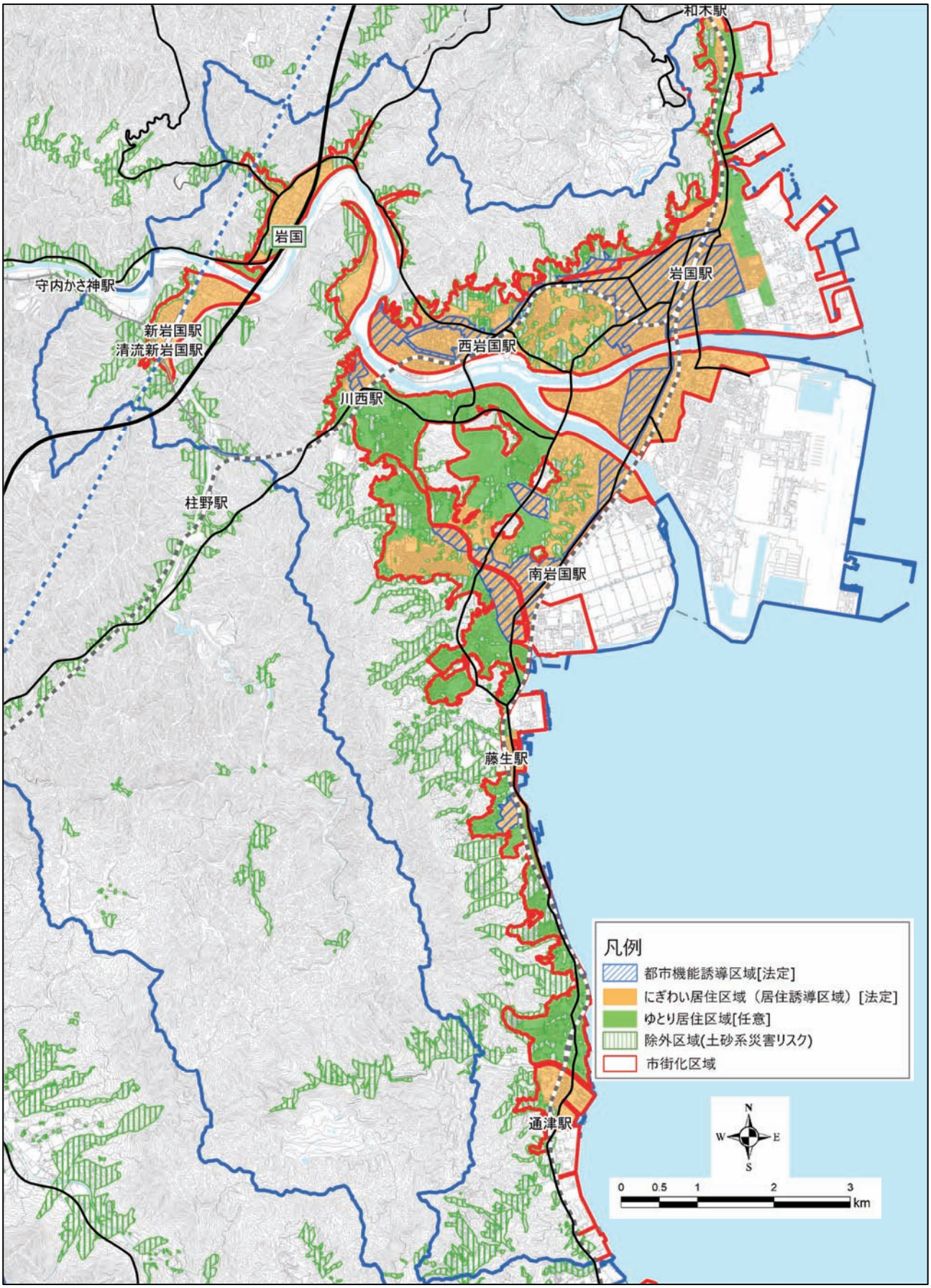

図 4-9　誘導区域等の区分図［岩国地域］

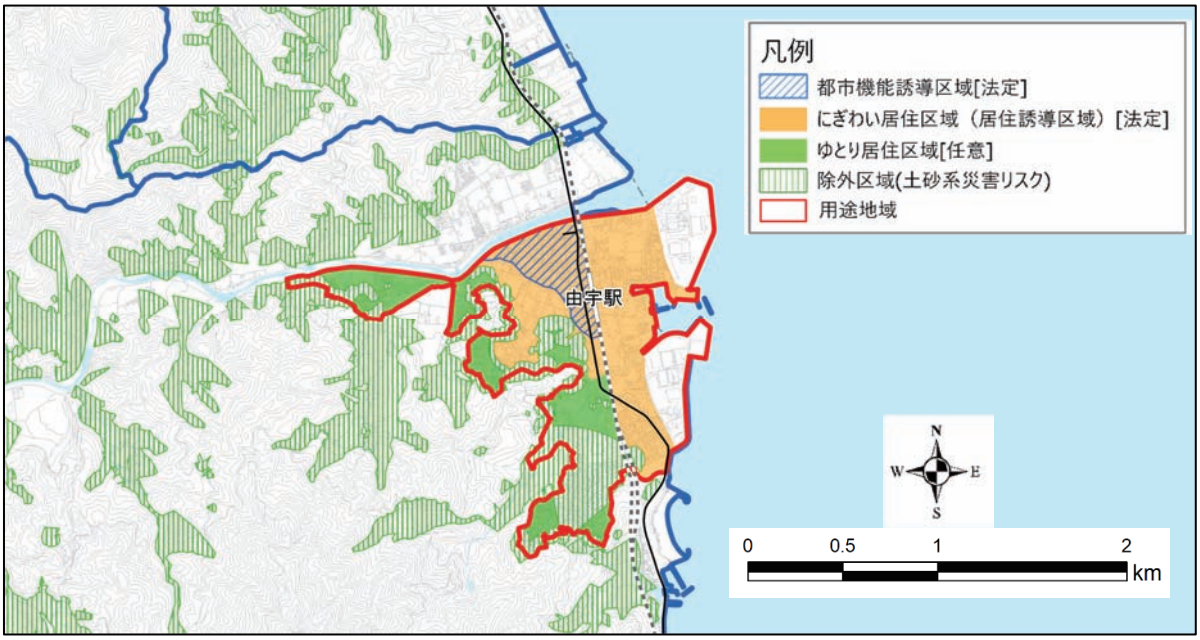

図 4-10　誘導区域等の区分図［由宇地域］

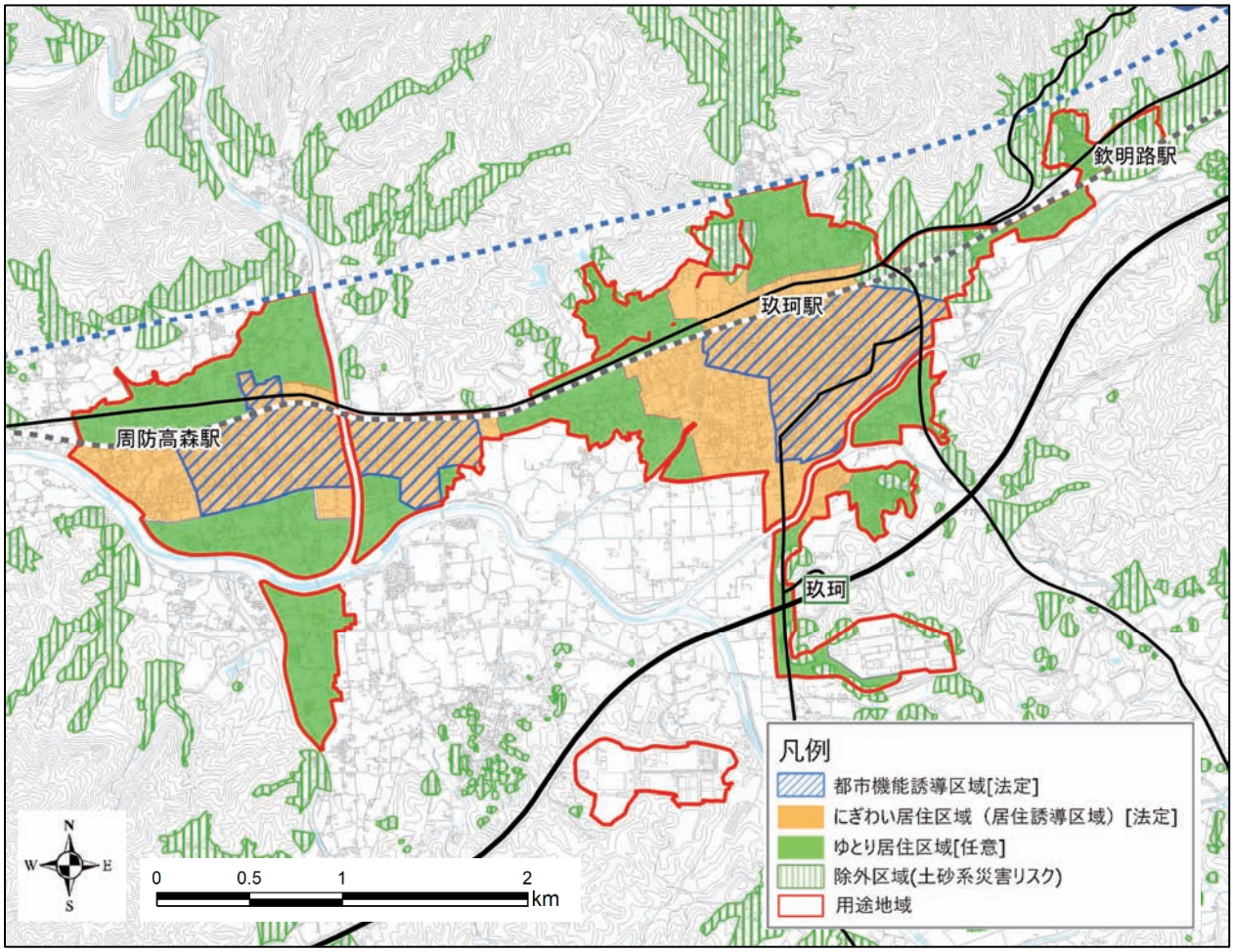

図 4-11　誘導区域等の区分図［玖珂・周東地域］

※ 除外区域について
・土砂災害警戒区域のうち急傾斜地と地すべりについては、居住誘導区域から除外します。
・土砂災害警戒区域のうち土石流については、特別警戒区域が指定されている場合、居住誘導区域から除外します。

【参考】市街化区域・用途地域内に対する各誘導区域の指定状況

市街化区域（用途地域）に対する各誘導区域の指定状況

都市計画区域名	市街化区域（用途地域）	にぎわい居住区域（居住誘導区域）		都市機能誘導区域	
	面積(ha)	面積(ha)	区域比率(%)	面積(ha)	区域比率(%)
岩国　（線引き）	2,571	1,185	46.1	431	16.8
岩国南（非線引き）	703	301	42.8	150	21.3
由宇	170	73	42.9	17	10.0
玖珂・周東	533	228	42.8	133	25.0
合　計	3,274	1,486	45.4	581	17.8

※各誘導区域はGIS（地図情報システム）による図上計測面積

第５章

誘導施設

1. 誘導施設の設定方針
2. 誘導施設の設定
   【参考】都市機能誘導区域の区分図（拠点別）
   【参考】生活サービス施設の機能からみた誘導・立地の在り方

第５章　誘導施設

１．誘導施設の設定方針

誘導施設は、様々な性格を有する生活サービス施設のうち、本計画で目指すまちづくりの基本方針や中心拠点、地区拠点、特定機能拠点の位置づけを踏まえ、施設の機能からみた誘導・立地の在り方を検討、設定します。なお、施設の機能からみた誘導・立地の在り方は、章末に掲載します。

２．誘導施設の設定

誘導施設は、都市機能誘導区域において設定することとします。誘導施設の設定に当たっては、拠点の位置付けによって誘導すべき施設が異なることから、都市機能誘導区域を拠点の位置付けに合わせて４つの型に区分し、それぞれの拠点の型ごとに、用途地域の指定状況や各種生活サービス施設の機能や性質を踏まえ設定し、都市機能誘導区域の型別の誘導施設を以下のとおりとします。（都市機能誘導区域の設定図はP.83・84参照）

表 5-1　誘導施設

種別＼区分			都市機能誘導区域			
					特定機能拠点型	
			中心拠点型	地区拠点型	医療・防災交流拠点型	福祉・交流拠点型
公共施設（行政が施設の維持・整備を実施）	行政機能	市役所	○	―	―	―
		総合支所・支所	―	○	―	―
	保健・医療機能	保健センター	○	○	―	―
	福祉・交流機能	福祉・交流施設	―	―	―	○
	教育・文化機能	図書館	○	○	―	―
		文化ホール	○	○	―	―
民間施設（行政が施設の維持・誘導を依頼・支援）	保健・医療機能	病院	○	○	○	―
	商業機能	商業施設（店舗面積1,000㎡以上）	○	○	―	―

市役所　：　地方自治法第４条第１項に規定する「事務所」
総合支所・支所　：　地方自治法第 155 条第１項に規定する「支所」
保健センター　：　地域保健法第 18 条第１項に規定する「保健センター」
福祉・交流施設　：　黒磯地区の岩国医療センター跡地に整備予定である「福祉・交流施設」
図書館　：　図書館法第２条第２項に規定する「公立図書館」
文化ホール　：　300 席以上の客席を有する施設
病院　：　医療法第１条の５第１項に規定する「病院」
商業施設　：　大規模小売店舗立地法第２条第２項に規定する「大規模小売店舗」に該当するものであって、同条第１項に規定する店舗面積が 1,000 ㎡を超える「商業施設」

【参考】都市機能誘導区域の区分図（拠点別）

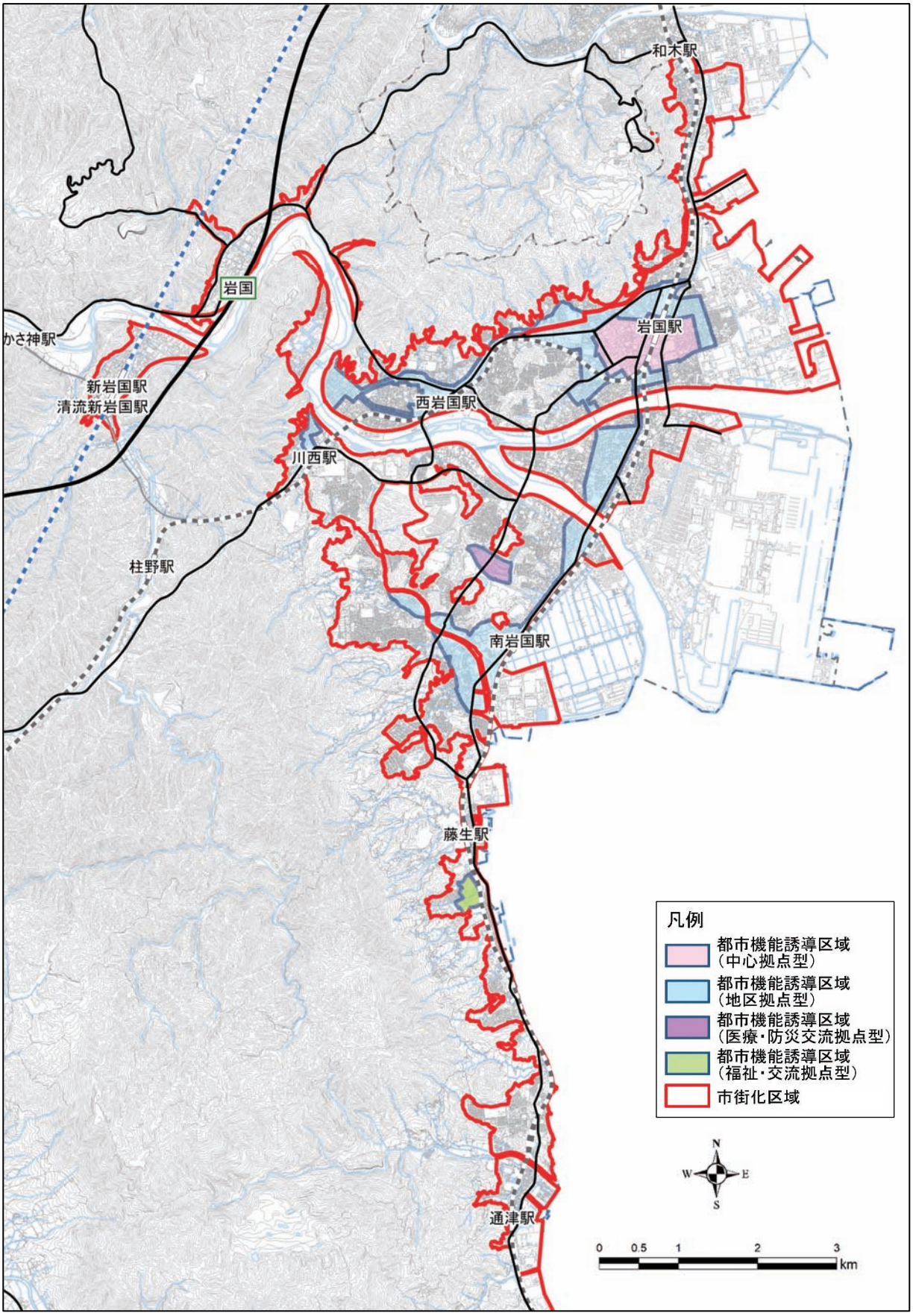

図 5-1　都市機能誘導区域の区分図［岩国地域］

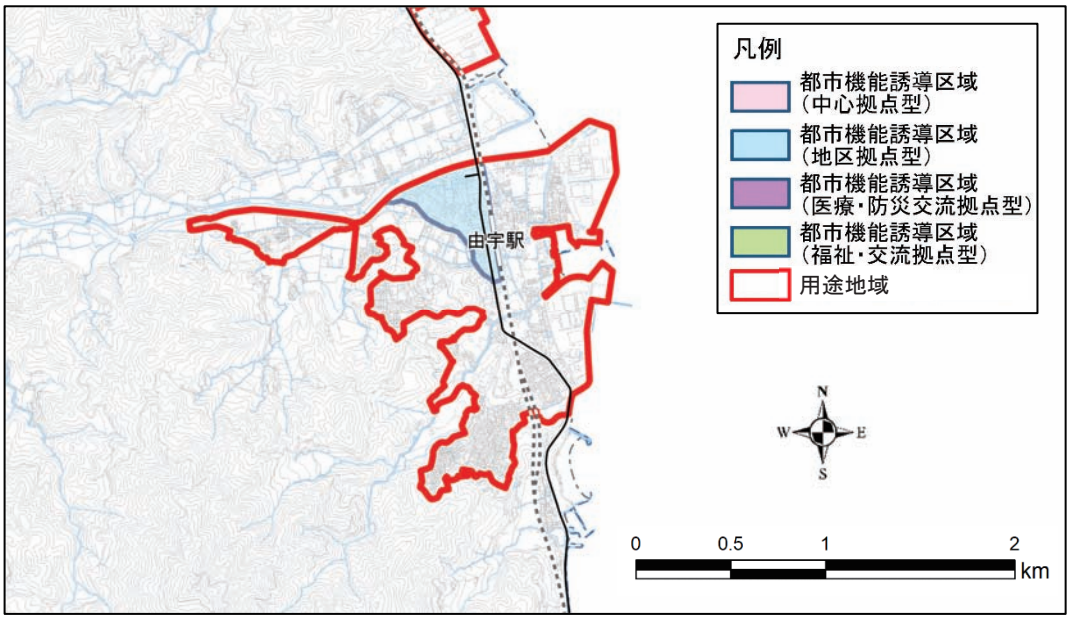

図 5-2　都市機能誘導区域の区分図［由宇地域］

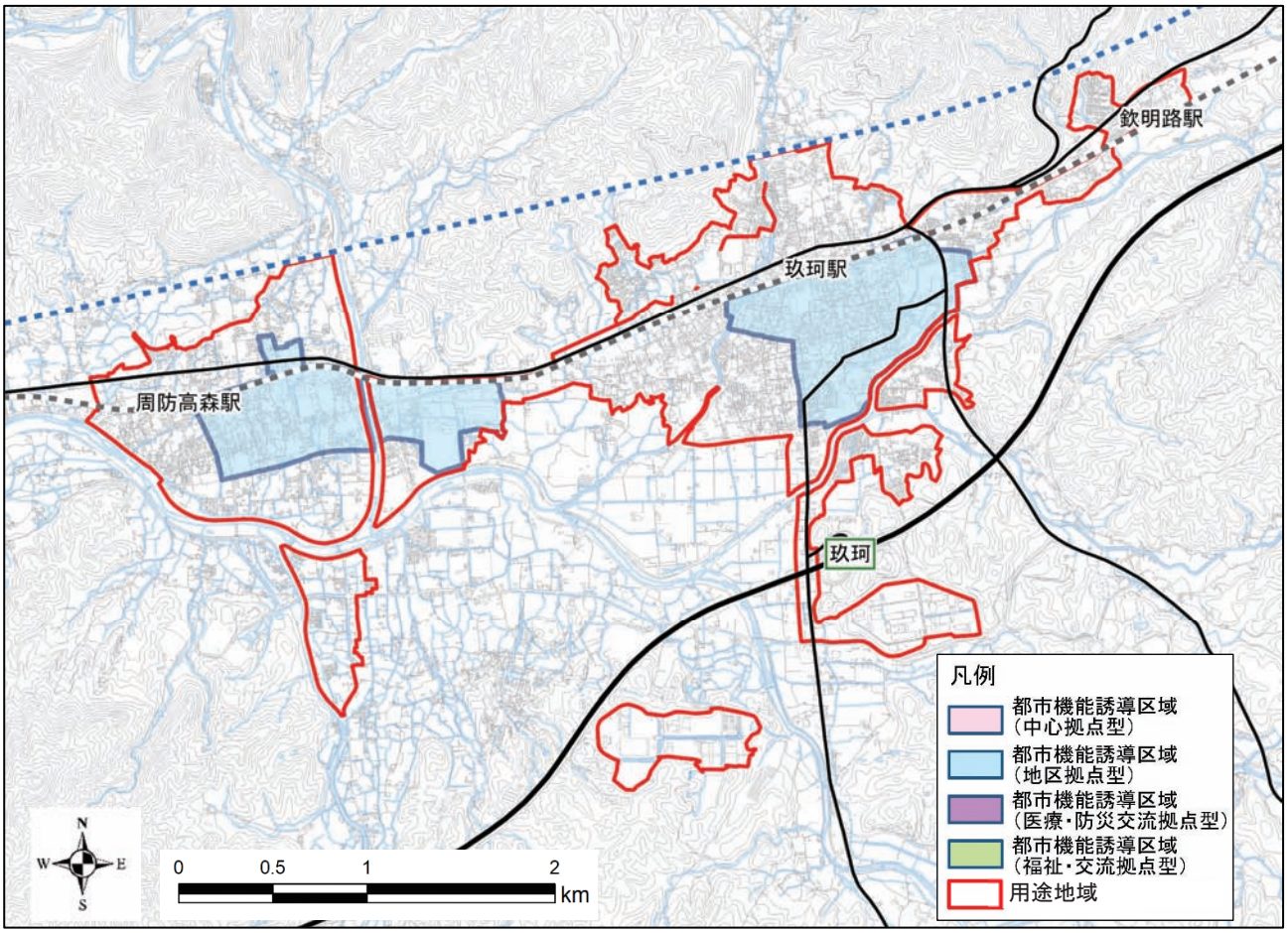

図 5-3　都市機能誘導区域の区分図［玖珂・周東地域］

【参考】生活サービス施設の機能からみた誘導・立地の在り方

誘導施設の設定における各施設の誘導・立地の在り方を参考として以下に示します。

なお、施設の性格上、福祉関連施設（通所系介護施設、入所・入居系介護施設）や子育て関連施設（認定こども園・幼稚園・保育園）などは、居住地の近くでサービスを提供することが望ましいことから、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内やゆとり居住区域内でこれらの機能の維持・誘導を図ることとしております。

表 5-2　生活サービス施設の機能からみた誘導・立地の在り方

機能	生活サービス施設	誘導施設の設定における考え方	施設の誘導・立地の在り方 ○：立地することが望ましい △：立地することを否定するものではなく、維持していく		
			都市機能誘導区域	にぎわい居住区域（居住誘導区域）	ゆとり居住区域
行政機能	市役所 総合支所・支所	日常時・災害時ともに、市役所は市全域を対象として中枢機能を担い、総合支所・支所は地域の中心的役割を担うことから、誘導施設に設定し、都市機能誘導区域で維持・誘導を図る。	○	―	―
	出張所	地域や地区に密着した施設であり、都市機能誘導区域に限らず立地していることから、誘導施設には設定せず、市全域で維持を図る。	○	○	○
保健・医療機能	保健センター	地域の健康増進に貢献する施設としての機能を担っていることから、都市機能誘導区域で維持・誘導を図る。	○	△	△
	病院	医療拠点としての利便性を考慮し、都市機能誘導区域で維持・誘導を図る。	○	△	△
	診療所	日常生活圏域でサービス提供することが望ましいことから、誘導施設には設定しないが、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内で維持・誘導を図る。	○	○	△
介護・福祉機能	地域包括支援センター、通所系介護施設、入所・入居系介護施設	高齢者の日常生活に密着した施設であることから、誘導施設には設定しないが、にぎわい区域（居住誘導区域）内で維持・誘導を図る。	○	○	△
福祉・交流機能	福祉・交流施設	誘導施設に設定し、黒磯地区で福祉や科学学習などの機能を有した総合的な福祉・交流拠点の整備を図る。	○	―	―
子育て機能	認定こども園・幼稚園・保育園 子育て支援施設	施設の性格上、日常生活の範囲内にあることが望ましいことから、誘導施設には設定しないが、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内で維持・誘導を図る。	○	○	△

機能	生活サービス施設	誘導施設の設定における考え方	施設の誘導・立地の在り方 ○：立地することが望ましい △：立地することを否定するものではなく、維持していく		
			都市機能誘導区域	にぎわい居住区域（居住誘導区域）	ゆとり居住区域
教育・文化機能	小学校・中学校（義務教育学校）	施設の性格上、日常時・災害時ともに日常生活の範囲内にあることが望ましいことから、都市機能誘導区域に限定せず、市全域で維持を図る。 また、岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針及び岩国市立学校配置計画に基づき、配置する。	○	○	○
	高等学校・大学	都市機能誘導区域に立地しておらず、施設の性格上、都市機能誘導区域に誘導する必要性は低いことから、誘導施設には設定しないが、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内で維持・誘導を図る。	○	○	△
	図書館	都市機能誘導区域内に立地しており、市民の日常利用における利便性を考慮すると、都市機能誘導区域内に立地することが望ましいことから、誘導施設に設定し、都市機能誘導区域内で維持・誘導を図る。	○	△	△
	博物館・資料館	生活サービス施設に該当しないことから、誘導施設には設定しないが、にぎわい居住（居住誘導区域）区域内で維持・誘導を図る。	○	○	△
	文化ホール	日常時の利便性や災害時の避難場所に指定されていることを考慮して、誘導施設に設定し、都市機能誘導区域内で維持・誘導を図る。	○	△	△
	スポーツ施設	施設の規模によりその立地は市内各地に分布するものであることから、誘導施設には設定せず、市全域で維持を図る。	○	○	○
	供用会館・公民館・集会所	地域住民に密接した施設であることから、誘導施設には設定せず、市全域で維持を図る。	○	○	○
商業機能	商業施設（店舗面積1,000 ㎡以上）	今後の施設立地の可能性を勘案し、店舗面積が 1,000 ㎡以上の大規模集客施設を誘導施設に設定し、都市機能誘導区域内で維持・誘導を図る。	○	△	△
	商業施設（店舗面積1,000 ㎡未満）	日常生活圏域でサービスを提供することが望ましいことから、誘導施設には設定せず、市全域で維持・誘導を図る。	○	○	○
金融機能	金融機関	日常生活圏域でサービスを提供することが望ましいことから、誘導施設には設定しないが、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内で維持・誘導を図る。	○	○	△

※ ▬ は、本市が誘導施設に指定している施設です。

※ ○印や△印であっても都市計画法や建築基準法、市の個別計画等との整合が必要であり、建てられない場合があります。

第６章

防災減災対策の取組方針

1. 防災減災対策の考え方（防災指針）
2. 誘導区域内の災害に対する考え方
3. 誘導区域内の災害リスク分析と課題の整理
4. 誘導区域内の災害リスクの回避 又は低減に対する取組方針

第６章　防災減災対策の取組方針

１．防災減災対策の考え方（防災指針）

本計画におけるコンパクトで安全なまちづくりを推進するため、「第３章岩国市立地適正化計画の基本方針」や「第４章誘導区域」において災害に対する取組方針を示してきました。

本章では、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内において、災害リスクに対し各種ハザード情報や都市情報を基に、より詳細な課題分析を行い、計画的かつ着実に必要な防災減災対策を実施するための取組方針を定めます。

２．誘導区域内の災害に対する考え方

（１）災害リスクに対する基本的な考え方

にぎわい居住区域（居住誘導区域）は、土砂災害警戒区域の指定のある地域を除外し、安全性を考慮した区域となっていますが、水災害系のリスクが残存しています。

水災害系の対策については、『岩国市国土強靱化地域計画』、『岩国市地域防災計画』をはじめとする各種関連計画と連携し、多くのハザード情報を収集、重ね合わせによる分析・整理した上で防災力の向上のため、

- 災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制**【災害リスクの回避】**
- 災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアをにぎわい居住区域（居住誘導区域）から除外することによる立地誘導**【災害リスクの回避】**
- ハード、ソフトの防災減災対策**【災害リスクの低減】**

を総合的に組み合わせた防災減災対策を定め、市民の「命」を守ることに主眼をおいて、計画的かつ着実に必要な各種施策に取り組みます。

表 6-1　計画の内容

区分	立地適正化計画 （防災指針）	国土強靭化地域計画	地域防災計画
対象範囲	にぎわい居住区域内 （居住誘導区域）	岩国市全域	岩国市全域
概要	にぎわい居住区域（居住誘導区域）内に残存する災害リスクに対する防災減災対策を示す計画	様々な災害リスクを見据えつつ、最悪な事態に陥ることが避けられるような強靭な行政機能、地域社会、地域経済などを事前に作り上げていくための計画	防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関（行政等）、市民が有する全機能を有効に発揮して市の地域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画
特徴	リスク回避策、リスク軽減策に分類して施策を示している	リスクシナリオに合わせて施策を示している	防災、災害予防、応急対応、復旧・復興の段階に分けて対策を示している
根拠法	都市再生特別措置法	国土強靭化基本法	災害対策基本法
対象災害	主として水災害	全般	全般
時系列	平時から災害発生時	平時から災害発生時	平時から災害発生後

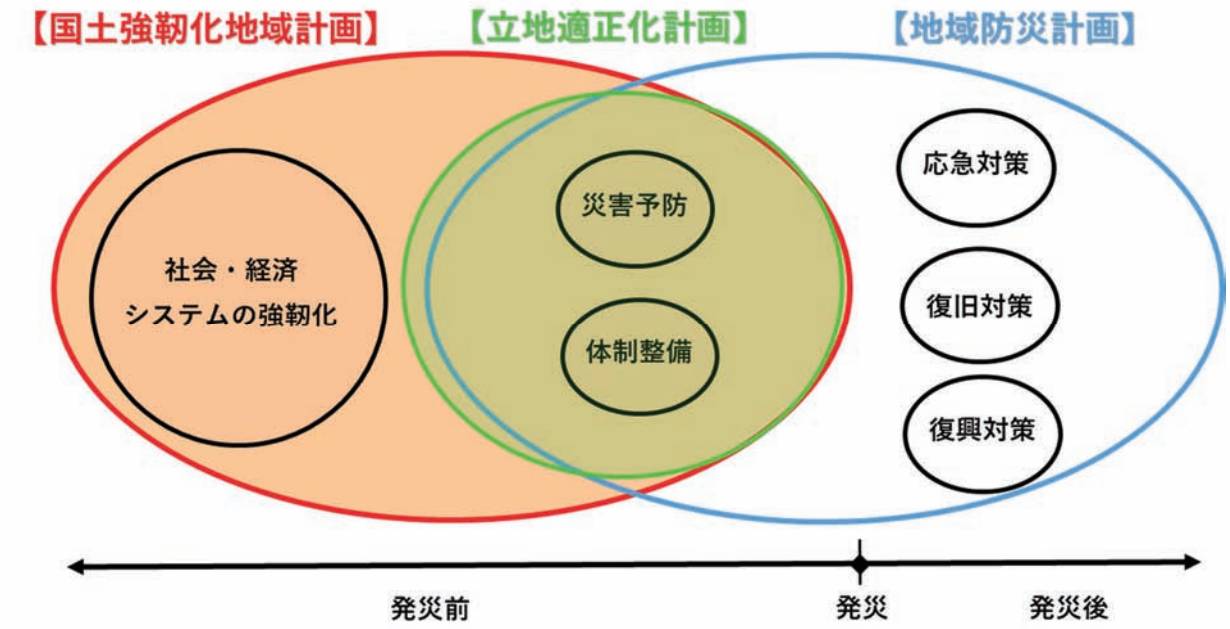

図 6-1　各計画の時系列関係図

３．誘導区域内の災害リスク分析と課題の整理

（１）対象とするハザード情報

本計画において対象とする災害と各種ハザード情報、都市情報を以下に示します。

表 6-2　対象とする災害

発生原因	想定する災害
大雨	洪水浸水、土砂災害、内水被害
台風等による気圧低下及び波浪	高潮浸水
地震	津波浸水、液状化

表 6-3　ハザード情報

災害種別		ハザード情報	規模等	根拠法令･出典等
洪水浸水	錦川 今津川 門前川 平田川 由宇川 島田川 東川 小瀬川	洪水浸水想定区域	計画規模*	水防法
		洪水浸水想定区域	想定最大規模*	水防法
		浸水継続時間		
		洪水家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食･氾濫流）		
内水浸水		内水被害箇所	―	平成 9～30 年度 岩国市に寄せられた情報や職員の報告に基づいて作成した資料
土砂		土砂災害特別警戒区域／土砂災害警戒区域（急傾斜地･土石流･地すべり）	―	土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律
高潮浸水		高潮浸水想定区域	想定最大規模	水防法
地震	津波浸水想定区域		南海トラフ地震*	津波防災地域づくりに関する法律
	液状化		―	地形区分に基づく液状化の発生傾向図
	大規模盛土造成地		―	宅地造成等規制法

表 6-4　都市情報

情報		内容
基本情報	区域区分等	都市計画区域、市街化区域（用途地域）
	誘導区域	にぎわい居住区域（居住誘導区域）、都市機能誘導区域
	都市施設	鉄道、主要道路、公共施設
都市情報	人口密度	2020 年、2045 年
	避難所	指定緊急避難場所・広域避難場所

（２）課題の整理

災害リスクと都市情報の重ね合わせ分析による各災害に対する地域別の課題は以下のとおりです。（参考資料２（P.146）災害リスク別課題と取組方針図）

表 6-5　災害別の課題

種別		対象地域	課　題
洪水浸水	洪水浸水【計画規模】	・錦川（今津川、門前川を含む）沿いの市街地	・浸水深 2.0m 以上 5.0m 未満の浸水リスクが高いエリアがあり、２階建住宅で垂直避難が困難となる。 ・洪水・土砂に対応した指定緊急避難場所がない地区がある。
		・錦川（今津川、門前川を含む）沿いの市街地 ・平田川沿いの市街地 ・由宇川沿いの市街地	・浸水深 1.0m 以上 2.0m 未満の浸水リスクが高いエリアがある ・洪水・土砂に対応した指定緊急避難場所がない地区がある
	洪水浸水【想定最大規模】	・錦川（今津川、門前川を含む）沿いの市街地 ・小瀬川沿いの市街地 ・平田川沿いの市街地 ・島田川（東川を含む）沿いの市街地	・浸水深 2.0m 以上 5.0m 未満の浸水リスクが高いエリアがあり、２階建住宅で垂直避難が困難となる。 ・洪水・土砂に対応した指定緊急避難場所がない地区がある。
		・錦川（今津川、門前川を含む）沿いの市街地 ・由宇川沿いの市街地	・浸水深 1.0m 以上 2.0m 未満の浸水リスクが高いエリアがある。 ・洪水・土砂に対応した指定緊急避難場所がない地区がある。
	浸水継続時間	・錦川（今津川、門前川を含む）沿いの市街地 ・平田川沿いの市街地 ・由宇川沿いの市街地	・浸水継続時間が１日を超える地区がある。
内水浸水		・錦川（今津川、門前川を含む）沿いの市街地 ・平田川沿いの市街地 ・由宇川沿いの市街地 ・島田川（東川を含む）沿いの市街地	・市街地部で内水浸水の被害実績がある。
土砂		・岩国市街地 ・由宇市街地 ・玖珂市街地	・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域がにぎわい居住区域（居住誘導区域）に隣接している箇所がある。
			・指定緊急避難場所に指定されている施設が土砂災害リスクの高い地区に立地している。
		・岩国市街地の山裾 ・瀬戸内海沿岸	・地区内を国道２号や国道 188 号等の幹線道路や山陽本線が通るが、一部、土砂災害リスクがあり、災害時には避難・物資輸送等の機能が分断されるおそれがある。

	高潮 浸水	・錦川（今津川、門前川を含む）沿いの市街地	・浸水深 5.0m以上の浸水リスクが高いエリアがあり、浸水深よりも高い場所への避難が必要である。 ・高潮に対応した指定緊急避難場所がない地区がある。
		・錦川（今津川、門前川を含む）沿いの市街地 ・平田川沿いの市街地 ・瀬戸内海沿岸 ・由宇市街地	・浸水深 2.0m 以上 5.0m 未満の浸水リスクが高いエリアがあり、２階建住宅で垂直避難が困難となる。 ・高潮に対応した指定緊急避難場所がない地区がある。
地震	津波 浸水	・瀬戸内海沿岸（川下）	・浸水深 2.0m 以上 3.0m 未満の想定がされているエリアがあり、住宅の倒壊や市街地の壊滅的な被害等のリスクが高い。 ・鉄道や道路網が分断されるおそれがある。
		・岩国市街地（岩国駅周辺等） ・瀬戸内海沿岸 ・由宇市街地	・浸水深 1.0m 以上 2.0m 未満の浸水リスクがあり、低層住宅等を中心に住宅の倒壊等のリスクが高い。 ・鉄道や道路網が分断されるおそれがある。 ・津波に対応した指定緊急避難場所がない地区がある。
	液状化	・瀬戸内海沿岸 ・錦川（今津川、門前川を含む）沿いの市街地 ・由宇市街地 ・玖珂・周東市街地	・液状化の発生傾向が強い。
	大規模盛土造成地	・丘陵部の開発団地	・丘陵部の開発団地において大規模盛土造成地が分布している。

コラム　災害情報の収集や活用について

災害時における対応は、命を守るために避難に役立つ情報を集めて、早めの行動につなげることが重要です。

■重ねるハザードマップ：https://disaportal.gsi.go.jp/

重ねるハザードマップは、洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示します。

（出典：「ハザードマップポータルサイト」）

■山口県土木防災情報システム

https://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/kco_top.aspx

山口県土木防災情報システムでは、各地点において、河川の水位や 60 分間雨量等をリアルタイムだけではなく、過去に遡ってデータを見ることができます。

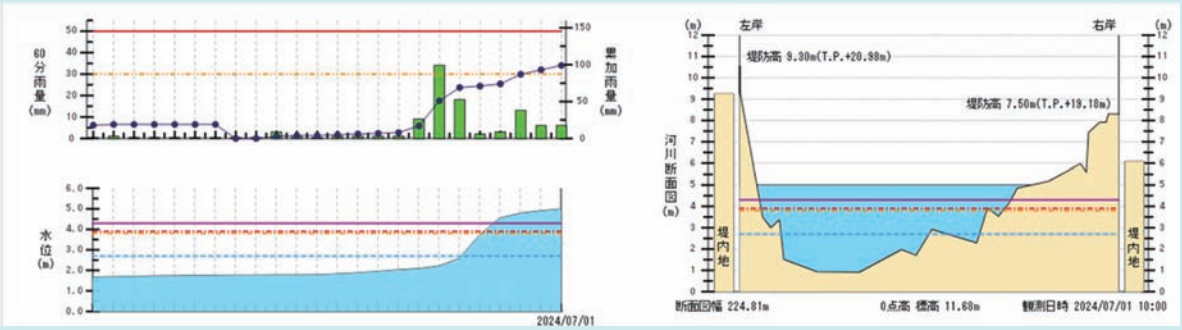

（出典：山口県土木防災情報システム）

■岩国市防災ガイドブック

https://www.city.iwakuni.lg.jp/uploaded/attachment/52084.pdf

防災ガイドブックでは、マイタイムライン（防災行動計画）を掲載しています。災害時にあわてず避難するためには、避難に備えた行動をあらかじめ決めておくことが重要になります。

（出典：岩国市防災ガイドブック）

（３）本計画に掲げる防災減災に係る取組の考え方

本計画に掲げる防災減災に係る取組については、以下の考え方に基づき実施します。

○洪水浸水（洪水家屋倒壊を含む）

大雨などによる河川氾濫といった洪水浸水については、本市の地理的特性やまちの成り立ちを踏まえ、浸水想定区域の周知や治水対策の促進などのソフト・ハードの対策を行います。

市内を流れる河川の治水対策は、管理者による各河川整備計画や流域治水プロジェクトなどにより整備を進めております。

本計画において活用するハザード情報は、発生確率が低いものの災害規模が最大となる想定を示した想定最大規模降雨に対応した防災まちづくりを実現することは現実的に困難です。そのため、本計画ではより現実的な、発生頻度の高い計画規模降雨を活用し、取組を進めます。

○内水浸水

大雨などによる内水浸水については、本市は「内水被害実績箇所」を公表しています。被害実績の箇所と各ポンプ場や調整池の整備状況を鑑みながら必要なハード対策を検討するとともに、市民等による浸水対策や防災意識の向上に寄与する情報提供などのソフト対策を組みあわせて取組を進めます。

○土砂災害

大雨や地震による土砂災害（急傾斜地と地すべり）については、策定時からにぎわい居住区域（居住誘導区域）を設定する際に、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）を除外しており、リスクは既に回避できていることから、本計画においては、避難路や輸送ルートの確保において重要性の高い地域でのリスクに対して課題を抽出し、取組を進めます。

大雨による土砂災害（土石流）については、にぎわい居住区域（居住誘導区域）を設定する際に、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を除外しており、必要なハード整備を検討するとともに、情報提供などのソフト対策を組みあわせて取組を進めます。

○津波浸水・高潮浸水

地震による津波浸水や台風などによる高潮浸水については、護岸や堤防の管理者と連携して維持・改修の検討を行うとともに、避難路や輸送ルートの確保において重要性の高い地域でのリスクに対して課題を抽出し、取組を進めます。

○液状化、大規模盛土造成地

地震による液状化被害や、大規模盛土造成地への影響については、過去の地震をみると、一部地域で宅地被害が報告されており、そのリスクを理解しておくことが重要です。

大規模盛土造成地については、現在、市内の大規模盛土造成地を対象に調査を実施しており、今後の調査結果を踏まえて、必要に応じた取組を検討します。また、液状化被害については、市民等による防災意識の向上に寄与する情報提供などのソフト対策を組み合わせて取組を進めます。

○高潮浸水（継続時間）、地震（震度）

台風による高潮の浸水継続時間や地震の震度分布は、災害啓発のため山口県等からデータが公表されております。しかしながら、現実的に高潮浸水継続時間は広範囲に長時間生じること、地震の震度は性質上のことから、災害リスクを回避、低減させることが困難です。

そのため、行政のみならず、市民や地域などの防災意識の向上を図ることが重要と考え、巻末に参考資料として図面を作成しました。（参考資料２（P.146）災害リスク別課題と取組方針図）

コラム　本市における地震対策について

本市における最近の地震災害としては、2001（平成 13）年３月に、安芸灘を震源としたマグニチュード 6.4の芸予地震が発生しました。市内では震度５強を記録し、公共施設では水道管の破裂や岩国港の岸壁の一部被災、住宅では半壊 13 棟、一部損壊 704 棟の被害が生じました。

このような地震の揺れに対する対策としては、個別の施設に対する耐震強化が基本となるため、本市では『岩国市耐震改修促進計画*』を策定し、一定の要件を満たす木造住宅の耐震診断や耐震改修助成を行い、耐震化を促進しています。また、公共施設についても「岩国市公共施設等総合管理計画」に基づき、耐震化を推進しています。

しかしながら、地震の揺れに対する抜本的な予防対策はなく、令和６年能登半島地震においても耐震基準を満たす家屋が全壊した例もあります。そのため、日頃から各種ハザードマップを確認し、もしもの時に備えることが重要です。

山口県に影響のある地震としては、30 年以内に 70%～80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震（最大震度６弱）」のほか「安芸灘から伊予灘の地震（最大震度６弱）」「県内の活断層による地震（最大震度７から６弱）」が想定されております。

（出典：山口県「災害教訓事例集」）

４．誘導区域内の災害リスクの回避又は低減に対する取組方針

（１）防災減災にかかる役割について

災害対応において行政の責任は大きい一方、行政による対応には限界があり、特にハード整備には時間を要します。また、本計画に記載する対策を実施した場合であっても、災害リスクを回避することは困難であり、各種災害が生じる可能性は残ります。

そのため、防災まちづくりを進めていく上では、行政のみならず、市民、地域、民間事業者等の全ての人が防災減災について関心をもち、防災で重要となる「自助」「共助」「公助」を理解し、それぞれが役割を実施し連携していくことが大切です。

本計画においては、「公助」の役割が重要となりますが、「共助」「自助」もあわせながら、防災減災対策を実施していきます。

岩国市の役割 （公助）	・市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、関係部署はもとより、国、県と連携しながら施策を推進していきます。 ・市民や地域に対して、災害リスク情報を整理、周知することや各種イベント、防災学習館等を通じて知識を深める機会をつくることで自助・共助の取組に関する議論を喚起させ、地域の災害対応能力が向上するよう努めます。 ・本計画では、河川施設の整備や幹線道路網の整備等のハード整備のほか、指定緊急避難場所の見直しや災害情報を伝達する手段の充実など、行政が主体となる事業・施策を推進し、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内において、リスクを回避・低減できるまちづくりを推進します。
地域の役割 （共助）	・「地域の住民で助け合う」という共助の意識醸成を図ります。 ・普段から近所づきあいを大切にし、地域の自主防災組織等でマイタイムラインの作成など住民同士で災害に備えます。 ・本計画では、自主防災組織の活動の支援等、地域の住民同士の自主的な避難行動等の促進につながる取組を推進していきます。
市民の役割 （自助）	・「自らの身は自分で守る」という自助の意識醸成を図ります。 ・食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄等自ら災害に備えるとともに、防災訓練といった地域等の防災活動への参加を通じ、平素から地域の防災力の向上に努めます。 ・本計画では、誘導区域への居住の推進に加えて、市内のどのような地域に在住の方についても現住の地域の災害リスクを認識することが重要であり、災害情報の発信やハザードマップの周知等の支援を行います。

（２）取組方針

にぎわい居住区域（居住誘導区域）における防災減災まちづくりに向けた課題の解決に向け、災害種別に課題を抱えるエリアに対して、災害リスクの回避又は低減に向けた取組方針の設定を行いました。災害種別の取組方針及び対象地域は、以下のとおりです。

表 6-6　災害別の取組方針

災害種別	取組方針	対象地域
災害リスクの回避		
災害全般	○ハザードエリアでの立地抑制	・全域
災害リスクの低減		
洪水浸水	○河川等の護岸や堤防の強化 ○災害リスクに対応した指定緊急避難場所の設定 ○災害リスクの高いエリアにおける避難体制の強化 ○民間施設を指定緊急避難場所とする協定の締結 ○道路ネットワークの構築・強化	・錦川（今津川、門前川を含む）沿いの市街地 ・平田川沿いの市街地 ・由宇川沿いの市街地 ・島田川（東川を含む）沿いの市街地
内水浸水	○浸水エリアにおける排水機能の強化 ○災害リスクに対応した指定緊急避難場所の設定 ○災害リスクの高いエリアにおける避難体制の強化 ○民間施設を指定緊急避難場所とする協定の締結 ○道路ネットワークの構築・強化	・錦川（今津川、門前川を含む）沿いの市街地 ・平田川沿いの市街地 ・由宇川沿いの市街地 ・島田川（東川を含む）沿いの市街地
土砂	○災害リスクに対応した指定緊急避難場所の設定 ○災害リスクの高いエリアにおける避難体制の強化 ○民間施設を指定緊急避難場所とする協定の締結 ○道路ネットワークの構築・強化 ○土砂災害防止施設の整備	・岩国市街地 ・由宇市街地 ・玖珂市街地
	○道路ネットワークの構築・強化 ○土砂災害防止施設の整備	・岩国市街地の山裾 ・瀬戸内海沿岸

高潮浸水	○港湾、漁港の護岸や堤防の強化 ○災害リスクに対応した指定緊急避難場所の設定 ○災害リスクの高いエリアにおける避難体制の強化 ○民間施設を指定緊急避難場所とする協定の締結 ○道路ネットワークの構築・強化	・錦川（今津川、門前川を含む）沿いの市街地 ・平田川沿いの市街地 ・瀬戸内海沿岸 ・由宇市街地
津波浸水	○港湾、漁港の護岸や堤防の強化 ○災害リスクに対応した指定緊急避難場所の設定 ○災害リスクの高いエリアにおける避難体制の強化 ○民間施設を指定緊急避難場所とする協定の締結 ○道路ネットワークの構築・強化	・瀬戸内海沿岸 ・由宇市街地
液状化	○液状化予測や事前の液状化対策についての情報発信	・瀬戸内海沿岸 ・錦川（今津川、門前川を含む）沿いの市街地 ・由宇市街地
大規模盛土造成地	○大規模盛土造成地の変動予測調査の実施と必要に応じた対策の検討	・対象地

※取組方針に対する施策は、「第７章　誘導施策・防災減災施策」P.114以降に記載

コラム　地震による液状化について

■液状化とは

液状化とは、地震が発生して地盤が強い衝撃を受けると、今まで互いに接して支えあっていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体がドロドロの液体のような状態になる現象のことをいいます。

液状化が発生すると、地盤から水が噴き出したり、また、それまで安定していた地盤が急に柔らかくなるため、その上に立っていた建築が沈んだり（傾いたり）、地中に埋まっていたマンホールや埋没管が浮かんできたり、地面全体が低い方へ流れ出すといった現象が発生します。

本指針では、地域別課題図において、液状化に関する「地形区分に基づく液状化の発生傾向図」を掲載しています。

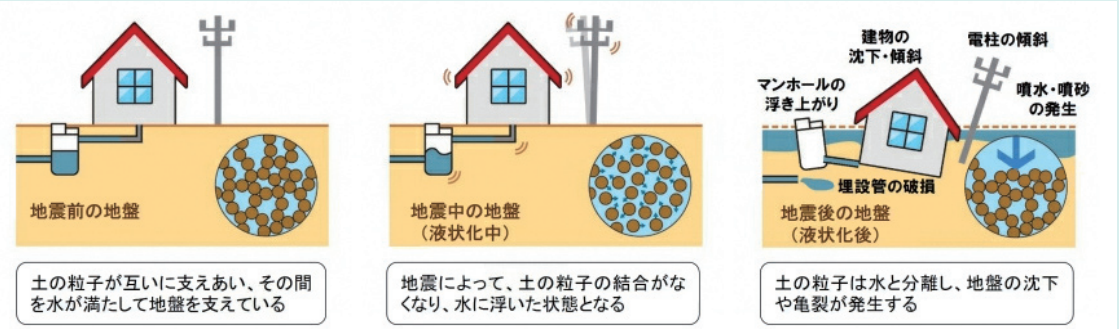

（出典：国土交通省ホームページ）

■液状化に対してできること

液状化による被害は宅地や道路、上水道・電気等のライフライン施設などにわたり、生活に及ぼす影響は多大にして他種多様であり、注意が必要です。

現在、液状化現象の発生に対する対策として、地盤改良等がありますが、多大な費用が発生します。

そのため、各種ハザードマップの確認に合わせて、液状化発生傾向図を確認し、自分の住む地域の液状化発生の傾向に気づき、もしもの時に備えることが重要です。（参考資料２（P.146）災害リスク別課題と取組方針図）

第７章
誘導施策・防災減災施策

1. 居住を誘導するための施策
2. 誘導施設の立地を誘導するための施策
3. 防災減災対策を推進するための施策
4. 施策の実施に向けて岩国市が講ずる施策
5. 低未利用土地等に対する対応方針
6. 防災減災対策にかかる実施プログラム
7. 届出制度

【参考】岩国市における集約型都市の実現に向けた各種計画の展開イメージ

第７章　誘導施策・防災減災施策

にぎわい居住区域（居住誘導区域）への居住を誘導する施策や防災減災にかかる施策、都市機能誘導区域における誘導施設の立地を誘導するための施策を実施することで、「コンパクト・プラス・ネットワーク」による立地適正化の実現を目指します。

施策の内容については、防災・減災対策の推進に関する取組施策を除き、実施に当たり、予算措置や関係者との調整、住民との合意形成等が必要となりますが、本計画は、おおむね20年後の将来を展望した長期的な計画であることから、検討・調整事項も含めて記載しています。

１．居住を誘導するための施策

（１）住環境の向上に関する施策

施　策	内　容
城下町地区街なみ環境整備事業の推進	城下町地区（岩国・横山地区）は、『岩国市都市計画マスタープラン』において、錦帯橋をはじめとする歴史・文化的資源を活用した観光拠点として位置付けているとともに、文化財保護法に基づき国より重要文化的景観に選定された地区です。 街なみ環境整備事業の実施により公共空間の高質化や住宅等の修繕・修景を推進し、観光振興と歴史的まちなみの保全の両立を図ります。
汚水処理施設整備の優先度の検討・実施	『岩国市汚水処理施設整備構想』に基づき、地域の特性に応じて、汚水処理施設の整備を推進します。
川下地区まちづくり整備計画の推進	川下地区では、土地区画整理事業に代わるまちづくりの計画である『川下地区まちづくり整備計画』に基づき、良好な住環境の確保と防災機能の向上を図ります。
私道舗装等整備の促進	個人や組合等が所有する私道について、舗装等工事の補助制度を実施し、住環境維持のための整備を促進します。
南岩国駅前地区のまちづくりの推進	南岩国駅周辺のまちづくりとして、道路整備や公園整備、雨水排水対策などの都市施設整備を集中的に行い、南岩国駅前地区における都市機能の誘導や居住環境の向上を推進し、定住の促進とにぎわいの創出を図ります。（南岩国駅前地区まちづくり事業）
各種計画と連携した住環境の向上	『岩国市空家等対策計画』に基づく空き家の適正管理や利活用の促進、『岩国市耐震改修促進計画』に基づく住宅の耐震化推進により、住宅や居住環境の安全性の確保を図ります。
公営住宅の再編・長寿命化の推進	本市の公営住宅の延床面積のうち、７割以上が建設後35年以上経過しており、建物の老朽化対策が課題となっています。 そのため、『岩国市営住宅長寿命化計画*』に基づき、施設の再編や計画的な維持管理による長寿命化を図ります。

（２）土地利用に関する施策

施　策	内　容
地区の特徴を伸ばす地域地区*等の活用	特別用途地区*をはじめとする地域地区や地区計画*等の活用と景観施策を並行して行うことにより、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内のそれぞれの地区の市街地環境における個性を活かした土地利用を誘導し、新たな居住意欲の醸成と多様な土地活用を図ります。
居住地環境の整備	多様な人々が日常において交流し、快適に過ごすことができる公園や広場等の都市の暮らしにおける空間の整備を図ることにより、新たな居住ニーズの創出を目指します。

（３）にぎわい居住区域（居住誘導区域）外における施策

施　策	内　容
都市再生法に基づく届出制度の活用	都市再生法に基づく届出制度を活用し、にぎわい居住区域（居住誘導区域）外での新たな住宅開発を抑制し、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内への居住の緩やかな誘導を図ります。
各居住区域に適した居住環境の整備	市街化区域の縁辺部や非線引き都市計画区域の用途白地地域は、小規模住宅開発が進むなど、市街地の拡散が懸念されています。そのため、にぎわい居住区域（居住誘導区域）外においては、現在有する豊かな自然環境を活かし、各居住区域に適した低密度かつゆとりある暮らしの維持を推進し、無秩序な開発を抑制します。

（４）交通環境の向上に関する施策

施　策	内　容
持続可能な公共交通網の形成	『岩国市地域公共交通計画』に基づき、拠点間の路線の維持・確保や幹線と地域内支線の連携等により、持続可能な公共交通の構築を図ります。
幹線道路網の整備	隣接市町や市内各拠点間の連携強化、慢性的な渋滞の解消等に向け幹線道路網の整備をすることで、災害時のダブルネットワーク機能の確保につながります。
生活道路の整備・改善	地区内の日常生活や非常時を支える主要な生活道路は、バリアフリー*化などの歩行者の安全性の向上や狭あいな道路の拡張、緊急車両の通行の円滑化に資する道路環境の整備・改善を図ります。
新岩国駅周辺における安心・安全な地域交通空間の創出	にぎわい居住区域（居住誘導区域）内に位置する新岩国駅前広場の非バリアフリーや送迎用車両の滞留などの課題を解消し、駅舎と連動した円滑な移動環境を創出するとともに、交通結節機能の強化と利用者の利便性の向上を図ります。

２．誘導施設の立地を誘導するための施策

（１）都市機能の維持・充実に関する施策

施　策	内　容
中心市街地活性化の推進	岩国駅を中心に多くの人が集まるにぎわいと魅力のある商環境や街なかに快適に暮らし続けられる住環境の形成を図ります。（岩国市中心市街地活性化対策事業）
民間事業者のまちづくり活動の支援	岩国駅周辺における市街地再開発事業や民間が行う任意の建物共同化に対して、事業者との連携や支援を図ります。（岩国駅前南地区第一種市街地再開発事業）
南岩国駅前地区のまちづくりの推進 再掲施策	南岩国駅周辺のまちづくりとして、道路整備や公園整備、雨水排水対策などの都市施設整備を集中的に行い、南岩国駅前地区における都市機能の誘導や居住環境の向上を推進し、定住の促進とにぎわいの創出を図ります。（南岩国駅前地区まちづくり事業）
岩国医療センター跡地における福祉・交流拠点の整備	黒磯地区の岩国医療センター跡地においては、福祉や科学学習、健康増進、ふれあい交流などの機能を有した総合的な福祉・交流拠点の実現を目指します。（いこいと学びの交流テラス整備事業）
空き店舗等の利活用の推進	中心市街地においては、空き店舗等の遊休不動産が増加し、市街地の衰退の要因の１つとなっていることから、都市機能誘導区域内の空き店舗等のリノベーション*等による利活用の推進を図ります。
各種届出制度を活用した立地適正化計画の周知	施設整備に当たっては、建築確認申請や開発許可申請、大規模小売店舗立地法に基づく届出、景観法に基づく届出など、立地適正化計画以外の各種申請や届出があります。 そのため、これらの機会を活用し、立地適正化計画を周知するとともに、都市機能誘導区域内での誘導施設の誘導を図ります。
誘導施設の誘導・移転に向けた公有不動産の有効活用	本市の誘導施設は、都市機能誘導区域外や土砂災害特別警戒区域内に立地しているものがみられることから、建て替え等の機会を有効活用し、都市機能誘導区域内への誘導を図り、市民の安全性の確保を図ります。 また、岩国駅周辺をはじめ都市機能誘導区域内では、未利用地が少なく用地の確保が難しいことから、『岩国市公共施設等総合管理計画』に基づく公共施設の再編により生じた公有不動産の余剰地を有効活用するなど、都市機能誘導区域の魅力の向上と活性化を図ります。

施　策	内　容
都市計画の決定・変更又は見直し	『岩国市都市計画マスタープラン』で掲げる方針に基づき、地域地区や都市計画施設の決定・変更を行い、適切な土地利用の誘導や事業の推進を図ります。 また、長期にわたり未着手となっている土地区画整理事業・都市計画道路・都市計画公園については、必要性や実現性を適正に評価し、必要に応じて見直しを行います。

（２）交通環境の向上に関する施策

施　策	内　容
地域公共交通計画の推進	『岩国市地域公共交通計画』の基本方針に掲げる、「変わりゆく地域の暮らしとまちの姿に対応した持続可能な公共交通の構築」を推進します。

岩国駅前南地区第一種市街地再開発事業の完成イメージ図

再開発ビル内の図書館機能を核とした「にぎわい創出施設」完成イメージ図

幹線道路網の整備（藤生長野バイパスの完成イメージ図）

３．防災減災対策を推進するための施策

施策の内容については、公表時点で取組を実施している、または、実施が決定しているものであり、今後、随時新たに各所管課において実施される施策については、次回改定時に追記します。

（１）災害リスクを回避するための施策

① 災害ハザードエリアでの立地抑制

施　策	内　容
災害ハザードエリアでの立地抑制	立地適正化計画の届出・勧告制度やその他の土地利用に関する制度等を活用し、災害ハザードエリアの新たな住宅や都市施設の立地を抑制します。
災害ハザードエリアでの開発許可の厳格化	災害ハザードエリアにおける新たな開発行為に対して開発許可制度等の土地利用規制の厳格化を行います。
災害ハザードエリア内の危険住宅の移転に関する補助	市内に存する危険住宅の移転を行うものに対して、補助金を交付することにより、がけ地の崩壊等による危険から市民の安全を確保します。
誘導施設の誘導・移転に向けた公有不動産の有効活用 再掲施策	本市の誘導施設は、都市機能誘導区域外や土砂災害特別警戒区域内に立地しているものがみられることから、建て替え等の機会を有効活用し、都市機能誘導区域内への誘導を図り、市民の安全性の確保を図ります。 また、岩国駅周辺をはじめ都市機能誘導区域内では、未利用地が少なく用地の確保が難しいことから、『岩国市公共施設等総合管理計画』に基づく公共施設の再編により生じた公有不動産の余剰地を有効活用するなど、都市機能誘導区域の魅力の向上と活性化を図ります。

（２）災害リスクを低減するための施策

① 河川等の護岸や堤防の強化

施　策	内　容
流域治水プロジェクトの促進	流域治水プロジェクトに基づき、錦川水系、平田川水系、島田川水系の各河川において流域全体で重点的に実施すべき治水対策を計画的に促進します。
河川の改修、管理	上記によらない河川の水衝部の局部改良、河道確保のための護岸改修やしゅんせつ等を行い、浸水被害を低減します。

② 港湾、漁港の護岸や堤防の強化

施　策	内　容
港湾施設の改修、管理	緊急物資海上輸送基地としての役割を担う港湾において、関係者や県と連携し、耐震強化岸壁の整備など、港湾施設の改修を進めます。
漁港施設の改修、管理	漁港の堤防等の施設の老朽化対策や改修を行います。 （実施予定地区：通津地区）

③ 浸水エリアにおける排水機能の強化

施　策	内　容
排水路の整備、管理	浸水被害低減のための排水路を整備します。 （実施予定地区：愛宕地区、南岩国一丁目、横山地区）
ポンプ場等の整備、管理	ポンプ場の整備や維持を計画的に進めます。 （実施予定ポンプ場：横山ポンプ場・旭町ポンプ場）
雨水整備の基本方針の策定	雨水出水浸水想定区域図を作成するとともに、雨水整備に関する基本方針を定めます。

④ 災害リスクに対応した指定緊急避難場所の設定

施　策	内　容
指定緊急避難場所の見直し	浸水深より高い階の活用を図るなど、災害種別に応じた指定緊急避難場所の見直しを実施します。
指定緊急避難場所の再配置の検討	公共施設の再編再配置にあわせて、指定緊急避難場所の適地の検討や再配置を行います。
	災害リスクに対応した地域の拠点施設等を整備・改修し、指定緊急避難場所としての機能を確保します。
公共施設整備に伴う防災対応の協議・検討	新たな公共施設の整備や既存施設の改修等を行うにあたり、立地する当該エリアの課題解決に必要な防災機能の付加の要否を協議・検討します。

⑤ 災害リスクの高いエリアにおける避難体制の強化

施　策	内　容
指定緊急避難場所の充実	指定緊急避難場所の機能向上や備蓄品の確保に取り組みます。
防災意識の向上	関係機関、教育機関と連携し、広報活動の推進のため、自治会単位や外国人住民、小学生等への防災講話を実施し、防災意識を高めます。

防災ガイドブックの周知	岩国市防災ガイドブックの周知を行い、市民等の防災意識を高めます。
ハザードマップの周知	ホームページを活用したハザードマップの周知を行い、地域における災害種別ごとに起こりうる防災意識の向上を図るとともに、避難行動に関する意識啓発を図ります。
自主防災組織の活動支援	自主防災組織における人材育成を図るとともに、避難訓練等の防災活動の支援等により、地域住民の自主的な避難行動等を促進し、避難体制の強化を図ります。
災害情報伝達手段の充実	住民の的確な避難行動を促すため、災害情報の内容をわかりやすくし、また、防災行政無線、市民メール、市民ニュースアプリやLINEを活用した情報伝達を実施し、情報伝達の強化・多様化・迅速化を推進します。
災害時要援護者避難支援の強化	岩国市地域防災計画に沿い、災害時要援護者支援台帳の作成・周知を推進します。

⑥ 民間施設を指定緊急避難場所とする協定の締結

施　策	内　容
民間施設を活用した指定緊急避難場所の指定	指定緊急避難場所が不足しているエリアでの民間施設との協定締結により、避難場所を確保します。

⑦ 道路ネットワークの構築・強化

施　策	内　容
幹線道路網の整備 再掲施策	隣接市町や市内各拠点間の連携強化、慢性的な渋滞の解消等に向け幹線道路網の整備をすることで、災害時のダブルネットワーク機能の確保につながります。
生活道路の整備・改善 再掲施策	地区内の日常生活や非常時を支える主要な生活道路は、バリアフリー*化などの歩行者の安全性の向上や狭あいな道路の拡張、緊急車両の通行の円滑化に資する道路環境の整備・改善を図ります。
南岩国駅前地区のまちづくりの推進 再掲施策	南岩国駅周辺のまちづくりとして、道路整備や公園整備、雨水排水対策などの都市施設整備を集中的に行い、南岩国駅前地区における都市機能の誘導や居住環境の向上を推進し、定住の促進とにぎわいの創出を図ります。（南岩国駅前地区まちづくり事業）

川下地区まちづくり整備計画の推進 再掲施策	川下地区では、土地区画整理事業に代わるまちづくりの計画である『川下地区まちづくり整備計画』に基づき、良好な住環境の確保と防災機能の向上を図ります。
緊急輸送道路の整備の推進	道路管理者と連携し、緊急輸送道路の橋りょうや道路の耐震化や長寿命化を推進します。
緊急輸送道路の占用制限の推進	道路管理者と連携し、緊急輸送道路において、道路法第 37 条に基づく占用制限を推進します。

⑧ 土砂災害防止施設の整備

施　策	内　容
治山対策の推進	管理者や関係者と連携し、土砂災害リスクの高い場所からの治山対策を進めます。
砂防堰堤等の整備の推進	管理者や関係者と連携し、該当地の砂防堰堤等の整備を進めます。
急傾斜地崩壊対策事業の推進	管理者や関係者と連携し、急傾斜地崩壊対策事業を推進し、急傾斜地の安全対策を行います。

⑨ 液状化予測や事前の液状化対策についての情報発信

施　策	内　容
液状化に関する情報発信	液状化予測や事前の液状化対策についての情報発信を行います。

⑩ 大規模盛土造成地の変動予測調査の実施と必要性に応じた対策の検討

施　策	内　容
大規模盛土造成地への対応	大地震発生等における大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、必要に応じて対策事業を検討します。

※防災減災対策の推進に関する取組施策の内容については、各施策に対する工程を定めることとしており、P.122 からの「6.防災減災分野にかかる実施プログラム」を掲載しています。

4．施策の実施に向けて岩国市が講ずる施策

施　策	内　容
民間施設の維持・誘導に向けた支援	都市機能誘導区域内において、都市機能の維持・充実を図るためには、民間施設の維持・誘導が重要となることから、民間事業者に向けた支援策の検討を行います。
庁内横断的組織の設置	コンパクトなまちの実現と都市機能の維持・充実を図るため、庁内関係課の横断的なタスクフォース*の立ち上げや施策・実施方策の立案に向けた検討を行います。

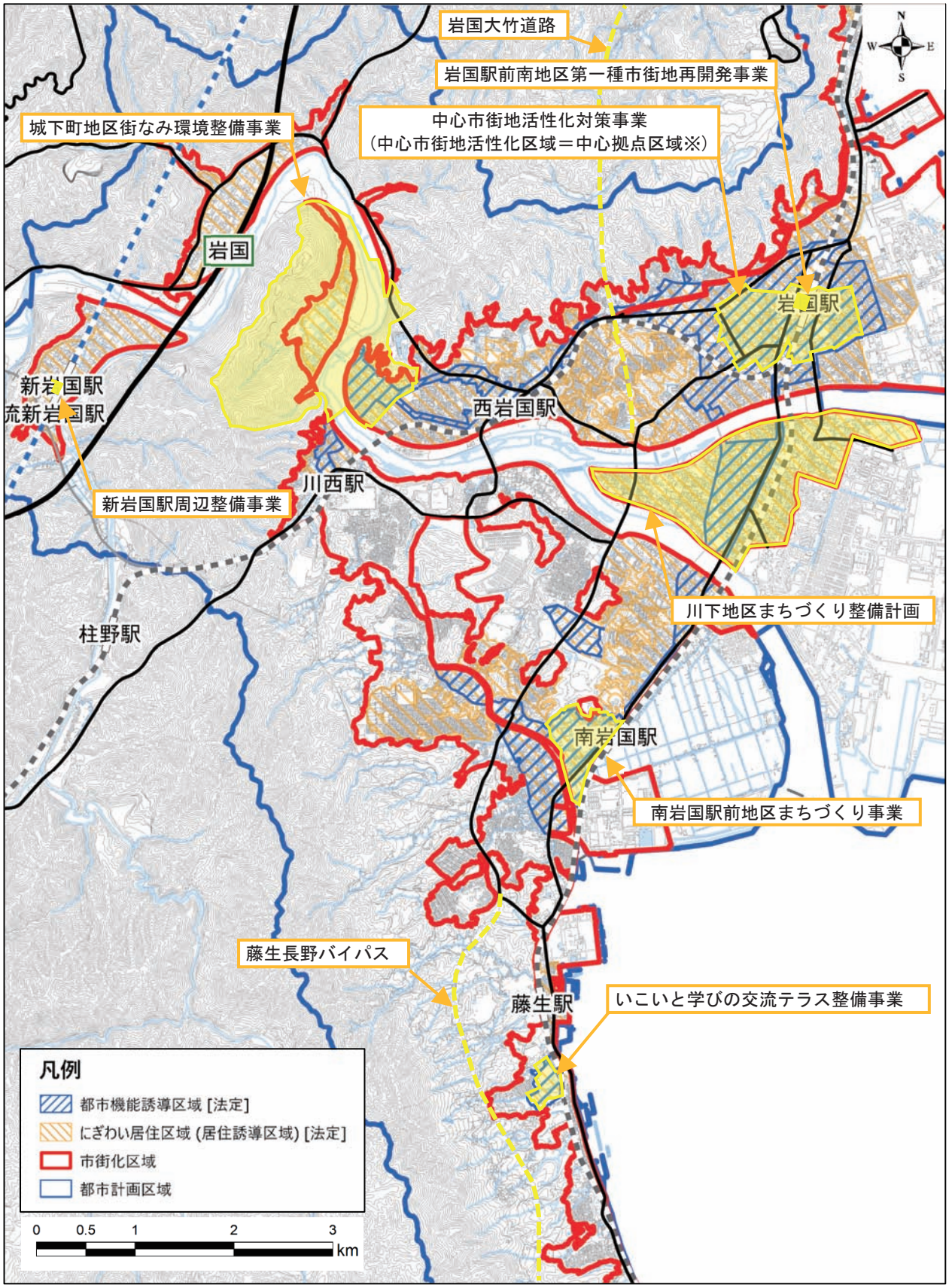

図 7-1　各施策の具体例位置図

※中心拠点区域とは、社会資本整備総合交付金交付要綱において規定されている区域であり、本計画では岩国市中心市街地活性化基本計画に位置付けられた区域を中心拠点区域とします。

南岩国駅前地区まちづくり事業による完成イメージ図

新岩国駅周辺整備事業
による完成イメージ図

いこいと学びの交流テラス整備事業
による完成イメージ図

※南岩国駅前地区まちづくり事業のイラストは、新しい都市計画について、用途別の建物などをわかりやすく表現した将来のまちづくりイメージ図であり、これからまちづくり事業として実施していく内容とは異なります。

５．低未利用土地等に対する対応方針

（１）低未利用土地*の有効活用と適正管理のための指針等

本市では、空き地・空き家等の低未利用土地が増加しており、生活利便性の低下や治安・景観の悪化、地域の魅力の低下等が懸念されていることから、時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」と呼ばれる問題に対処するため、低未利用土地に対して適切な管理や有効活用を促すことが必要です。

また、低未利用土地の地権者等と利用希望者を市がコーディネートし、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画制度である「低未利用土地権利設定等促進計画」の策定について、必要に応じて検討します。

①低未利用土地利用等指針

利用指針	［都市機能誘導区域］ ・利用者の利便を高める誘導施設の立地の推進 ・リノベーションによる空き家、空きビル、空き店舗の利活用の推進 ・オープンカフェや広場など、市街地の高質化に向けた利活用の推進 ［居住誘導区域］ ・リノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用の推進
管理指針	［空き家］ ・定期的な空気の入れ換え等の適切な清掃の実施 ［空き地等］ ・雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草 ・害虫の駆除 ・樹木の枯損が発生した場合の伐採等の実施 ・不法投棄等を予防するための必要な措置を講じる等の適切な管理の実施

②低未利用土地権利設定等促進事業区域

・低未利用土地権利設定等促進事業区域の設定

都市機能誘導区域又はにぎわい居住区域（居住誘導区域）とします。

・低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項

促進すべき権利設定等の種類：地上権、賃借権、所有権等
立地を誘導すべき誘導施設等：都市機能誘導区域における誘導施設、にぎわい居住区域（居住誘導区域）における住宅等

（２）立地誘導促進施設協定に関する事項

空き地や空き家等の低未利用土地を活用し、交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設についての地権者合意による協定制度である「立地誘導促進施設協定」の活用について、必要に応じて検討します。

①立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要になると認められる区域

都市機能誘導区域又はにぎわい居住区域（居住誘導区域）とします。

②立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項

居住者等の利便を増進し、良好な市街地環境を確保するために、区域内の一団の土地の所有者及び借地権者等を有する者は、以下の施設の一体的な整備又は管理を適切に行うこととします。

種類：広場、広告塔、並木など、居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって、にぎわい居住区域（居住誘導区域）にあっては住宅の立地、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの

６．防災減災対策にかかる実施プログラム

・実施状況：◎実施中　〇新規実施　－対象なし
・工程　　：短期－5 年、中期－10 年、長期－20 年

関連する災害種別					取組施策	実施主体	市所管課	実施状況			工程		
洪水	内水	土砂	高潮	大規模盛土・液状化・津波				岩国	由宇	玖珂・周東	短期	中期	長期
災害リスクの回避													
① 災害ハザードエリアでの立地抑制													
●	●	●	●	●	災害ハザードエリアでの立地抑制	市	都市計画課	◎	◎	◎	→	→	→
●		●			災害ハザードエリアでの開発許可の厳格化	市	建築指導課	◎	◎	◎	→	→	→
		●			災害ハザードエリア内の危険住宅の移転に関する補助	市	建築住宅課	◎	◎	◎	→	→	→
		●			誘導施設の誘導・移転に向けた公有不動産の有効活用	市	都市計画課	◎	◎	◎	→	→	→
災害リスクの低減													
① 河川等の護岸や堤防の強化													
●					流域治水プロジェクトの促進	県	河川課	◎	◎	◎	→	→	→
●					河川の改修、管理	県・市	河川課	◎	◎	◎	→	→	→
② 港湾、漁港の護岸や堤防の強化													
			●	●	港湾施設の改修、管理	県・市	水産港湾課	◎	◎	－	→	→	→
			●	●	漁港施設の改修、管理	市	水産港湾課	◎	－	－	→	→	→
③ 浸水エリアにおける排水機能の強化													
	●				排水路の整備、管理	市	河川課	◎	◎	◎	→	→	→
	●				ポンプ場等の整備、管理	市	都市排水施設課	◎	◎	◎	→	※1 →	→
	●				雨水整備の基本方針の策定	市	下水道課	◎	◎	◎	※2 →	→	
④ 災害リスクに対応した指定緊急避難場所の設定													
●	●		●	●	指定緊急避難場所の見直し	市	危機管理課	〇	〇	〇	→	→	→
●	●	●	●	●	指定緊急避難場所の再配置の検討	市	危機管理課	◎	◎	◎	→	→	→
●	●	●	●	●	公共施設整備に伴う防災対応の協議･検討	市	危機管理課	〇	〇	〇	→	→	→

※１：中期整備計画（横山ポンプ場・旭町ポンプ場）
※２：短期整備計画（雨水出水浸水想定区域図）

関連する災害種別						取組施策	実施主体	市所管課	実施状況			工程		
洪水	内水	土砂	高潮	大規模盛土・液状化・津波					岩国	由宇	玖珂・周東	短期	中期	長期
⑤ 災害リスクの高いエリアにおける避難体制の強化														
●	●	●	●	●		指定緊急避難場所の充実	市	危機管理課	◎	◎	◎	→	→	→
●	●	●	●	●		防災意識の向上	市	危機管理課	◎	◎	◎	→	→	→
●	●	●	●	●		防災ガイドブックの周知	市	危機管理課	◎	◎	◎	→	→	→
●	●	●	●	●		ハザードマップの周知	市	危機管理課	◎	◎	◎	→	→	→
●	●	●	●	●		自主防災組織の活動支援	市	危機管理課	◎	◎	◎	→	→	→
●	●	●	●	●		災害情報伝達手段の充実	市	危機管理課	◎	◎	◎	→	→	→
●	●	●	●	●		災害時要援護者避難支援の強化	市	危機管理課等	◎	◎	◎	→	→	→
⑥ 民間施設を指定緊急避難場所とする協定の締結														
●	●	●	●	●		民間施設を活用した指定緊急避難場所の指定	市・関係者	危機管理課	◎	◎	◎	→	→	→
⑦ 道路ネットワークの構築・強化														
●	●	●	●	●		幹線道路網の整備	国・県・市	都市計画課	◎	◎	◎	→	→	→
●	●	●	●	●		生活道路の整備・改善	県・市	都市計画課 道路課	◎	◎	◎	→	→	→
●	●		●	●		南岩国駅前地区のまちづくりの推進	市	都市計画課	◎	―	―	→	→	→
●	●		●	●		川下地区まちづくり整備計画の推進	市	都市計画課	◎	―	―	→	→	→
●		●	●	●		緊急輸送道路の整備の推進	国・県・市	都市計画課	◎	◎	◎	→	→	→
●		●	●	●		緊急輸送道路の占用制限の推進	国・県・市	都市計画課	◎	◎	◎	→	→	→
⑧ 土砂災害防止施設の整備														
		●				治山対策の推進	県・市・関係者	農林整備課	◎	◎	◎	→	→	→
		●				砂防堰堤等の整備の推進	県・市・関係者	河川課	◎	◎	◎	→	→	→
		●				急傾斜地崩壊対策事業の推進	県・市・関係者	河川課	◎	◎	◎	→	→	→
⑨ 液状化予測や事前の液状化対策についての情報発信														
				●		液状化に関する情報発信	市	危機管理課	◎	◎	◎	→	→	→
⑩ 大規模盛土造成地の変動予測調査の実施と必要性に応じた対策の検討														
				●		大規模盛土造成地への対応	市・宅地所有者	建築指導課	◎	◎	◎	→	→	→

7．届出制度

（１）にぎわい居住区域（居住誘導区域）に関する届出制度

届出制度は、にぎわい居住区域（居住誘導区域）外における住宅開発等の動きを把握するための制度で、にぎわい居住区域（居住誘導区域）外で以下に示す行為を行う場合には、市長への届出が必要となります。

①届出の対象となる行為（都市再生法第 88 条）

開発行為	①**３戸以上の住宅**の建築目的の開発行為 ②**１戸又は２戸の住宅**の建築目的の開発行為で、その**規模が 1,000㎡以上**のもの ③**住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例※で定めたもの**の建築目的で行う開発行為（例えば、**寄宿舎や有料老人ホーム等**）
建築等行為	①**３戸以上の住宅**を新築しようとする場合 ②**人の居住の用に供する建築物として条例※で定めたもの**を新築しようとする場合（例えば、**寄宿舎や有料老人ホーム等**） ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

※本市においては、2025（令和７）年３月３１日時点で、条例は定めていません。

【開発行為】

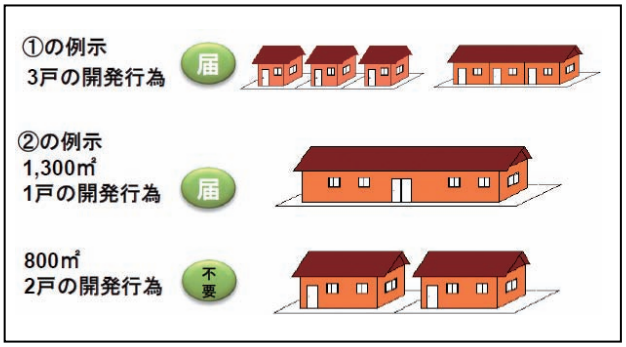

【建築等行為】

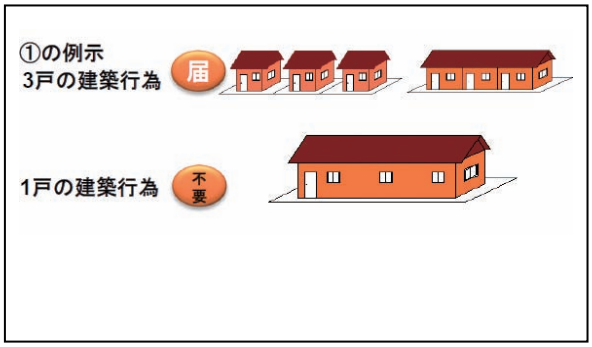

出典：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省資料）

②届出の時期（都市再生法第 88 条）

・開発行為等に着手する 30 日前まで

③届出に対する対応（都市再生法第 88 条）

・市長は、届出に係る行為がにぎわい居住区域（居住誘導区域）内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められるときは、届出をした者に対して、届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。

・市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

（２）都市機能誘導区域に関する届出制度

届出制度は、都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備等の動きを把握するための制度で、都市機能誘導区域外で以下に示す行為を行う場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合には、市長への届出が必要となります。

①届出の対象となる行為（都市再生法第 108 条及び第 108 条の２）

都市機能誘導区域外	開発行為	①**誘導施設を有する建築物**の建築目的の開発行為を行おうとする場合
	建築等行為	①誘導施設を有する建築物を**新築**しようとする場合 ②建築物を**改築**し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の**用途を変更**し、誘導施設を有する建築物とする場合
都市機能誘導区域内	休廃止	①誘導施設を**休止**又は**廃止**しようとする場合

②届出の時期（都市再生法第 108 条及び第 108 条の２）

・開発行為等に着手、又は誘導施設を休止・廃止する 30 日前まで

③届出に対する対応（都市再生法第 108 条及び第 108 条の２）

・市長は、届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、届出をした者に対して、届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。
・市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。
・市長は、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする届出があった場合、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、届出をした者に対して、建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができます。

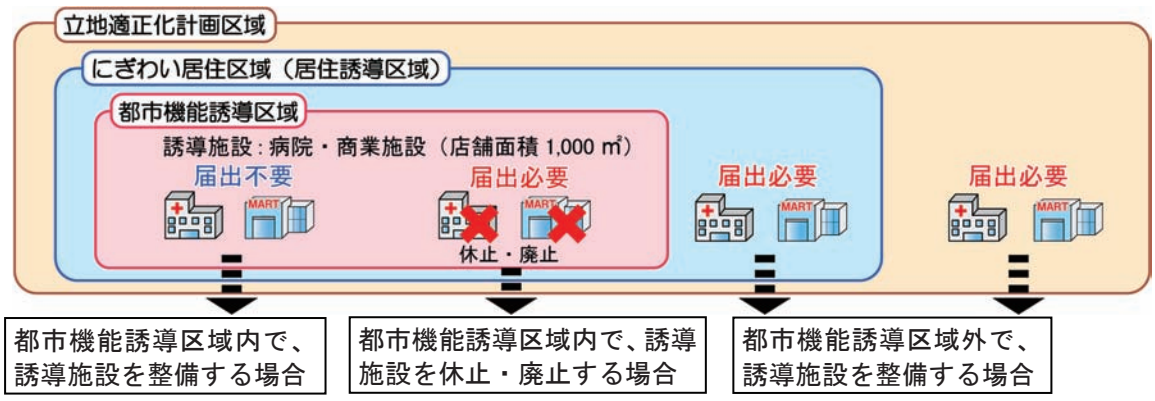

図 7-2　届出の概要図

出典：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省資料）

【参考】岩国市における集約型都市の実現に向けた各種計画の展開イメージ

本計画に基づく施策を実施し、集約型都市構造の実現に向けたメリハリのある土地利用の誘導（立地適正化の施策）を実現するとともに、『第３次岩国市総合計画』や『第２次岩国市まち・ひと・しごと創生総合戦略』、『第２次岩国市中山間地域振興基本計画』等の各種計画に基づき、産業振興や人口対策等による底上げを進めていくことで、活力ある市街地を維持します。

コンパクトなまちづくりへの取組（メリハリのある誘導） ⇧

⇒立地適正化計画、地域公共交通計画、公共施設等総合管理計画　等

産業振興・定住人口対策等の取組（活力の底上げ） ⇧

市全体の活力の底上げ

⇒総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、中山間地域振興基本計画　等　各種計画

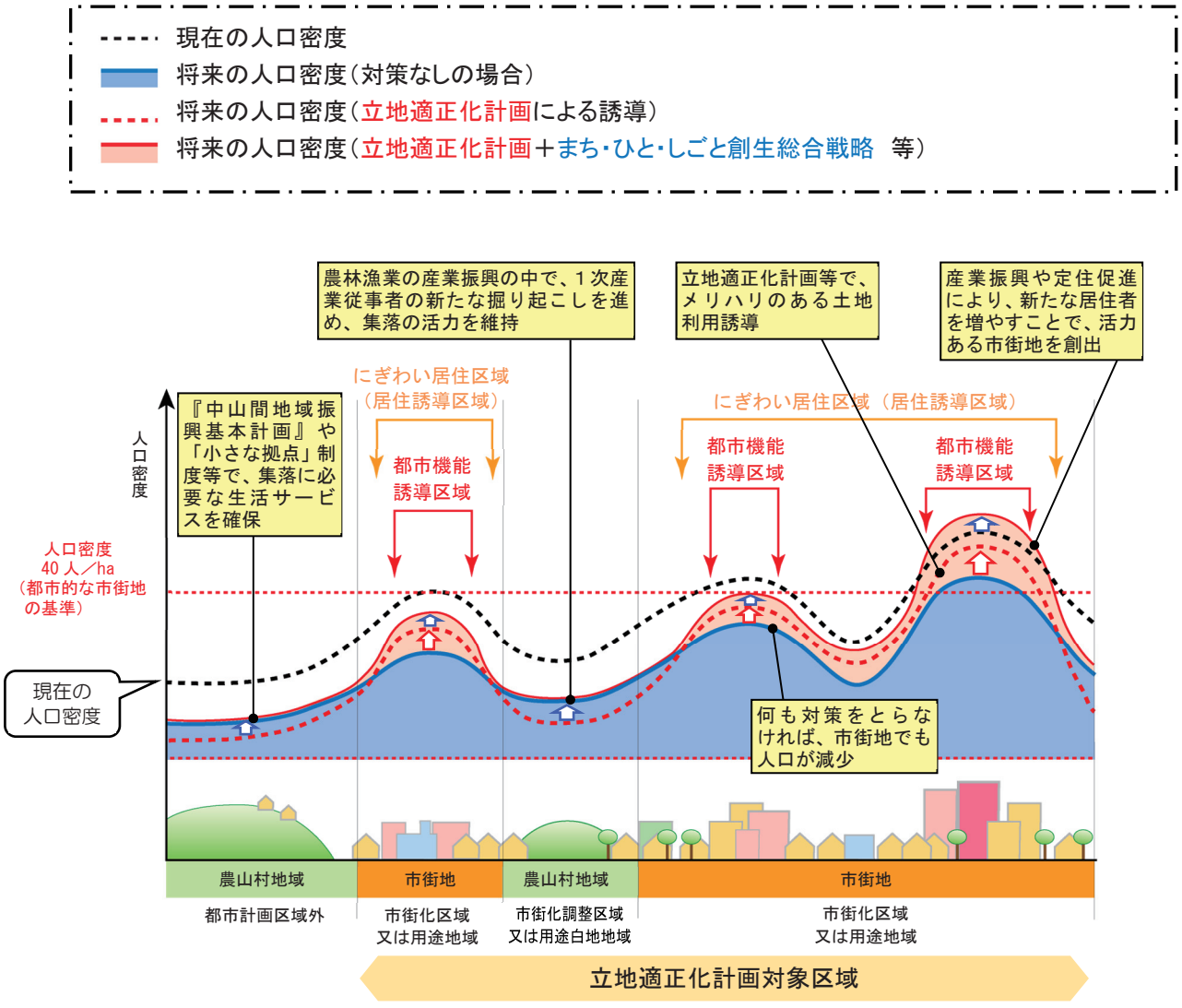

図 7-3　岩国市における集約型都市の実現に向けた各種計画の展開イメージ

第８章

計画の推進に関する事項

1. 目標値設定
2. 進行管理
3. 評価体制とスケジュール

第８章　計画の推進に関する事項

１．目標値設定

本計画に掲げた施策の実施状況を適切に管理するため、立地適正化の実現に向けた３つの方針の達成度を評価する目標値を設定します。また、目標値を達成することにより、コンパクトで安全な都市づくりにおける期待される効果の指標を設定します。

なお、目標値については、目標の達成状況や関連計画の改定状況等を踏まえ、適宜見直しを行います。

（１）目標値

①交流を生み出す魅力ある多様な拠点と軸の形成

■にぎわい居住区域（居住誘導区域）内の人口密度の維持

更なる人口減少が進行する中、にぎわい居住区域（居住誘導区域）内において、一定の高い人口密度の維持を図ることで、まとまりある市街地の維持・形成を目指します。

区　　域	基準値 2015（平成 27）年	目標値 2040（令和 22）年	推計値 2040（令和 22）年
岩国都市計画区域	56.2 人／ha	50.0 人／ha	42.7 人／ha
岩国南都市計画区域	36.7 人／ha	30.0 人／ha	27.0 人／ha

■都市機能誘導区域内の誘導施設数の維持（店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設数）

都市機能誘導区域内において、医療・福祉・商業等の多様な都市機能の集約・維持を図ることで、これらの各種サービスの効率的な提供を目指します。

区　　域	基準値 2018（平成 30）年	目標値 2040（令和 22）年
岩国都市計画区域	19 件	19 件
岩国南都市計画区域	8件	8件

■公共施設（建物）の総延床面積の削減（岩国市公共施設等総合管理計画の目標値）

限られた財源の集中的・効率的な投資に向け、誘導区域を踏まえながら、公共施設の効率的な配置と集約化を図ることで、コンパクトな都市づくりの実現を目指すこととし、その指標として、岩国市公共施設等総合管理計画の目標値を掲げます。

同計画は必要に応じて見直しをすることとしており、見直しの内容を本計画に反映するものとします。

区　　域	基準値 2017（平成 29）年	目標値 2040（令和 22）年
市　全　域	―	△20%以上

②移動がコンパクトな質の高い居住環境の形成

■市民１人当たりのバス・鉄道等年間利用回数（岩国市地域公共交通計画の目標値）

更なる人口減少・高齢化が進行する中、公共交通の利便性を向上させることで、利用回数の維持・増加と移動がコンパクトな居住環境の形成を目指すこととし、その指標として、本計画と連携して取り組む岩国市地域公共交通計画の目標値を掲げます。

同計画は必要に応じて見直しをすることとしており、見直しの内容を本計画に反映するものとします。

区　　域	区分	基準値 2021（令和３）年	目標値 2026（令和８）年
岩国・由宇エリア	鉄道	29.0 回／年	29.1 回／年
	バス等	11.2 回／年	11.3 回／年
玖 西 エ リ ア	鉄道	11.4 回／年	11.5 回／年
	バス等	3.4 回／年	3.5 回／年

③自然災害に備えた既成市街地の再編（防災力の向上）

■河川洪水対策の推進

河川洪水の浸水リスクの低減を目指し、河川による河道確保及び老朽化した河川護岸の改修・整備を進めることで、安心・安全な居住環境の形成を目指し、岩国市国土強靭化地域計画の目標値を掲げます。

区　　域	基準値 2021（令和３）年	目標値 2027（令和９）年
市　全　域	１１件	６５件

■河川氾濫ハザードマップの公表河川の拡大

河川洪水の浸水リスクの低減を目指し、市民や地域への防災意識の向上を図るとともに、避難行動に関する意識啓発を図ります。

区　　域	基準値 2024（令和６）年	目標値 2027（令和９）年
市　全　域	１１河川	５４河川

①～③に示す目標値を達成することで、本計画の目標である、

「多様な魅力を活力に変え 安心・快適に暮らせる持続可能な都市」

の実現を目指します。

２．進行管理

本計画の進行管理には、マネジメントシステムの考え方に基づいて、ＰＤＣＡサイクルを用いて点検・評価を行います。

定期点検・評価に当たっては、毎年、定期的に庁内連絡調整会議を開催し、計画に記載された施策・事業の実施状況について、調査・分析を行います。

また、社会情勢の変化や国の制度改正の状況を注視しながら、計画策定後おおむね５年ごとに、本計画の進捗状況や妥当性等を精査・検討し、必要に応じて、関連する施策・事業や都市計画の見直し、本計画の改定等を行います。

なお、関連計画についても、本計画を踏まえて改定等を行うことで、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を総合的に取り組みます。

点検・評価、見直し等に当たっては、必要に応じて、岩国市立地適正化計画推進協議会や岩国市都市計画審議会への報告・意見聴取を行いながら、計画を進めていきます。

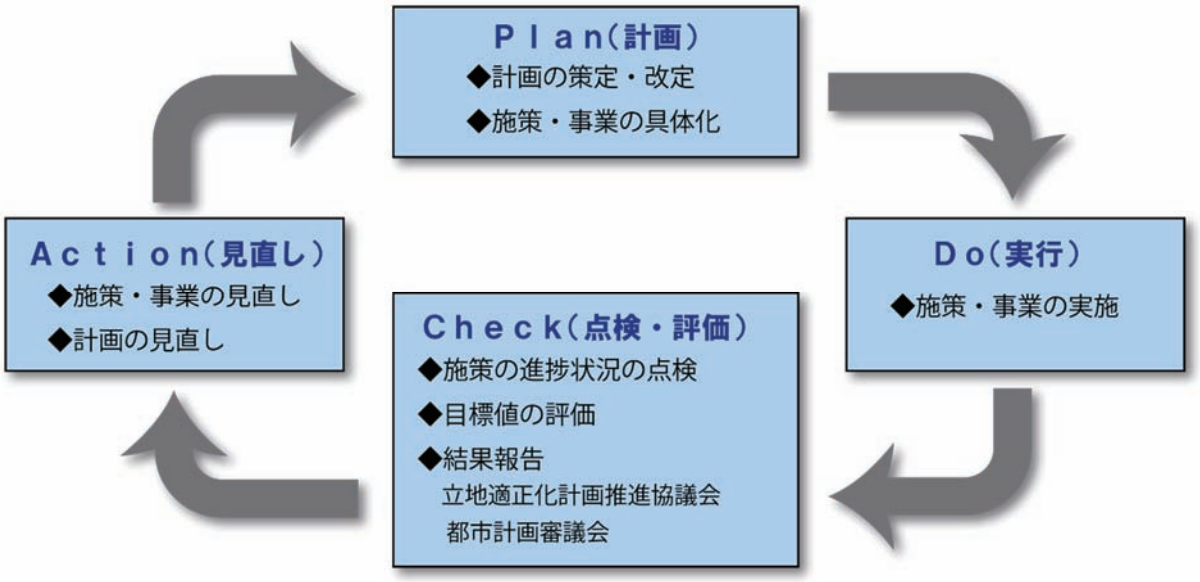

図 8-1　ＰＤＣＡサイクルによる進行管理

（1）Ｐｌａｎ（計画）

- 市（事務局）が庁内連絡調整会議や岩国市立地適正化計画推進協議会での意見・助言を踏まえて計画を策定・改定し、岩国市都市計画審議会に意見の聴取の上、計画を公表します。
- 庁内関係各課は、計画に記載した施策について、実施に向けて具体化を図ります。

（2）Ｄｏ（実行）

- 庁内関係各課が主体となって施策や事業を実施します。

（3）Ｃｈｅｃｋ（点検・評価）

- 庁内関係各課において、毎年、施策の進捗状況を点検し、庁内連絡調整会議で協議・調整の上、施策・事業の調整を行います。
- おおむね５年ごとに施策・事業の進捗状況や目標・計画の評価を岩国市立地適正化計画推進協議会や岩国市都市計画審議会に報告し、意見を聴取します。

（4）Ａｃｔｉｏｎ（見直し）

- 毎年の進捗状況の点検結果や、おおむね５年ごとの評価結果を踏まえた庁内連絡調整会議の協議内容、岩国市立地適正化計画推進協議会や岩国市都市計画審議会の意見を踏まえ、事務局と庁内関係各課により、施策・事業の見直しを行います。
- 必要に応じて計画の見直しを行います。

３．評価体制とスケジュール

計画の策定及び進捗状況の管理を行う事務局を中心に、施策・事業を実施する庁内関係各課や庁内連絡調整会議で協議・調整の上、計画の実現を進めます。

計画の節目（おおむね５年ごと）においては、岩国市立地適正化計画推進協議会や岩国市都市計画審議会を開催し、それまでの進捗状況等の報告・意見聴取を行い、計画の見直し等を検討します。なお、必要に応じて１～４年目においても、岩国市立地適正化計画推進協議会や岩国市都市計画審議会を開催し、報告・意見聴取を行います。

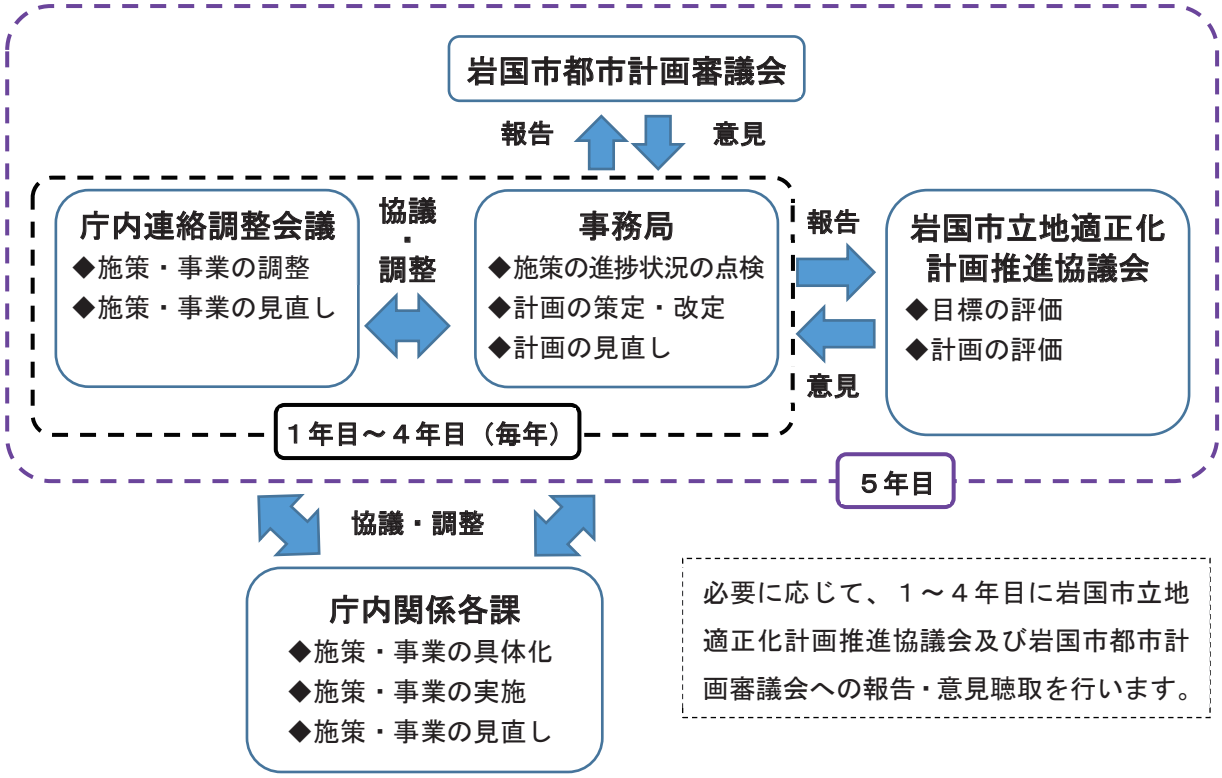

計画の進行に向けて、年間のスケジュールを示します。

■年間スケジュール

１～４年目	５年目			
各年	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
施策・事業の実施 → 連絡調整会議へ報告	現況調査・分析 前年度までの施策進捗の分析	連絡調整会議へ報告 推進協議会へ進捗報告	修正案の検討 （適宜、連絡調整会議において協議・調整）	パブリックコメント等 推進協議会 都市計画審議会から意見聴取 推進協議会計画修正案の決定 公表

注 年間スケジュールは予定であり、変更する場合があります。

参考資料

1. 誘導区域の設定における評価指標図（策定当時）
2. 災害リスク別課題と取組方針図
3. 岩国市立地適正化計画の策定及び改定の経過
4. 協議会委員名簿
5. 市民アンケート調査結果
6. 用語解説

１．誘導区域の設定における評価指標図（策定当時）

本改定では、誘導区域の設定の再評価は行っておりませんが、参考資料として令和２年の計画策定時において誘導区域の評価を行う際の各指標図を掲載します。

（１）にぎわい居住区域（居住誘導区域）

①評価指標１：将来人口密度による集積度

■岩国地域

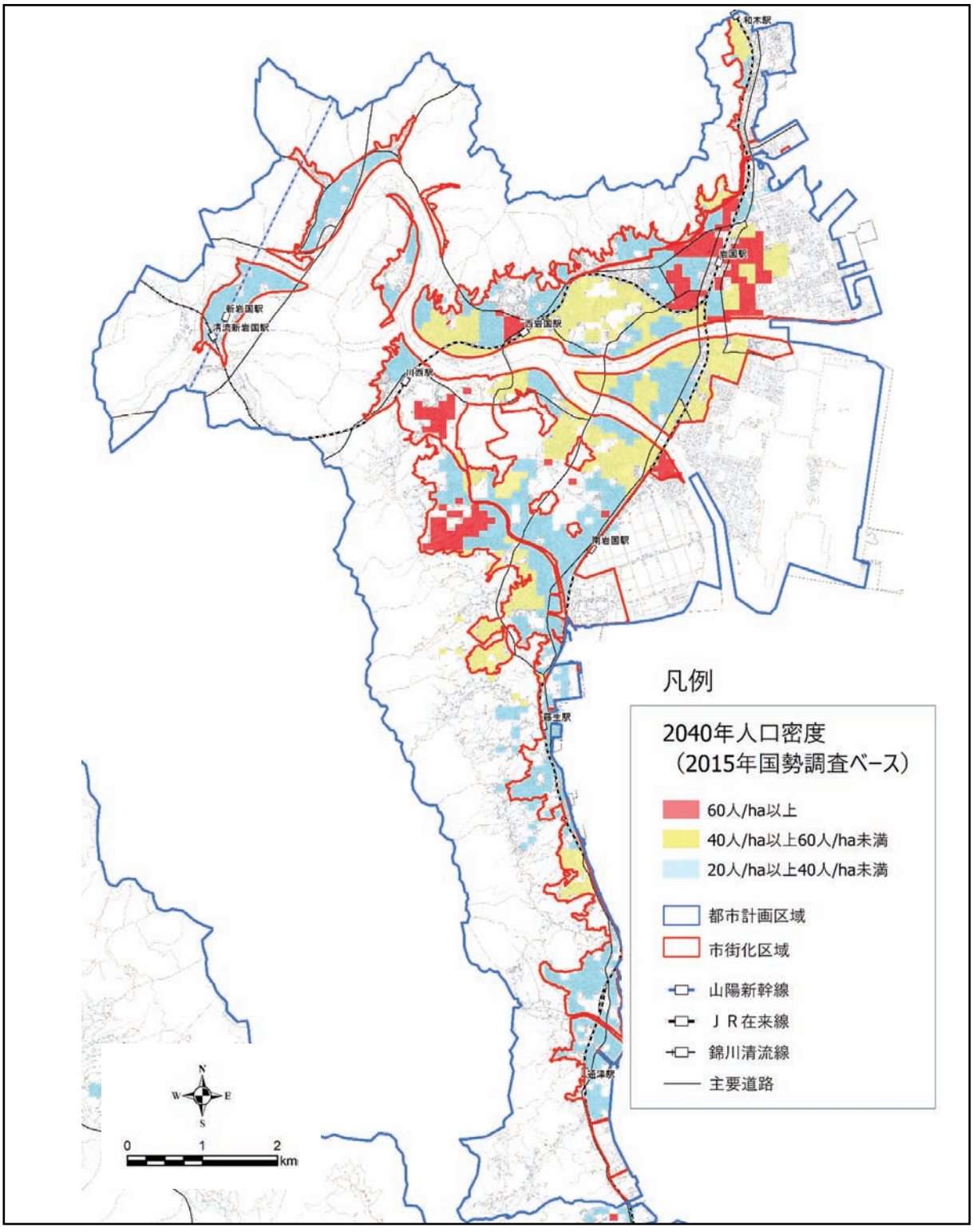

図　2040年人口密度－１

■由宇地域

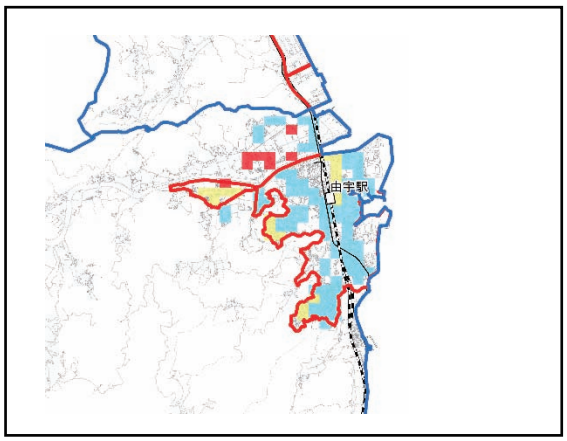

■玖珂・周東地域

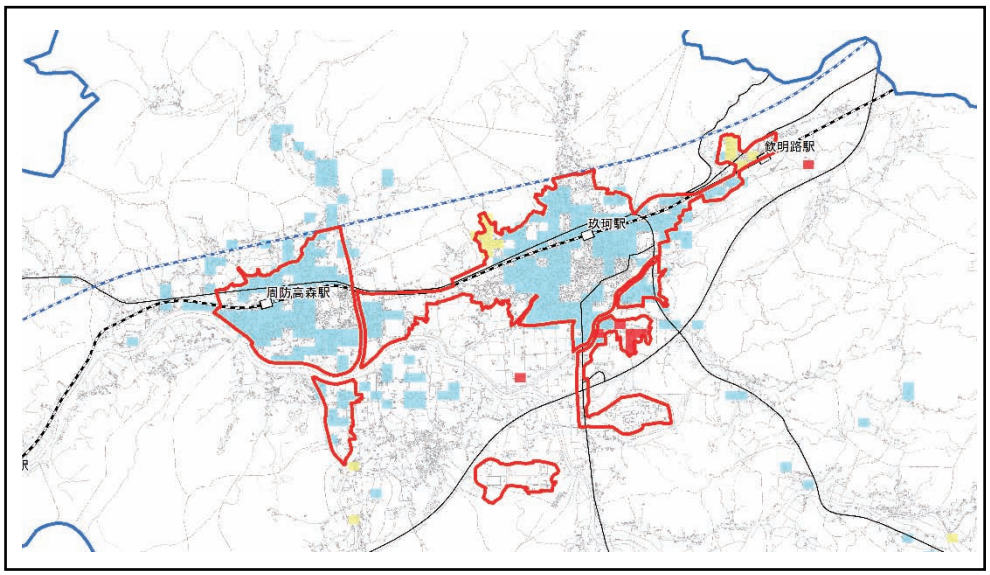

凡例

2040年人口密度
（2015年国勢調査ベース）

- 60人/ha以上
- 40人/ha以上60人/ha未満
- 20人/ha以上40人/ha未満
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 山陽新幹線
- ＪＲ在来線
- 錦川清流線
- 主要道路

図　2040年人口密度－２

②評価指標２：公共交通のアクセス性

■岩国地域

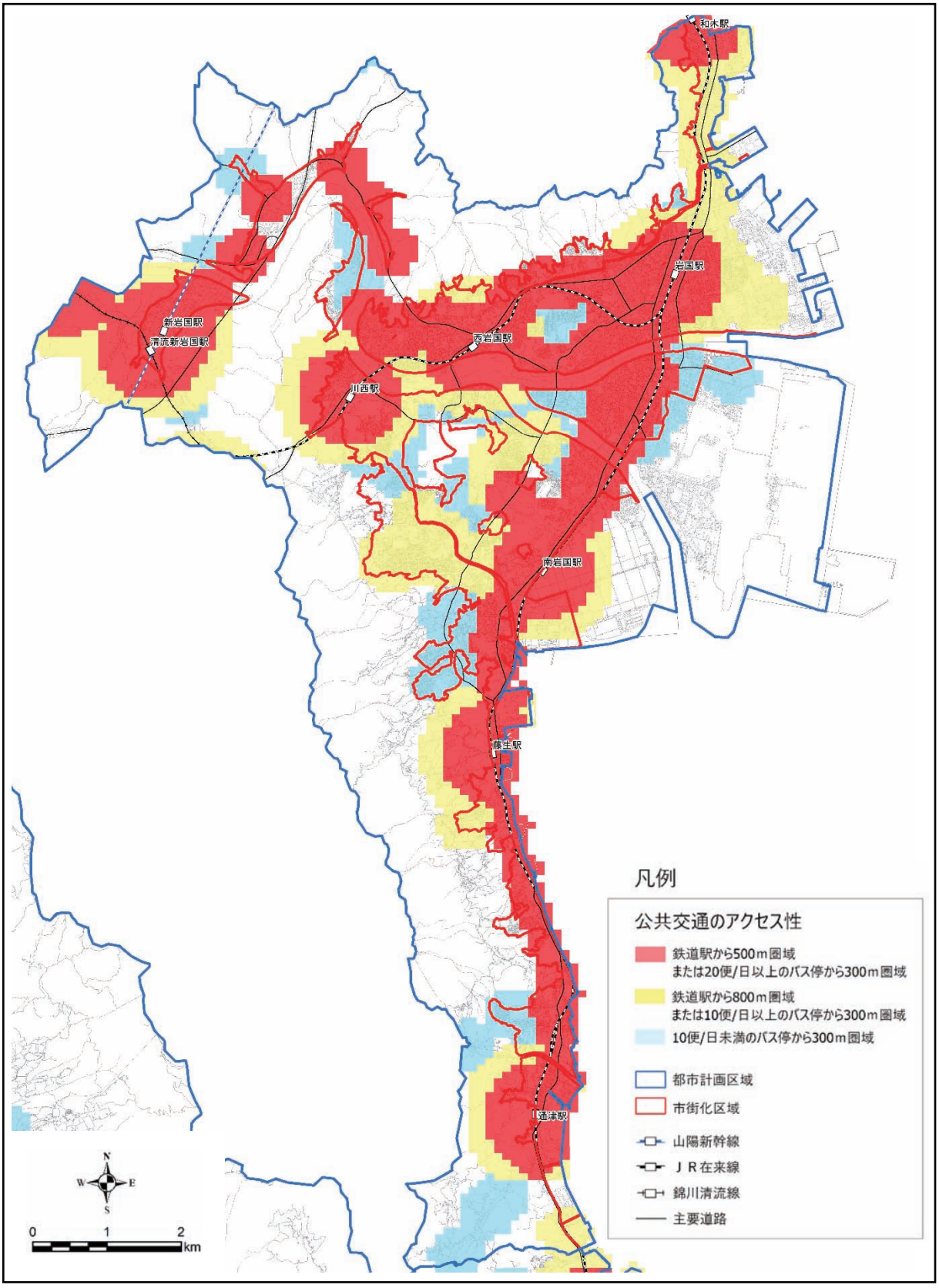

図　公共交通のアクセス性－１

■由宇地域

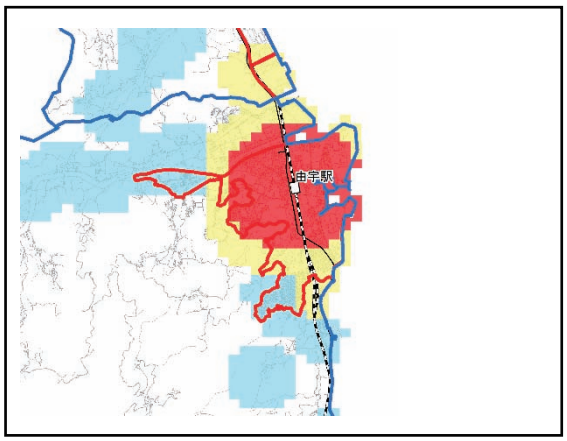

■玖珂・周東地域

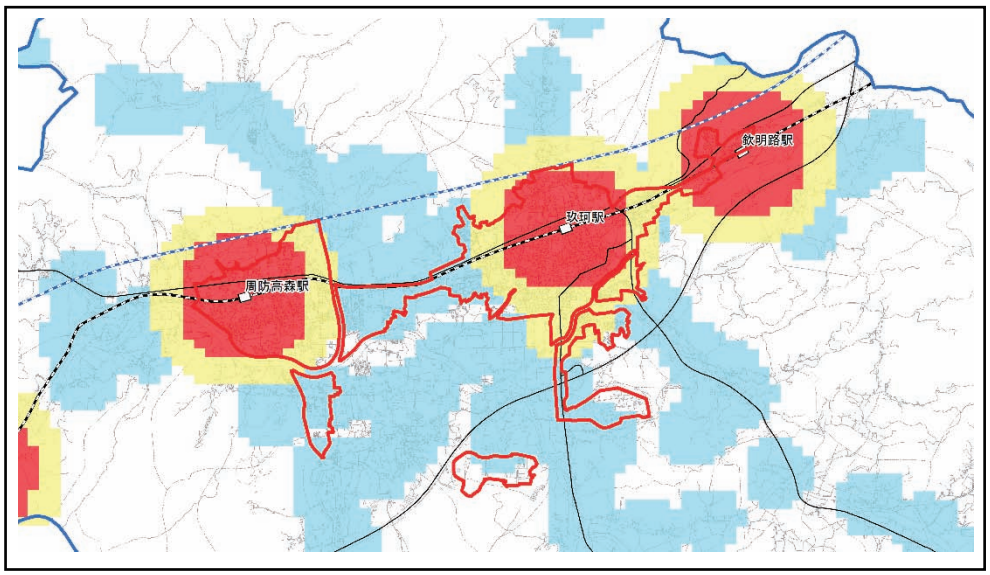

凡例

公共交通のアクセス性

- 鉄道駅から500m圏域 または20便/日以上のバス停から300m圏域
- 鉄道駅から800m圏域 または10便/日以上のバス停から300m圏域
- 10便/日未満のバス停から300m圏域

- 都市計画区域
- 用途地域
- 山陽新幹線
- ＪＲ在来線
- 錦川清流線
- 主要道路

N W E S

0 1 2 km

図　公共交通のアクセス性－２

③評価指標３：都市施設の整備状況

■岩国地域

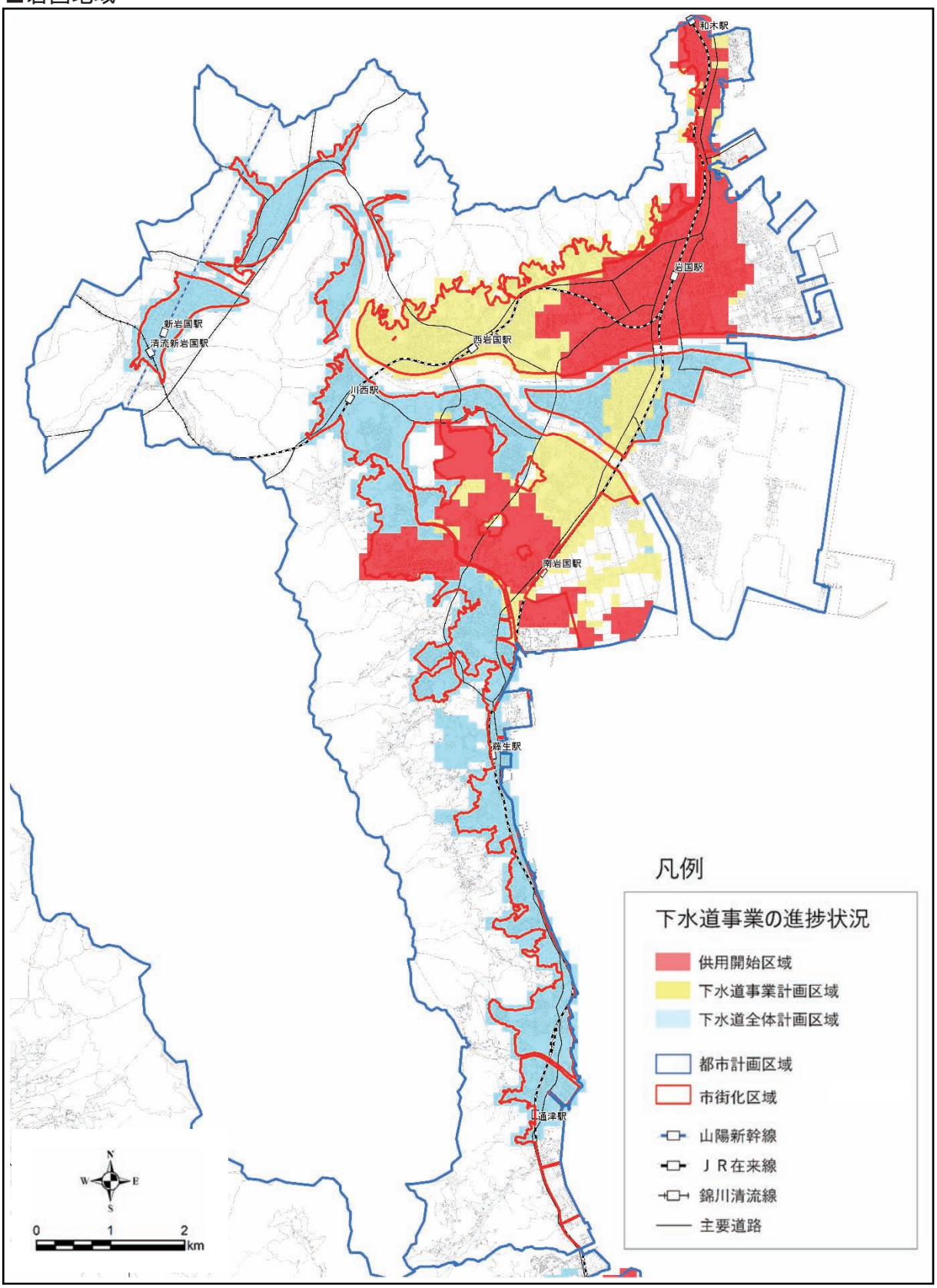

図　下水道事業の進捗状況－１

■由宇地域

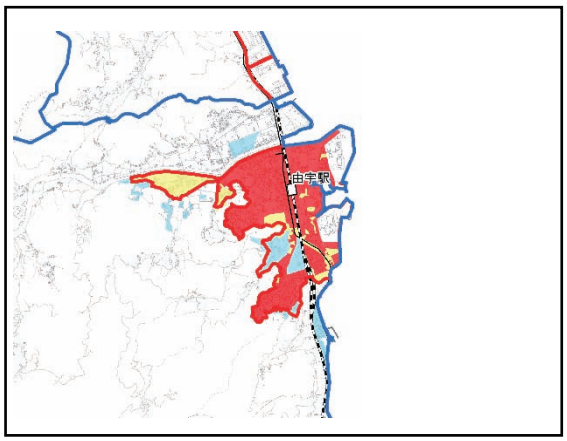

■玖珂・周東地域

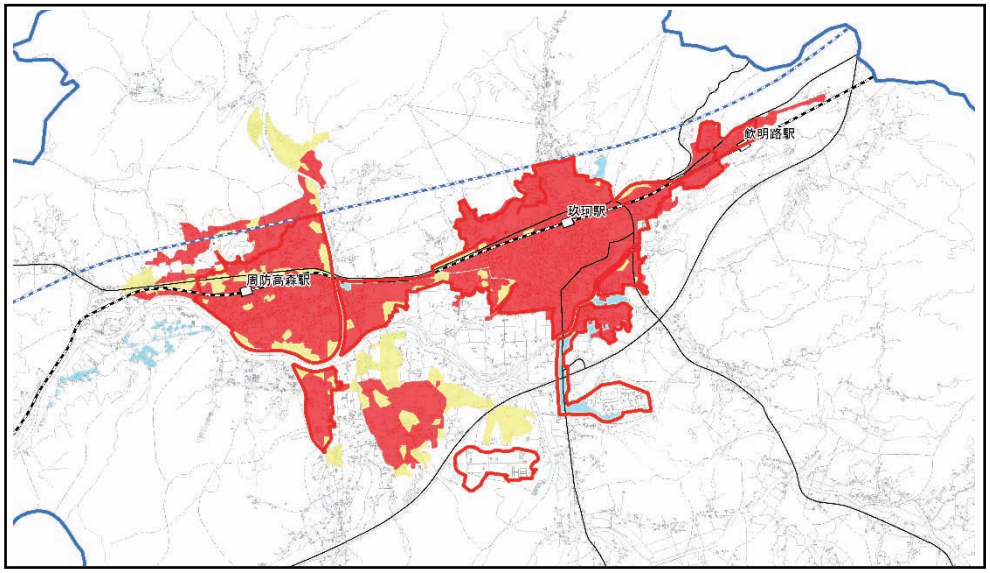

凡例

下水道事業の進捗状況

- 供用開始区域
- 下水道事業計画区域
- 下水道全体計画区域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 山陽新幹線
- ＪＲ在来線
- 錦川清流線
- 主要道路

N W E S

0 1 2 km

図　下水道事業の進捗状況－２

（２）都市機能誘導区域

①評価指標１：公共交通のアクセス性

■岩国地域

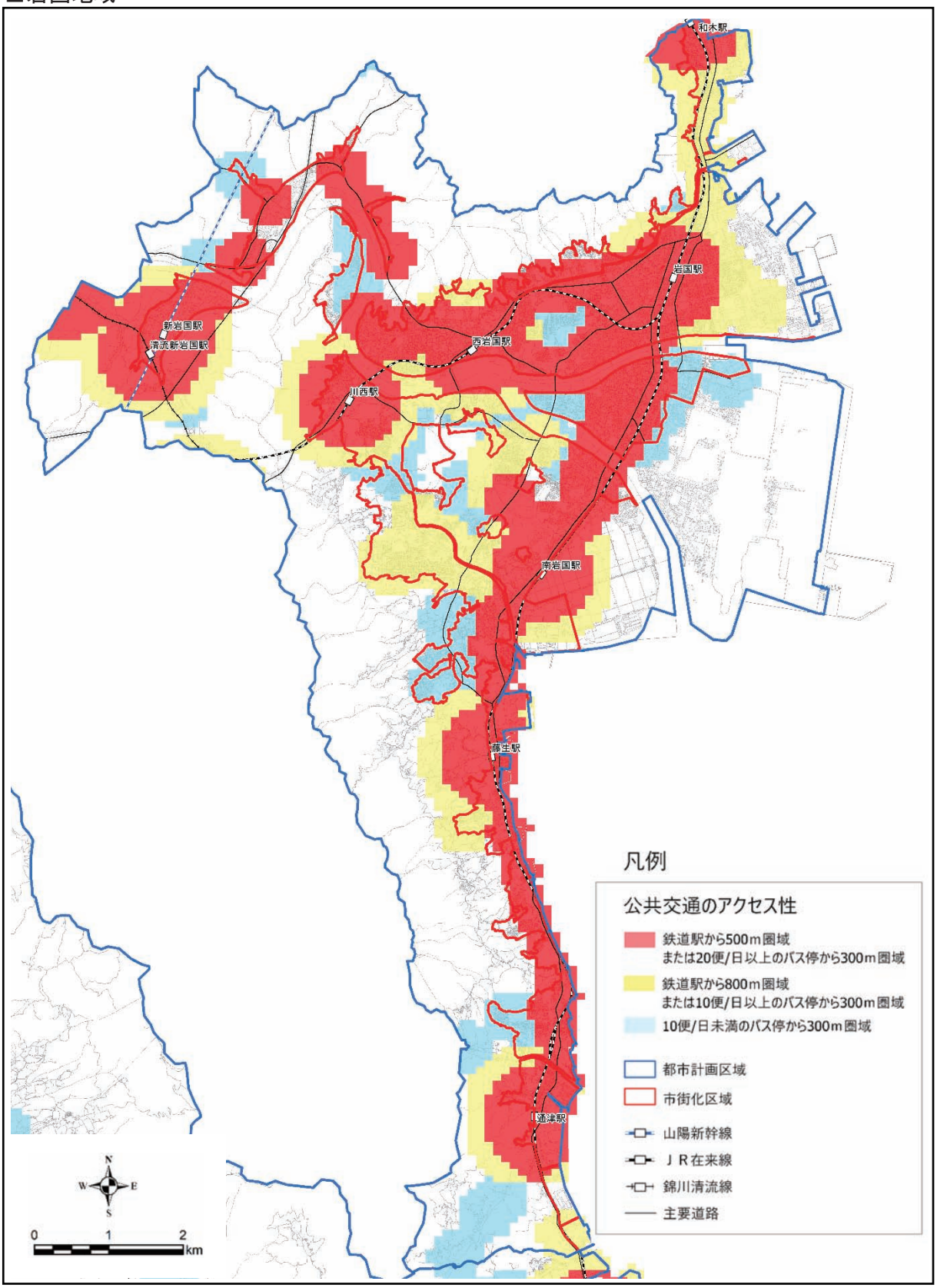

図　公共交通のアクセス性－１

■由宇地域

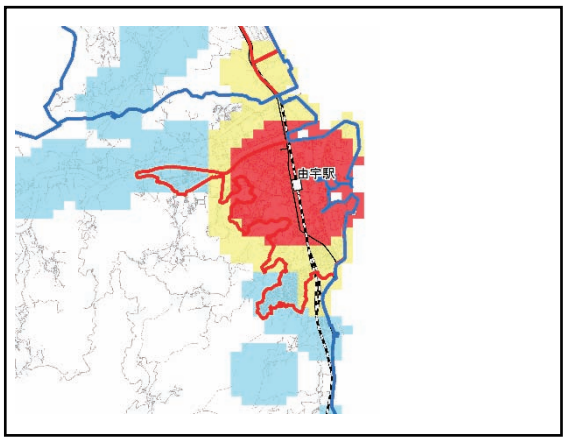

■玖珂・周東地域

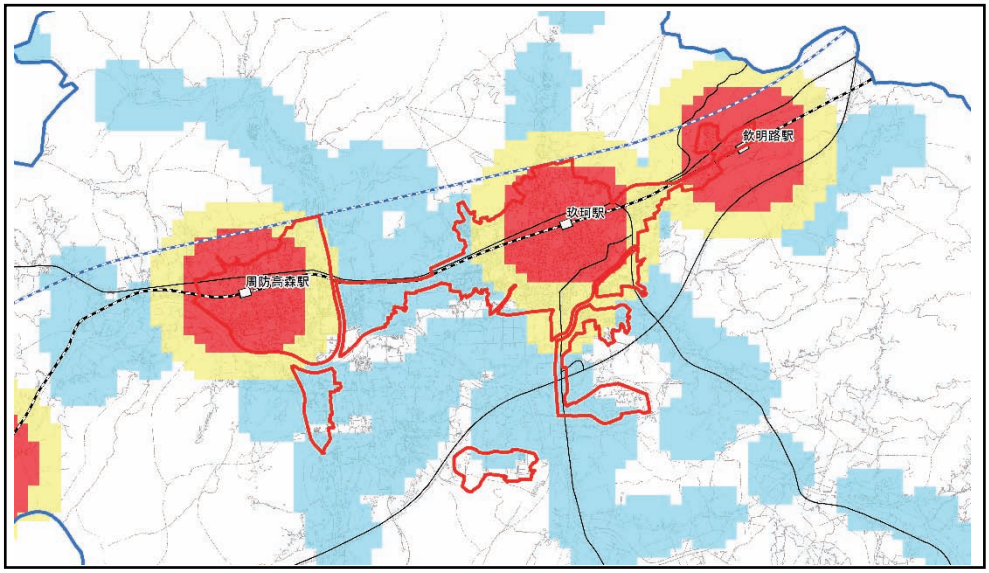

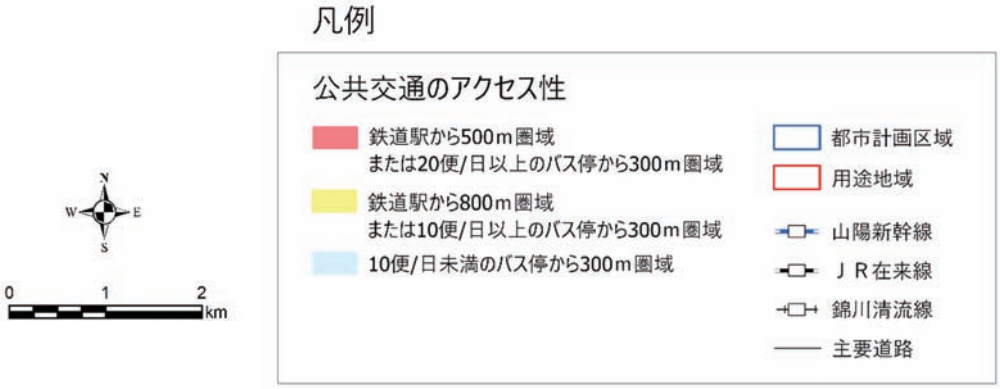

図　公共交通のアクセス性－２

②評価指標２：都市機能の集積状況

■岩国地域

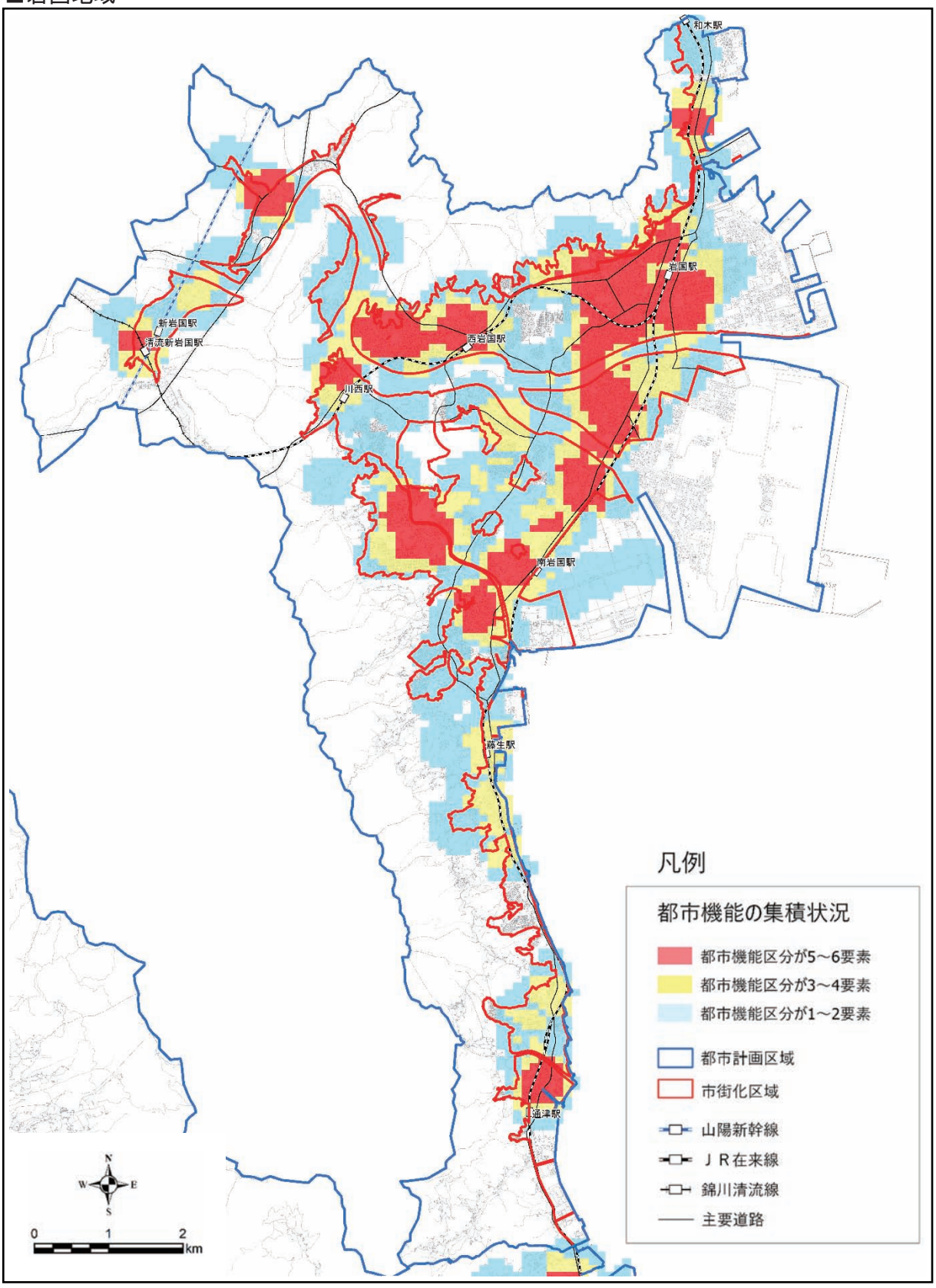

図　都市機能の集積状況－１

■由宇地域

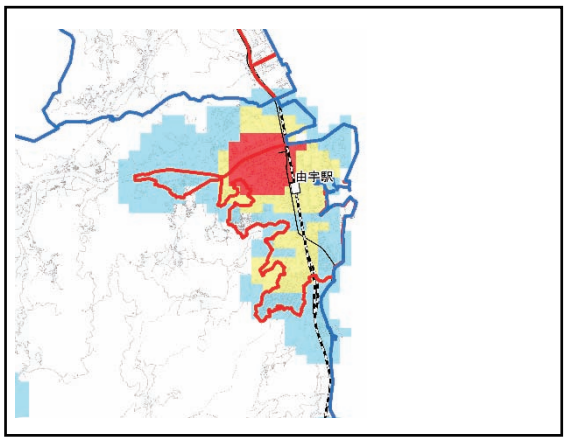

■玖珂・周東地域

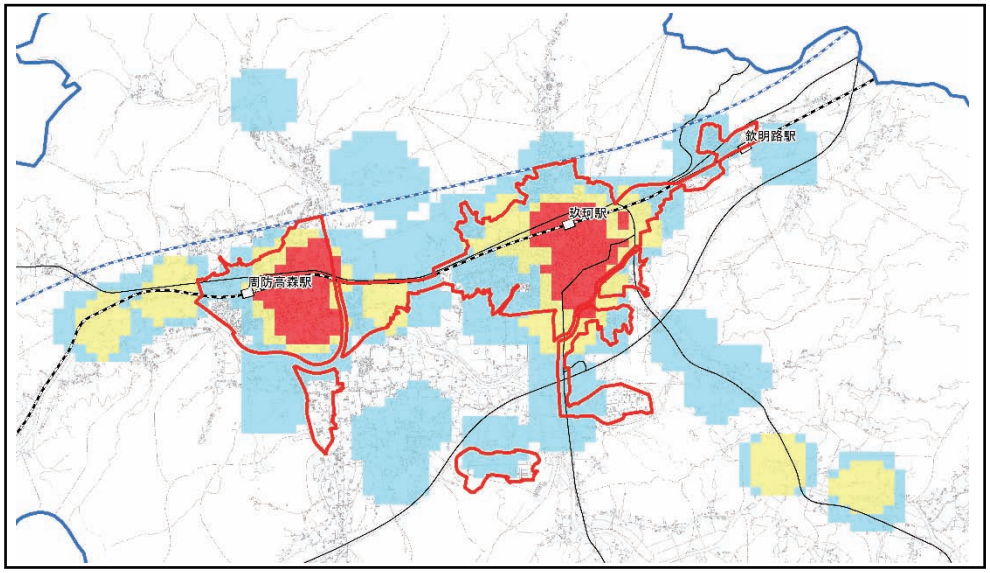

凡例

都市機能の集積状況

- 都市機能区分が5～6要素
- 都市機能区分が3～4要素
- 都市機能区分が1～2要素
- 都市計画区域
- 用途地域
- 山陽新幹線
- ＪＲ在来線
- 錦川清流線
- 主要道路

N W E S

0 1 2 km

図　都市機能の集積状況－２

③評価指標３：用途地域の指定状況

■岩国地域

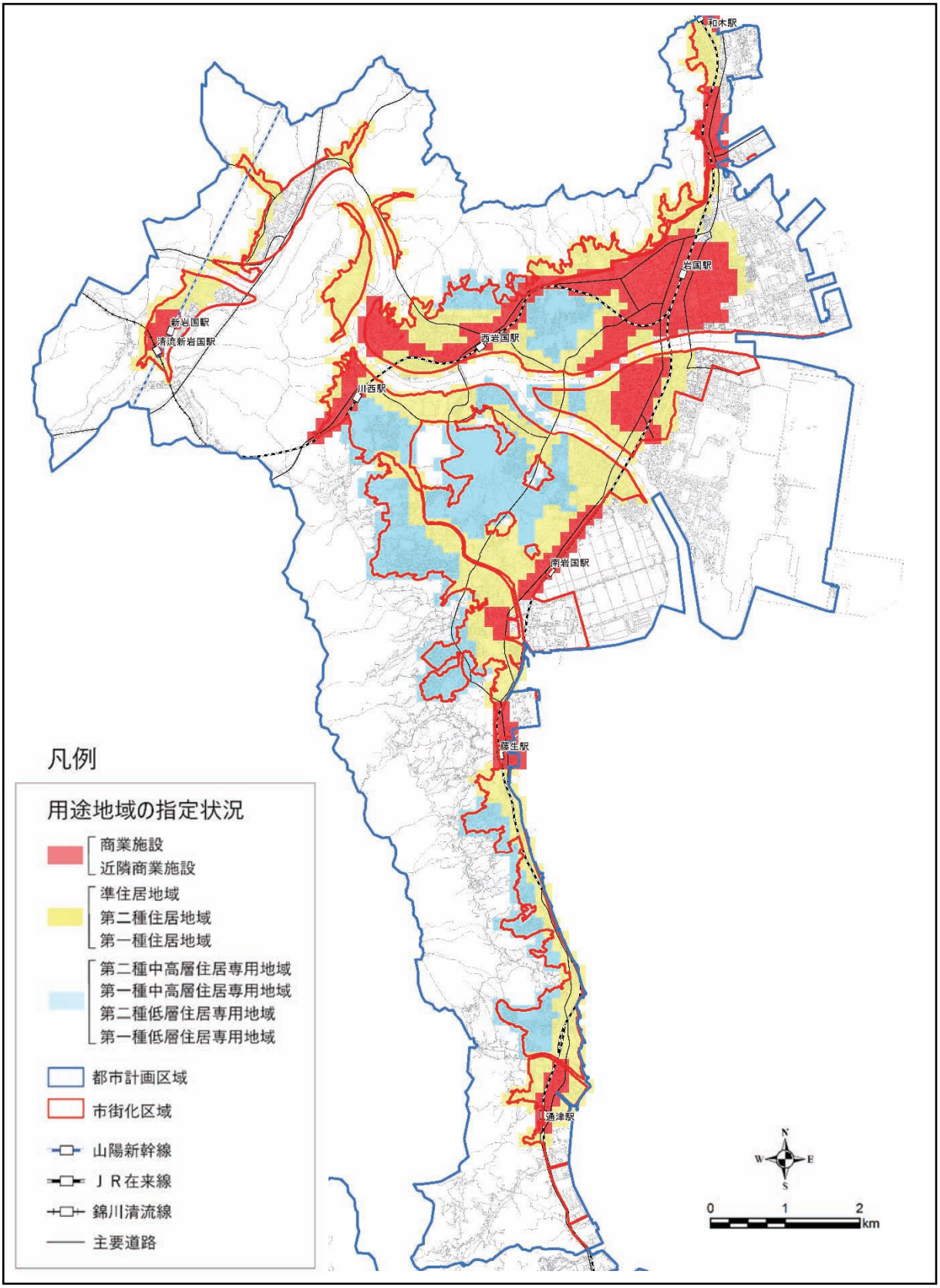

図　用途地域の指定状況－１

■由宇地域

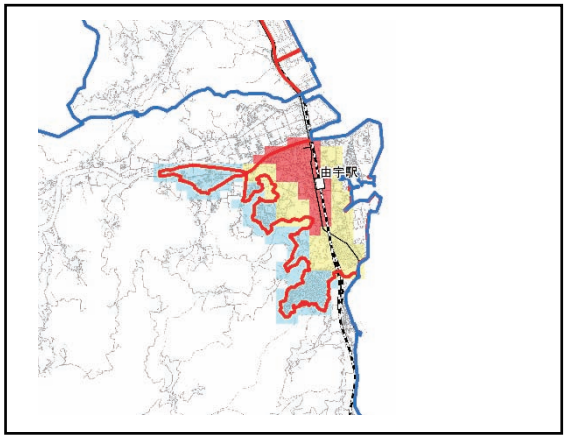

■玖珂・周東地域

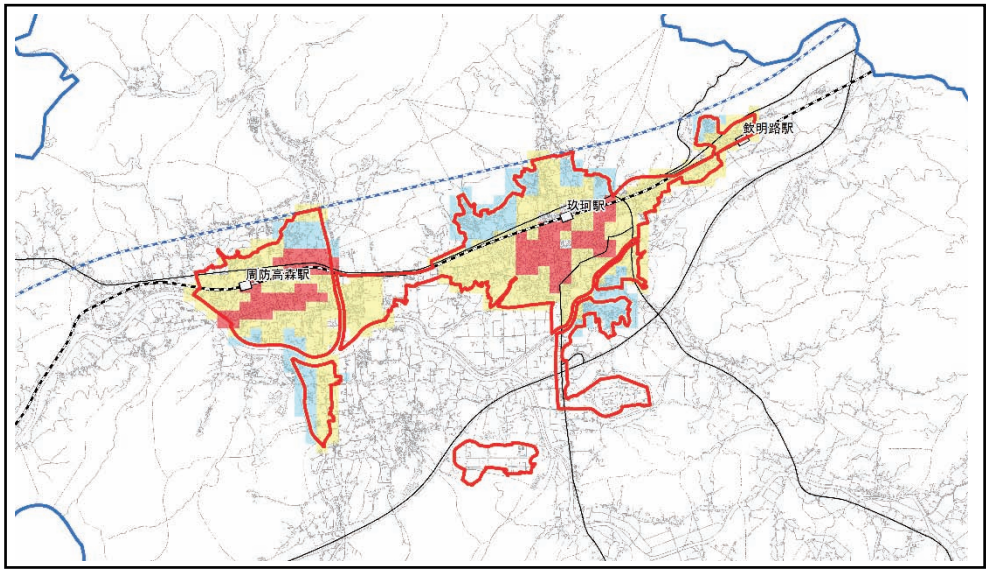

凡例

用途地域の指定状況

- 商業施設
- 近隣商業施設
- 準住居地域
- 第二種住居地域
- 第一種住居地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種低層住居専用地域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 山陽新幹線
- ＪＲ在来線
- 錦川清流線
- 主要道路

N W E S

0 1 2 km

図　用途地域の指定状況－２

２．災害リスク別課題と取組方針図

本項目は、本計画の改定時において作成した資料を参考のため掲載するものです。

最新のにぎわい居住区域はいわくにマップ、災害ハザード情報は本編 P.100、101 にリンクや二次元コードを添付していますので、そちらから確認してください。

１．岩国地域
（１）河川はん濫浸水想定区域（計画規模 30 年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・147
（２）河川はん濫浸水想定区域（想定最大規模）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・148
（３）河川はん濫浸水想定区域（浸水継続時間）、内水浸水被害箇所・・・・・・149
（４）土砂災害警戒区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150
（５）高潮浸水想定区域（想定最大規模）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・151
（６）津波浸水想定区域（南海トラフ地震）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152
（７）液状化・大規模盛土造成地　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・153
（８）高潮浸水継続時間（想定最大規模）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
（９）【参考】地震震度分布　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155

２．由宇地域
（１）河川はん濫浸水想定区域（計画規模 30 年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・156
（２）河川はん濫浸水想定区域（想定最大規模）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・157
（３）河川はん濫浸水想定区域（浸水継続時間）、内水浸水被害箇所・・・・・・158
（４）土砂災害警戒区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159
（５）高潮浸水想定区域（想定最大規模）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・160
（６）津波浸水想定区域（南海トラフ地震）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・161
（７）液状化・大規模盛土造成地　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・162
（８）高潮浸水継続時間（想定最大規模）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・163
（９）【参考】地震震度分布　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・164

３．玖珂・周東地域
（１）河川はん濫浸水想定区域（計画規模 30 年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・165
（２）河川はん濫浸水想定区域（想定最大規模）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・166
（３）河川はん濫浸水想定区域（浸水継続時間）、内水浸水被害箇所・・・・・・167
（４）土砂災害警戒区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168
（５）液状化・大規模盛土造成地　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・169
（６）【参考】地震震度分布　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・170

1．岩国地域

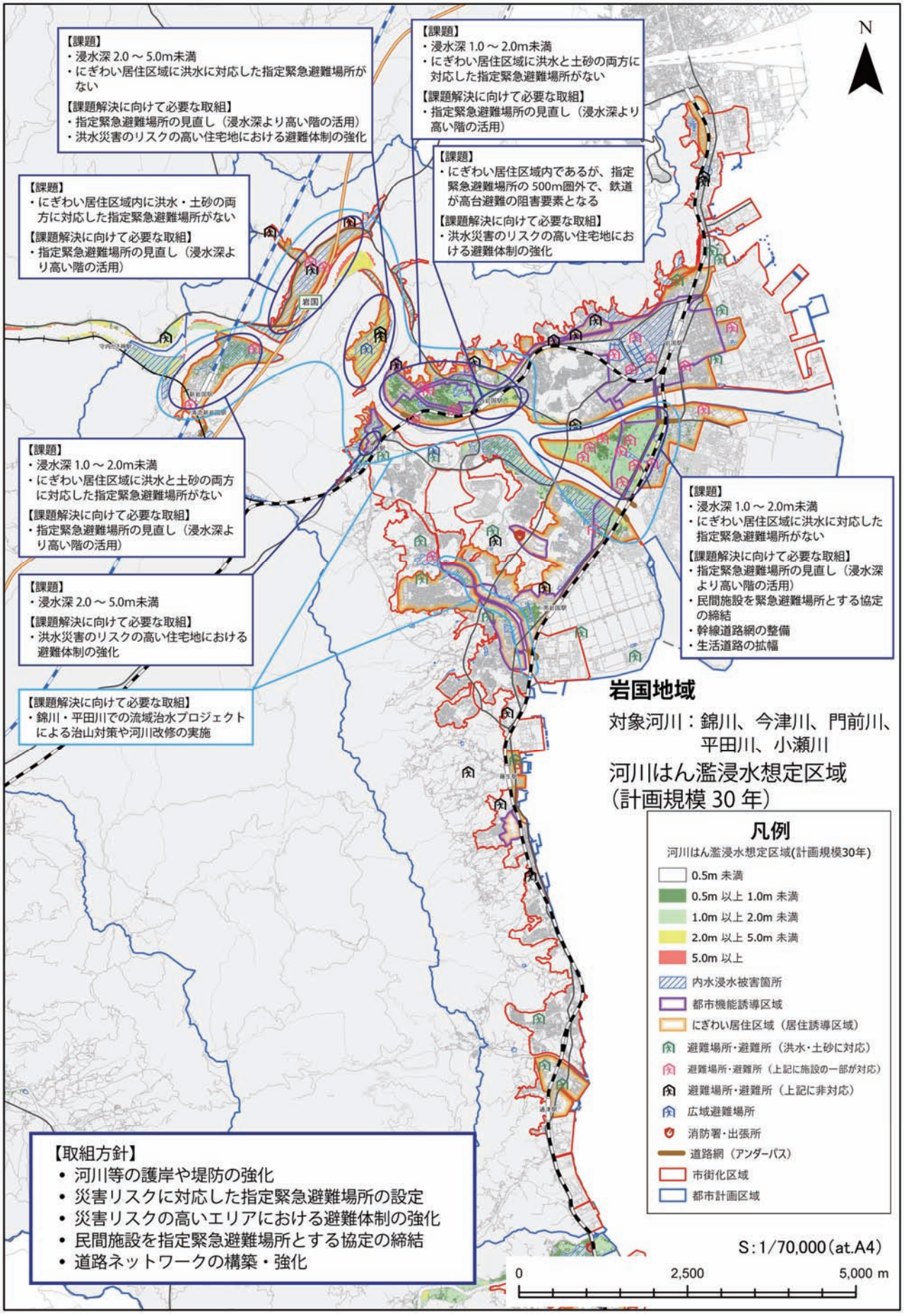

出典：計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

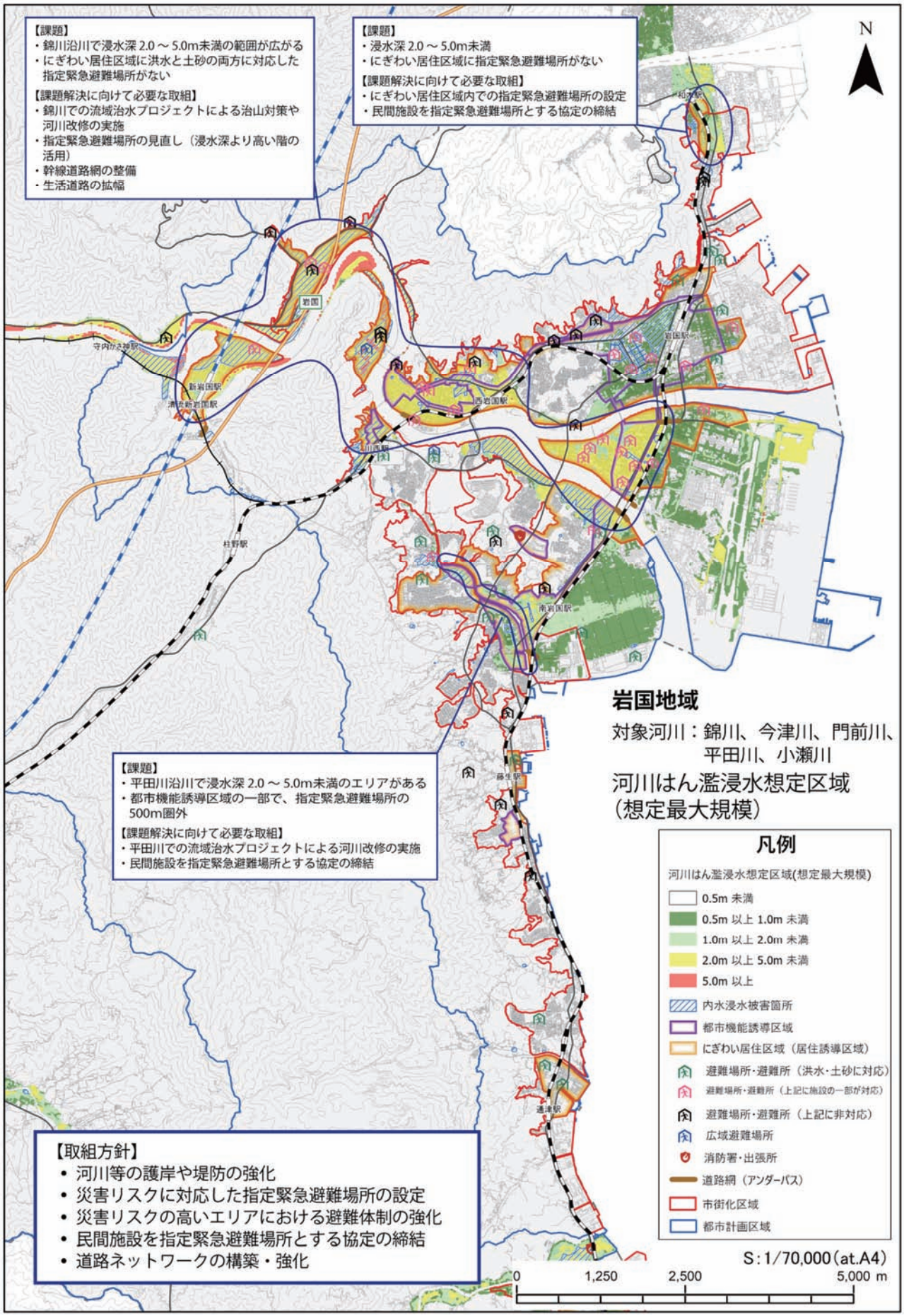

出典：（河川はん濫）想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図、（内水）岩国市資料

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

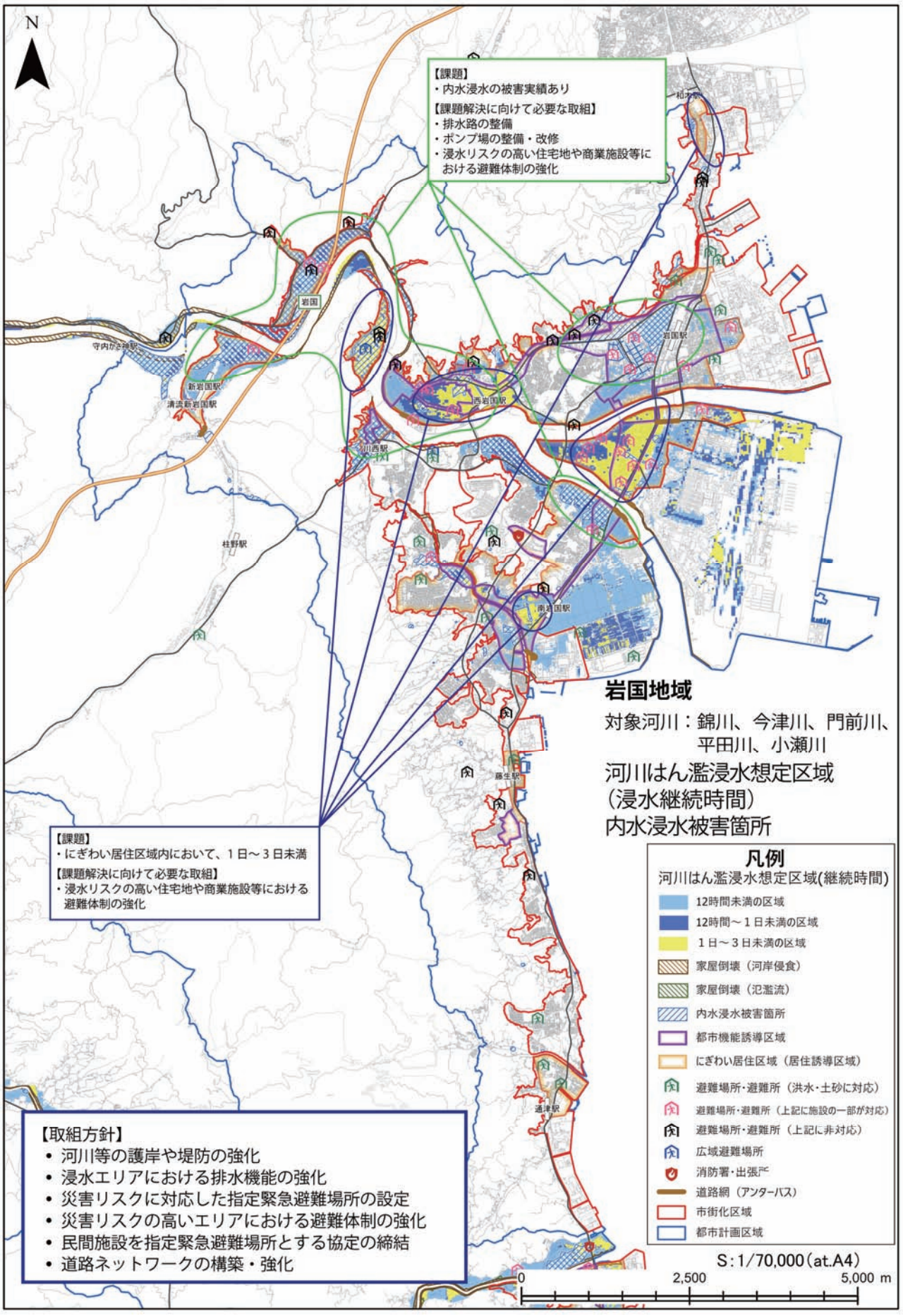

出典：（河川はん濫）洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）、（内水）岩国市資料

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

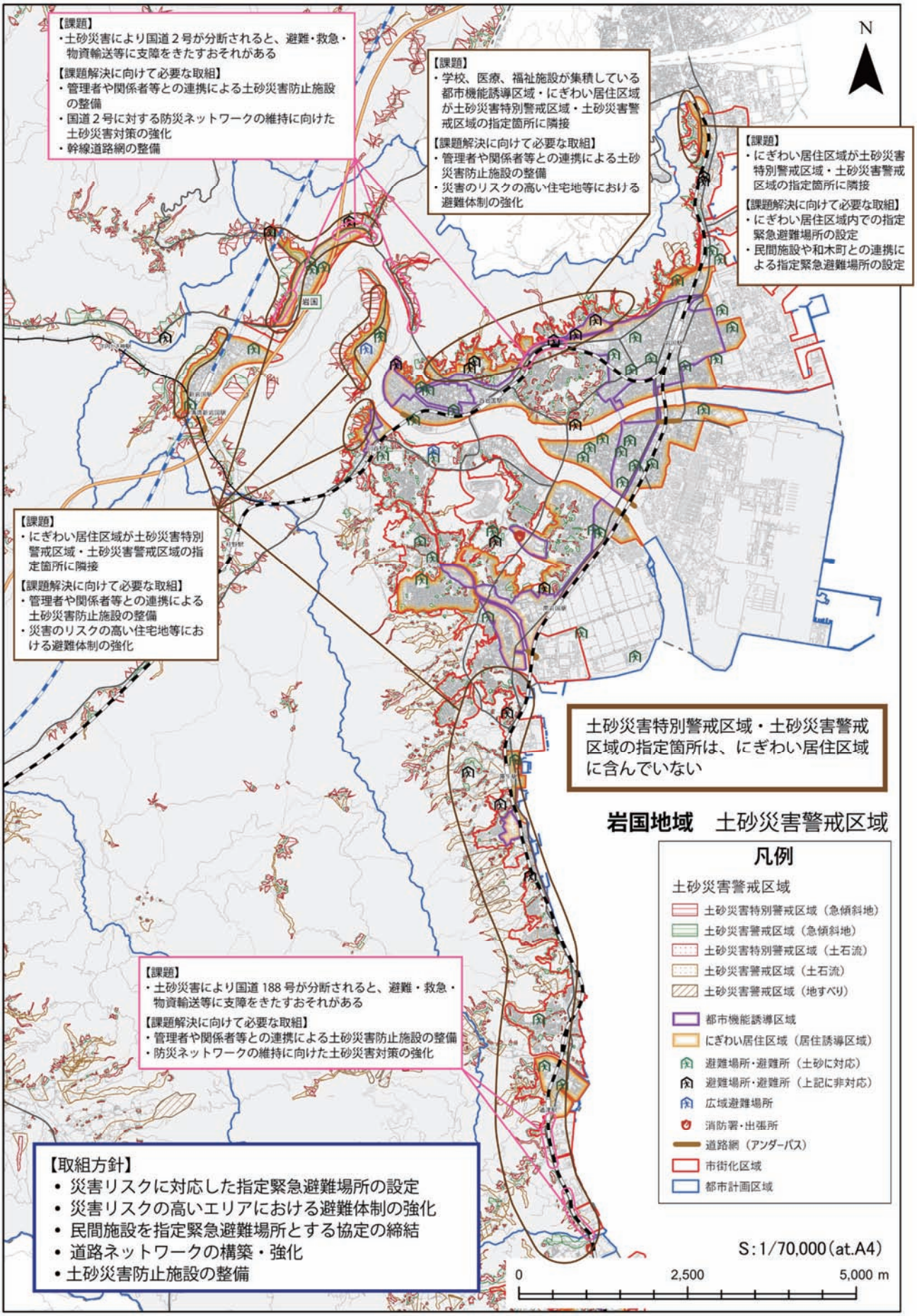

出典：岩国市ハザードマップ

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

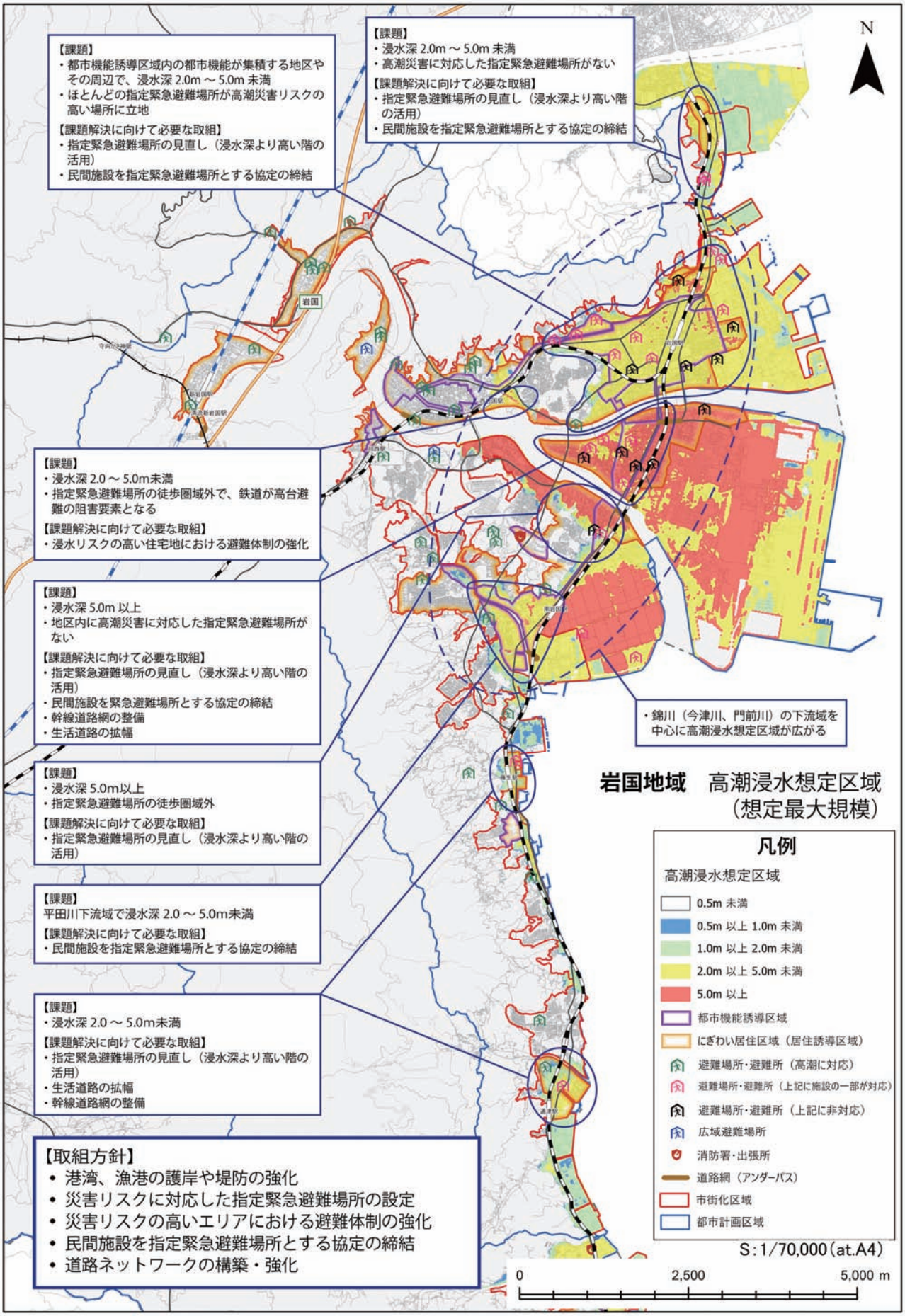

出典：岩国市ハザードマップ

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

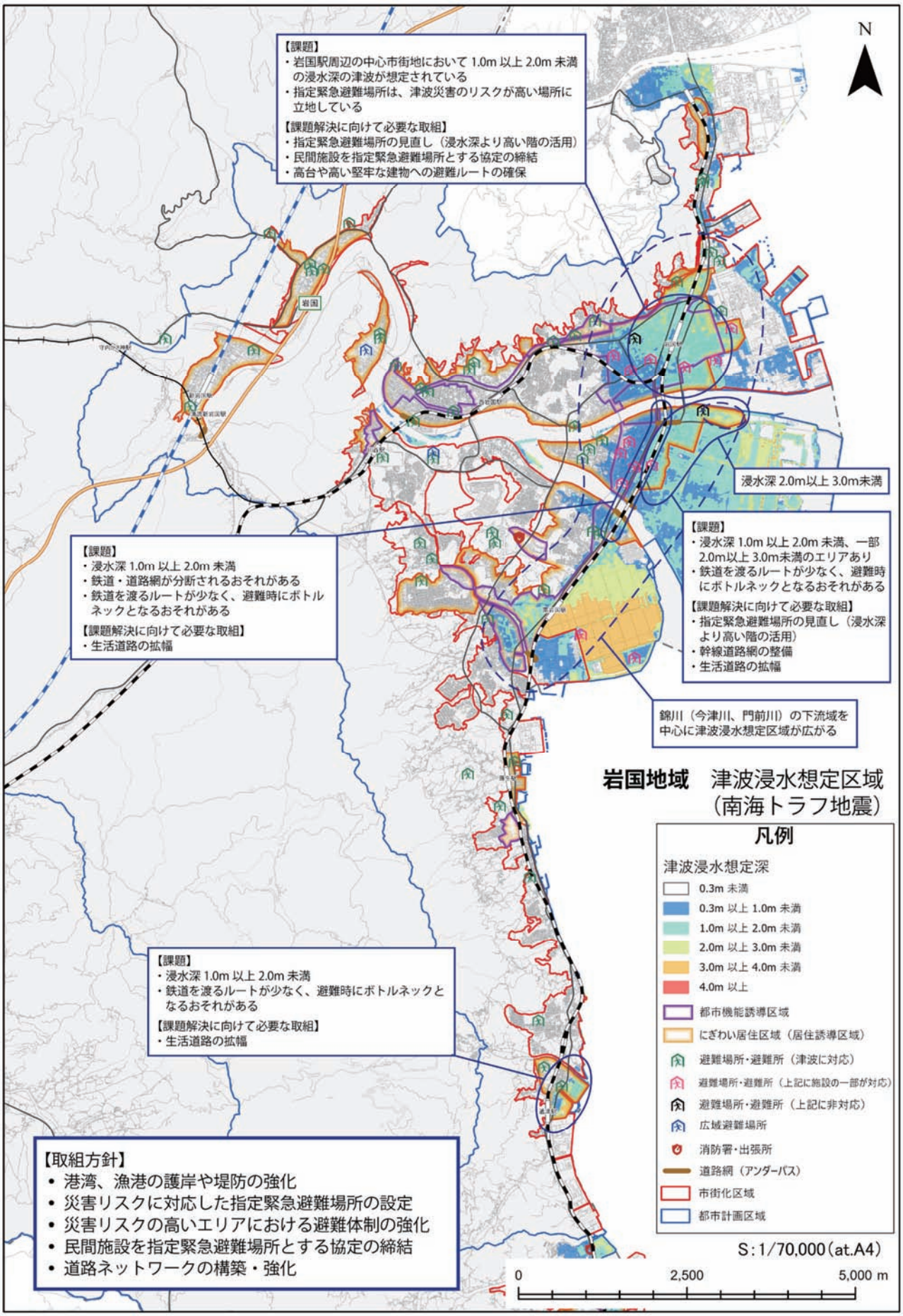

出典：岩国市ハザードマップ

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

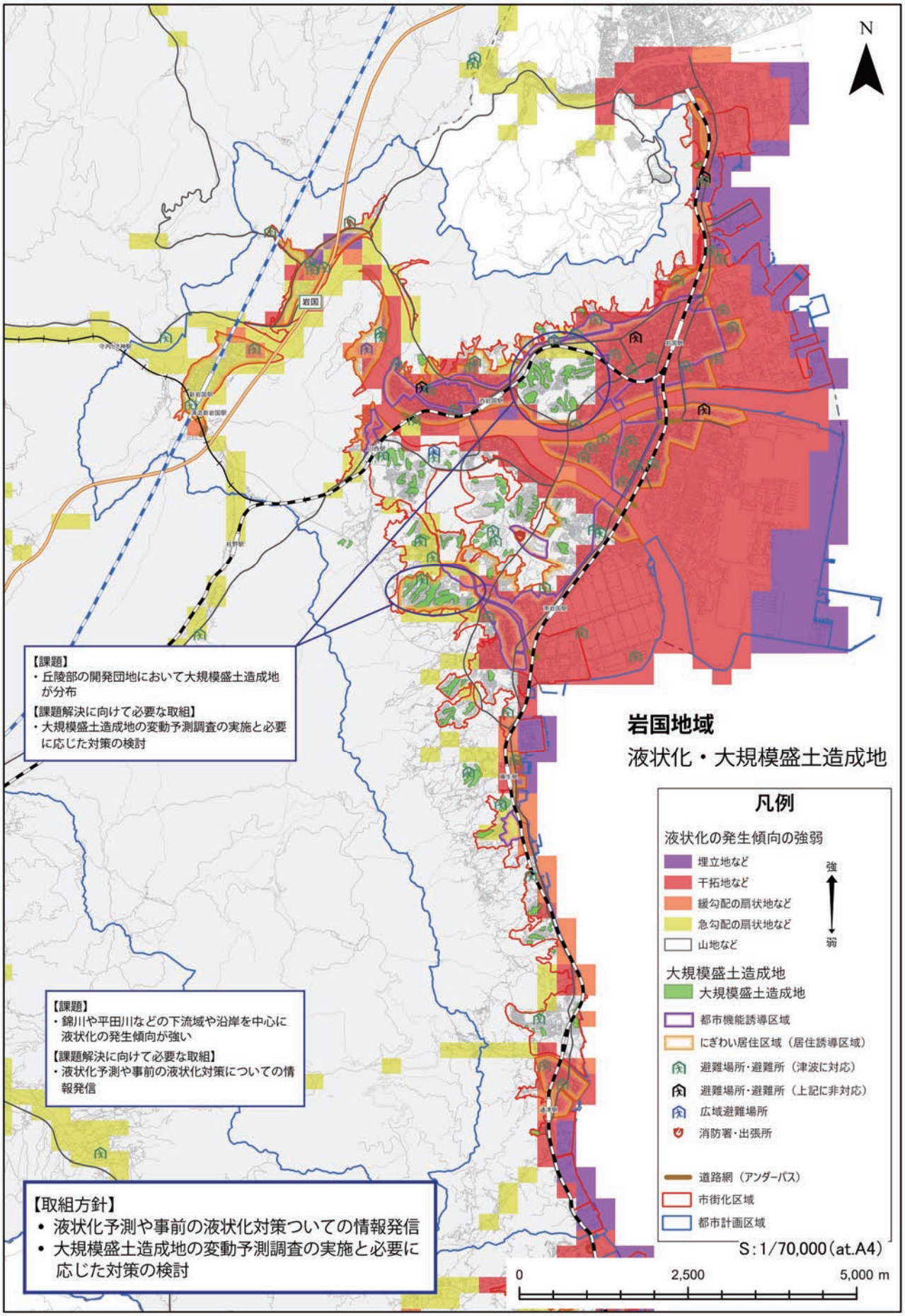

出典：山口県資料

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

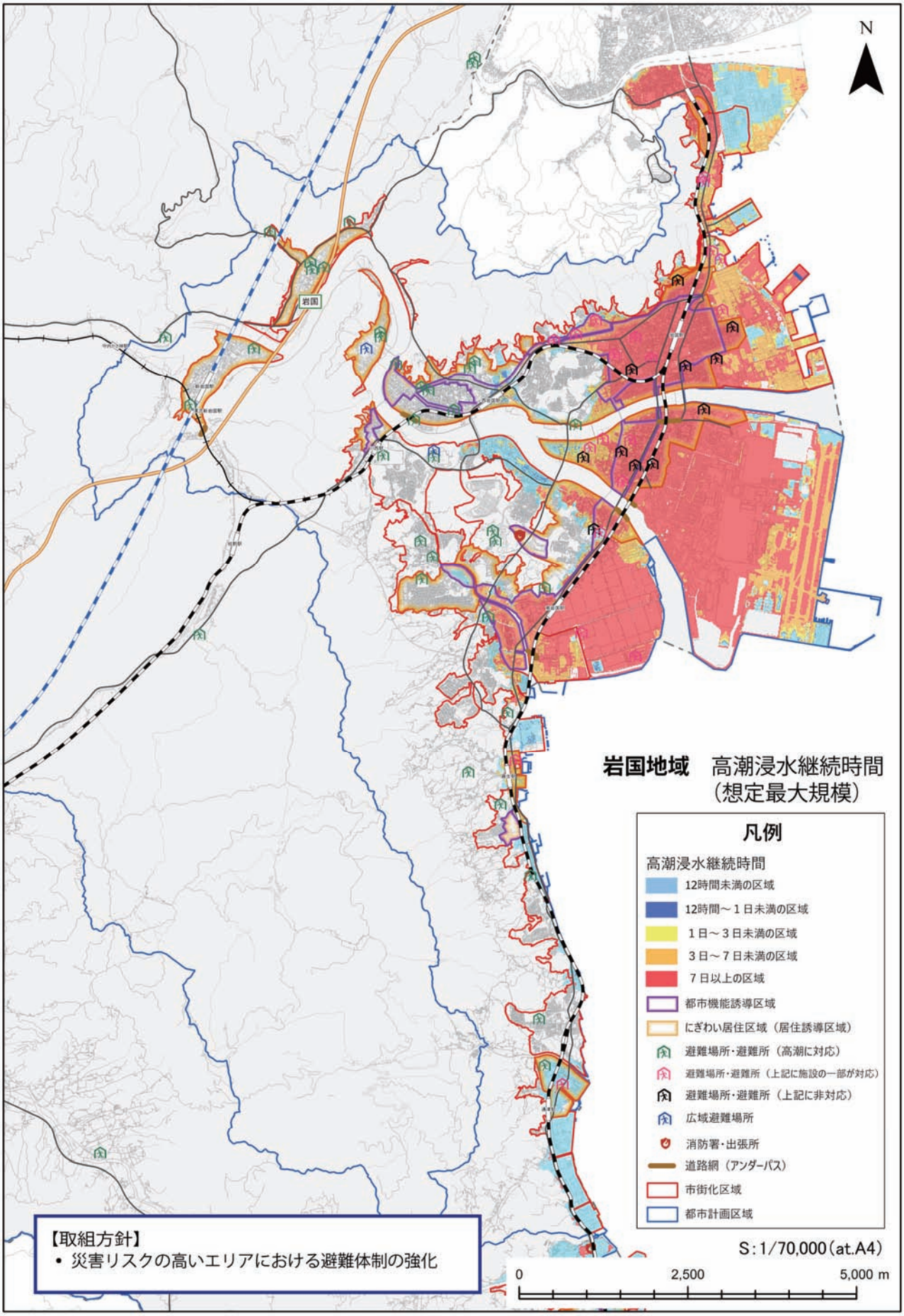

出典：山口南沿岸高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

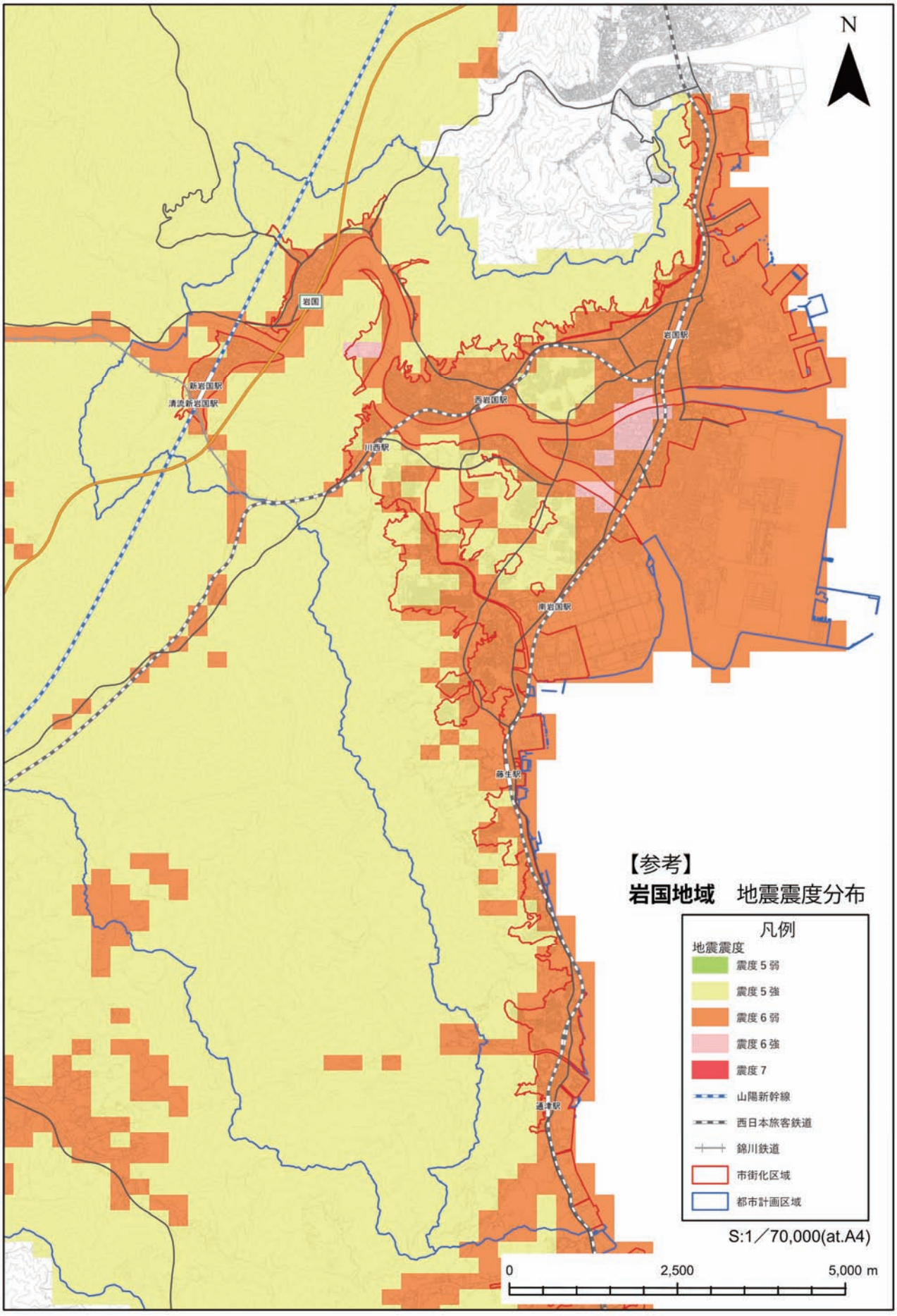

出典：都市計画基礎調査

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

2．由宇地域

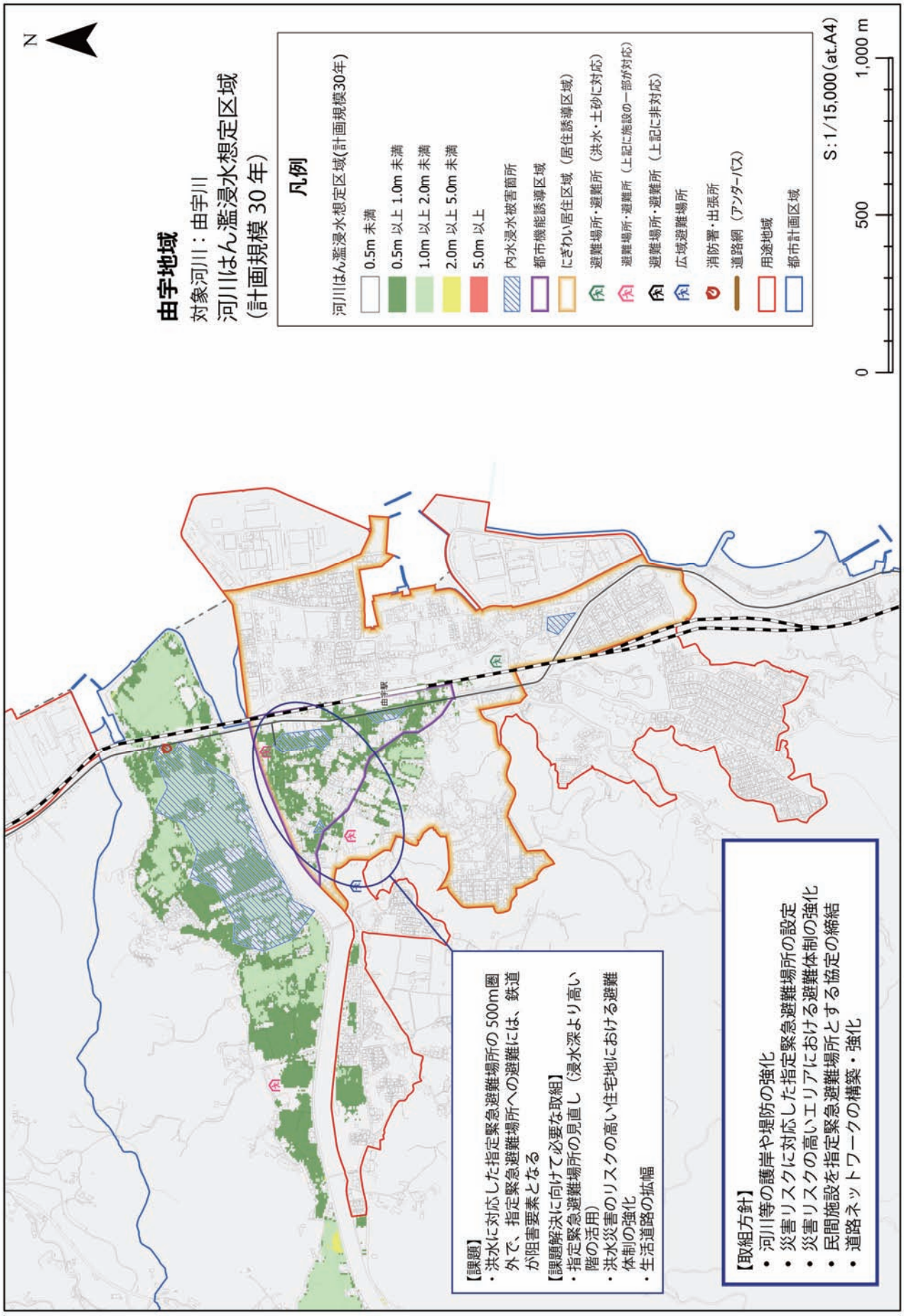

出典：計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

出典：（河川はん濫）想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図、（内水）岩国市資料

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

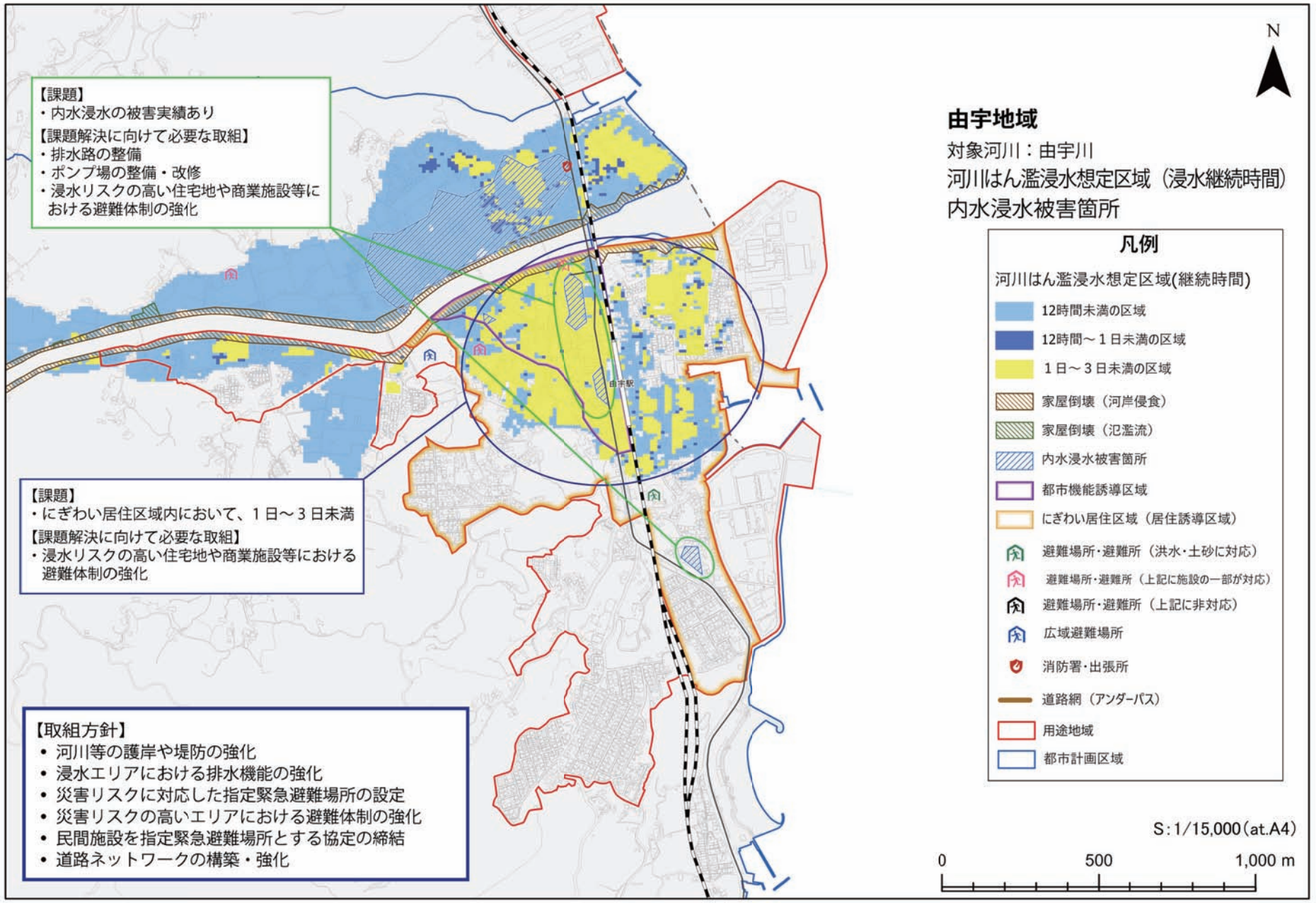

出典：（河川はん濫）洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）、（内水）岩国市資料

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

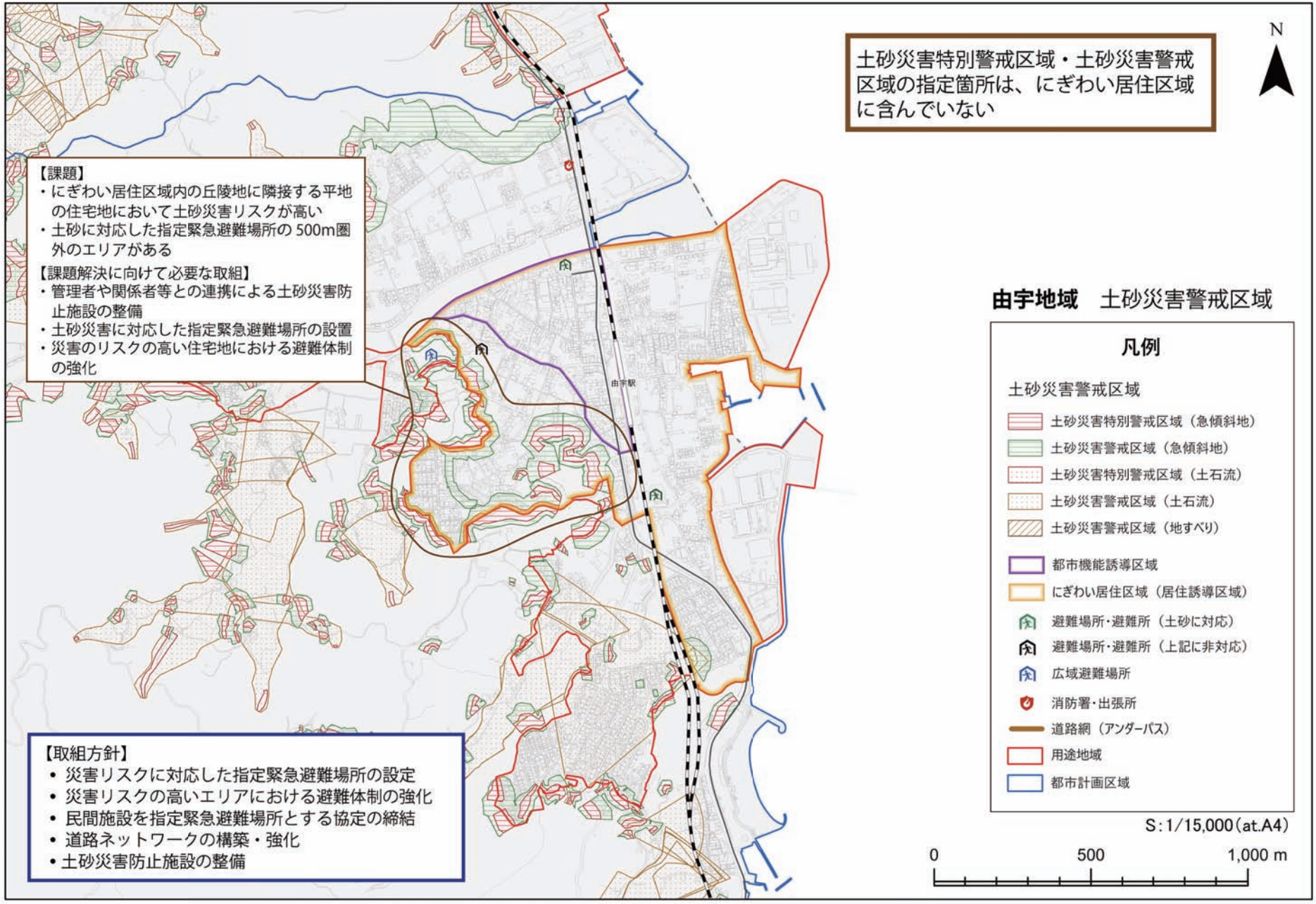

出典：岩国市ハザードマップ

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

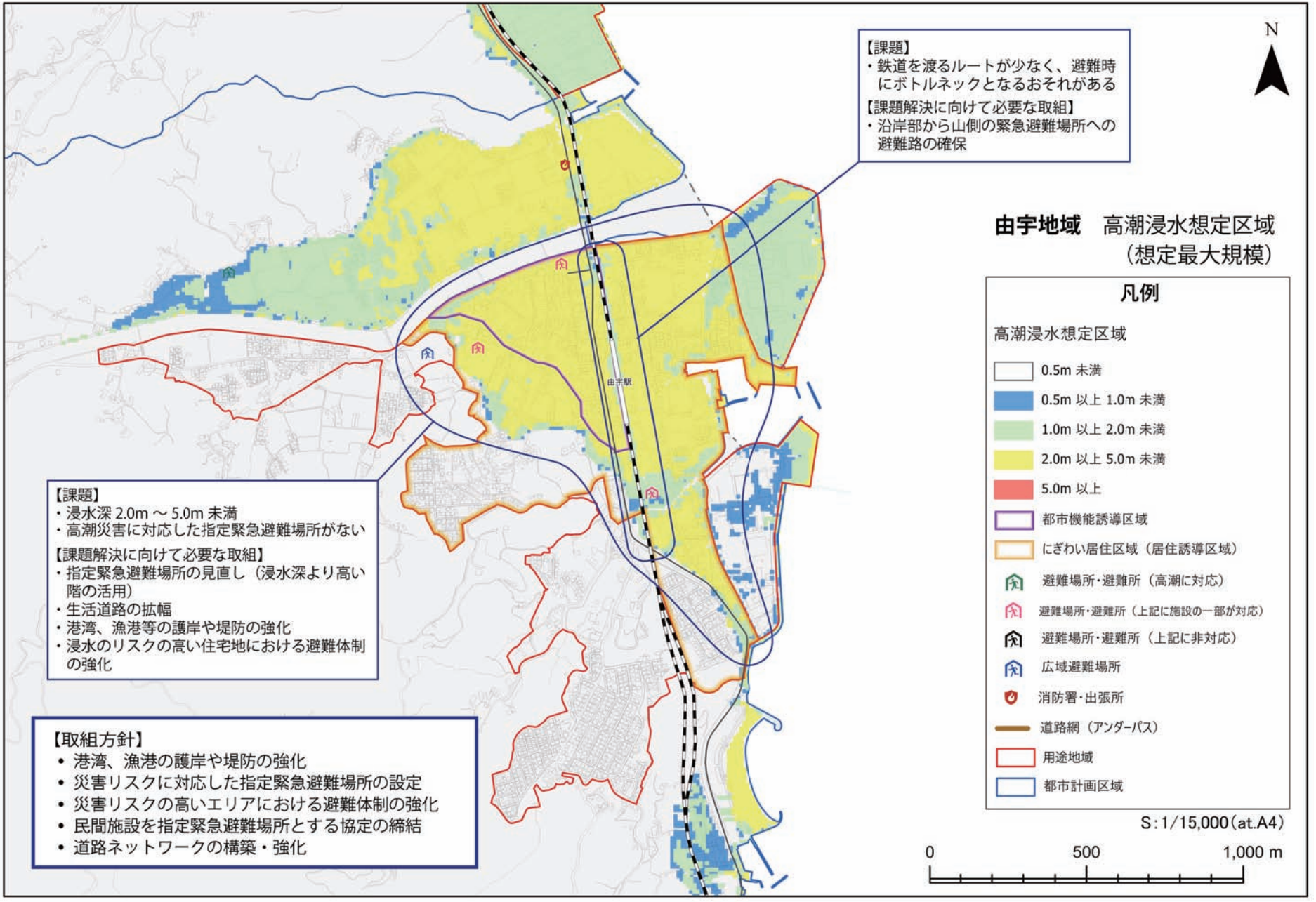

出典：岩国市ハザードマップ

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

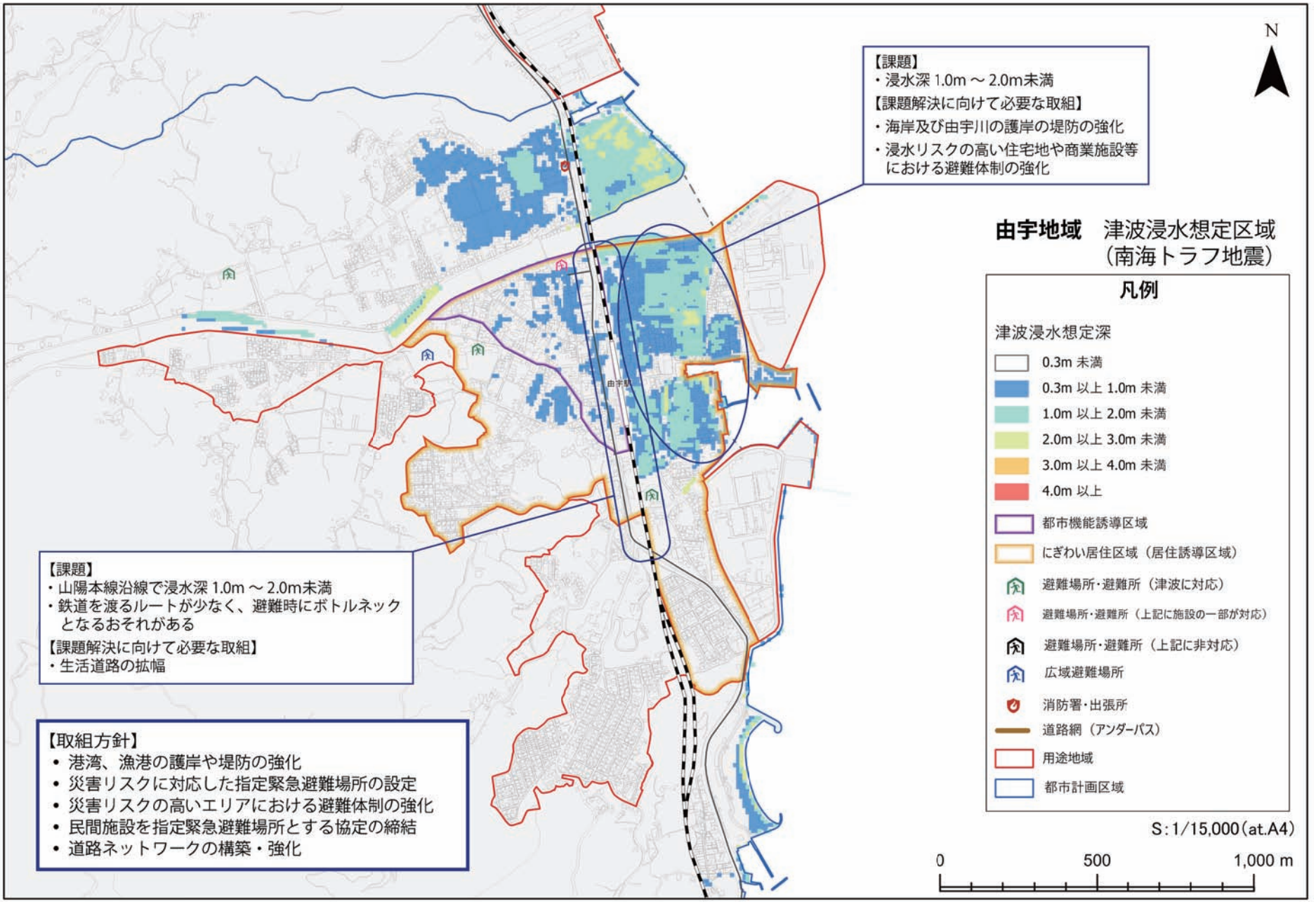

出典：岩国市ハザードマップ

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

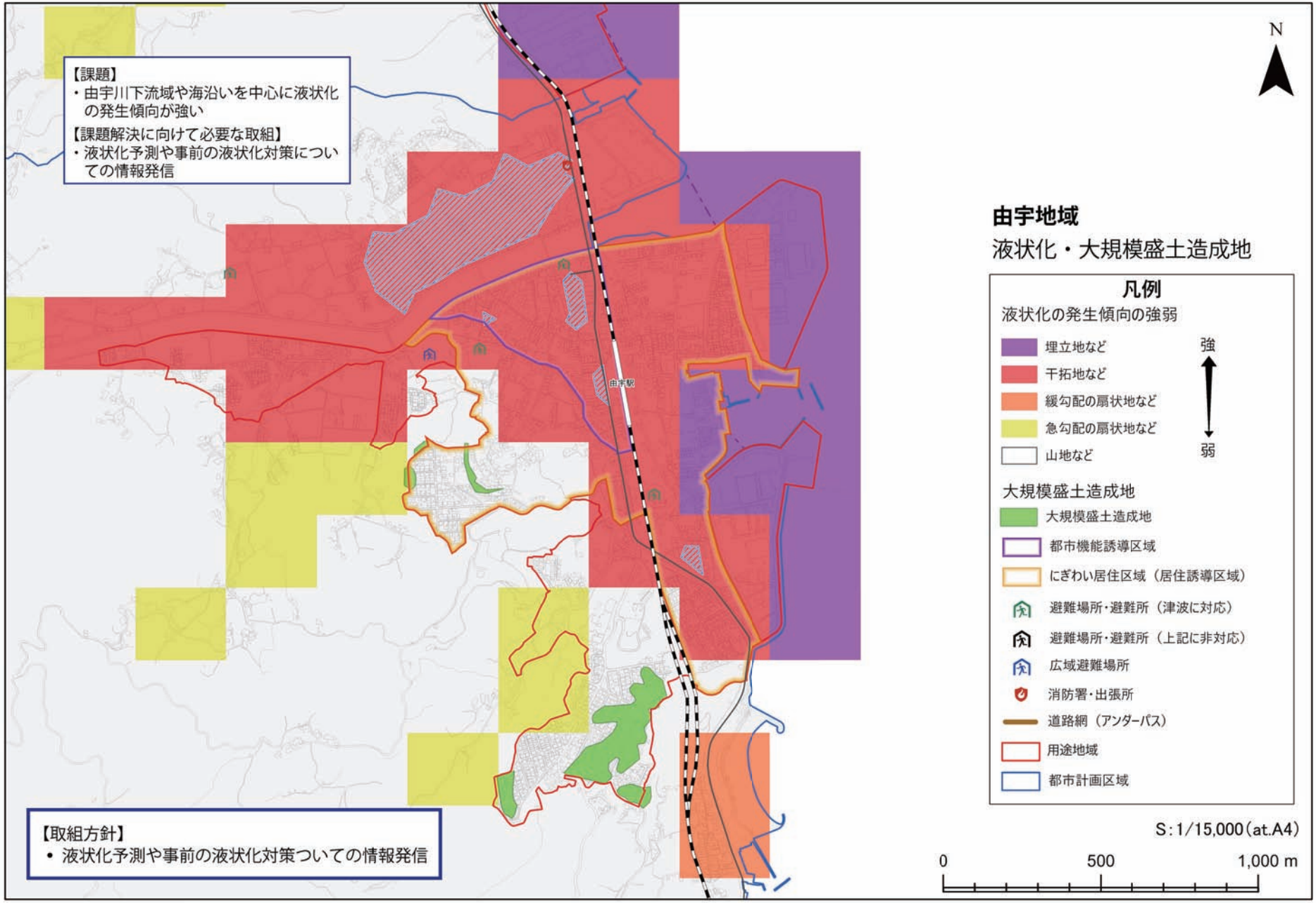

出典：山口県資料

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

出典：山口南沿岸高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

出典：都市計画基礎調査

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

３．玖珂・周東地域

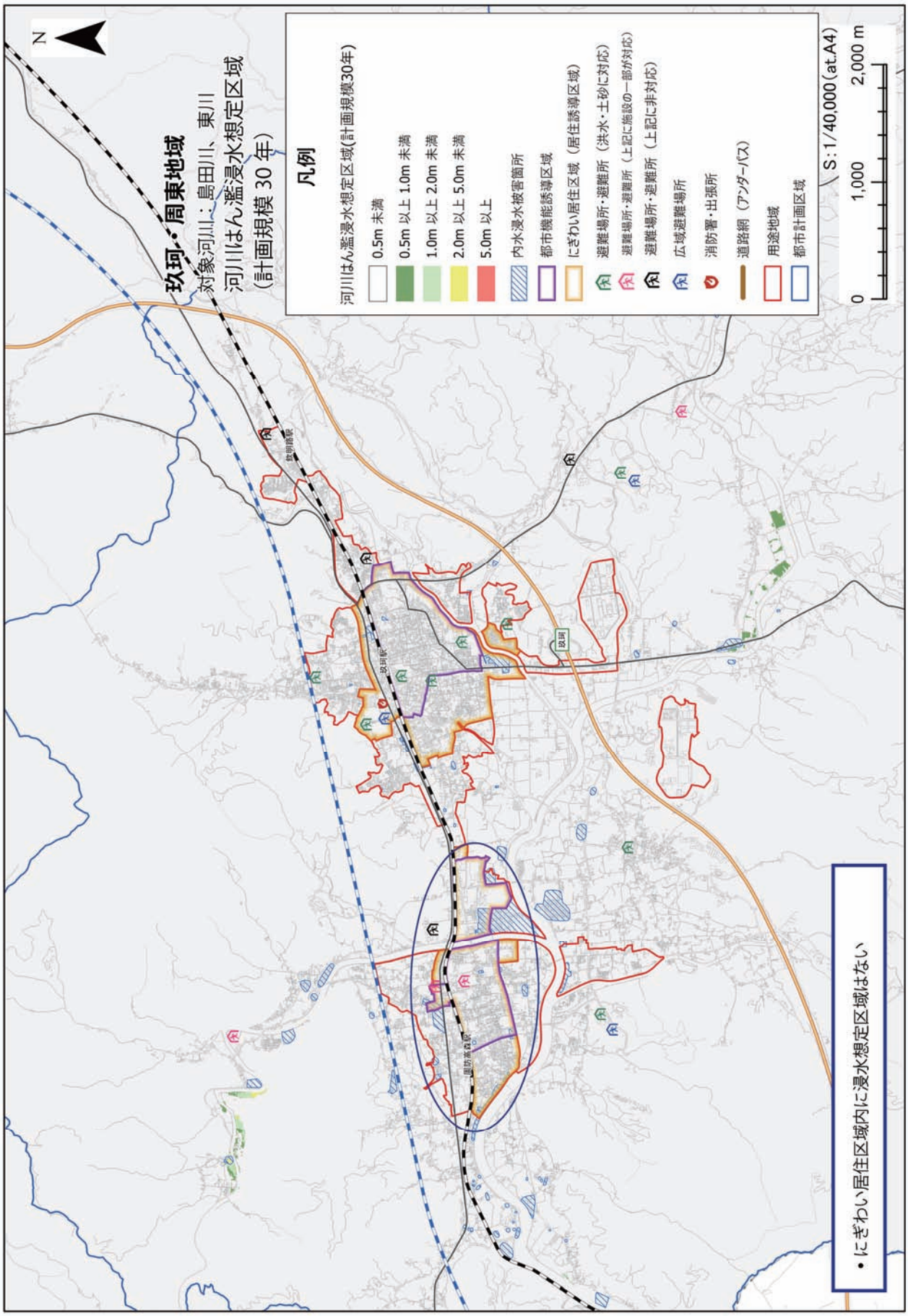

出典：洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）、（内水）岩国市資料

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

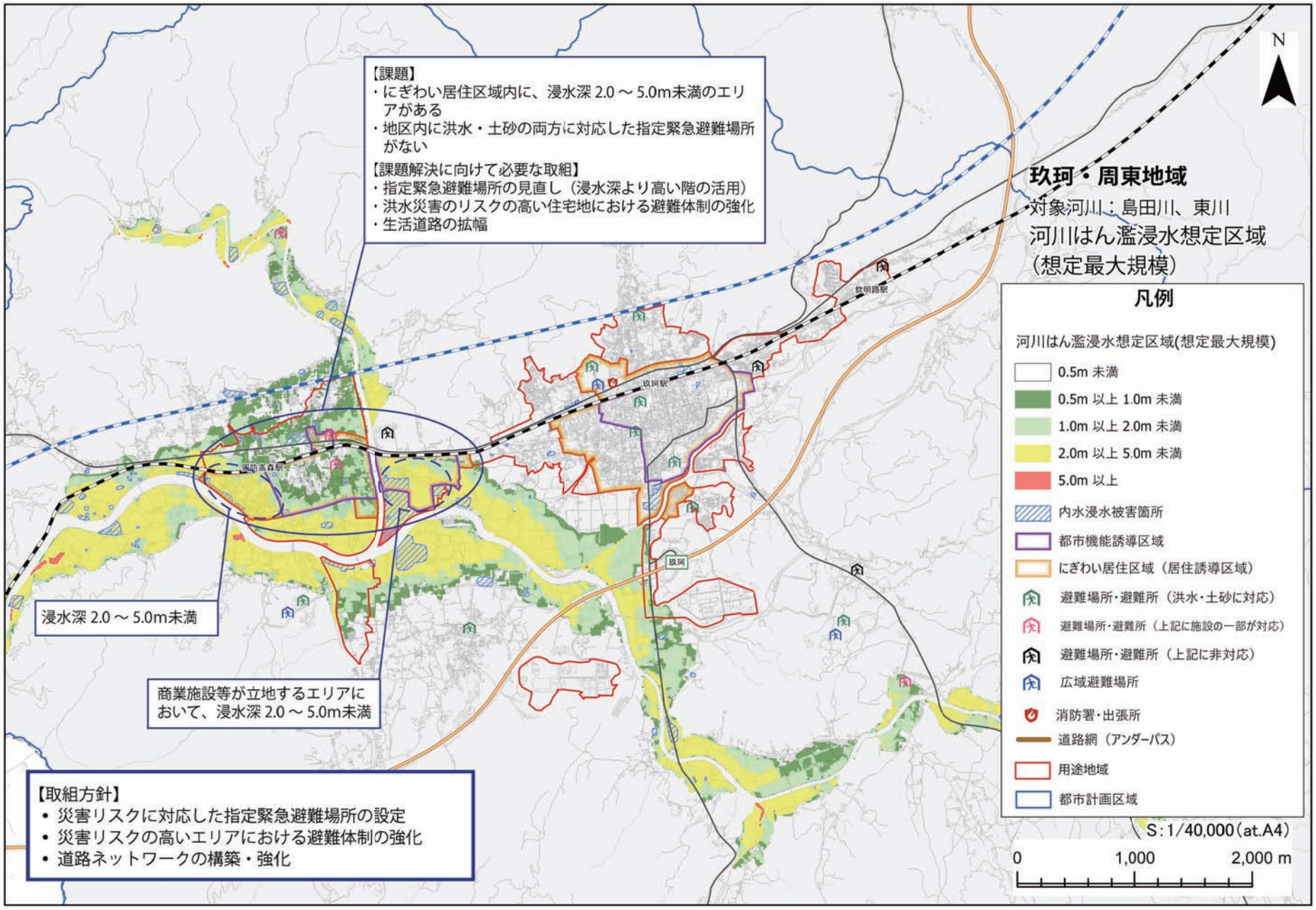

出典：（河川はん濫）想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図、（内水）岩国市資料

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

出典：（河川はん濫）洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）、（内水）岩国市資料

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

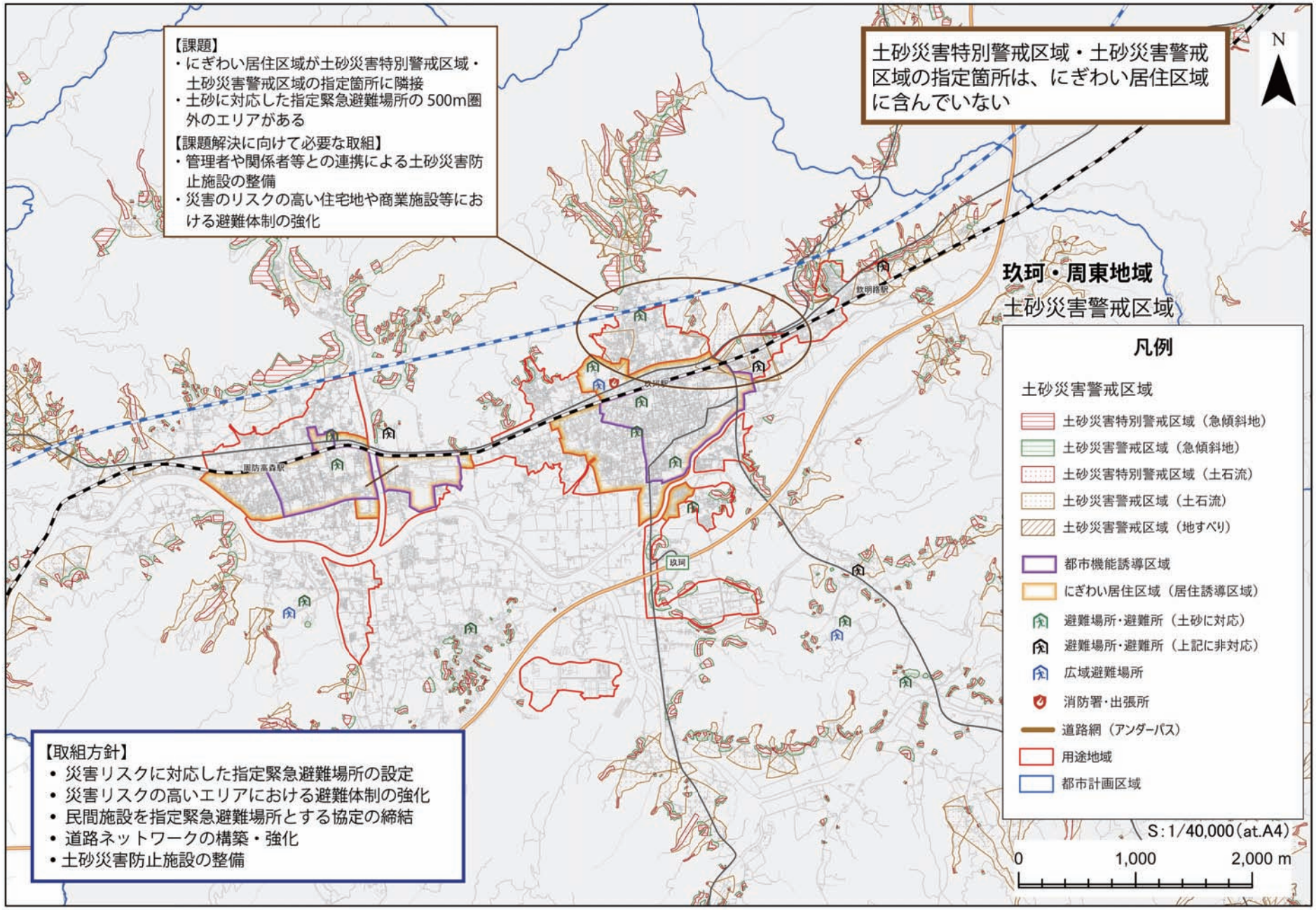

出典：岩国市ハザードマップ

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

出典：山口県資料

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

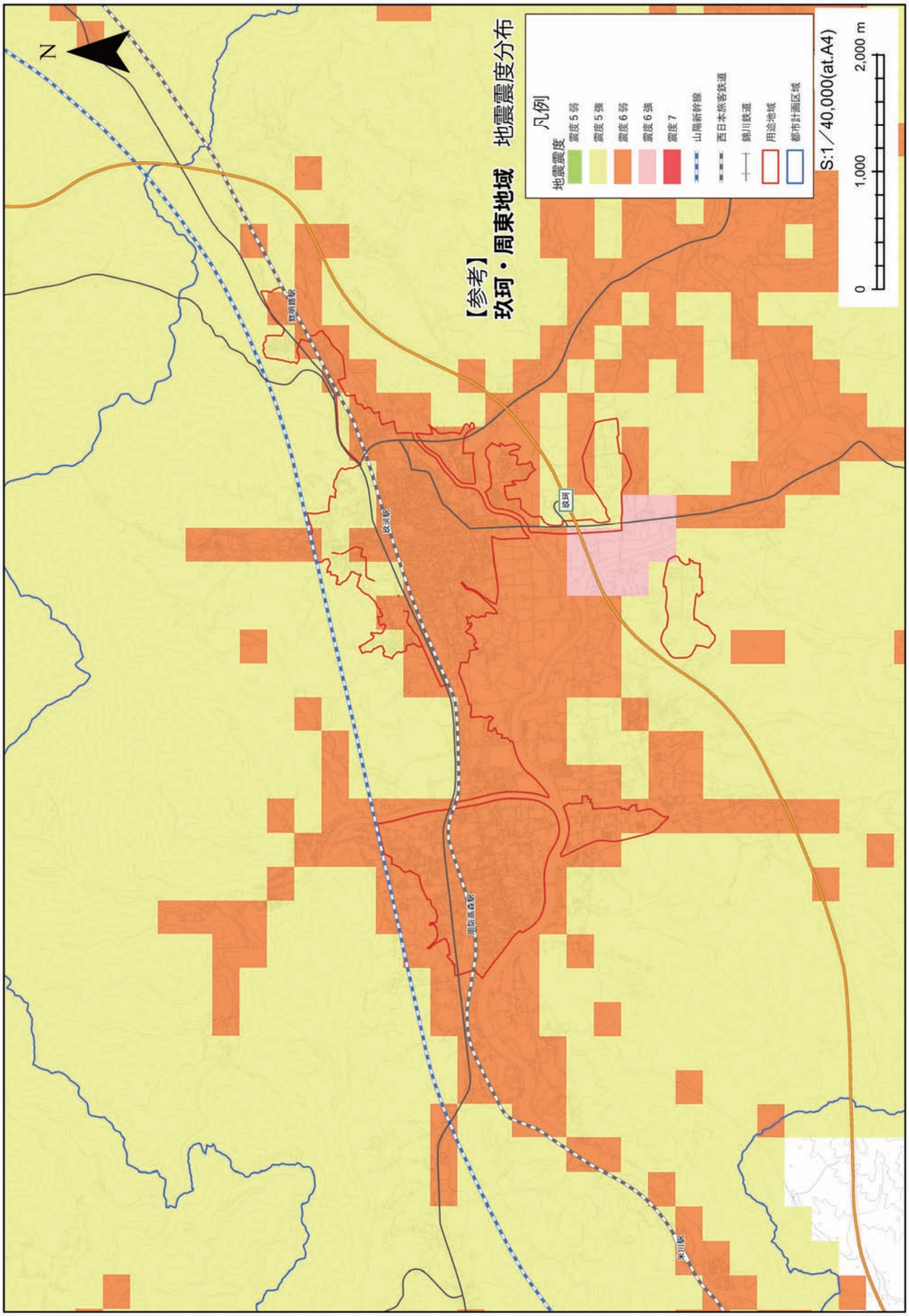

出典：都市計画基礎調査

※最新の区域情報は、いわくにマップ、ハザードマップ等をご確認ください。

3．岩国市立地適正化計画の策定及び改定の経過

（1）岩国市立地適正化計画の策定経過

■2017（平成 29）年度

月　日	項　　目	内　　容
11 月　1 日～ 11 月 15 日	市民アンケート調査	・市内在住の満 18 歳以上の市民 5,000 名を対象にアンケート調査を実施
12 月 19 日	庁内説明会	・岩国市の成り立ち ・集約型都市づくりの必要性 ・立地適正化計画制度の概要 ・立地適正化計画で定める区域と届出制度 ・集約型都市づくりに向けた立地適正化計画の活用
12 月 27 日	第１回岩国市立地適正化計画検討協議会	・現状分析と将来見通し ・集約型都市づくりの必要性 ・立地適正化計画制度の概要及び活用、並びに立地適正化計画の必要性
3月 16 日	第１回岩国市立地適正化計画庁内連絡調整会議	・立地適正化計画の概要 ・集約型都市づくりの必要性 ・立地適正化計画の基本方針
3月 26 日	第２回岩国市立地適正化計画検討協議会	・立地適正化計画の活用方針 ・集約型都市づくりに向けた岩国市の課題の整理 ・立地適正化計画の基本方針

■2018（平成 30）年度

月　日	項　　目	内　　容
5月 28 日	第２３回岩国市都市計画審議会	・立地適正化計画の活用の視点 ・立地適正化計画制度の概要 ・立地適正化計画で定める主な区域と届出制度 ・立地適正化計画の策定
9月 19 日	第２回岩国市立地適正化計画庁内連絡調整会議	・立地適正化計画における都市の将来像 ・立地適正化計画に向けたまちづくりの基本方針 ・将来都市構造 ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定に関する基本的な考え方 ・居住誘導区域の設定 ・都市機能誘導区域の設定
9月 21 日	第３回岩国市立地適正化計画検討協議会	
12 月 26 日	第３回岩国市立地適正化計画庁内連絡調整会議	・立地適正化計画における都市の将来像と基本方針 ・居住誘導区域及び都市機能誘導区域、誘導施設の設定（案） ・実現に向けた施策（案）
12 月 27 日	第４回岩国市立地適正化計画検討協議会	
2月 20 日～ 3月 22 日、 3月　5 日	庁外意見聴取	・医療、福祉、子育て、商業、金融、不動産、公共交通に関連する 12 事業者及び団体を対象にヒアリング調査を実施
3月 20 日	第４回岩国市立地適正化計画庁内連絡調整会議	・立地適正化計画における都市の将来像と基本方針 ・居住誘導区域及び都市機能誘導区域、誘導施設の設定（案） ・実現に向けた施策（案）
3月 25 日	第５回岩国市立地適正化計画検討協議会	

■2019（令和元）年度

月　日	項　　目	内　　容
8月14日	第5回岩国市立地適正化計画庁内連絡調整会議	・岩国市立地適正化計画（素案）
8月16日	第6回岩国市立地適正化計画検討協議会	・岩国市立地適正化計画（素案）
8月23日	第27回岩国市都市計画審議会	・岩国市立地適正化計画（素案）
10月24日～10月26日	意見交換会	・市民を対象に意見交換会を実施
11月13日	第7回岩国市立地適正化計画検討協議会	・岩国市立地適正化計画（素案）
12月10日～1月10日	パブリックコメント	・岩国市立地適正化計画（素案）
2月　4日	第28 回岩国市都市計画審議会	・岩国市立地適正化計画（案）
2月18日	第8回岩国市立地適正化計画検討協議会	・岩国市立地適正化計画（案）
3月31日	公表	

（2）岩国市立地適正化計画の改定経過

■2023（令和5）年度

月　日	項　　目	内　　容
6月　1日	第1回岩国市立地適正化計画推進協議会	・岩国市立地適正化計画の概要 ・防災指針の概要 ・計画策定後の状況、目標指標の達成状況 ・防災・減災上の課題の分析状況
7月　3日	第 34 回岩国市都市計画審議会	・第1回岩国市立地適正化計画推進協議会の報告
9月21日 9月22日	庁内関係課ヒアリング	・事業所管課（11 課）を対象に事業・施策等に関するヒアリング調査を実施
11月　6日	第2回岩国市立地適正化計画推進協議会	・防災・減災上の課題の分析、評価結果 ・防災まちづくりの将来像 ・防災まちづくりの取組方針、具体的な取組
12月20日 12月21日	庁外意見聴取	・商業、公共交通に関連する3事業者を対象に防災対策等に関するヒアリング調査を実施
1月24日	第 36 回岩国市都市計画審議会	・第2回岩国市立地適正化計画推進協議会の報告
2月　9日	第3回岩国市立地適正化計画推進協議会	・防災指針（案）について ・来年度の協議会スケジュールについて
2月22日	第9回庁内連絡調整会議	・岩国市立地適正化計画の改定状況について ・誘導施策の進捗状況の報告について ・都市再生整備計画関連事業について

■2024（令和6）年度

月　日	項　　目	内　　容
5月10日	第 37 回岩国市都市計画審議会	・第3回岩国市立地適正化計画推進協議会の報告

7月10日	第４回岩国市立地適正化計画推進協議会	・岩国市立地適正化計画（素案）
8月　5日	第３８回岩国市都市計画審議会	・第４回岩国市立地適正化計画推進協議会の報告
10月　1日～ 10月31日	パブリックコメント	・岩国市立地適正化計画（素案）
1月14日	第５回岩国市立地適正化計画推進協議会	・パブリックコメント結果と対応方針 ・岩国市立地適正化計画（案）
2月　3日	第３９回岩国市都市計画審議会	・第５回岩国市立地適正化計画推進協議会の報告
3月21日	第１０回庁内連絡調整会議	・岩国市立地適正化計画の改定について ・誘導施策の進捗状況の報告について
3月31日	公表	

4. 協議会委員名簿

（1）岩国市立地適正化計画検討協議会委員名簿（策定時）

（順不同、敬称略）

区　分	氏　名	所　属（任期における最終所属を記載）	任　期
第１号	石川　英樹	徳山大学　経済学部　教授	第１回～第２回
	川原　直毅	広島修道大学　商学部　教授	第３回以降
	小林　敏生	医療法人新生会いしい記念病院　副院長 （元広島大学大学院　教授）	
	塚本　俊明	広島工業大学 工学部環境土木工学科　教授	
	天満　類子	広島工業大学 環境学部建築デザイン学科　助教	
	森本　章倫	早稲田大学理工学術院 創造理工学部　社会環境工学科　教授	
	◎ 吉武　哲信	九州工業大学大学院 工学研究院建設社会工学研究系　教授	
第２号	村上　昇	岩国市　総合政策部　部長	第１回～第５回
	加納　健治		第６回以降
第３号		岩国市　市民生活部　部長	第１回～第５回
	野村　浩昭		第６回以降
第４号	森川　義雄	岩国市　健康福祉部　部長	第１回～第５回
	児玉　堅二		第６回以降
第５号	平井　健司	岩国市　産業振興部　部長	第１回～第２回
	白尾　和久		第３回以降
第６号	髙﨑　智船	岩国市　都市開発　担当部長	第１回～２回
	木邉　光志	岩国市　建設部　部長	第３回以降
第７号	廣田　秀明	岩国市　総務部　危機管理監	第３回以降
オブザーバー	山本　俊彦	国土交通省中国地方整備局 建政部都市・住宅整備課　課長補佐	第１回～２回
	森山　泰人		第３回以降
	野嶋　秀範	山口県　土木建築部都市計画課 まちづくり推進班　主幹	第１回～第２回
	工藤　展照		第３回以降

◎：座長

（２）岩国市立地適正化計画推進協議会委員名簿（改定時）

（順不同、敬称略）

区　分	氏　名	所　属（任期における最終所属を記載）	任　期
委員	加藤　博和	広島経済大学　経済学部　准教授	
	川原　直毅	広島修道大学　名誉教授	
	小林　剛士	山口大学大学院 創成科学研究科　准教授	
	小林　敏生	広島文化学園大学　看護学部　教授	
	塚本　俊明	広島大学名誉教授 岩国市都市計画審議会　会長	
	村上　ひとみ	山口大学大学院 創成科学研究科　非常勤講師	
	◎吉武　哲信	九州工業大学大学院 工学研究院建設社会工学研究系　教授	
	塩田　博志	一般社団法人山口県宅建協会 岩国支部長	
	桝原　裕司	岩国市　総務部　危機管理監	第１～第３回
	廣田　雅之	岩国市　総務部　防災危機管理担当部長	第４回以降
	國廣　光秋	岩国市　総合政策部長	
	小玉　陽造	岩国市　市民協働部長	第１～第３回
	河村　憲二		第４回以降
	中本　十三夫	岩国市　福祉部長	
	片瀞　智恵	岩国市　健康医療部長	第１～第３回
	神足　欣男		第４回以降
	加納　芳史	岩国市　産業振興部長	第１～第３回
	賀屋　和夫		第４回以降
	蔵田　敦	岩国市　農林水産部長	第２回以降
	村重　総一	岩国市　建設部長	
	内坂　武彦	岩国市　都市開発部長	
	岸井　清市	岩国市　由宇総合支所長	
	竹原　直美	岩国市　周東総合支所長	
オブザーバー	今田　修	国土交通省中国地方整備局 建政部都市・住宅整備課　建設専門官	第１～第３回
	木本　英哲		第４回以降
	保村　守	山口県　土木建築部都市計画課 まちづくり推進班　主幹	

◎：座長

５．市民アンケート調査結果

１．調査概要

（１）目的

①現在の居住実態及び日常生活内での都市機能の利用実態、集約型都市づくりの実現に向けた理解度や賛成度などについて把握すること
②立地適正化計画策定の必要性の根拠付け

（２）調査対象・抽出方法

岩国市に住民登録がある満18歳以上の市民5,000人を対象に無作為抽出

（３）調査期間

2017（平成２９）年11日１日～11月15日

（４）調査方法

調査票の郵送による配布、回収

（５）回収結果

配 布 数	5,000 票
回 収 数	1,762 票
回 収 率	35.2 %

（６）主な質問内容

主な質問内容	
1. あなた自身のことについて	・性別、年齢、現在の居住地域、以前の居住地域　等
2. 各種施設の利用状況について	・各種都市機能の利用場所、そこまでの移動手段 ・居住場所から徒歩利用圏内に現状ある施設、必要だと思う施設
3. 岩国市が目指す集約型都市づくりについて	・居住地域においてこの 20 年間で感じる変化 ・自身の日常生活への影響が大きいと思う人口減少・少子高齢化に伴う問題 ・住み続けたい、住みたい、選ばれるまちを実現することが重要だと思う条件（環境） ・人口減少・少子高齢化が進行する中で、行うべきまちづくり ・今後の居住意向 ・現在の居住環境、将来住みたい居住環境
4. 自由記述	・これまでの岩国市のまちづくりの課題や問題点 ・今後の岩国市のまちづくりへの意見や提案

２．調査結果概要

（１）各種施設の利用状況について

◆施設の主な利用場所

- 「食料品や日用品店舗、スーパー、コンビニ」や「医院・診療所」、「市役所・総合支所・支所等の行政窓口」、「郵便局や金融機関」等日常生活において利用頻度が高いと考えられる施設については、『居住地域内』が最も多くなっている。
- 「大型ショッピングセンター、デパート」や「博物館・美術館」、「映画館・文化会館・コンサートホール」の比較的利用頻度が低いと考えられる施設については、『広島市内』が最も多くなっている。

◆各種施設への主な移動手段

- いずれの施設においても、『自家用車・バイク』が大きな割合を占めており、また、生活用に所有している車の台数についての問いには、『２台』が最も多いことから、日常生活において自家用車の依存度が高い状況にあるといえる。

◆住まいから歩いて行ける距離（概ね８００m、１５分以内）にある施設

- 『食料品や日用品店舗、スーパー、コンビニ』は「旧岩国地域」、「由宇地域」、「玖珂地域」では70%以上、「周東地域」、「錦地域」では50%以上となっているが、「本郷地域」、「美川地域」、「美和地域」では30%未満と低くなっている。
- その他の日常生活において利用頻度が高いと考えられる施設（『医院・診療所』、『市役所・総合支所・支所等の行政窓口』、『郵便局や金融機関』等）についても、「本郷地域」、「美川地域」、「美和地域」の３地域では、他の地域と比較して“住まいから歩いて行ける距離にある”とした割合が低くなっている。

（２）岩国市が目指す「集約型都市づくり」について

◆人口減少や少子高齢化の進行により予想される問題

- 「本郷地域」では『地域の自治活動や祭り等の行事の維持が困難になる』、「美和地域」では『農地や山を管理する人がいなくなり、農山村の集落環境の維持が困難になる』が最も多くなっている。
- 本郷地域・美和地域以外の地域では、『鉄道、バス等の運行本数や路線数の減少、または運行の維持が困難になる』が最も多くなっている。

◆まちづくりにおいて重要な事項

- 「快適な日常生活を送れる環境の実現」と「人口減少・少子高齢化の進行に伴い、市税の減収が見込まれる中でのまちづくり」の両面において、『日常生活への必要機能の集約』が重要とする人が多くなっている。

◆おおむね 20 年後の住まいの意向

- 就職等をこれから控える10・20歳代は、『わからない』が多くなっている。
- 年齢が高くなるにつれて『今の場所に住み続けたい』が多くなっている。これは環境を大きく変えずに、自身の身体の変化などに合わせた住まいに移り住みたいという意向であると考えられる。

◆将来住みたい居住環境向

- 都市計画区域が指定されている地域（旧岩国地域・由宇地域・玖珂地域・周東地域）では、『鉄道駅の徒歩利用圏内（おおむね800m、15分以内）の住宅地域や商業地域』が多い一方で、郊外等での密度が低くゆったりとした居住環境を望む人も一定の割合を占めている。
- 都市計画区域外に位置する地域（本郷地域・錦地域・美川地域・美和地域）では、『山林が広がる自然豊かな山間地』が最も多くなっている。

３．各設問の単純集計結果

問１．性別

- 「男性」が 45.3%、「女性」が 54.7%となっている。

	回答数	割合
男性	796	45.3%
女性	962	54.7%
無回答	4	—
合　計	1,762	100.0%

※割合は無回答を除く

問1．性別

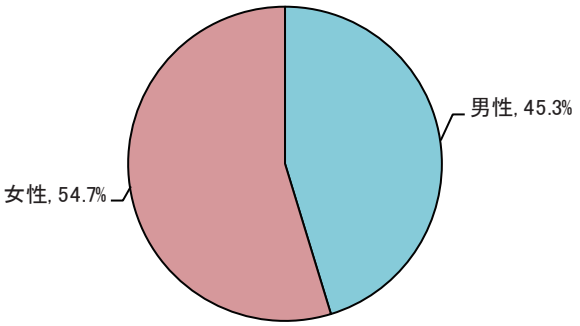

問２．年齢

- 「70 歳代以上」が 21.8%で最も多く、次いで「60 歳代」、「30 歳代」の順となっている。
- 回答者の年齢別の割合は、市の年齢構成よりも若い年代が多くなっている。

	回答数	割合	【参考】年齢別人口＊	
			人数	割合
10･20 歳代	299	17.0%	22,742	18.2%
30 歳代	301	17.1%	12,861	10.3%
40 歳代	282	16.1%	17,806	14.2%
50 歳代	185	10.5%	15,893	12.7%
60 歳代	307	17.5%	21,364	17.1%
70 歳代以上	382	21.8%	34,344	27.5%
無回答	6	—	—	—
合　計	1,762	100.0%	125,010	100.0%

※割合は無回答を除く

＊年齢別人口は岩国市 HP『いわくにの人口（平成 29 年 11 月 1 日現在）』より

問2．年齢

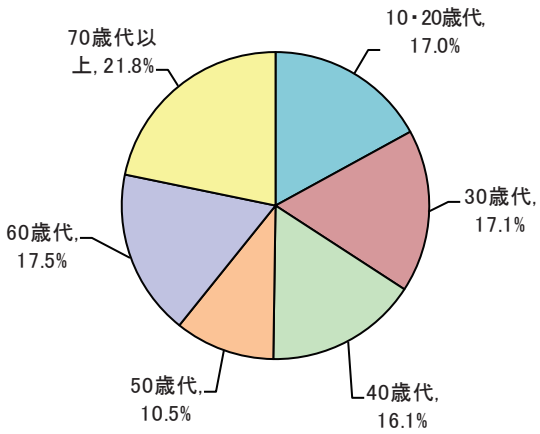

問３．居住地域

- 「旧岩国地域」が 59.5%で最も多く、次いで「玖珂地域」が多くなっている。
- 回答者の地域別の割合は、市の地域別の人口割合とおおむね同傾向となっている。

	回答数	割合	【参考】地域別人口＊	
			人数	割合
旧岩国地域	1,040	59.5%	95,207	70.4%
由宇地域	157	9.0%	8,419	6.2%
玖珂地域	170	9.7%	10,657	7.9%
本郷地域	21	1.2%	869	0.6%
周東地域	152	8.7%	12,456	9.2%
錦地域	92	5.3%	2,640	2.0%
美川地域	24	1.4%	1,029	0.8%
美和地域	92	5.3%	3,986	2.9%
無回答	14	—	—	—
合　計	1,762	100.0%	135,263	100.0%

※割合は無回答を除く

＊地域別人口は岩国市 HP『いわくにの人口（平成 29 年 11 月 1 日現在）』より

問3. 居住地域

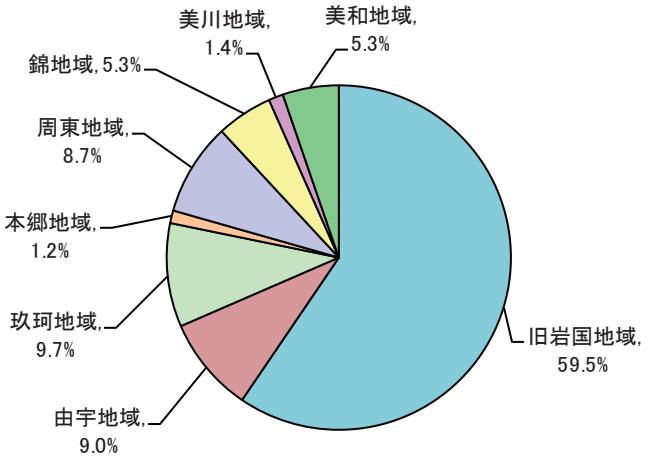

問４．居住年数

- 「30 年以上」が 33.6%で最も多く、次いで「10 年以上 20 年未満」が多くなっている。
- 現在の住まいに 20 年以上住んでいる人が、50%以上を占めている。

	回答数	割合
1 年未満	67	3.8%
1 年以上 5 年未満	260	14.8%
5 年以上 10 年未満	195	11.1%
10 年以上 20 年未満	343	19.6%
20 年以上 30 年未満	299	17.0%
30 年以上	590	33.6%
無回答	8	—
合　計	1,762	100.0%

※割合は無回答を除く

問4. 居住年数

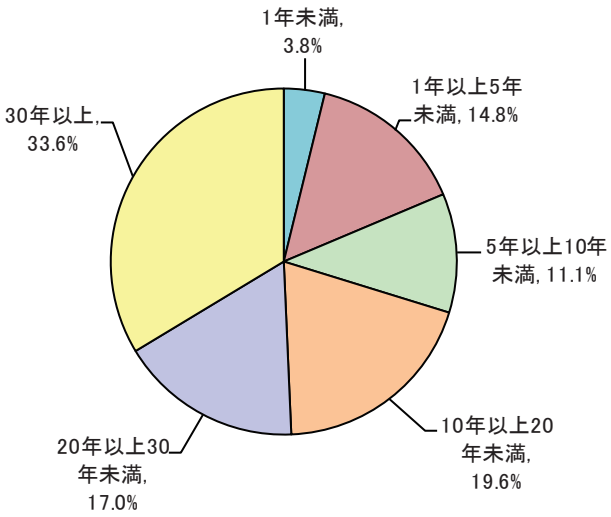

問５．以前の居住地域

- 以前（直近）の居住地域（住まいが変わっていない人は、現在の居住地域を選択）としては、「旧岩国地域」が最も多く、次いで「その他」、「広島県内」の順となっている。

	回答数	割合
旧岩国地域	838	48.2%
由宇地域	75	4.3%
玖珂地域	87	5.0%
本郷地域	14	0.8%
周東地域	92	5.3%
錦地域	60	3.5%
美川地域	18	1.0%
美和地域	47	2.7%
山口県内（岩国市を除く）	155	8.9%
広島県内	170	9.8%
その他	181	10.4%
無回答	25	—
合　計	1,762	100.0%

※割合は無回答を除く

問5. 以前の居住地域

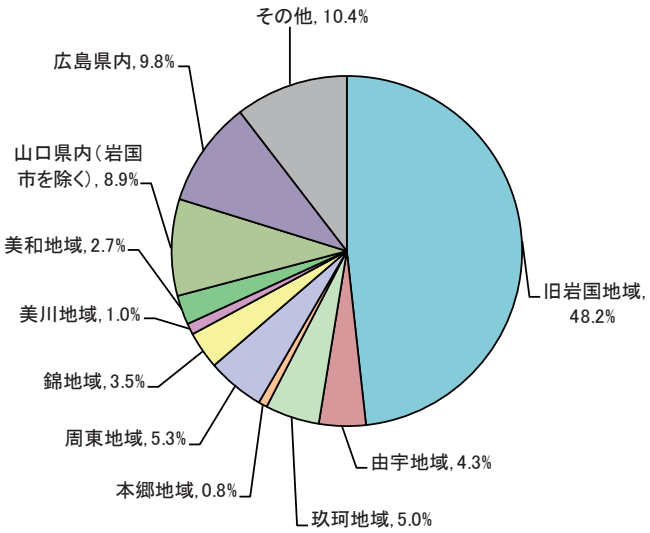

問６．住宅形態

• 住宅形態としては、「持家・戸建て」が 74.6%で最も多くなっている。

	回答数	割合
持家・戸建て	1,258	74.6%
借家・戸建て	104	6.2%
持家・集合住宅	54	3.2%
借家・集合住宅	151	9.0%
公営住宅	56	3.3%
社宅・寮	42	2.5%
その他	21	1.2%
無回答	76	—
合　計	1,762	100.0%

※割合は無回答を除く

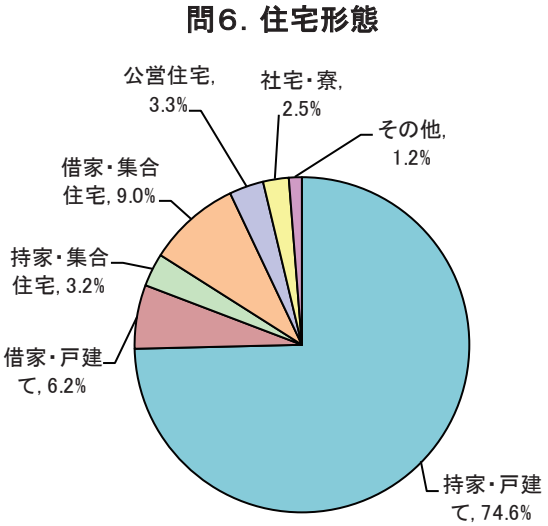

問７．同居する世帯構成

• 同居する世帯構成としては、「二世代（親＋子）」が 51.8%と最も多く、次いで「夫婦のみ」が多くなっている。

	回答数	割合
一人暮らし	175	10.4%
夫婦のみ	470	27.9%
兄弟・姉妹	7	0.4%
二世代（親+子）	874	51.8%
三世代（親+子+孫）	123	7.3%
その他	37	2.2%
無回答	76	—
合　計	1,762	100.0%

※割合は無回答を除く

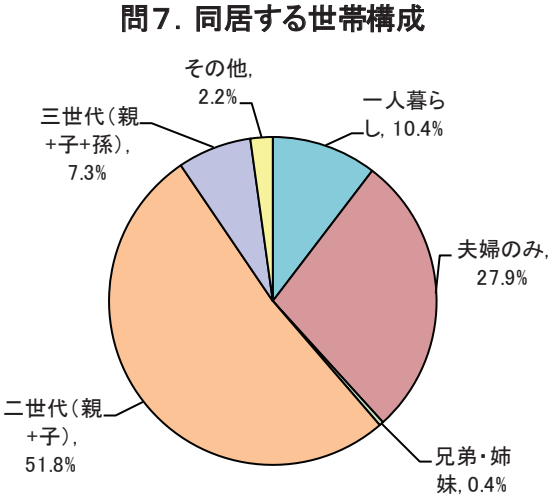

問８．生活用に所有している車の台数

- 生活用に所有している車の台数としては、「２台」が 40.4%で最も多く、次いで「１台」が多くなっている。
- 生活用に車を（１台以上）所有している人が 90%以上を占めている。

	回答数	割合
1 台	582	34.5%
2 台	680	40.4%
3 台	216	12.8%
4 台	77	4.6%
5 台以上	24	1.4%
所有していない	106	6.3%
無回答	77	—
合　計	1,762	100.0%

※割合は無回答を除く

問８．生活用に所有している車の台数

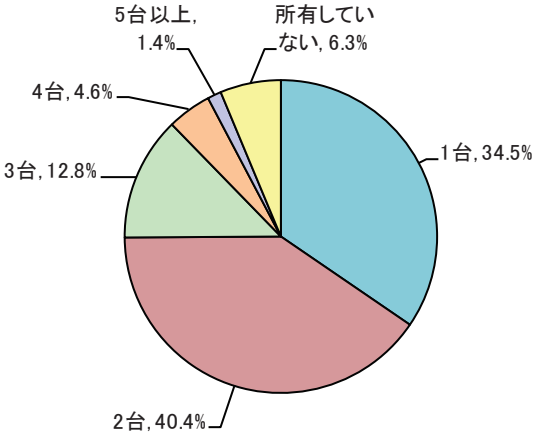

問９．各種施設の利用状況

- 施設の利用状況としては、「食料品や日用品店舗、スーパー、コンビニ」、「大型ショッピングセンター、デパート」、「医院・診療所」、「市役所・総合支所・支所等の行政窓口」、「郵便局や金融機関」を『利用している』とする人が 90%以上となっている。
- 施設の主な利用場所として、「大型ショッピングセンター、デパート」や「博物館・美術館」、「映画館・文化会館・コンサートホール」については『広島市内』が、「病院（総合病院）」については『岩国市内』が最も多くなっている。その他の施設については『居住地域内』が最も多くなっている。
- 施設への主な移動手段としては、いずれの施設においても『自家用車・バイク』が大きな割合を占めている。

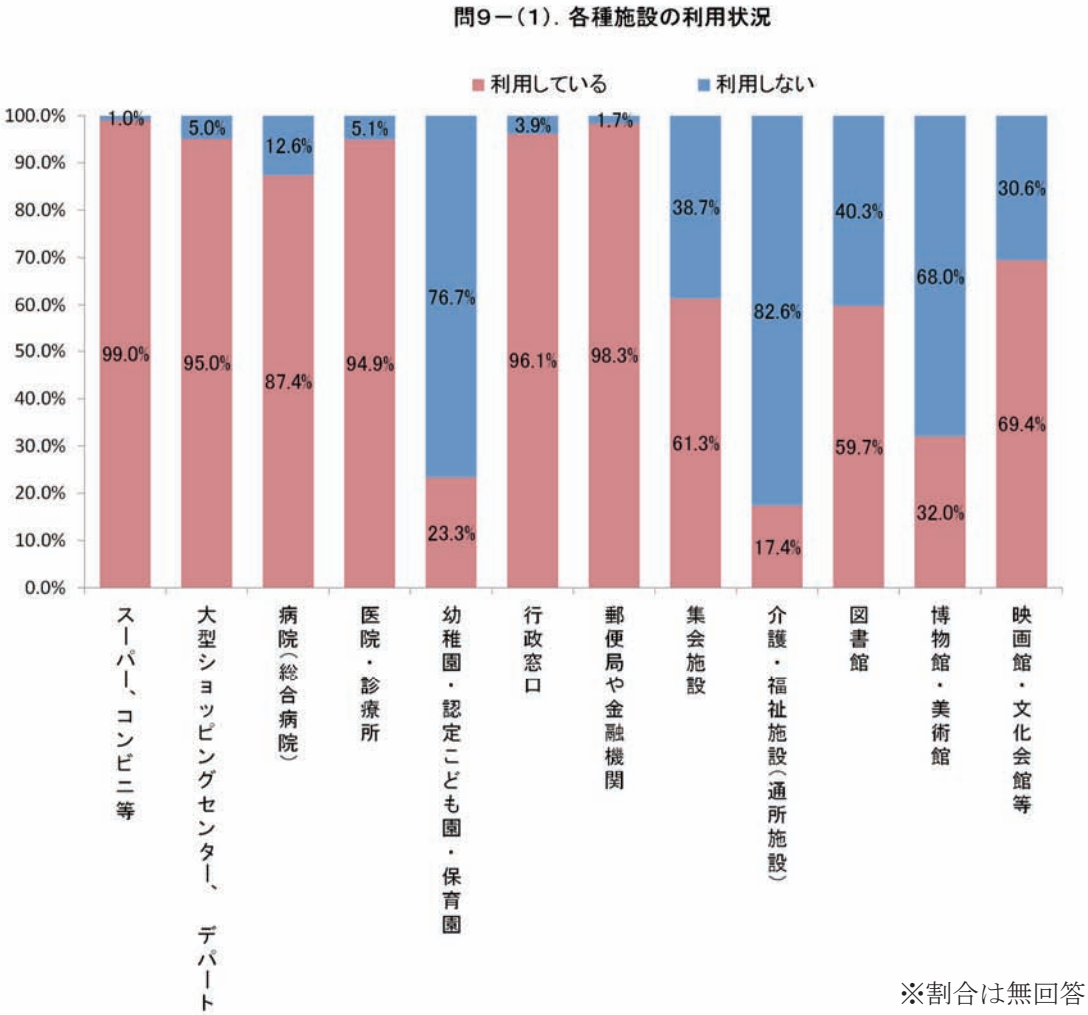

※割合は無回答を除く

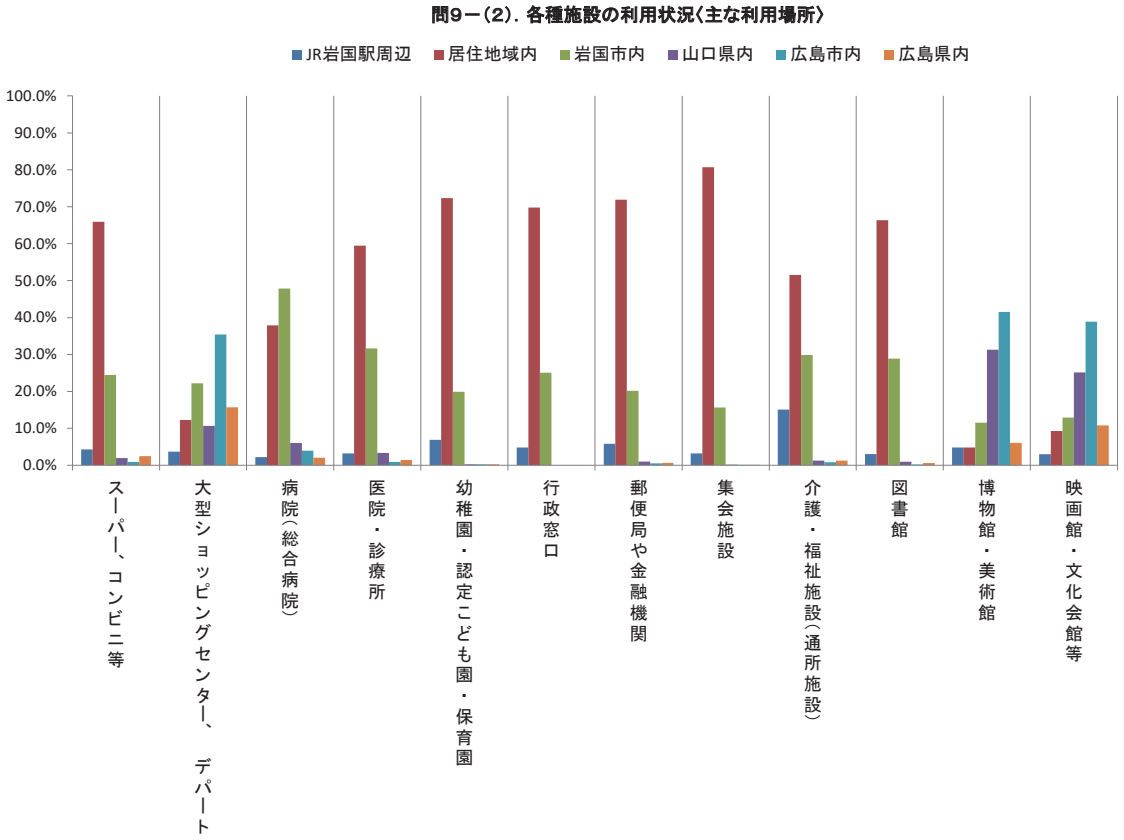

※割合は無回答を除く

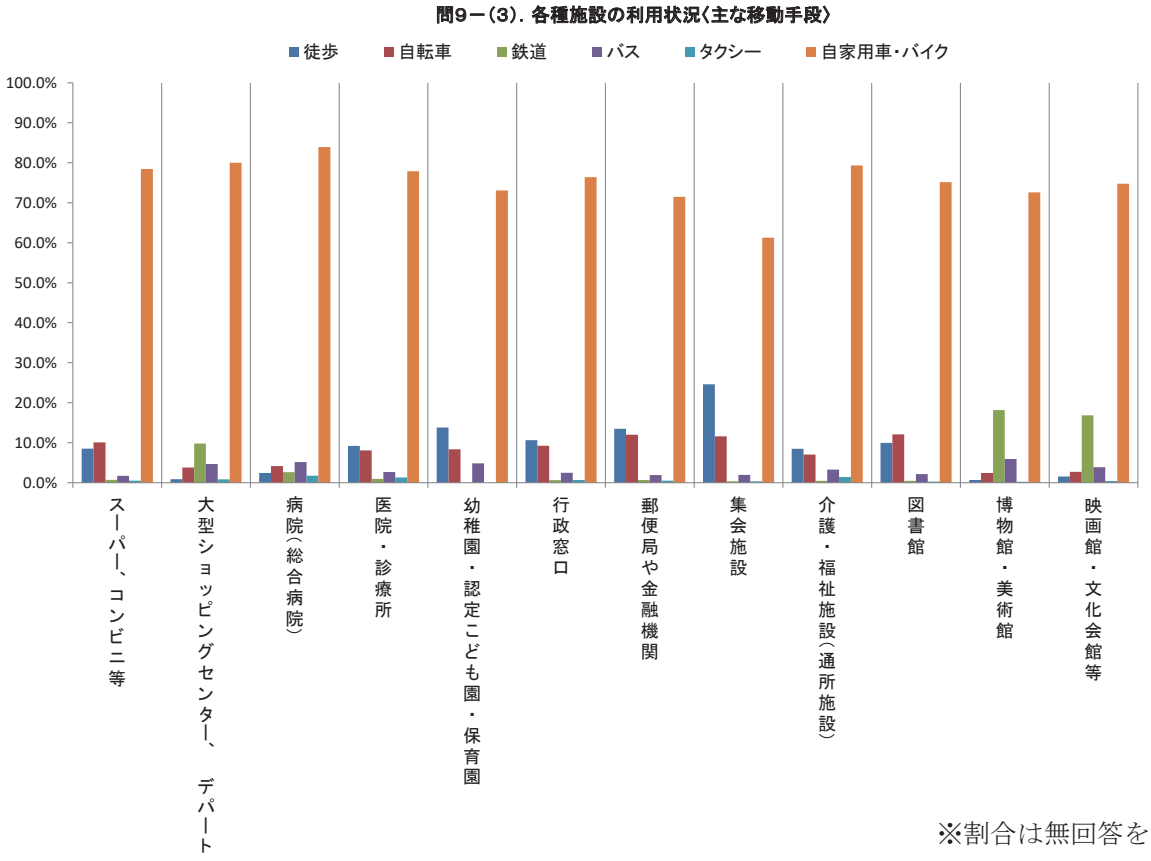

※割合は無回答を除く

		食料品や日用品店舗、スーパー、コンビニ	大型ショッピングセンター、デパート	病院（総合病院）	医院・診療所	幼稚園・認定こども園・保育園	市役所・総合支所・支所等の行政窓口
（1）利用状況	利用しない	16	80	204	83	1,125	63
	利用している	1,619	1,534	1,416	1,533	342	1,557
	無回答	127	148	142	146	295	142
（2）主な利用場所	JR 岩国駅周辺	71	58	32	49	22	75
	居住地域内	1,078	190	538	909	229	1,079
	岩国市内	400	343	680	484	63	389
	山口県内	32	165	86	51	1	1
	広島市内	15	547	56	14	1	1
	広島県内	40	243	29	22	1	1
	無回答	145	173	164	169	320	166
（3）主な移動手段	徒歩	135	13	33	137	43	159
	自転車	160	57	57	120	26	139
	鉄道	11	147	36	14	0	9
	バス	27	70	70	40	15	37
	タクシー	9	12	24	19	0	10
	自家用車・バイク	1,247	1,200	1,154	1,164	228	1,147
	無回答	190	202	205	211	329	217

		郵便局や金融機関	公民館・供用会館等の集会施設	介護・福祉施設（通所施設）	図書館	博物館・美術館	映画館・文化会館・コンサートホール
（1）利用状況	利用しない	28	616	1,257	634	1,032	477
	利用している	1,607	977	264	940	485	1,081
	無回答	127	169	241	188	245	204
（2）主な利用場所	JR 岩国駅周辺	93	31	35	28	23	32
	居住地域内	1,152	773	120	611	23	99
	岩国市内	323	150	69	266	55	138
	山口県内	16	2	3	9	149	268
	広島市内	8	1	2	2	198	415
	広島県内	11	1	3	5	29	115
	無回答	149	196	275	212	269	240
（3）主な移動手段	徒歩	209	228	18	88	3	16
	自転車	186	107	15	107	11	28
	鉄道	10	3	1	4	83	175
	バス	29	18	7	19	27	40
	タクシー	8	3	3	2	1	4
	自家用車・バイク	1,110	568	169	667	332	779
	無回答	211	234	295	247	279	255

問 10. 住まいから歩いて行ける距離にある施設（複数選択可）

・住まいから歩いて行ける距離にある施設としては、「食料品や日用品店舗、スーパー、コンビニ」が 71.3%で最も多く、次いで「郵便局や金融機関」、「公民館・供用会館等の集会施設」の順となっている。

	回答数	割合
食料品や日用品店舗、スーパー、コンビニ	1,256	71.3%
大型ショッピングセンター、デパート	116	6.6%
病院（総合病院）	252	14.3%
医院・診療所	923	52.4%
幼稚園・認定こども園・保育園	715	40.6%
市役所・総合支所・支所等の行政窓口	769	43.6%
郵便局や金融機関	1,097	62.3%
公民館・供用会館等の集会施設	996	56.5%
介護・福祉施設（通所施設）	404	22.9%
図書館	472	26.8%
合　計	7,000	—
回答者数	1,762	—

※割合は回答者数を母数としている

問10. 住まいから歩いて行ける距離にある施設（複数選択可）

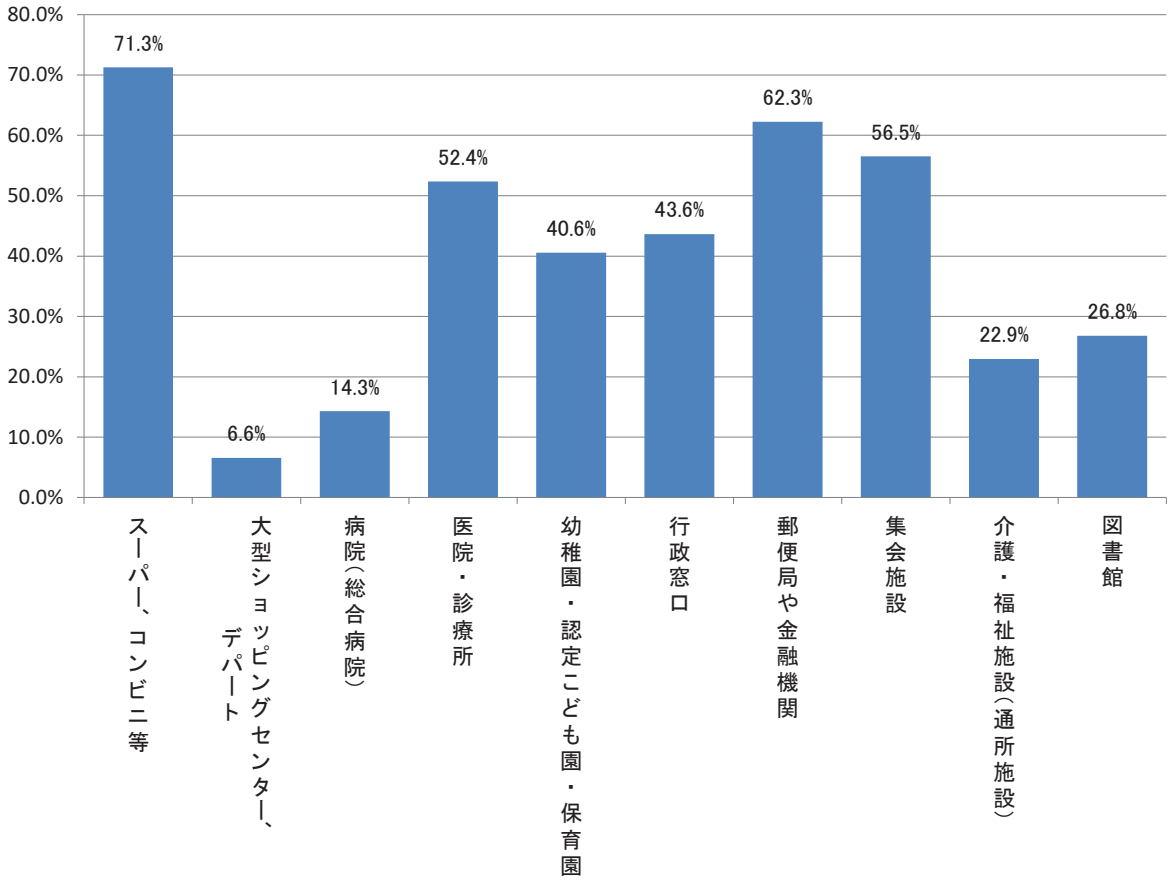

問 11. 住まいから歩いて行ける距離に必要な施設（３つまで選択可）

・日常生活において、居住場所から歩いて行ける距離（概ね 800m、15 分以内）に必要だと思う施設としては、「食料品や日用品店舗、スーパー、コンビニ」とする人が最も多く、次いで「病院（総合病院）・医院・診療所」、「郵便局や金融機関」の順となっている。

	回答数	割合
食料品や日用品店舗、スーパー、コンビニ	1,181	70.2%
大型ショッピングセンター、デパート	271	16.1%
病院（総合病院）・医院・診療所	978	58.1%
幼稚園・認定こども園・保育園	170	10.1%
市役所・総合支所・支所等の行政窓口	363	21.6%
郵便局や金融機関	826	49.1%
公民館・供用会館等の集会施設	131	7.8%
介護・福祉施設（通所施設）	149	8.9%
図書館	150	8.9%
上記以外	94	5.6%
特に必要な施設はない	186	11.1%
無回答	79	—
合　計	4,578	—
回答者数	1,762	—

※割合は無回答を除く

※割合は回答者数を母数としている

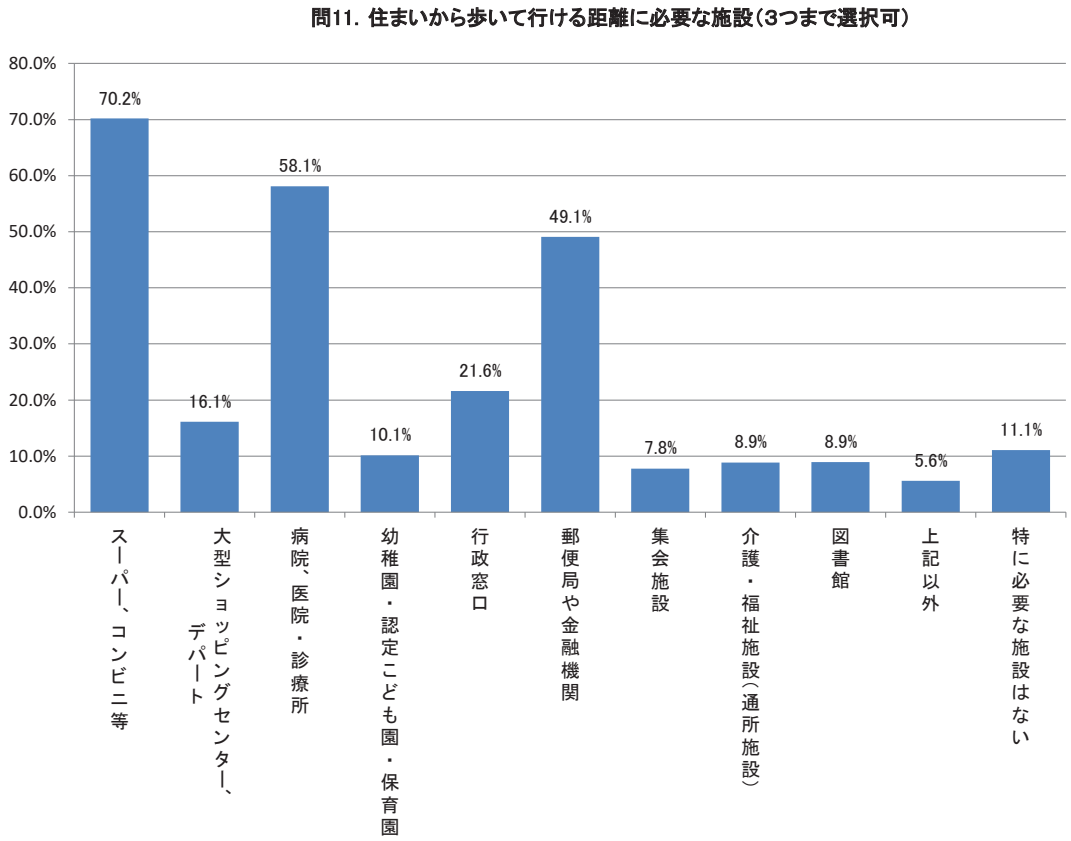

問 12. 住んでいる地域でこの２０年間ぐらいで変化したこと（複数選択可）

- 住んでいる地域でこの 20 年間ぐらいで変化したと感じることとしては、「高齢者が増えた」が 75.6%で最も多く、次いで「若い人や子どもが減った」、「店舗の閉店や撤退が増えた」の順となっている。

	回答数	割合
地域に住んでいる人が減った	705	40.8%
地域に住んでいる人が増えた	174	10.1%
高齢者が増えた	1,308	75.6%
若い人や子どもが減った	1,035	59.8%
若い人や子どもが増えた	101	5.8%
空き家が増えた	818	47.3%
店舗の閉店や撤退が増えた	884	51.1%
店舗が増えた	107	6.2%
地域の中心地がさびれた	813	47.0%
地域の中心地に活気が出てきた	34	2.0%
地域の人との交流が減った	628	36.3%
地域の人との交流が増えた	42	2.4%
特に変化を感じない	78	4.5%
わからない	124	7.2%
その他	53	3.1%
無回答	32	—
合　計	6,936	—
回答者数	1,762	—

※割合は無回答を除く

※割合は回答者数を母数としている

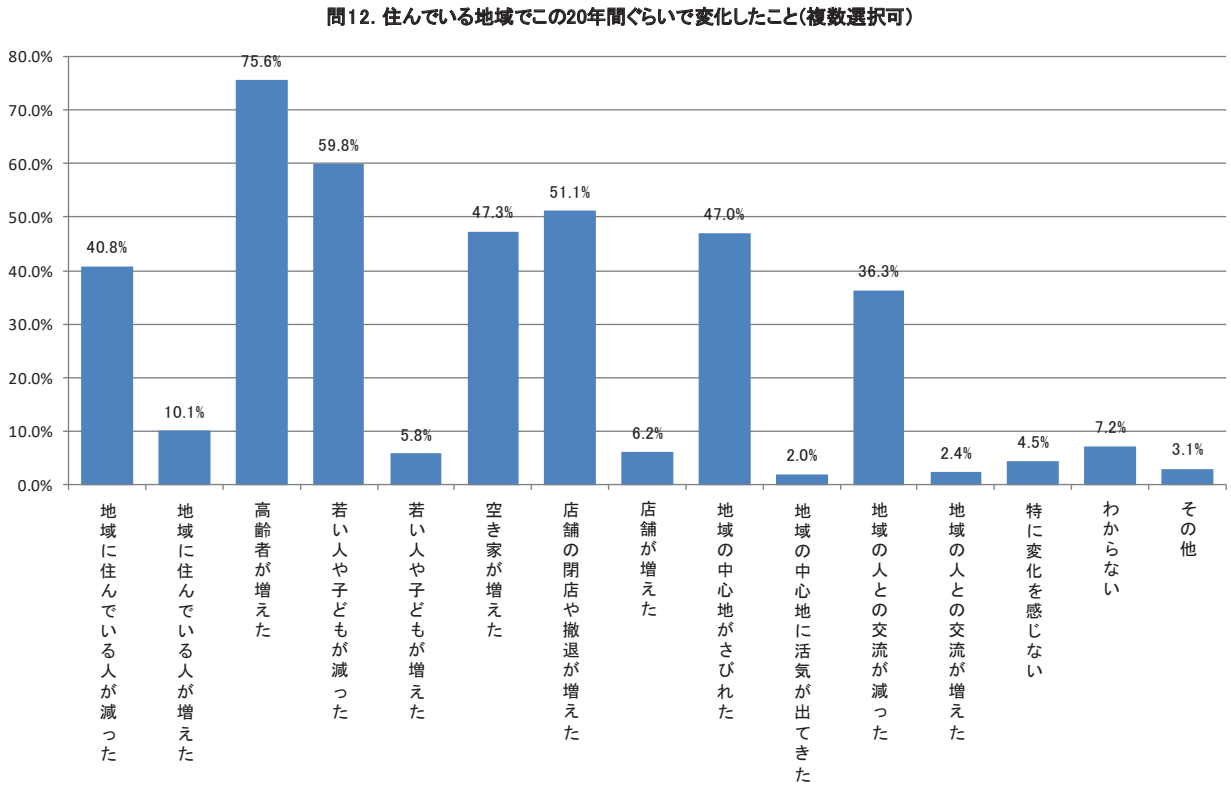

問 13.　人口減少・少子高齢化が進行すると日常生活への影響が大きいと思われるもの
（３つまで選択可）

- 人口減少や少子高齢化の進行により予想される問題としては、「鉄道、バス等の運行本数や路線数の減少、または運行の維持が困難になる」が 48.1%で最も多く、次いで「来客数が減り、身近なスーパーや商業施設等が撤退する」、「空き家が増加し、治安・防災、景観等の面で、地域の生活環境が悪くなる」の順となっている。

	回答数	割合
道路、上下水道等の新たな整備や維持・更新が困難になる	345	20.1%
ゴミ収集や福祉等、生活に密着した行政サービスの維持が困難になる	438	25.5%
小・中学校、公民館等の公共施設が統廃合される	394	22.9%
鉄道、バス等の運行本数や路線数の減少、または運行の維持が困難になる	826	48.1%
来客数が減り、身近なスーパーや商業施設等が撤退する	627	36.5%
雇用の量や質の低下等から、若い世代がさらに減る	553	32.2%
空き家が増加し、治安・防災、景観等の面で、地域の生活環境が悪くなる	567	33.0%
地域の自治活動や祭り等の行事の維持が困難になる	475	27.6%
農地や山を管理する人がいなくなり、農山村の集落環境の維持が困難になる	472	27.5%
わからない	79	4.6%
その他	29	1.7%
無回答	44	—
合　計	4,849	
回答者数	1,762	—

※割合は無回答を除く

※割合は回答者数を母数としている

問13. 人口減少・少子高齢化が進行すると日常生活への影響が大きいと思われるもの（3つまで選択可）

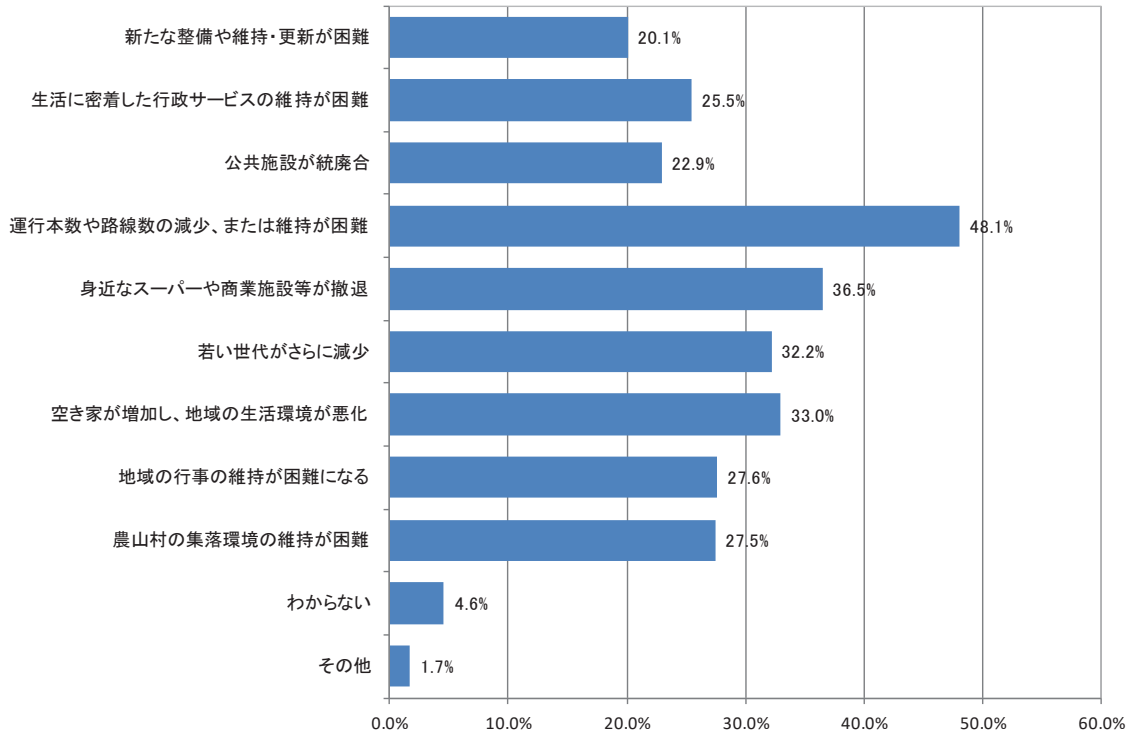

問 14. 快適な日常生活を送れる環境を実現するために重要だと思うこと（２つまで選択可）

- 快適な日常生活を送れる環境を実現するために重要だと思う環境としては、「商店等の生活に便利な施設に歩いて行ける、日常生活が便利な環境」が 34.7%で最も多く、次いで「鉄道やバス等の公共交通機関での移動が便利な環境」、「様々な商業施設や病院、公共施設等が集積する賑やかな環境」の順となっている。

	回答数	割合
様々な商業施設や病院、公共施設等が集積する賑やかな環境	482	28.1%
商店等の生活に便利な施設に歩いて行ける、日常生活が便利な環境	595	34.7%
働く場所（職場）と家が近く、日常生活での移動が少なくて済む環境	256	14.9%
家の周りの身近な道路環境が整った、車利用が便利な環境	265	15.4%
鉄道やバス等の公共交通機関での移動が便利な環境	537	31.3%
幼稚園・保育園や学校、公園等が近くに充実している環境	127	7.4%
医院や病院、福祉施設等が近くに充実している環境	477	27.8%
田畑が家の周囲に広がるのどかな環境	54	3.1%
山や海、川等が家の近くにある自然に恵まれた環境	69	4.0%
人のつながりや地域のコミュニティが充実した環境	283	16.5%
防災対策が整っている環境	232	13.5%
わからない	43	2.5%
その他	62	3.6%
無回答	46	—
合　計	3,528	
回答者数	1,762	—

※割合は無回答を除く

※割合は回答者数を母数としている

問14. 快適な日常生活を送れる環境を実現するために重要だと思うこと（2つまで選択可）

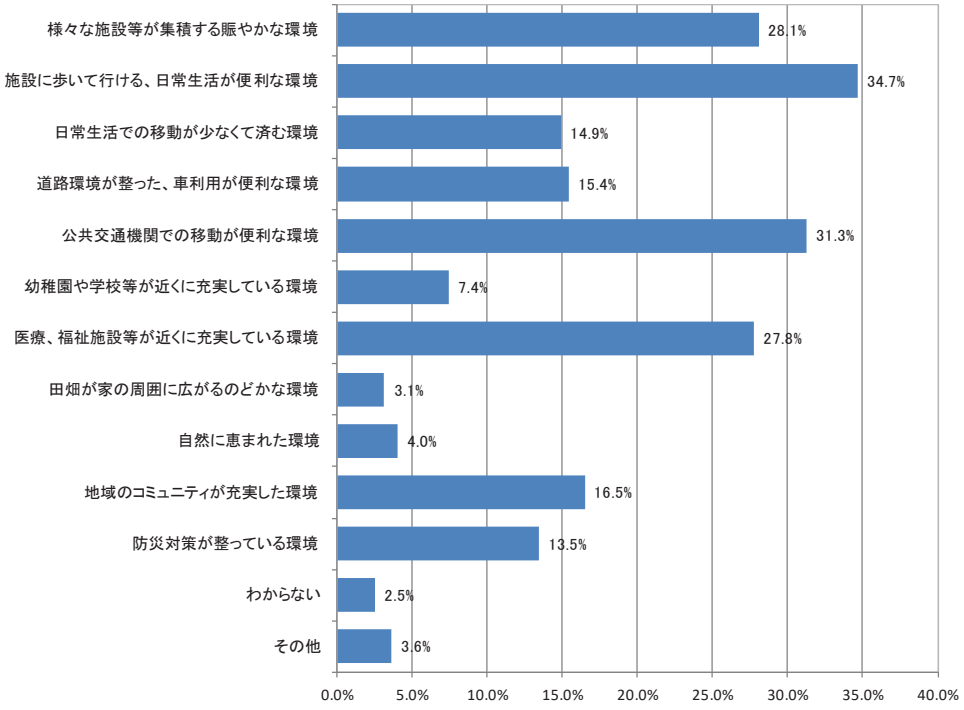

問 15. 今後のまちづくりについて（１つ選択）

- 今後、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、市税の減収が見込まれる中、「徒歩や公共交通での移動範囲に日常生活に必要な機能を集めていく」べきであるとする人が最も多くなっている。
- 『快適な日常生活を送れる環境の実現（問 14）』と『人口減少・少子高齢化の進行に伴い、市税の減収が見込まれる中でのまちづくり（問 15）』の両面において日常生活への必要機能の集約が重要であるとする人が多くなっている。

	回答数	割合
市税の減収に対応できるように、徒歩や公共交通で移動できる範囲に店舗や病院、公共施設等の日常生活に必要な機能を集めていく	1,182	70.9%
一人当たりの税負担が増加しても、道路や上下水道、学校などの公共施設を現状のまま維持していく	203	12.2%
一人当たりの税負担が大幅に増加してでも、郊外型の住宅開発や商業施設の誘導、それに伴う新たな道路や上下水道、学校などの公共施設や公共交通の整備を積極的に行う	121	7.3%
その他	161	9.6%
無回答	108	—
合　計	1,775	—

※割合は無回答を除く

※複数選択している人がいるため、割合は回答数を母数としている

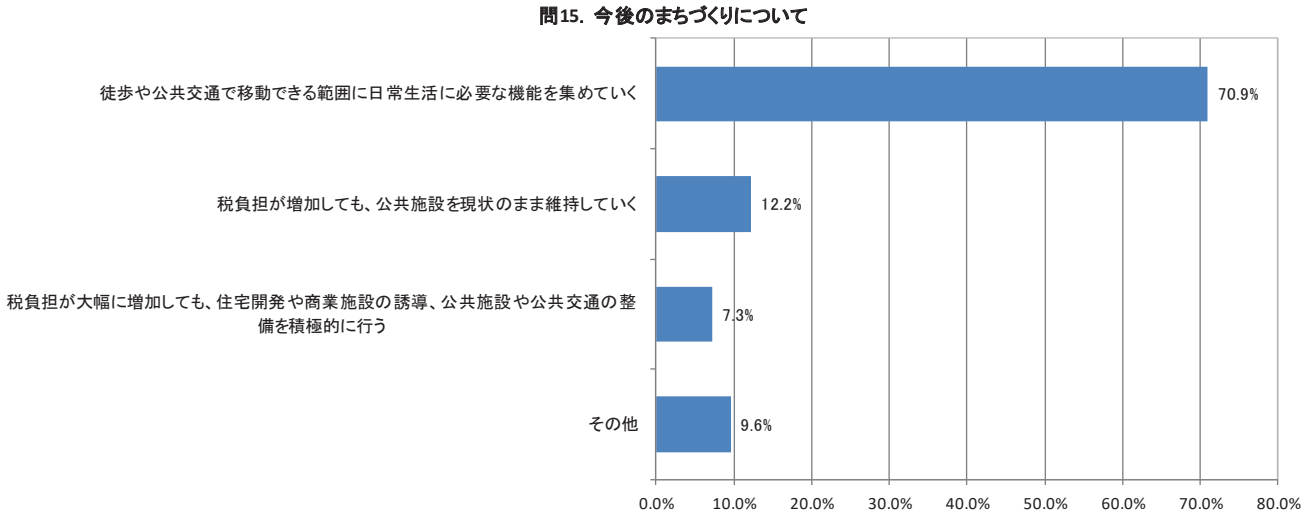

問 16. 将来（約２０年後）の住まいについて（１つ選択）

- おおむね 20 年後の住まいに関する意向としては、「今の場所で住み続けたい」が 48.1％で最も多く、次いで「わからない」、「今住んでいる地域内で住み続けたい」の順となっている。

	回答数	割合
今の場所で住み続けたい	835	48.1%
今住んでいる地域内で住み続けたい	233	13.4%
市内の別の地域に移り住みたい	85	4.9%
市外に移り住みたい	171	9.9%
わからない	353	20.3%
その他	58	3.4%
無回答	36	—
合　計	1,771	—

※割合は無回答を除く

※複数選択している人がいるため、割合は回答数を母数としている

問16. 将来（約20年後）の住まいについて

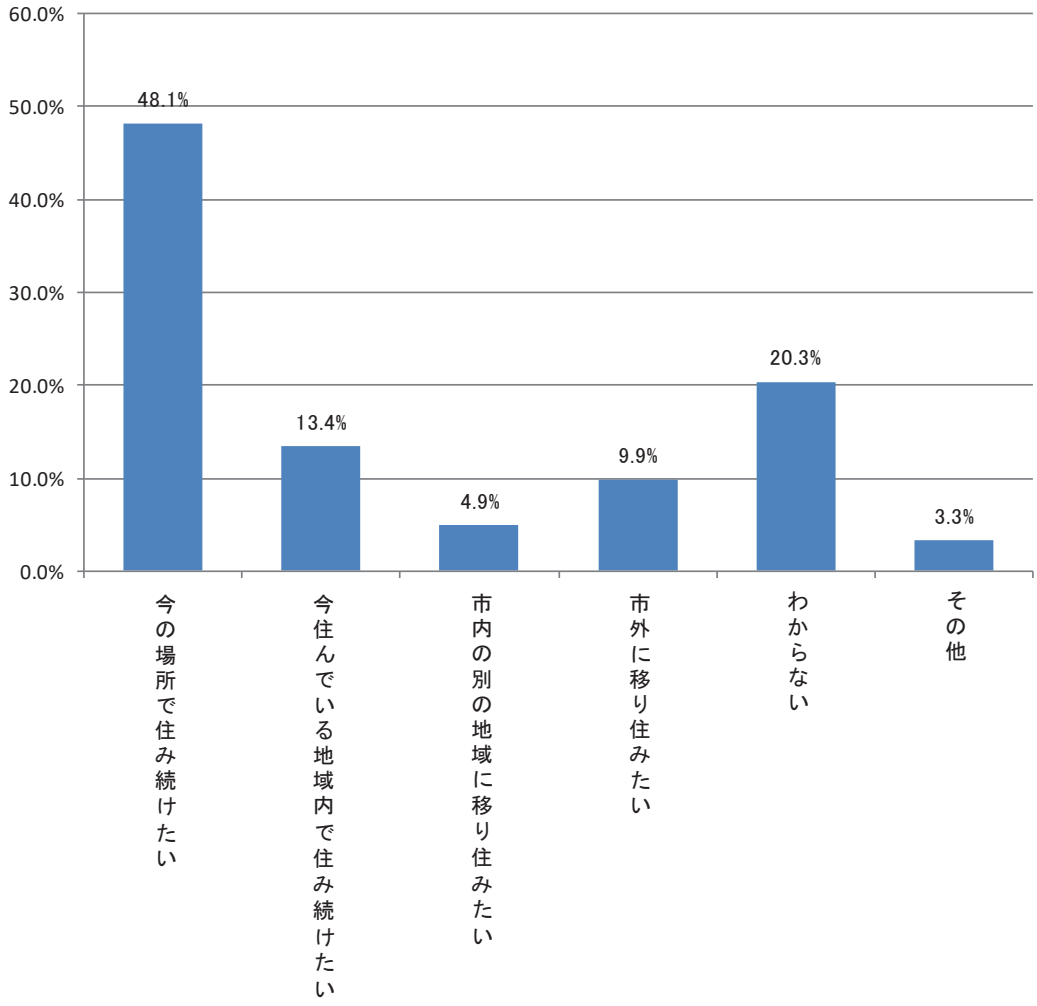

問 17―１．現在住んでいる場所（１つ選択）

- 現在住んでいる場所としては、「鉄道駅から徒歩圏内（概ね 800m、15 分以内）で、戸建住宅やアパート、店舗などを主体とした住宅地域」が 32.3％で最も多く、次いで「鉄道駅から徒歩圏外で、戸建住宅を主体とした住宅地域」、「鉄道駅から徒歩圏内で、商業ビルやオフィスビル、マンションなどが混在した商業地域」の順となっている。

	回答数	割合
鉄道駅から徒歩圏内で、商業ビルやオフィスビル、マンションなどが混在した商業地域	196	12.2%
鉄道駅から徒歩圏内で、戸建住宅やアパート、店舗などを主体とした住宅地域	520	32.3%
鉄道駅から徒歩圏外で、店舗や事務所、戸建住宅、アパートなどが混在した商業地域	87	5.4%
鉄道駅から徒歩圏外で、戸建住宅を主体とした住宅地域	392	24.3%
田畑が広がる田園地域	189	11.7%
山林が広がる自然豊かな山間地	193	12.0%
市外	9	0.6%
その他	24	1.5%
無回答	158	―
合　計	1,768	―

※割合は無回答を除く

※複数選択している人がいるため、割合は回答数を母数としている

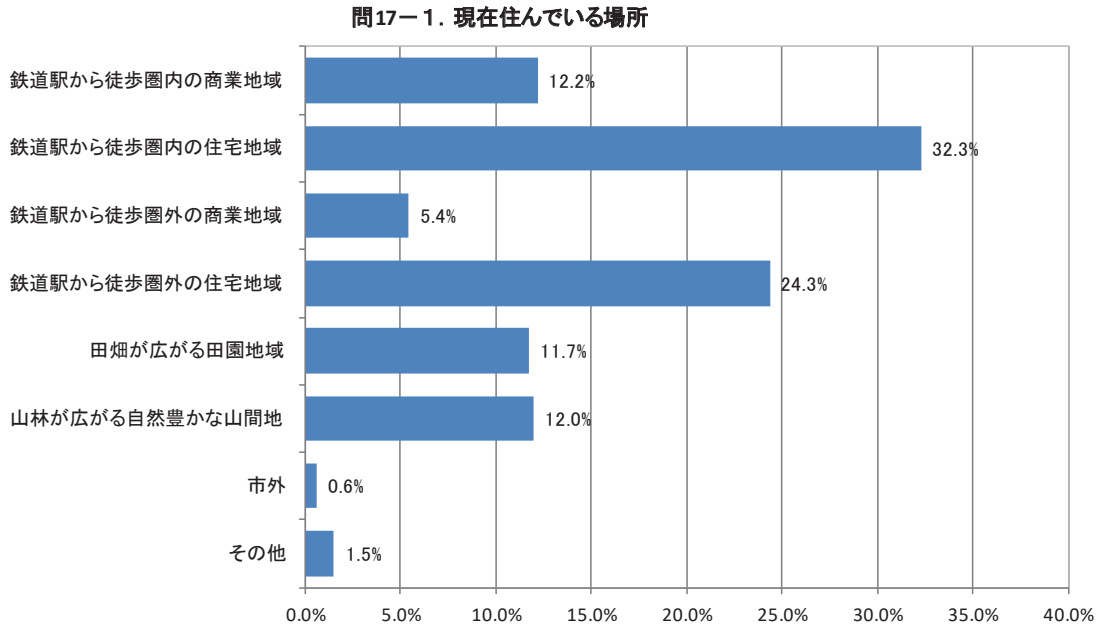

問 17—２．将来住みたい場所（１つ選択）

- 将来住みたい場所（居住環境）としては、現在の居住環境と同様に「鉄道駅から徒歩圏内で、戸建住宅やアパート、店舗などを主体とした住宅地域」とする人が多くなっているが、郊外等での密度が低くゆったりとした居住環境を望む人も一定の割合を占めている。

	回答数	割合
鉄道駅から徒歩圏内で、商業ビルやオフィスビル、マンションなどが混在した商業地域	319	20.2%
鉄道駅から徒歩圏内で、戸建住宅やアパート、店舗などを主体とした住宅地域	581	36.8%
鉄道駅から徒歩圏外で、店舗や事務所、戸建住宅、アパートなどが混在した商業地域	82	5.2%
鉄道駅から徒歩圏外で、戸建住宅を主体とした住宅地域	198	12.5%
田畑が広がる田園地域	137	8.7%
山林が広がる自然豊かな山間地	118	7.5%
市外	75	4.7%
その他	69	4.4%
無回答	190	—
合　計	1,769	—

※割合は無回答を除く

※複数選択している人がいるため、割合は回答数を母数としている

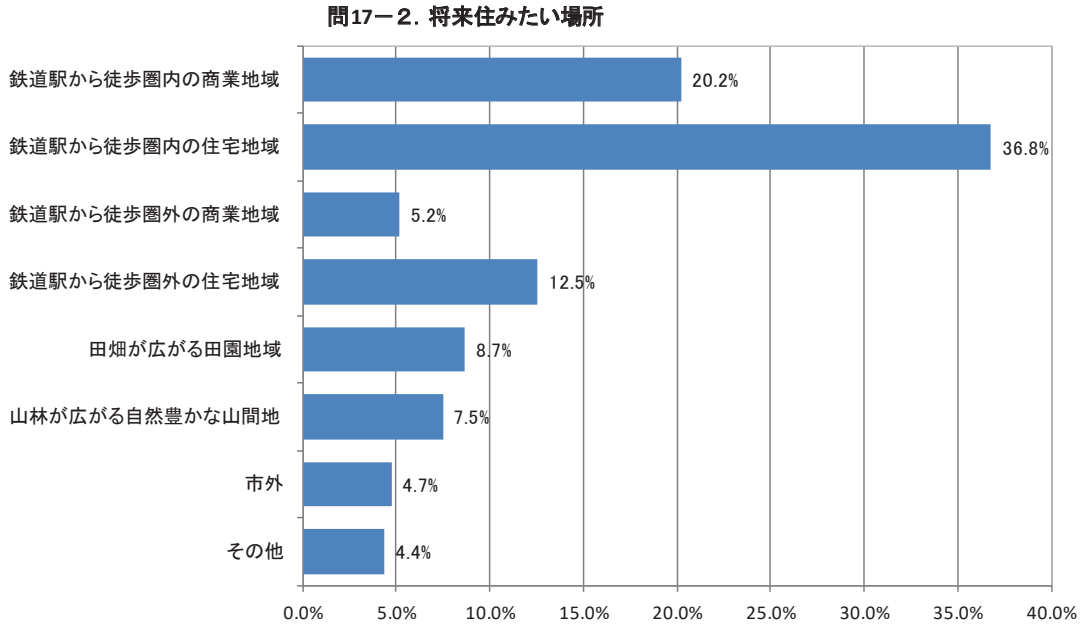

問. 18 これまでのまちづくりの課題や問題点（自由意見）

- これまでのまちづくりの課題や問題点として、「道路・駐車場の整備、渋滞」や「公共交通」といった交通に関する内容が多くみられる。
- 「商業施設・娯楽施設」に関する内容も多く、「公共施設」、「医療・福祉」も一定数みられ、都市機能の充実が求められている。

項　目	意見数（述べ数）
道路・駐車場の整備、渋滞	145
公共交通	94
子育て環境・教育環境	33
雇用・働く場所	20
医療・福祉	28
公共施設	26
商業施設・娯楽施設	80
住民自治・コミュニティ	7
美観・景観・まちなみ	22
観光	26
安全・安心	24
空き家	10
上下水道	19
ごみ処理・回収	10
米軍基地	39
市町村合併・地域格差	48
少子高齢化・人口減少	17
行政・まちづくり一般	87
その他	39
ない・わからない	16
現状に満足	13
アンケートについて	2
合　計	805

問. 19 今後のまちづくりへの意見や提案（自由意見）

- 今後のまちづくりへの意見や提案として、「商業施設・娯楽施設」の充実を求める声が多い。具体的な施設としては、最寄り品等の日常的な買物ができる施設から買回り品の買物施設や映画館等の娯楽施設などで、多様である。
- 「行政・まちづくり一般」については、イベントを活用したまちづくりや予算の使い途、市政運営の在り方に関する意見もみられる。
- 「米軍基地」については、基地の縮小を望む声に加え、米軍基地を活かしたまちづくりという提案もみられる。

項　目	意見数（延べ数）
道路・駐車場の整備、渋滞	111
公共交通	94
子育て環境・教育環境	79
雇用・働く場所	52
医療・福祉	64
公共施設	46
商業施設・娯楽施設	190
住民自治・コミュニティ	14
美観・景観・まちなみ	13
観光	43
安全・安心	42
空き家	16
上下水道	10
ゴミ処理・回収	11
米軍基地	51
市町村合併・地域格差	34
少子高齢化・人口減少	40
移住・定住促進	6
行政・まちづくり一般	144
その他	44
問 18 に回答した	8
ない・わからない	15
現状に満足	3
アンケートについて	9
合　計	1,139

６．用語解説

本項目で記載しているページは、その用語が最初に出てくるものを記載しています。

か行

ページ	用　語	解　　説
22	開発許可	いわゆる線引き制度（区域区分）の実行を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度のこと。
66	開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物（コンクリートプラント、ゴルフコース、１ha 以上の墓園等）の建設を目的とした土地の区画形質の変更のこと。都市計画法では、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化を防止するため、開発行為を行う場合は市長の許可が必要であると定められており、これを「開発許可」という。
48	義務的経費	歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に削減できない経費のことで、人件費、扶助費、公債費からなる。
44	緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所のこと。洪水、土砂、地震、津波、高潮の災害の種類ごとに指定する。
98	計画規模	水防法に規定された集水域（降った雨や雪が川に流れ込む範囲のことで、流域ともいう。）における、10 年～50 年に一度程度の確率で起きる降水量のことをいう。
6	公共施設等総合管理計画	平成 26 年４月に総務省から策定要請のあった公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画。長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目指す。本市では、平成 29 年 10 月に策定している。令和５年３月 31 日時点で、99.9%の市区町村が策定済み。
36	高次都市機能	住民生活や企業の経済活動に対して、行政、教育・文化、情報、商業、交通、レジャーなどの様々な各種サービスを提供し、都市自体が持つレベルの高い機能で、都市圏を越えて広域的に影響力のある機能。
71	交通結節点	鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場のように交通動線が集中的に結節する箇所。

さ行

ページ	用　語	解　　説
110	市営住宅長寿命化計画	市営住宅の効率的かつ円滑な更新を行うため、中長期的な視点に立った維持管理計画及び建替・改善等の方針を示した計画で、本市では平成 30 年３月に策定、令和５年３月に改定している。
3	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

ページ	用　語	解　　説
22	人口集中地区（ＤＩＤ）	市区町村の区域のうち、人口密度が特に高い地域のことで、国勢調査の集計のために設定される統計地域。設定基準は、市区町村内で人口密度が 4,000 人/km^2 以上の調査区が隣接し、それらの隣接した地域の合計人口が 5,000 人以上となる地域。略称はＤＩＤ（dissociative identity disorder）。
6	人口ビジョン	地方公共団体における人口の現状と将来の展望を示した長期ビジョン。本市では平成 27 年 10 月に策定し、令和５年３月に改定している。
6	総合計画	地方公共団体の全ての計画の基本となる計画のことで、福祉・環境保全・都市施設整備・産業振興・教育など様々な分野を総合的かつ計画的に推進していくための指針であり、市町村の最上位に位置する計画である。本市では、「第３次岩国市総合計画」を令和５年３月に策定している。
98	想定最大規模	水防法に規定された集水域（降った雨や雪が川に流れ込む範囲のことで、流域ともいう。）における、1000 年に一度以下の確率で起きる降水量のことをいう。

た行

ページ	用　語	解　　説
103	耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律第６条第１項に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を守るため、本市内の住宅、その他建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標や施策等を示した計画。本市では、平成 20 年３月に策定し、令和５年３月に変更している。
117	タスクフォース	特定の課題を達成するために一時的に設置される組織のことで、組織横断的に適任者を集め、短期集中的に課題解決にあたる。
6	地域公共交通計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく公共交通のマスタープランとなる計画であり、地域の移動ニーズを踏まえ、本市にとって望ましい持続可能な公共交通サービスの提供を確保するために必要な方針等を定めている。本市では、令和５年３月に策定し、令和６年２月、同年６月に改正している。
111	地域地区	都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの（都市計画法第８条第１項）。
111	地区計画	一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画として定める都市計画制度（都市計画法第１２条の５）。
6	中山間地域振興基本計画	中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するための計画。岩国市中山間地域振興施策基本条例に基づき、中山間地域に定めた区域を対象に、計画を策定している。令和５年４月に「第２次中山間地域振興基本計画」を策定している。

ページ	用　語	解　　説
6	中心市街地活性化基本計画	モータリゼーションの進展や商業店舗の郊外立地などのために空洞化が進行している中心市街地を活性化するために作成する、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画。本市では、令和２年２月に、第２期岩国市中心市街地活性化基本計画を策定している。
120	低未利用土地	主として市街地内の空地、空き家や空き店舗の敷地など、有効に利活用されていない土地。
48	投資的経費	歳出のうち、道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費のこと。
111	特別用途地区	用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区（都市計画法第８条第１項）。
3	都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、原則として都道府県が指定する（都市計画法第５条第１項）。本市では、岩国都市計画区域と岩国南都市計画区域が指定されている。
5	都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の２に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村が創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの理念や都市計画の目標など、都市づくりの具体性のある将来ビジョンなどを示した、市町村の都市計画の総合的な指針である。本市では、平成 29 年３月に策定（改訂）している。
6	都市計画区域マスタープラン	都市計画法第６条の２に定められた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことで、都道府県等が作成する。都市計画区域ごとに都市の中長期的な将来像を明確にし、区域区分（市街化区域・市街化調整区域）の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針を定めるなど、都市計画の基本的な方向性を示している。
2	都市再生特別措置法	急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（「都市の再生」）を図り、あわせて都市の防災に関する機能の確保を目的として定められた法律。
39 77	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」、建築物に損壊が生じ住民等の生命・身体に著しい危害のおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき知事が指定する。なお、土砂災害とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの３現象のこと。

な行

ページ	用　語	解　　説
77	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（第８条第１項及び第２項）で定められる区域で、農業振興地域内にある集団的に存在する農用地等（耕作、養畜のための採草、家畜の放牧等に供される「農用地」や、農業用施設の用に供される土地等）として利用すべき土地のこと。
98	南海トラフ地震	静岡県の駿河湾から九州東方沖までの溝状の地形沿いで想定される大規模な地震のこと。

は行

ページ	用　語	解　　説
40	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲等を地図化したもの。
111	バリアフリー	直訳すれば障害をなくすという意味で、都市計画の分野においては、主として建物内や道路、公共交通機関などの段差の解消、点字ブロックや手すりの設置、歩道内の無電柱化等が該当する。
22	非線引き都市計画区域	都市計画区域内に市街化を促進する「市街化区域」、並びに市街化を抑制する「市街化調整区域」を指定していない都市計画区域です。
3	非線引き用途地域	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することを区域区分（線引き）といい、この区域区分がなされていない区域を非線引き都市計画区域という。非線引き用途地域は、非線引き都市計画区域で用途地域を定めている区域のこと。
77	保安林	水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供などの公益的機能を発揮させるため、森林法に基づいて指定された森林のことで、保安林に指定されると、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ま行

ページ	用　語	解　　説
6	まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づき策定された計画で、人口ビジョンで示した目指すべき将来の方向と人口の将来展望を踏まえ、まち・ひと・しごと創生に関する５年間での目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を示した計画。本市では令和２年３月に第２次岩国市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定している。

や行

ページ	用　語	解　　説
22	用途白地地域	非線引き都市計画区域における、用途地域が定められていない土地の区域。
22	用途地域	都市計画法の地域地区の一種で、市街地における適正な土地利用を図るため、その目標に応じて１３種類に分け、建築基準法と連動して、建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加える制度（都市計画法第８条第１項）。

ら行

ページ	用　語	解　　説
112	リノベーション	中古物件の設備や間取りなどの大規模な変更を行い、建物の機能や価値を再生することを目的とした改修のこと。

岩 国 市 立 地 適 正 化 計 画

◎策定：令和２年３月 31 日
◎改定：令和７年３月 31 日
◎編集：岩国市 都市開発部 都市計画課

〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
TEL：(0827)29-5161　　FAX：(0827)24-4207
E-mail：toshikei@city.iwakuni.lg.jp